

官報

昭和五十五年三月三十一日

第九十二回 参議院會議録第八号(その一)

昭和五十五年三月三十一日(月曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第八号

昭和五十五年三月三十一日

午前十時開議

- 第一 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 附屬機関、地方支部等に関する規定の整理等に関する法律案(第九十回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送付)
- 第三 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 日本専売公社法の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送付)
- 第五 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 過疎地域振興特別措置法案(衆議院提出)
- 第一二 工業標準化法の一部を改正する法律案

- (内閣提出、衆議院送付)
- 第三 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 第四 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 第五 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 第六 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 第七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 第八 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 第九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 - 第二〇 国の保育予算の大幅増額等に関する請願(百四十件)
 - 第二一 国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(十五件)
 - 第二二 民間保育事業振興に関する請願(五十二件)
 - 第二三 保育所の運営費超過負担解消等に関する請願(七件)
 - 第二四 保育所の増設に関する請願(六件)
 - 第二五 学童保育の制度化等に関する請願(二十件)
 - 第二六 保育所施設の最低基準改定等に関する請願(二十八件)
 - 第二七 精神障害者福祉法の制定に関する請願

- 第二八 老人医療費の有料化反対等に関する請願
- 第二九 福祉関係予算の充実に係る請願
- 第三〇 国民福祉の後退阻止に関する請願(四件)
- 第三一 腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(十三件)
- 第三二 医療ソーシャルワーカーの制度化に関する請願(二件)
- 第三三 国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(七件)
- 第三四 国立腎センター設立に関する請願(二件)
- 第三五 国民健康保険料の値上げ反対等に関する請願(二件)
- 第三六 寡婦福祉法制定等に関する請願
- 第三七 幹線自動車道建設促進に関する請願

○本日の会議に付した案件

- 一、請願の件
- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第一より第一九まで
- 一、国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、日程第二〇より第三七まで
- 議長(安井謙吉) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
加瀬完君から病氣のため二十四日間請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と御答へあり。
○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。
- 議長(安井謙吉) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。
内閣から、人事官に藤井貞夫君を、
原子力委員会委員に新関欽哉君、渡部時也君を、
原子力安全委員会委員に吹田徳雄君、御園生圭輔君を、
中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君を、同委員に笠松章君を、
日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を、
公共企業体等労働委員会委員に山口俊夫君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
まず、人事官、原子力委員会委員、中央更生保護審査会委員長、日本銀行政策委員会委員、及び原子力安全委員会委員のうち吹田徳雄君の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。
- 議長(安井謙吉) 次に、中央更生保護審査会委員、公共企業体等労働委員会委員、及び原子力安全委員会委員のうち御園生圭輔君の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。
- 議長(安井謙吉) この際、日程に追加して、昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と御答へあり。
○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。竹下大蔵大臣。
〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登君) 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)

げます。

昭和五十五年度の経済運営の基本は、流動的な国際経済情勢の中で、物価の安定を図りつつ、景気の自律的拡大基調を維持することにより、国民生活の安定と着実な経済発展のための基盤強化を図ることにあると考えます。

他方、わが国財政は、巨額の公債発行に依存する異常な状況にあり、今後の経済の安定成長を期するためにも、財政の公債依存体質を改善し、財政の対応力の回復を図ることが急務となっております。

このような状況にかんがみ、昭和五十五年度予算は、公債発行額を前年度当初予算より一兆円減額して財政再建の第一歩を踏み出すとともに、経済の着実な発展に配慮することを基本として編成いたしました。

まず、歳出面では、各省庁の経常事務費を初めとする一般行政経費を極力抑制するとともに、政策的経費についても根拠から見直しを行った上、各種施策の優先順位を十分考慮し、財源の重点的、効率的配分に努めたところであり、この結果、一般歳出の伸び率は昭和三十一年度以来の低率となっております。

また、歳入面では、租税特別措置の整理等をさらに推進するとともに、給与所得控除の見直しと退職給付引当金の累積限度額の適正化を図ることとしております。

しかしながら、このような歳出歳入両面にわたる見直しにもかかわらず、昭和五十五年度においても、前年度に引き続き、財政法の規定により発行する公債のほか、特例公債の発行によらざるを得ない状況にあります。

このため、昭和五十五年度の特例措置として、国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行できることとする法律案を提案するものであります。

しかし、このような措置はあくまで特例的な措置であり、特例公債に依存する財政からできるだ

け速やかに脱却することが財政運営の要諦であることは申すまでもありません。政府としては、引き続き、財政の健全化を図るため全力を尽くす決意であります。

以上、昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(安井謙吉) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になりました昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案について、総理大臣並びに関係閣僚に質問いたします。

この法律案は、財政法で禁じられているいわゆる赤字公債の発行の特例として認めようとするものであります。しかしながら、この特例法は、昭和五十五年度以来すでに五年続けて施行されてきているのであります。言うまでもなく、財政法が非募債主義をとり、例外として建設公債の発行のみを認めておられますのは、戦前、公債発行が軍事費調達手段となった結果、財政節度を失われ、ひいては日本の運命を誤らせるに至ったことへの反省からであります。そうとすれば、今日、日本国憲法にのっとりつくられた財政の基本法である財政法の精神がじゅうりんされている事態を看過することはできないのであります。ここで行政、財政に大なたをふるい、大改革を断行せずんば、再び日本の運命を誤らせるおそれなしといふことも過言ではないのであります。

ところが、財政当局が作成し、国会に提出している試算では、特例公債に依存した赤字財政は今後四年も続く見通しだとされており、現に新年度もそれを予定して、ここに法案が提出されたのであります。昭和五十年から数えておよそ十年近くも赤字財政を続けるということになるならば、財政法のもとでの財政運営が基本的に成り

立っていないということでありましょうか。政府は、財政法を堅持するつもりなのか、それとも財政法に手を入れる必要を感じているのか、総理及び大蔵大臣に伺います。

今日の財政危機について、政府は、石油危機に端を発し、経済の停滞の過程で税収の伸びが落ちる一方、財政によって景気を下支えしようとしたことが重なって生じたものと述べております。

しかし、同じく石油危機に直面した欧米諸国においては、確かに一、二年は公債依存度を高めましたが、いずれも二割以下にとどめ、しかも直ちに依存度の低下に努め、早くから財政再建に着手して、財政危機が深刻化するのを防止したのであります。ひとり日本のみが、わが党の警告にもかかわらず、公債依存度をウナギ登りに上昇させて、財政危機を泥沼化させたのであります。

現在、公債発行残高はおよそ六十兆円、一年間の国民総生産の四分の一に達し、国民一人当たり六十万円の借金をしていることになりました。企業であれ団体であれ、これほどの赤字を発生させたならば、経営者、管理者として失格であります。当然、責任を問われるし、また、深く責任をとるべきであります。

ところが、自由民主党政府は、石油危機のときから数えて、田中、三木、福田、大平の四代の総理、愛知、福田、大平、坊、村山、金子、竹下、七人の大蔵大臣は、だれ一人責任をとらなかったものであります。財政危機がここまでに至った以上、国民の前に自由民主党政府の失政をわび、責任を明確にさせることが政治家として最低限の節度というものであります。総理の真摯な反省を伺います。

この反省の上に立ち、責任を明らかにすることなしに、今後の財政再建についての展望を語る資格はないと言わなければなりません。なぜなら、今日の財政危機は急速な経済成長の挫折によってもたらされたものであり、財政の体質そのものを変える必要があるからであります。

新年度、昭和五十五年度の予算編成に当たっ

て、政府は、夏にサマーレビューを行い、十一月には予算の総枠をあらかじめ発表するという異例の編成を行いました。それについて私は評価するにやぶさかではありません。来年度編成に当たっても再度さらに徹底したサマーレビューを行うべきであると考えますが、これを行うか否かについてまず大蔵大臣に伺います。

しかし、昨年のサマーレビューは具体的には何の成果も上げ得ず、結局は従来どおり概算要求枠を抑えただけにすぎず、依然として前年度予算をもとにした増分主義を踏襲しているものであります。政府は、サマーレビューによって、国債を本年度当初予算と比べ一兆円削減できたと主張しておりますが、本年度補正後予算と比べれば、新年度予算案では逆に発行額は二千二百億円増加しているのであります。自然増収が四兆六千億円予定されていることからすると、義務的経費がふえたといえ、決して成果を国民の前に誇れるものではありません。

さすがに大蔵大臣は気がひけるとみえて、新年度予算案を「財政再建への第一歩」と言っておられるようではありますが、私は、今日に至るまで財政危機を放置して、何をいまさら「第一歩」と誇るのかと憤りにたえません。危機がここまで深化してなお新年度も再建の手がかりすらつかめず足踏みにしている状態は、納税者に対してまことにさげすみにたえないのであります。

大蔵大臣、あなたは危機の責任を明らかにしないで、何をもって国民の前に「財政再建の第一歩」と言うのか、十二分な見解を求めたいと思います。

しかも、これまでの引き続く国債の大量発行により、本年に入って国債の流通価格は暴落に暴落を続け、新規の発行すら危ぶまれている状況にあります。国債価格の暴落の現象そのものを、政府の経済・財政運営に対する国民の評価であると受けとめるべきではないでしょうか。

このような状況のもとで、新年度において資金

運用部が引き受ける二兆五千億円は別として、残りの二兆八千億円もの国債を市中で消化できる自信をお持ちなのかどうかを大蔵大臣に伺います。

また、政府・自治省は、自治体に対しては財政再建計画を提出させて見返りに公債発行を許可するという地方自治を侵害するまでの手段をとっておりません。ところが、政府ばかりは何の計画もなしに借金を重ねているのであります。もし財政当局がフリーハンドを保つために計画づくりに消極的であるとするならば、国家無謬説的な権力のごりと言ふはあきまりありません。そこで、財政計画の第一歩でもよろしい、早急に、少なくとも参議院選挙の前には公表して、選挙を通じて国民の判断を仰ぐべきであると考えますが、大蔵大臣の所見を伺います。

しかし、現在進められている作業は、後年度負担推計という方法によるものであります。これは単に現在の状態を延長するものであって、福祉や教育、農業や産業政策などの新しい理念とプランに基づいた行政の新しい姿を描き出すようなものではないのであります。それどころか、昨年の総選挙におけるような増税キャンペーンに利用されるだけに終わってしまうおそれがあります。

総理、あなたは一般消費税の導入や所得税の増税を完全に断念されたのでしょうか。もし何らかの大型増税が必要であるとお考えならば、国民の目をごまかすあいまいな態度をとらず、新しい政策、新しい社会を選択できるような財政計画をつくり、もって国民の判断を仰ぐべきであると考えますが、御見解を伺います。

次に、行政経費の節減について伺います。とかく批判の強い補助金については、政府はその合理化に努めてきたと主張しております。しかし、それによって数は少し減ったものの、補助金総額が一向に減らないのはなぜでしょうか。

法律に根拠のあるものはさておくとしても、いわゆる予算補助については、まだまだ重複や使命を終えて整理すべきものが多いにもかかわらず、

「補助金一つに係長一人」と呼ばれるほど各省庁、受け入れ団体で既得権化しております。ところが、それぞれ補助金には期限が決まられ、関係者に通知されているようであり、今日、そうした期限などの約束を財政当局と関係者の間で隠しておくことは許されません。関係書類をすべて公表し、いわゆるサンセット方式を導入することは財政再建を口にする政府の義務であると考えますが、大蔵大臣及び行政管理局長官の意見を求めます。

次に、財政投融資から政府関係機関、特殊法人に融資が行われているのでありますが、現在、政府金融機関を初め多くの財政対象機関で巨額の不用額が生じており、昨年度平均して一〇％に及ぶ状態であり、特に、日本開発銀行、日本輸出入銀行など民間金融機関との競合が問題となっており、機関や、日本住宅公団など国民の住宅需要に適切にこたえられなくなっている機関で巨額の不用額が出ていることは、財政のあり方に欠ける問題であり、検討すべきところであると考えますが、総理及び大蔵大臣の見解を伺います。

最近、鉄道公団やKDDなど政府関係機関や特殊法人の不正経理、大蔵省を初め各省庁の不当な接待、供応などの支出が表面化し、世論の厳しい指弾を受けています。しかし、それにもかかわらず、小手先の改善が行われたにとどまり、不正の根が根本的に断たれたわけではありません。結局は、綱紀の肅正、一人一人の自覚にまつよりほかはないにしても、実質上、各省庁にゆだねられた数字づらだけ合えばよいと言われる経理方法の改善にまでメスを入れる必要があると考えます。

予算決算制度は、日本が近代国家として成立して以来百年この方、ほとんど基本的には同じやり方が踏襲されてきたのであります。しかしながら、今日の財政危機に至るに及んで、単にサマリーレビューで予算総枠を厳しく抑えるという旧態依然たる方法でもってしては旧態依然たる予算決算しかできないことは当然の帰結であります。この

際、制度そのものを根本から見直すべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

総理は、しばしば、財政再建は、大蔵省にとどまらず、各省庁、国会、国民の協力が必要だと述べておられます。私もそのとおりだと思えます。セクショナリズムがきわめて強いと言われる官僚機構と行政にメスを入れるためには、国民の参加と地方自治体の参加が不可欠であります。現在の行政改革は、地方自治体、特殊法人、補助金整理など、確かに数字の上では改革が行われるように見えますが、行政改革の根本は、将来どういう行政を行うのか、その姿を描かずして、生首を切るようなことだけを事として、生首を切るのスタンドプレーでしかありません。この点についての行政管理局長官の見解を求めます。

さらに、行政改革について、広い視野から国民及び自治体の参加を得て検討する総理の直属の機関を今日再びつくるべきであると考えます。また、オンブズマン制度の導入についても検討すべきであると考えますが、総理並びに行政管理局長官の見解を求めます。

また、自治大臣は、自治体の国政参加の推進についてどういった見解をお持ちであるのか、明確にしたいだきたいと思います。

最後に、防衛費について伺います。新年度予算案をめぐって、GNP比一％を確保するか否かの攻防が関係省庁で行われました。しかし、予算措置でもってなし崩し的に防衛費を拡大し、防衛力を強化することを深く懸念いたします。最近、駐日アメリカ大使をして、日本の防衛に対する態度が劇的に変わったと言わしめたその態度について、政府は国民に広く明らかにし、国民の合意を得た上で初めて態度決定をすべきであり、独走は決して許されません。参議院選挙において争われるべき問題と考えますが、総理の明快な見解を伺います。

以上、深刻な財政危機に陥っている事態において、さらに赤字財政を続けることの危険性を指摘し、その責任を明らかにした上で、民主的な財政運営に立った改革を行い、もって八〇年代に新しい国民本位の社会を築くための若干の提言と質問を行いました。

総理並びに関係大臣の明確な答弁を求めるところであります。

ありがとうございました。(拍手)

【国務大臣大平正芳君登壇、拍手】

○国務大臣(大平正芳君) 和田さんの最初の御質問は、今日、財政が多額の国債を抱えて体質が悪化したところから、政府は、財政法を依然として堅持するつもりか、それとも財政法の手直しを考えておるかという御質問でございます。

御指摘のように、今日の財政が財政法第四条の規定から外れまして、特例公債の発行を余儀なくされて、毎年毎年国会の御審議で特例法案をお願いしなければならぬという事態に立ち至っておりますことは、御指摘のとおりでございます。しかし、政府といたしましては、この異例な状態を正常な状態に帰すべく財政再建をして、特例公債の発行を必要としない財政状態、すなわち財政法第四条の指向する方向にわが国財政を持っていくことに力点を置いて努力をいたしておるところでございます。まして、財政法の原則を手直しするというような考えは持っておりません。

第二に、現在のようなしかし財政危機を招いた反省と責任はどうかという御質問でございます。この点につきましては、たびたび本院におきまして申し上げておりますとおり、石油ショックを契機とする経済の停滞によりまして、五十年以降毎年大幅の税収の落ち込みがございました。しかし、その後の税収も伸び悩みがございました。しかし、一方におきまして国民生活は防衛しなければなりませんし、景気は回復を急がなければならぬという要請がございましたので、政府はやむなく公債政策を選択いたしました。これに対応せざるを得なかったわけでございます。

幸いに、この公債政策の運用によりまして、わ

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)

が国の経済の息の長い、影りの深い不況は回復されて、国民の生活と雇用は守られたわけでございます。したがって、政府のこの政策的選択は過ちであったと私は考えておりません。

しかし、残りした後遺症、巨額の特例債を残しておること、また、依然として特例債からの脱却に大変苦勞がございまして、財政再建は厳しい課題でございます。これを断行いたしまして、いち早く財政をノーマルな状態に帰さなければならぬと考えて、五十五年度予算におきましても公債の発行を減額してまいらうという決意をいたしておるわけでございます。

第三の御質問は、一般消費税の導入、所得税の増税等についてどう考えておるか、あまいなことは許されないのではないかと御指摘でございます。

政府といたしましては、国民の前にあまいな財政運営をやろうとは考えていないわけでございまして、増税を国民にお願いするということは大変なことでございます。歳入、支出の関係をどのように切り盛りしていくかというこの関連において、幅広く、本院の御決議にもありますように、歳入歳出面から財政構造の健全化を図るという努力の道程におきまして、増税が必要かという要でないか、必要とすればどの程度必要かというような問題に對しまして、国民の納得を得ながら進めてまいらなければならぬものと考えております。

第四の御質問は、財政投融資計画につきまして、五十三年度の財政投融資に巨額の不用額を出しておるような始末であるので、現在の制度は再検討せなければならぬのではないかと御質問の御質問でございます。

仰せのように、五十三年度の財政投融資は巨額の不用額を生じたこととございます。御指摘のとおりでございますが、これは、内外の経済情勢の低迷によりまして資金需要が伸び悩みましたこと

と、それから金融緩和によりまして多額の繰り上げ償還が行われたこと、それから日本住宅公団における建設計画の再検討が行われた等のために生じたものでございまして、五十四年度財政投融資計画におきましてはさような不用額は生じないものと考えております。

五十五年度におきましては、資金の効率的配分に遺憾なく対応してまいらうとございまして、制度的な改正をいままお願いしようとは政府は考えておりません。

第五番目の御質問は、鉄建公団、KDD等の不正経理問題が起つておるが、特殊法人の予算、決算制度について改革を考へるべきではないかという御指摘でございます。

KDDにつきましては、御指摘のとおり、政府におきましても、事業計画に加えて決算と資金計画につきまして主務大臣の認可を求めることにいたしました。それから財務諸表を新たに提出を求めることにいたしました。さらに、会計検査院の検査対象にKDDを加えることにいたしました。関係法案を提出いたしましたし御審議を願っております。他の特殊法人につきましても、制度の問題と申しますよりは、運営運用上十分気をつけていきたいと考えております。制度上の改正はいま特に考えておりません。

行政改革につきまして内閣直属の機関を設けるべきではないか、オンブズマン制度についてどう考えておるかという御質問でございます。

今日、政府は、内閣に行政管理局長官を本部長とする行政改革本部がございまして、それから産業界、言論界、労働界等各界の代表的な民間有識者六人による行政監視委員会がございまして、その上に随時関係閣僚会議を設けて行政改革の推進に当たっております。このほかに別な制度を設ける考えは特に持っておりません。

オンブズマン制度でございますが、これは諸外国ではそれぞれ固有の背景がございまして導入さ

れておるものと承知しておりますけれども、わが国におきましてはすでに国会の国政調査の制度が確立いたしておることでもあり、必ずしも諸外国と同一には論じられないものと考えております。

しかしながら、この問題につきましては近年各界から関心が寄せられております。昨年九月の航空機騒音問題等防止対策協議会におきましても、わが国の風土に合ったオンブズマン制度のあり方について検討してどうかという意見が出されておりました。現在、政府におきまして鋭意検討いたしておるところでございます。

最後に、防衛費の増額問題につきまして、国民的課題であるので参議院選挙で国民に賛否を問うべきでないかという御主張でございます。

アメリカの方でアメリカ自身も防衛力の整備に努めておるし、西欧諸国もそうであるので、日本側におきましても防衛費の増額、防衛力の整備についてアメリカ側から一般的な要請が参つておることは事実でございます。

しかし、これらの問題は申すまでもなく日本自体がその分別において考えるべき問題でございます。いま政府といたしましては、従来防衛力整備の大綱という目安を持っております。この大綱を、安保条約でございますとかその関連する協定を改定する企業は全然ないわけでございまして、特にいま国民に問わなければならぬような大きな環境変化があるとは考えていないわけでございまして、既定のフレームの中で国民の御納得を得ながら、財政状況をにらみながら、年々歳々防衛予算を誠実に積み上げてまいらうという努力を重ねてまいらうと必要で十分でないかと考えておるわけでございまして、改めてこれを争点に問うというような考えは持っておりません。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登君) まず、私に対する御質問は、財政特例法の制定は六年間続いた、財政法の精神の侵害ではないかと。

これは先ほど総理からの御答へもございました

とあり、御指摘のように、財政法第四条は、財政運営上公債発行についての重要な原則であると考へております。したがって、現在のような特例公債に依存する財政からできるだけ早く脱却して、建設公債の原則のもとに運営される財政に復したと、このように考えております。したがって、近年異常な事態のもとで特例公債の発行が続いておるからといって、財政法第四条を改正しなければならぬとは考えておりません。

次は、サマーレビューを続けるかと、こういうこととでございます。

財政再建を進め、財政の対応力を回復することは緊急の課題であります。そのため、五十五年度予算編成に当たりましては、早期の段階からいよいよサマーレビューを行ってまいらうと見直しに努めたところでございます。しかしながら、財政再建はまだまだ緒についたばかりでありまして、今後とも歳出全般にわたる各般の経費について削減合理化努力を払ってまいらなければならぬことは言うまでもありません。

したがって、本年も、このような観点から早期の段階より、既存の制度、慣行の見直し等を含めて削減合理化の方策の検討に取り組んでまいりたいと考えております。しかも、これは国会の四党の合意といたしまして、補助金の整理合理化についてはサマーレビューを行うべしとの御指摘もございまして、これを引き続き行っていくつもりであります。

次が、五十五年度予算は財政再建の第一歩とは言えない、という御指摘かと、こういうこととでございます。

まず、これにつきましては、公債発行予定額を前年度当初予算より一兆円減額したということ、そしてその結果、公債依存度が三九・六%から三三・五%へと六・一ポイント引き下げられたということが一つであります。

そして、次には、歳出規模につきましても、一般会計全体で一〇・三%増、国債費及び地方交付

税交付金以外の一歳歳出では五・一増と、最近二十年間で最も低い伸び率にとどめたということが第二であります。

また、三番目には、行政の簡素化、効率化を進めるために、行政管理局を中心として特殊法人等の統廃合が行われ、同時に、財政当局といたしましては補助金等の整理合理化を精いっぱい行つた、こういうことであります。

このように、公債の増加傾向に明確な歯止めをかけて歳出規模について極力抑制を行つた、そして行政改革計画を示し得た、これによって財政再建の第一歩を踏み出したという御理解がいただけるのではないかと考えております。

しかし、財政再建の道はまだまだ結についたばかりであります。今後とも、国会決議にもございませうように、歳入歳出面を通じて幅広い角度から財政再建の手だてを考えていかなければならないという事は事実であります。

次が、国債の消化の見通しがきわめて不安ではないか、こういう御指摘でございます。

五十五年度も五十四年度に引き続きまして環境としては厳しいものがある、これは認識は一致いたしております。五十五年度の発行予定額は、五十四年度当初に比べて一兆円圧縮されたということ、そして民間消化分も五十四年度当初に比べて二兆円圧縮いたしました。したがって、円滑な消化が何とかなるものではなからうかというふうに考えておるところであります。

次が、新規政策も盛り込んだ財政計画を早く出せと、こういうことであります。

いわゆる財政計画の検討作業につきましては、昨年七月の財政審の特別部会中間報告を受けまして、各省庁との勉強会、検討会を重ねながら作業を進めてきておまして、現在五十五年度をベースとする後年度負担額推計作業に取り組んでいるところでございます。ただ、何分このような検討作業はわが国では初めての経験でございますし、技術上の困難のほか膨大な作業量を伴うこと、そ

して各省庁の御理解を得ることは欠くべからざる要件であります。したがって、実に一つ一つステップを踏みながら試行を重ねながら進めていく必要がある、このように考えております。

しこうして、作業整理のめどでございます。当面、本年末までを努力目標として問題点の整理を進め、とりあえずそれまでの作業成果の取りまとめを行つてみたいと考えておりますが、正直申しまして、どこまで問題点の整理が進むのか、具体的にどのようなのを試作し得るのか、めどは現時点では立っていないということが事実であります。したがって、いまの段階で何月何日までにお約束いたしますという言葉を使う状態にはありません。

次に、後年度負担の財政計画でございますが、これは将来の具体的な新規政策までを織り組んだ財政計画の策定ということになりますと、変動の大きい社会経済情勢を前提とした場合、実際問題としては非常にむずかしい問題であります。さしあ

たつては、いきなり将来の政府、国民を拘束するような財政計画を目指しますよりも、現状に立脚してこれを将来に投影した後年度負担額推計がまずできますならば、それはそれなりに重要な判断材料を御提供することになるのではないかとこのように考えております。

欧米諸国の経験等に照らして考えてみますと、わが国におきましても少なくとも当面は後年度負担額推計を基本とする財政計画を目指すべきものであるというふうに理解をいたしておるところであります。

予算補助について御指摘がございました。

補助金等の整理合理化に当たりましては、サンセット方式を積極的に推進すること、これは私どもも同意であります。特に五十五年度におきましては新規補助金等について原則として五年以内の

終期を設定したという事実でございます。次に、五十五年度において新たに終期を設定したものが六百六十七件であることはすでに公表しておるこ

ころであります。これらについては、終期到来時に確実に見直しが行われますよう所要の措置を講じてまいりたいと思っております。

それから財投の不用額、これは総理からお答えがございました。

確かに、五十三年度は、繰り上げ償還がございました。また住宅公団の建設計画の再検討がございました。多額の不用額を生じたことは事実であります。

五十四年度はこれは大幅に減少する見込みであります。五十五年度計画におきましても、原資面での制約が非常に厳しいというところからも、財政投融資対象各機関について事業の内容を見直し

ますとともに、資金需要の実勢等を十分勘案したところでありまして、資金の効率的配分に遺憾なきを期しておるつもりでございます。

以上でお答えを終わります。(拍手)

【国務大臣宇野宗佑君登壇、拍手】

○国務大臣(宇野宗佑君) 補助金に關しましては御質問がございましたが、たゞいま大蔵大臣が御答へのおりでございまして、また、補助金は本来大蔵大臣の所管でございまして、省略させていただきます。

二番目には、今回の行革には数合わせばかりが目立つ、ビジョンを持つべきであるという仰せでございます。

今回の行革は数合わせだけではなくして一つのビジョンを持って臨んでおられることも和田さん御承知のとおりだと存じます。特に、今回の行革は、総選挙を通じて一連の不正経理に対する国民の怒りというものがその背景にございまして、いわゆる綱紀振奮をしなればならない、同時にまた高度成長期におけるぜい肉はこれを排除しなければならぬ、そうした一つの大きな課題のもとに私たちは取り組んだものでございます。

当然そのためにはぜい肉を切り落としていかなければなりません。たとえば特殊法人におきましては、先週でございましたが、一〇％強の整理をする、このような形におきまして極力国民の御期待に沿いたいと思っております。

また、ビジョンの具体的な問題に關しましては、不正の排除のために御承知のとおり行政監察を全特殊法人に及ぼすことにはいたしましたし、また、KDD等にも會計検査院の検査を受ける、そういう法改正を今回の行革で行つておるわけでございます。また、民間への過剰介入に対しても、認可等々幾つかの大きな使命を果たしたと存じます。特に、民間の民力培養に關しましては、特殊法人に民間人を過半数以上採用すること、また官僚の天下りの場所を排除すること、こうしたこともわれわれといたしましては今回の行革におきましてなし得たと考えておるところでございます。

第二番目には、総理直屬の機関を置いてはどうかというお話でございます。

ただいま総理がお答えになられましたとおりでございます。かつて大任掛けな行革の諮問機関といたしましては、いわゆる臨調がございましたけれども、こうした機関を置きますと、大体二年ないし三年というふうな長期の期間を必要といたします。今回は、特に先ほど申し上げましたとおり、国民が大きな不満を持っておられるから、敏速にこれにおこたえいたさなければなりません。したがって、私たちがいたしましたのは、第一弾、第二弾等々を通じて国民の御期待に沿いたいと思つておるところでございます。特に、民間人の意見を拝聴するという機会は十二分にございますが、今回の特殊法人に關しましては近く新しい機関を発足せしめようと思つていますが、これは極力半年以内においてその結論を得たい、それに基づいて第二のメスを特殊法人に入れた、これが私の考え方でございます。

オンブズマン制度に關しまして、すでにわが

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明)

三六八

国といたしましては、総理がお答えなさいましたとおり、国会には国政調査権がございますし、あるいはまた行管には相談制度、監察制度等がございますが、特にこれはわが国の風土に合うようなものを考えるかどうかという懇談会の御提言もございまして、ただいまその趣旨に沿ひまして研究会を発足せしめました。すでに二回、三回にわたりましたその研究会が行われております。特に、この発祥の地スウェーデン等におきましては、単に一般行政だけではなくして、あるいは裁判所、あるいは軍隊、あるいは地方自治体、このような広範なものに対する国会におけるオンブズマンの監察ということになっておりますから、これに関しましては、われわれといたしましては慎重に取り扱いながらも、いま申されましたような方向において研究を進めておる次第でございます。あくまでも、わが国の風土、行政組織に合うようなものがあるかどうか、そうしたことが今後の課題になるかと考えております。

いづれにいたしまして、昭和五十五年行草は、ただいままで行つてまいりましたこととすべくなせりというわけではございません。行草は常にやつていかなければなりませんので、御指摘の点を十二分に考慮に入れまして今後も鋭意行草の実を上げていきたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇、拍手〕
○国務大臣(後藤田正晴君) 地方自治体の国政参加の推進について自治大臣はどう考えておられるかと、こういう御質問でございます。

国政に地方公共団体の意向を適切に反映させる方途につきましては、これまでも全国知事会議の開催、全国九ブロックにおける地方行政連絡会議の開催、ことにまた地方公共団体との協議、その意向の聴取、こういったようなことで地方の意思というものをできる限り国政に反映させる。同時にまた、御案内の地方制度調査会その他各種の審議会等の御意見等を踏まえて、御質疑のような地方団体の意思をできる限り国政に反映させようと

いう努力を政府としては今日まで続けておるわけでございます。

もちろん、最近、地方の時代と、こういうことが言われておりますので、私もといたしましては、こういった声にふさわしいように、今日までのこの枠組み、仕組みの中で、一層ひとつ、こういった重要な時期でございますから、地方の意思ができる限り国政の上に反映することができるよう努力を積み重ねてまいりたいと、かように考えているような次第でございます。(拍手)

〔国務大臣細田吉蔵君登壇、拍手〕
○国務大臣(細田吉蔵君) 防衛予算につきまして、すでに総理から詳細にお答えがございましたので、つけ加えることはございませんが、私もとしましては、防衛計画の大綱、それからもう一つの柱でございますGNPの一分を超えないことをめどとする、この二つの従来からの基本方針を變更する考えはございません。(拍手)

○議長(安井謙君) 鈴木一弘君。
〔鈴木一弘君登壇、拍手〕
○鈴木一弘君 私は、公明党を代表して、ただいま提案されました昭和五十五年度の公債発行の特例に関する法律案に対して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

昭和二十二年三月に制定された現在の財政法は、戦前の公債発行による財政破綻という苦い経験反省してつくられたものであります。それは、財政法第四条において赤字国債の発行を禁止し、健全財政主義を貫いているのを見ても明らかであります。

しかるに、この精神に違反する財政特例法案を昭和五十年年度より毎年連続して国会に提出しているばかりか、これら先についても赤字財政からの脱出について明確なる見通しを示さない政府の姿勢は、無責任そのものであると言わざるを得ません。

以下、若干の点を指摘して答弁を求めるものであります。

第一は、財政再建の基本的な考え方についてであります。

政府は、昭和五十五年年度予算は「財政再建の第一歩を踏み出した」と宣伝し、また「財政再建元年の前年」と言っておりますが、果たしてそうでありましょうか。

一般消費税の導入が否定されたまま、財政再建のためには歳出の削減が最大の課題であるにもかかわらず、昭和五十五年年度予算にはこの歳出削減の努力の跡がほとんど見られません。国民が望む財政再建とは、まず政府みずから姿勢を正すこととあります。

第一次オイルショック以後の経済環境の変化に對して、民間企業は血のじむような減量経営への努力をし、その後の経済構造の変化に対応してきております。また、庶民の家計も同様の努力をしてきたことは申すまでもありません。

これに對して、政府は何をしてきたのでありましょうか。

国民の徹底した行政改革の要求に對して、政府の示した行政改革案は、すでに過去に言われていた特殊法人の整理統合のみで、それも大部分が昭和五十九年度までに行うというスローテンポであります。一般会計予算の赤字解消に最も必要不可欠な中央省庁の機構の簡素化などには全く触れていない、単に見せかけの行政改革と言つても過言ではあります。

また、補助金の整理についても政府は自画自賛をいたしておりますが、果たしてそうでありましょうか。補助金整理の実績として政府は昭和五十五年年度一般会計予算で千六百億円と言っておりますが、三百件を超える新規の補助金を認め、さらに補助金の増加額は一般会計分のみでも九千八百六十九億円も増加し、伸び率は三二・五％であり、補助金整理とはまさに逆行の方向であります。

け声ばかりで、中身の無いものであり、納得できません。総理の財政再建策、特に行政改革と補助金の整理についていかにされるか、答弁を求めるものであります。

第二に、財政再建策の歳入面についてであります。

昭和五十四年度までの大蔵省提出の財政収支試算では、財政再建の土台に一般消費税導入による大型増税を言っており、また、新経済社会七カ年計画においても特に一項目を設けて五十五年年度に一般消費税の導入を明確にしておりました。その後、総理自身が一般消費税の五十五年導入を断念したにもかかわらず、昭和五十五年度ベースの財政収支試算は依然として巨額の増税を前提としたものであります。一体、総理は、一般消費税については五十六年度以降には実施したいと考えているのかどうか、明確にさせていただきたいのであります。

第三に、国債の発行についてであります。

わが国の昭和五十年年度以降の国債発行額は、先進諸外国に類例のない異常なものであります。第一次オイルショック以降の経済の変化が激しかったのはわが国のみではありません。しかるに、先進諸外国の公債依存度はわが国とは逆に着実に低下してきております。アメリカにおいては、一九七六年度一八・一％であったものが一九八〇年度には五・三％に、また、イギリス、西ドイツ、フランスも、それぞれ四ないし一〇％も依存率を下げてきておりますが、わが国のみ昭和五十一年度二〇・四％から五十五年度三三・八％と大きく増加させているのであります。先進主要国が皆同様にオイルショックの影響を受けた中で、わが国のみが財政における公債依存度を大きく高めていることは、政府が公債発行を安易に考え、公債依存度低下への努力を怠った結果であります。総理は、この事実に対し、いかに反省し、また国債依存率低下への対策及び見通しについて明確にどうなさろうとしているのか示していただきたいので

あります。

第四に、国債の消化難にいかに対応するかという点であります。

毎年巨額の国債を発行してきており、この五十五年度も十四兆二千七百億円の発行を予定しておりますが、このような大量の国債の円滑な消化が可能でありましょうか。国債の消化難は五十三年の秋口から言われ始め、五十四年度にはさきまに発行条件を変えてさきも、その消化が危ぶまれていたからであります。それは、都市銀行などの実質預金の増加を上回る国債引き受けの割り当てがあり、四月に予定していた中期債の公募の中止、ロクイチ国債が市場では一時は七十七円台にまで落ち込むなど、国債消化については明るい見通しの材料は見当たりません。一体、政府は昭和五十五年度の国債消化についていかなる方法により行うのか、具体的な答弁を求めるものであります。

また、国債相場下落について、昨年も五月に新たな七項目の対策を行いました。ほとんど効果がなく現在に至っております。国債の値下がり防止策について示していただきたい。

さらに、国債消化を無理に強行するならば、マネーサプライを過度に増加させ、財政インフレのおそれが十分考えられますが、その点はどうか、答弁を求めるものであります。

最後に、財政再建法を制定することについて伺います。

本来ならば、昭和五十五年度に赤字国債を発行せざるを得ない段階で、この危機的な財政から脱却すべく財政再建法を制定すべきでありました。しかるに、政府・大蔵省は、単なる数字合わせに終始した財政収支試算しか出さず、赤字国債の発行を年々大きくしてしまつたのであります。その結果、昭和五十五年度末には国債の発行残高は五十五年度予算規模の一・七倍の実に七十一兆円にもなるのであります。このことから見て、財政収支試算は財政再建には全く何の役にも立たなかつたのであります。ここに、私は、財政再建の目標年度、具体的手段、方法を明確にした財政再建法の制定を強く総理に要求するものであります。以上、質問を終わりますが、明快なる答弁を求めるものであります。(拍手)

たのであります。ここに、私は、財政再建の目標年度、具体的手段、方法を明確にした財政再建法の制定を強く総理に要求するものであります。以上、質問を終わりますが、明快なる答弁を求めるものであります。(拍手)

【国務大臣大平正芳登壇、拍手】

○国務大臣(大平正芳) 鈴木さんの最初の御質問は、財政再建の基本は何と言つても歳出の削減でなければならぬと思うが、行政改革から見ても補助金の整理から見ても不徹底ではないかという御趣旨の御質問でございます。

仰せのように、財政再建の基本は歳出の削減が本筋であることは政府もよく承知いたしておるわけでございます。五十五年度の予算は、その意味におきまして、この二十年來伸び率を最小限度に抑えた予算でございます。とりわけ一般行政費は五・一％という抑えに抑えた規模にいたしましたつもりでございますが、なおこれをもちつて満足いたしているわけではございません。御指摘のように不満なところがあることは私もよく承知いたしております。この方向で今後も財政再建はしんぼう強く続けていかなければならぬと考えております。

行政整理でございますけれども、これはたびたび申し上げておりますように、五十五年行革におきまして、公務員の定員削減、それから事務の整理、補助金の整理、特殊法人の整理、特殊法人の役員の削減、それから給与の見直し等、一連の行政整理に加えて地方ブロック機関の整理につきましても鋭意やっておりますのでございまして、御指摘のように、必ずしも十分満足できるものとは思いませんけれども、われわれといたしましては、かつてない規模の行政整理に手を染めることができたと考えておりますし、これをさらに第二次、第三次の行政改革というものを積み重ねてまいりまして財政再建にも寄与していかねばならぬと考えております。

補助金でございますが、補助金はふえておるじゃないかという御指摘でございますが、補助金の制度につきましては、この補助金制度によりまして地方に金を配らなければならぬ、あるいは社会福祉行政に対応しなければならぬという制度上の必要がございます。補助金という枠組みの中での歳出はふえておりますけれども、実質的にわれわれが削減の対象とした補助金につきましては相当思い切つた削減を加えておるつもりでございます。千六百六十七億円という具体的な整理はかつてない規模のものだと承知いたしておるわけでございますが、さらに一層努力をしなければならぬと考えております。

第二に、一般消費税率導入問題でございます。これは先ほど和田さんにもお答えしたところでございます。一般消費税率の問題その他の増税問題というのは歳出との関連において考えなければならぬと思つておるわけでございまして、歳入歳出面を通じて財政構造の健全化を図る見地から各界の意見を十分聴取しながら検討して結論を出さなければならぬと考えております。

第三の問題は、国債依存度が諸外国に比べて異常に高いが、これについての反省と責任でございます。

これは先ほど和田さんにもお答えいたしましたこととでございます。わが国の達着しました石油ショックの衝撃でございますが、これはわが国のエネルギーの源泉が輸入石油に八〇％も依存しておるといふ事態は各国に類例のない状況でございます。したがって、二〇％、三〇％の依存度を持つておる国の受けたショック、振幅に比較いたしますと、わが国がいかに深刻なショックを受けたかといふことにつきましては、鈴木さんも御承知のとおりと思つたのでございまして、一会計年度に三兆八千億円の歳入減を記録したことも御案内のとおりでございます。そういうたように、この石油ショックがもたらしました歳出と歳入の構造的なギャップの深さというのは、諸外国と比較

いたしまして比較にならない深刻なものであったのでございます。

これをどのようにして埋めて次の安定をもたらすかということにつきましては政府として考えたのは、公債政策であつたのでございます。公債政策自体を問題にいたしますと問題はございますけれども、この事態を乗り切るためにやむを得ない措置であつたということも御評価いただきたいと思つたのでございます。

しかし、今日、後遺症として残りました御指摘の公債依存度の異常な高さという点は改めなければならぬわけでございまして、公債依存から漸次脱却の道を歩み、財政の対応力の回復を図ることが急務でございます。いま財政再建に取りかかつておりますことは御案内のとおりでございます。私どもはそういう経過を踏まえた上でいま財政再建に取りかかつておるといふことを御理解いただきたいと思います。

第四の問題は、財政再建法を制定する考えはないかということでございます。

御意見の御趣旨は理解できないわけじゃございませんけれども、政府としては、まず立法を考へるということより、立法の基礎となるところの財政再建の進め方についての国民的なコンセンサスをどのように固めてまいるかということが先決の問題と考へるのでございまして、このコンセンサスができれば、その上に立ちまして財政再建の道は着実に進むことができるというところになるわけであります。あえて立法に援助を求めなくても、コンセンサスがはつきりしておれば財政再建は軌道に乗るのではないかと考へておるわけでございまして、いまのところ財政再建法の制定というふうなことにつきましてお願いする考へはございません。鋭意国民のコンセンサスを得ることに最善の努力を傾けてまいらるつもりでございます。(拍手)

【国務大臣竹下登壇、拍手】
○国務大臣(竹下登) お答えいたします。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案(趣旨説明) 農業青年基金法の一部を改正する法律案 三七〇

まず、私に対する御質問の第一点は、財政再建のための行政改革、補助金の整理、これに対応する姿勢がまだまだ不十分であると、こういう御指摘でございます。

五十五年行政改革計画、これがいま決まりました。そうして、先般二十八日にはブロック機関についての整理方針が決定いたしました。これから地方支分部局等々、行政管理庁を中心に第三弾が、いま準備されておる。したがって、行革につきましても、華々しく火花を上げるというよりも、実行可能なところから着実に手をつけていく、こういう方針であります。

補助金につきましては、これは今年度とはかく入るをはかつて出るを制するというよりも、まず出るを制するという基本姿勢に立つて予算編成に当たりました。したがって、五十五年度以降四年間に、既定の補助金等の件数は少なくとも四分の一を整理するという内容のもとにおきまして、まさに四党の合意事項でもあります補助金等の整理統合についてサマリーレビューを行えと、そういう精神に沿って、一層厳しく作業を進めていきたいと考えております。

それから次は、財政再建の財源調達の問題であります。総理からお答えがございましたが、何といたしまして、本院で決議されました五十四年十二月二十一日の国会決議というものがござります。この御指摘の趣旨に沿って、今後各方面の御意見を伺いながら、歳入歳入を通じ幅広い観点から財政再建の進め方について検討をしてまいりたい、このように考えております。

そして、国債依存度のことにつきまして、諸外国は、石油ショック直後に大幅な財政赤字を計上した、その後それぞれ財政の健全化に努力してきておるとの御指摘は、そのとおりであると私も思います。

わが国の場合は、これまた総理からお答えがございましたが、石油ショックを契機とする経済の

停滞、そうしてそれによる税収の伸びがはかばかしくなく、景気の回復のために公共事業を中心として財政が積極的役割りを果たす必要があったこと、これは御理解をいただけることと思ひます。

そうして、第二番目に、高度経済成長長期に引き上げられまし福祉とか教育とか行政サービスの水準、これは税収の伸びがいかに鈍化してもこれを直ちに圧縮することは困難で不適切だといふ考え方、この水準を維持してきたと、そこにも赤字が生じた理由があります。

政府といたしましては、大量の国債発行から速やかに脱却していききたいと、その趣旨によって今年度一兆円の減額をして財政再建の第一歩のしるしとしたところがございますが、何としても五十九年度には特別公債依存から脱却するということを目標としてこれからも努力を続けていきたいと、このように考えます。

国債消化がむずかしくなっているが、五十五年度の国債消化の方策を問うと。確かに、五十五年度も五十四年度に引き続いて厳しい環境であります。五十五年度の発行予定額は五十四年度当初に比べ一兆円圧縮されておりますし、それと、とにかく民間消化分も五十四年度当初に比べますと二兆円圧縮されておりますので、円滑な消化が何とかできるものではないかと、これからの大きな努力の必要とするところであります。

したがって、今後とも、市場の動向でございますとか投資家のニーズを勘案いたしますとともに、特に国債残高の累増、流通市場の拡大の実情に配慮しながら国債管理政策の適切な運営に努めますとともに、具体的な国債発行に当たりましては、そのときどきの市場の動向、資金需給の繁閑等を十分考慮しながら円滑な消化に努めたいと思ひます。先般、国債整理基金でオベをやっておりますが、これも一つの方法であります。

それから国債を無理に消化すればマネーサプライの増加の心配があると。

そのとおりでございます。この点につきまして、まさに金融情勢、資金需要等を十分配慮して対応しなければならぬこととあります。金融機関引き受けの形で国債を発行いたしますと、その代わり金が民間に支払われたときにマネーサプライの増加につながる場合もありましよう。こうした事情をも基本的に踏まえて、そこで全体としてのマネーサプライの増加が行き過ぎることのないように適切な金融政策の運営に今日も努めておるところであります。五十五年度につきましても御指摘のような懸念の生じないように金融政策運営全体で厳しい対応をしていかなければならないと考えております。

それから財政再建法の問題でございます。これは総理からお答えがございましたが、確かに一つの考え方でありま。しかし、いま、政府といたしましては、立法を考へるということではなく、むしろ財政再建の進め方についての国民的コンセンサスを得ながら着実に努力を積み重ねていきたい、これが基本的な考え方でございます。法律をつくらなければいけないという性格のものではなく、政府としては国民の皆さん方の理解と協力を得まして引き続き財政再建のための努力をしていくということが実際の効果の上からいって、これはなかるかと、このように考えております。

以上をもってお答えいたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(安井謙君) 日程第一 農業青年基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員 長青井政美君。

審査報告書
農業青年基金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年三月二十一日
農林水産委員長 青井 政美
参議院議長 安井 謙殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和五十五年度に国民年金等の財政再計算が実施され、その年金額が改定されるため、農業青年年金においても、昭和五十四年度の消費者物価上昇率に応じた年金額に改定するとともに、農業青年年金における離農給付金の支給業務の実施期間を十年間延長する等の改正を行おうとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行に要する経費は、昭和五十五年度一般会計予算に計上されている農業青年年金等実施費約五百一億円のうちから支出される。

附帯決議
政府は、本制度が農業者の老後生活の安定、農業経営の近代化及び食糧自給力の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、政策年金として一層の整備充実が図られるよう次の事項の実現に努めるべきである。

一、農業者老齢年金については、他の年金制度をも考慮しつつ給付額の引上げに努め、農業者の老後生活の安定を期すること。
二、次期財政再計算期において設定されるべき保険料については、本制度が政策年金であること及び農家の負担能力の実情等を十分配慮して定め、必要に応じて、国庫助成の引上げに努めるとともに、現行の完全積立方式についても、他

の公的年金の動向を参酌して検討を加えること。

三、本制度への加入促進対策とくに若年者の加入を一層促進するとともに、保険料軽減の対象たる特定後継者についてその要件の緩和に努めること。

四、離農給付金制度については、その給付額を適宜実情に応じて見直すとともに専業的農家の規模拡大に資するようその運用に十分配慮すること。

五、農業経営に占める主婦の地位の重要性、農家の家族経営の一体性及び保険料の掛捨て防止等の観点から、遺族年金制度を創設すること及び農業に専従的に従事する主婦等に対し年金加入への途をひろくことについて検討すること。

六、本制度の円滑な運営が図られるよう末端における業務体制の整備充実に努めること。

昭和五十五年三月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度における年金給付の額の改定措置）

第十条の二の二 昭和五十四年度の総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が昭和五十三年度の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、年金給付の額については、その上昇した比率を基準として、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）により国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）の額が改定される月分以後、政令で定めるところにより改定する。

2 前項の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十六号）附則第三条第三項中「附則第十条の二」とあるのは「附則第十条の二の二第一項」と、「昭和五十五年一月」とあるのは「昭和五十六年一月」とする。

附則第十一条第一項中「十年をこえない」を「二十年を超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項第二号に掲げる者」を「その者の直系卑属その他政令で定める者」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条第一項第一号の改正規定は、昭和五十五年五月十六日から施行する。

2 改正後の附則第十一条第一項第一号の規定は、昭和五十五年五月十六日以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。

〔青井政美君登壇、拍手〕

○青井政美君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、年金給付の額を、国民年金等の額が改定される月分以後、消費者物価の上昇に見合つて特別に引き上げるとともに、農業者年金基金の行う離農給付金支給業務の実施期間を十年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、構造政策とのかわり、農業者年金の財政問題、保険料改定の見直し、本年金への加入促進対策、離農給付金の支給状況とその期間延長の意義、主婦の年金加入問題等各般にわたつて質疑が行われました。

質疑を終わりましたところ、日本社会党を代表して村沢委員より、老齢者年金の引き上げを内容とする本法律案に対する修正案が提出されました。

続いて討論に入り、別に討論もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、老齢者年金の引き上げ等六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（安井謙君） これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安井謙君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（安井謙君） 日程第二 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案（第九十回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送付）

日程第三 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長古賀四郎君。

審査報告書

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十五日

内閣委員長 古賀四郎
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政の簡素、効率化の一層の推進を図るため、行政組織に関する規制の形式を整序し、あわせて行政需要の変化に即応した機構の合理的再編成の基盤を整備する等のため、各省庁設置法等における附屬機関、地方支分部局等の設置等に関する規制の内容を改める等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案
第九十回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和五十五年二月二十一日
衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案外一件

三七二

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第八条)
- 第二章 法務省関係(第九条—第十一条)
- 第三章 外務省関係(第十二条)
- 第四章 大蔵省関係(第十三条)
- 第五章 文部省関係(第十四条—第十七条)
- 第六章 厚生省関係(第十八条)
- 第七章 農林水産省関係(第十九条)
- 第八章 通商産業省関係(第二十条—第二十一条)
- 第九章 運輸省関係(第二十三条—第二十四条)
- 第十章 郵政省関係(第二十五条)
- 第十一章 労働省関係(第二十六条)
- 第十二章 建設省関係(第二十七条)
- 第十三章 自治省関係(第二十八条)

第一章 総理府関係

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

(附屬機関)

第十条 第十四条及び第十五条に規定するもののほか、本府に次の附屬機関を置く。

- 一 国立公文書館
 - 二 迎賓館
 - 三 統計研修所
- 2 前項各号に掲げる附屬機関の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第十一条 第四項及び第五項を削る。

第十二条 第四項及び第五項を削る。

第十三条 第二項及び第三項を削る。

第十六条の三中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(警察法の一部改正)

第二条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第三項を次のように改める。

3 管区警察局長の内部組織は、政令で定める。

第三十一条 第四項を削る。

(宮内庁法の一部改正)

第三条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項を削る。

第八條第三項を削る。

第九條第二項中「長官」を「総理府令」に改め、同条第三項を削る。

第十条中「組織の細目は、長官が」を「位置及び内部組織は、総理府令で」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第六項を次のように改める。

6 管区行政監察局の内部組織は、政令で定める。

第三條の二第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 地方行政監察局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第三條の二第十項を削り、同条第十一項中「行政管理庁長官が」を「総理府令で」に改め、同項を同条第九項とする。

第三條の三第六項中「行政管理庁長官が」を「総理府令で」に改める。

(北海道開発法の一部改正)

第五條 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 北海道開発局の内部組織は、政令で定める。

第十六條第二項中「附屬機関の」の下に「位置及び」を加える。

(防衛庁設置法の一部改正)

第六條 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第六項を削り、同条第七項中「統合幕僚学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第六項とする。

第三十一條に次の一項を加える。

2 前項に掲げる附屬機関(自衛隊離職者就職審査会を除く)の位置は、総理府令で定める。

第三十二條中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十三條中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第三十三條の二第六項を削り、第七項を第六項とする。

第三十四條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第三十六條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五十四條第二項中「総理府令」を「政令」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七條 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二第三項を削り、同条第四項中「経済研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第八條 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「航空宇宙技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第十八條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「金属材料技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十九條第二項を次のように改める。

2 内閣総理大臣は、放射線医学総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に放射線医学総合研究所の支所を設けることができる。

第十九條に次の一項を加える。

3 放射線医学総合研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第二十條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「国立防災科学技術センターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第二十條の二第二項を削り、同条第三項中「無機材質研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十條の三第二項を削り、同条第三項中「資源調査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三條第二項を削り、同条第三項中「水戸原子力事務所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二章 法務省関係

(法務省設置法の一部改正)

第九條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四第四項中「法務総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十二条第四項中「矯正研修所の」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「別表二」を「別表一」に、「通り」を「とおり」に改める。

第十三条の二第三項及び第四項を次のように改める。

法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表二のとおりとする。ただし、前項の規定による事務以外の事務の管轄区域については、地方法務局の管轄する区域を除く。

法務局の内部組織並びに地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第十三条の二第六項に後段として次のように加える。

この場合においては、前二項の規定にかかわらず、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

第十三条の二第七項中「支局」を「地方法務局の内部組織並びに法務局又は地方法務局の支局」に改め、「これを」を削り、同条第八項中「第六項を」第五項に、「外」を「ほか」に、「展せしめられた事務を掌る」を「属するものとされた事務をつかさどる」に改め、同条第五項を削る。

第十三条の三第一項中「監獄を置く」を「監獄として刑務所、少年刑務所及び拘留所を置く」に改め、同条第三項中「分監」を「刑務所、少年刑務所又は拘留所の支所」に改め、同条第四項中「監獄の内部組織並びに分監」を「刑務所、少

年刑務所及び拘留所並びに支所」に改め、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の四第一項中「ついでには」の下に「この条において定めるもののほか」を加え、「ところにより、その名称及び位置は、別表五の通りとする」を「ところにより」に改め、同条第三項中「の内部組織及び」これを削る。

第十三条の五第四項中「の内部組織並びに」を「及び」に改め、同条第二項を削る。

第十三条の六第二項中「別表七の通り」を「別表三のとおり」に改め、同条第三項中「所掌事務の範囲及び」を削り、「法務省令でこれを」を「政令で」に改める。

第十三条の九第二項中「別表八の通り」を「別表四のとおり」に改め、同条第五項中「別表九の通りとする」を「政令で定める」に改める。

第十三条の十第三項中「入国者収容所の」の下に「名称、位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の十一第二項中「別表十一の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとする」を「別表五のとおりとする」に改め、同条第三項を削り、同条に次の三項を加える。

入国管理事務所に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

前項に定めるもののほか、入国管理事務所の内部組織は、法務省令で定める。

入国管理事務所の出張所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

別表一を削り、別表二を別表一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表二(第十三条の二関係)

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京法務局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
大阪法務局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
名古屋法務局	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
広島法務局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
福岡法務局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
仙台法務局	仙台市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
札幌法務局	札幌市	北海道
高松法務局	高松市	香川県 徳島県 高知県 愛媛県

別表三から別表六までを削り、別表七を別表三とし、別表八を別表四とし、別表九及び別表十を削り、別表十一を別表五とし、別表十二を削る。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第十条 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、同条第三項中「公安調査研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条第一項を次のように改める。

公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。ただし、第三項の規定による事務以外の事務の管轄区域については、地方公安調査局の管轄する区域を除く。

第十二条第二項中「別表第二上欄に記載する」を削り、「それぞれ別表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

(内部組織)

第十三条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

2 地方公安調査局の内部組織は、法務省令で定める。

別表二を削り、別表第一を次のように改める。

別表(第十二条関係)

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 附屬機關、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案外一件

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東公安調査局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 茨城県 栃木県 群馬県 山梨県 長野県 新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 福井県 富山県 石川県
中国公安調査局	広島市	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県
東北公安調査局	仙台市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道
四国公安調査局	高松市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県

(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百五十六條第七項中「懲戒機関」の下に「入国管理事務所の出張所」を加える。

第三章 外務省関係

(外務省設置法の一部改正)

第十二条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に、「除外」を「除くほか」に改め、「に關し」の下に「位置、内部組織その他」を加え、同項を同条第四項とする。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第十三条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項を削り、同条第五項中「左の」を次の「に」改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「東京

都及び広島県佐伯郡五日市町に造幣局の支局を、熊本市に造幣局の出張所を置く」を「所要の地に、造幣局の支局及び出張所を置く」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「病院の名称、位置及び内部組織並びに造幣局の支局及び出張所の名称」を「位置並びに造幣局の病院支局及び出張所の名称、位置」に改め、同項を同条第七項とする。

第十六条第四項を削り、同条第五項中「左の」を次の「に」改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「左の」を次の「に」とおり「に」改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「岡山市、出雲市、松山市、高知市及び徳島県三好郡池田町に」を「所要の地に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項に掲げる機関の名称、位置及び内部組織並びに印刷局の出張所の名称」を「印刷局の位置並びに第五項の表の上欄に掲げる機関及び印刷局の出張所の名称、位置」に改め、同項を同条第七項とする。

第十六条の二第三項及び第十六条の三第三項中「組織」を「内部組織」に改める。

「組織」を「位置及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条の五第二項を削り、同条第三項中「組織」を「位置及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条中「大蔵省令」を「政令」に改める。

第二十三条第三項中「財務部及び」を「財務部の内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 財務部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第二十五条の見出しを「(内部組織)」に改め、同条第一項を次のように改める。

税関の内部組織は、政令で定める。

第二十五条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三十九条の二第三項を削り、同条第四項中「醸造試験所」の下に「位置」を加え、「組織」を「内部組織」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十条第四項中「組織」を「内部組織」に改める。

第四十四条の見出しを「(内部組織)」に改め、同条第一項を次のように改める。

国税局の内部組織は、政令で定める。

第四十四条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第五章 文部省関係

(文部省設置法の一部改正)

第十四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「国立教育研究所」の下に「位置及び」を加える。

第十八条の二第二項を削り、同条第三項中「国立特殊教育総合研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十九条第三項を削り、同条第四項中「内部組織並びに」を「及び」に改め、同項を同条第三項とする。

三項とする。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「国立社会教育研修所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「緯度観測所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条第三項中「統計数理研究所」を「統計数理研究所及び附屬統計技術員養成所の位置及び」に改める。

第二十三条第二項中「遺伝学研究所」の下に「位置及び」を加える。

第二十四条の二第三項を削り、同条第四項中「国立オリンピック記念青少年総合センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十五条の二第三項を削り、同条第四項中「国立婦人教育会館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十七条第二項を削り、同条第三項中「国立博物館」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十八条第二項を削り、同条第三項中「国立近代美術館」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十九条第二項を削り、同条第三項中「国立西洋美術館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十九条の二第二項を削り、同条第三項中「国立国際美術館」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「支所」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

(国立国語研究所設置法の一部改正)

第十五条 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正

する。

第一条に次の一項を加える。

3 研究所の位置は、文部省令で定める。

(国立学校設置法の一部改正)

第十六条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の位置の欄を削り、同条第二項中「前項」を「前項の表」に改め、同項の表の位置の欄を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の表に掲げる研究所の位置は、文部省令で定める。

第九条の二第一項の表の位置の欄を削る。

第九条の三中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九条の四中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第九条の五第三項を削る。

第九条の六中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十三条中「国立学校の」の下に「位置並びに」を加える。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第十七条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び位置」及び「及び中欄」を削り、同項の表の位置の欄を削る。

第八条中「養成所の」の下に「位置」を加える。

第六章 厚生省関係

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「人口問題研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「国立公衆衛生院の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案外一件

第十七条の二第二項を削り、同条第三項中「国立精神衛生研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「国立栄養研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「国立予防衛生研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「病管理研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条の三第二項を削り、同条第三項中「国立がんセンターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条の四第二項を削り、同条第三項中「国立循環器病センターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十四条第二項を削り、同条第三項中「国立衛生試験所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「国立身体障害者リハビリテーションセンターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十三条を次のように改める。

(内部組織)

第三十三条 地方医務局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、地方医務局の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十六条の九第三項を削り、同条第四項中「社会保険大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七章 農林水産省関係
(農林水産省設置法の一部改正)

第十九条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「農業技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第十八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「農事試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第十八条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「畜産試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の四第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「草地試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の五第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「果樹試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「野菜試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の七第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「茶葉試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十八条の八第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「農業土木試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「農業試験場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「蚕糸試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

二十二条とし、同条第四項中「農業総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「蚕糸試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「家畜衛生試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十二条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「食品総合研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十二条の四第二項を削り、同条第三項中「植物ウイルス研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条の五第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「熱帯農業研究センターの」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「肥料検査所の」の下に「名称、位置、管轄区域及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十四条第二項を削り、同条第三項中「農業検査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十五条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「農林規格検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「生糸検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十六条の二第二項を削り、同条第三項中「動物医薬品検査所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十七條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「植物防疫所の」の下に「名称、位置、管轄区域及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第二十七條の二第二項及び第三項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、那覇植物防疫事務所の事務を分掌させるため、所要の地に那覇植物防疫事務所の出張所を設けることができる。

3 那覇植物防疫事務所の位置、管轄区域及び内部組織並びに出張所の名称、位置、内部組織及び所掌事務については、農林水産省令で定める。

第二十八條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「動物検疫所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十一條第二項を削り、同条第三項中「馬鈴薯原産種農場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十二條第二項を削り、同条第三項中「茶原産種農場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十二條の二第二項を削り、同条第三項中「さとうきび原産種農場の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「種畜牧場の内部組織並びに」を「種畜牧場及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十三條の二第二項を削り、同条第三項中「農林水産研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十三條の三第二項を削り、同条第三項中「農業者大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十八條第三項中「統計情報事務所及び」を「統計情報事務所の内部組織並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を

「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。

第四十二條第二項を次のように改める。

2 北海道統計情報事務所は、北海道の区域を区分して政令で定める区域ごとにその区域を管轄区域として置かれるものとし、その名称及び位置については、政令で定める。

第四十二條第四項中「名称、位置及び」を削る。

第五十一條第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「食糧管理講習所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第五十六條第四項中「名称、位置、管轄区域」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 食糧事務所の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。

第六十四條の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林業試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十四條の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林木育種場の内部組織並びに」を「林木育種場及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十四條の四第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林業講習所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十八條の見出しを削り、同条に次の二項を加える。

5 営林局の内部組織については、政令で定める。

6 営林局の職員の服制については、農林水産省令で定める。

第六十九條を削り、第六十九條の二を第六十九條とし、第六十九條の三を第六十九條の二とする。

第八十二條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに」を「水産研究所及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「養殖研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十三條の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産工学研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十四條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「北海道さけ・ますふ化場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十五條第二項を削り、同条第三項中「水産大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十六條第二項を削り、同条第三項中「真珠検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第八章 通商産業省関係
(通商産業省設置法の一部改正)
第二十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六條の十二」を削る。

第十八條第二項を削り、同条第三項中「及び所掌事務」を「所掌事務その他の事項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十條第二項を次のように改める。

2 工業品検査所の位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十一條第二項を次のように改める。

2 繊維製品検査所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の見出し中「支所、出張所等」を「支所及び出張所に改め、同条第一項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。

その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

第二十二條の二第二項を削り、同条第三項中「通商産業研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十九條を次のように改める。

(内部組織)
第二十九條 通商産業局の内部組織は、政令で定める。

第三十四條の見出し中「内部部局」を「内部組織」に改め、同条第一項中「内部部局の組織の細目」を「内部組織」に改める。

第三十六條の六第六十七号中「及び臨時石炭対策本部」を削る。

第三十六條の十の前の見出し、同条及び第三十六條の十一を削り、第三十六條の十二の見出し中「その他の」を削り、同条を第三十六條の十とする。

第四十六條第二項を削り、同条第三項中「万国工業所有権資料館の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十六條の二第二項を削り、同条第三項中「工業所有権研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

(工業技術院設置法の一部改正)
第二十一條 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五條を削り、第六條を第五條とし、第七條を第六條とする。

第八條第二項を次のように改める。

2 試験研究所の名称及び業務の範囲は、政令で定める。

第八條に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、試験研究所の業務を分掌させるため、所要の地に試験研究所の支所又は出張所を設置することができる。

第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(位置及び内部部局等の組織等)

第八条 工業技術院の位置及び内部部局の組織の細目並びに試験研究所の位置及び内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。

(計量法の一部改正)

第二十二條 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第二十三條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五條の六」を「第五十五條の五」に、「第五十五條の七・第五十五條の八」を「第五十五條の六・第五十五條の八」に改める。

第三十條第三項及び第四項を次のように改める。

3 船舶技術研究所に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支所を置く。

4 船舶技術研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

第三十條の二第三項を削り、同条第四項中「電子航法研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十一條第三項を削り、同条第四項中「港湾技術研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第三十二條第三項を削り、同条第四項中「交通安全公害研究所」の下に「位置及び」を加え、

同項を同条第三項とする。

第三十四條第二項を削り、同条第三項中「海技大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十六條第二項を削り、同条第三項中「航海訓練所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條第二項を削り、同条第三項中「海員学校の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條の二第二項を削り、同条第三項中「航空大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條の三第二項を削り、同条第三項中「運輸研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七條の四第二項を削り、同条第三項中「航空保安大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第四十二條を次のように改める。

(内部組織)

第四十八條 港湾建設局に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、港湾建設局の内部組織は、運輸省令で定める。

第四十九條 削除

第五十三條 陸運局の内部組織は、政令で定める。

第五十五條の四 地方航空局の内部組織は、政令で定める。

五十五條の五とする。

第二章第四節第五款中第五十五條の七を第五十五條の六とし、第五十五條の八の見出しを「(名称、位置及び管轄区域)」に改め、同条第二項中「及び内部組織」を削り、同条を第五十五條の七とし、第三章の前に次の一条を加える。

(内部組織)

第五十五條の八 航空交通管制部に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、航空交通管制部の内部組織は、運輸省令で定める。

第六十九條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「気象研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十條第二項を削り、同条第三項中「気象衛星センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十一條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「高層気象台」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十二條第二項を削り、同条第三項中「地震観測所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「地磁気観測所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第七十四條第二項を削り、同条第三項中「気象大学の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第七十九條第三項を次のように改める。

3 管区気象台の内部組織は、政令で定める。

第七十九條第四項中「内部組織の細目」を「沖縄気象台の内部組織」に改め、同条第五項後段を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第

五項の次に次の二項を加える。

6 地方気象台の名称及び位置は、政令で定める。

7 地方気象台の管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織並びに測候所及び管区気象台等、地方気象台又は測候所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十四條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二を次のように改める。

別表中「別表」を「別表(第十二条関係)」に改め、同表第七海上保安管区の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第十章 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第二十五條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「左の通りとする」を「次のとおりとし、その内部組織は政令で定める」に改め、同条第七項中「地方電波監理局」を削る。

第十七條の二に次の一項を加える。

2 郵政大臣は、電波研究所の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、電波研究所の支所を設けることができる。

第十八條中「附属機関」の下に「及び前条第二項の支所」を加える。

第十一章 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第二十六條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項を削り、同条第三項中「産業安全研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案外一件

三七八

第十二条の二第二項を削り、同条第三項中「産業医学総合研究所の下に位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十三条の三第二項を削り、同条第三項中「労働研修所の下に位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条の二第二項中「は、当該都道府県の名を冠する」を、位置及び管轄区域は、政令で定めるに改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第十二章 建設省関係

(建設省設置法の一部改正)

第二十七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一号の三まで」の下に「及び第二号の二」を加える。

第七条第一項中「同条第二号の二に規定する事務のうち測量業者の登録に関するもの」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第八条第二項及び第三項を削る。

第九条第二項及び第三項を削る。

第九条の二第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(位置、内部組織及び支所等)

第九条の三 第六条に掲げる附屬機関の位置及び内部組織は、建設省令で定める。

2 建設大臣は、前項の附屬機関(建築研究所を除く)の事務を分掌させるため、所要の地に当該附屬機関の支所その他の機関を設けることができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、建設省令で定める。

第十四条を次のように改める。

(内部組織)

第十四条 地方建設局の内部組織は、政令で定める。

第十五条中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び内部組織」に改める。

第十五条の三第一項を削り、同条第二項中「建設本部の下に位置及び」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び内部組織」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三章 自治省関係

(自治大学設置法の一部改正)

第二十八条 自治大学設置法(昭和二十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(位置)

第五条 自治大学の位置は、自治省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (空港整備特別会計法の一部改正)

空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第五十五条の六」を「第五十五条の五」に改める。

審査報告書

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十七日

参議院議長 安井 謙殿

内閣委員長 古賀雷四郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、内廷費定額一億九千万円を二億二千百万円に、皇族費算出の基礎となる定額千七百六十万円を二

千四百万円に改定しようとするものである。
なお、昭和五十五年度においては、現下の厳しい経済情勢等を考慮して、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を、それぞれ、二億五百万円及び千九百万円に改定しようとするものであつて、これらはいずれも妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費として、二千四百三十八万円が、昭和五十五年度一般会計予算に計上されている。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月八日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 灘尾 弘吉

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「一億九千万円」を「二億二千百万円」に改める。

第八条中「千七百六十万円」を「二千四百万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 昭和五十五年度においては、改正後の皇室経済法施行法第七條中「二億二千百万円」とあるのは「二億五百万円」と、同法第八條中「二千四百万円」とあるのは「千九百万円」とする。

法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案は、第九十四回国会に提出され衆議院で継続審査となつたものでありまして、その内容は、行政の簡素効率化の一層の推進を図るため、行政組織に関する規制の形式を整序し、あわせて行政需要の変化に即応した機構の合理的再編成の基盤を整備するため、各省庁設置法等における附屬機関、地方支分部局等の設置等に関する規制の内容を改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国家行政組織法の立法趣旨と本法律案との関係、附屬機関、地方支分部局の名称、位置等を政令以下に移管した場合の機構拡大への懸念、政府の判断だけで統廃合が可能となることに対する危惧等のほか、行政改革に対する政府の基本姿勢、行政監察と会計検査との関連等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲山委員、日本共産党を代表して山中委員より、それぞれ反対の意見が表明されました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、内廷費の定額一億九千万円を二億二千百万円に改定するとともに、皇族費算出の基礎となる定額千七百六十万円を二千四百万円に改定しようとするものであります。

なお、昭和五十五年度におきましては、現下の厳しい経済情勢等を考慮して、内廷費の定額及び皇族費算出の基礎となる定額を、それぞれ二億五百万円及び千九百万円とすることといたしております。

○古賀雷四郎君 登壇、拍手

ただいま議題となりました二法

委員会におきましては、内廷費及び皇族費の内容及び増額の理由、天皇の国事行為、皇室と国民との触れ合い、陵墓管理のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、両案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第四 日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第九十回国会内閣提出、第九十一回国会衆議院送付)

日程第五 関税法等の一部を改正する法律案

日程第六 所得税法の一部を改正する法律案

日程第七 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長世耕政隆君。

審査報告書

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十五日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、製造たばこの原価の上昇に対処し、財政収入の確保を図るため、製造たばこの小売定価の最高価格の引上げを行うほか、製造たばこの価格形成方式の明確化を図り、あわせて財政収入の安定的確保及び日本専売公社の自主性の向上とその経営の効率化に資するため、専売納付金の算定方式を改正し、輸入製造たばこの関税率を改定するとともに、製造たばこの最高価格に関する特例を設ける等日本専売公社法及び製造たばこ定価法その他関係法律について所要の改正を行うと認めるものであつて、なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

専売納付金の増加見込額として、昭和五十四年度一般会計当初予算の歳入に約二千二百四十億円が計上されていたものである。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について留意すべきである。

一、たばこ及び塩の専売制度並びに公共企業体としての公社制度の本来の趣旨を踏まえ、事業の健全な発展に努めること。

二、専売納付金制度の改正に伴い、葉たばこ耕作者、小売人、日本専売公社職員等関係者との調和のとれた関係が引き続き持続されるよう努めるとともに、経営の自主性のなお一層の発揮及び業務範囲の拡大等が可能となるよう所要の改善について検討を行うこと。

三、専売事業の運営に当たっては、消費者、葉たばこ耕作者等関係者の意見を十分尊重するとともに、日本専売公社職員の雇用の安定、労働条件の維持向上及び関連産業の育成強化に努めること。

四、暫定最高価格の設定又は改定に当たっては、

専売事業審議会を充実させる等消費者の負担に十分応えらるるよう適切な措置を講ずること。

五、昨今の国民の喫煙と健康に関する関心の高まりにかんがみ、喫煙と健康に関する科学的研究により一層充実させ、安心して吸えるたばこの供給に努めること。

六、日本専売公社が輸入する製造たばこに対し、内外製造たばこの公正な競争関係が維持されるよう努めるとともに、消費者のし好に応じた製造たばこの円滑な供給に努めること。

七、地方財政に占めるたばこ消費税の重要性にかんがみ、法定制の緩和措置に基づく今後の定価改定に際しては、定価改定による需要減退に伴うたばこ消費税の取扱いについて十分な配慮を加えること。

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
第九十回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十五年二月七日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

日本専売公社法等の一部を改正する法律案

審査報告書

関税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十八日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多角的貿易交渉(東京ラウンド交渉)の終結に伴い、同交渉において作成された関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定等を実施するため、関税の課税価格、相殺関税、不当廉売関税等に関する関税法の規定の整備を図るとともに、同交渉における我が国の関税譲許品目の一部についての実行関税率からの段階的引下げの実施のため、関税暫定措置法について所要の改正を行うほか、後発開発途上国への特惠関税特別措置の導入等に伴う特惠関税制度の改正、昭和五十五年三月三十一日に適用期限が到来するとうもろこし等の暫定関税率の適用期限の延長、マグネシウムの塊等の暫定関税率の調整等を図るため関税暫定措置法について、輸入禁制品に係る不服申立て手続等の規定の整備を図るため関税法及び関税法について、それぞれ所要の改正を行うと認めるものであつて、なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和五十五年度二百五十億円(増減収相殺後)である。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について留意すべきである。

一、関税率の改定に伴う国内産業、とりわけ農林水産業及び中小企業への影響を十分考慮し、その対策に万全を期すること。

一、関税率引下げの効果が、消費者に十分反映されるよう流通の合理化に努めること。

一、政府調達に関する交渉に当たっては、国益を踏まえ、慎重に対処すること。

一、発展途上国との経済、外交関係の重要性にかんがみ、これら諸国への経済協力に特段の配慮

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 日本専売公社法等の一部を改正する法律案外三件

をすること。
右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月八日

衆議院議長 難尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

関税定率法等の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十八日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、現下の財政事情、所得税負担の実情等にかんがみ、給与収入で一定金額を超える部分に適用される給与所得控除の控除率を引き下げるとともに、利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、少額貯蓄等利用者カードによる少額預金の利子所得等の非課税限度額の確認制度を設ける等のほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十五年度約二百六十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項の推進に努めるべきである。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)を図ること。

一、利子・配当所得等の総合課税への移行と少額貯蓄等利用者カード制度の創設に当たつては、各種金融資産の取扱いに公平を期するとともに、プライバシー保護の観点から預金者等に無用の不安を与えることのないよう、その取扱いに十分留意し、適正な執行を行うこと。

一、郵便貯金については、その利子の支払が最長で十年にわたるといふ特殊性にかんがみ、新制度移行前においても、預金者の本人確認及び名寄せに厳正を期し、他の貯蓄との間に不公平が生ずることのないよう適正な運営を行うこと。

一、課税控除については、昭和五十六年度の税制改正において、その実現を検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に関する課税の合理化を検討すること。

一、医療費控除、雑損控除について、実情に即し適切な配慮をすること。

一、深夜労働に伴う割増賃金、寒冷地手当及び宿日直手当については、税の軽減について検討すること。

一、財政再建の緊急性にかんがみ、昭和五十六年度においては、中小法人の税負担を考慮しつつ、法人税率の引上げを検討すること。なお、法人税の基本的仕組みについては、早急に検討を加えその結論を得よう努めること。

一、各種準備金、特別償却等の租税特別措置については、その政策目的、政策効果等の実態に即

して整理合理化すること。

一、退職給与引当金については、累積限度額が実情に即するよう今後さらに検討するとともに、貸倒引当金等については、繰入率等につき引き続き見直しを行うこと。

一、宅地の円滑な供給の確保と地価の安定に資するため、今回の土地税制の改正と併行して用途地域の見直しを含む土地政策の適正な運営を図ること。

一、世論の動向にかえりみ、悪質な脱税に対する除斥期間の延長を検討することを含め、今後とも税務執行面における負担の公平の確保に努めること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

右決議する。

所得税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月二十五日

衆議院議長 難尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

所得税法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は国会法第五十条後段の規定に基づき、可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

三八〇

昭和五十五年三月二十八日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、今次の税制改正の一環として、トラックターミナルの荷扱場等の割増償却の廃止、技術等海外取引に係る所得控除率の引下げ、特定設備等の特別償却率の引下げ及び中小企業等海外市場開拓準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行うほか、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の課税の特例の適用に係る期限の廃止、既成市街地等内に中高層耐火共同住宅を建設するための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例の創設等土地税制についての改善を図るとともに、少額公債の利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十五年度約四百八十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項の推進に努めるべきである。

一、所得・物価水準の推移等に即応し、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む)を図ること。

一、利子・配当所得等の総合課税への移行と少額貯蓄等利用者カード制度の創設に当たつては、各種金融資産の取扱いに公平を期するとともに、プライバシー保護の観点から預金者等に無

用の不安を与えることのないよう、その取扱に十分留意し、適正な執行を行うこと。

一、郵便貯金については、その利子の支払が最長で十年にわたるといふ特殊性にかんがみ、新制度移行前においても、預金者の本人確認及び名寄せに厳正を期し、他の貯蓄との間に不公平が生ずることのないよう適正な運営を行うこと。

一、郵政特別法については、昭和五十六年度の税制改正において、その実現を検討すること。

一、社会福祉充実の見地から、年金に関する課税の合理化を検討すること。

一、医療費控除、雑損控除について、実情に即し適切な配慮をすること。

一、深夜労働に伴う割増賃金、寒冷地手当及び休日手当については、税の軽減について検討すること。

一、財政再建の緊急性にかんがみ、昭和五十六年度においては、中小法人の税負担を考慮しつつ、法人税率の引上げを検討すること。なお、法人税の基本的仕組みについては、早急に検討を加えその結論を得よう努めること。

一、各種準備金、特別償却等の租税特別措置については、その政策目的、政策効果等の実態に即して整理合理化すること。

一、退職給付引当金については、累積限度額が実情に即するよう今後さらに検討するとともに、貸倒引当金等については、繰入率等につき引き続き見直しを行うこと。

一、宅地の円滑な供給の確保と地価の安定に資するため、今回の土地税制の改正と併行して用途地域の見直しを含む土地政策の適正な運営を図ること。

一、世論の動向にかえりみ、悪質な脱税に対する除斥期間の延長を検討することを含め、今後とも税務執行面における負担の公平の確保に努めること。

一、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事

している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善、定員の増加等に一層配慮すること。

右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年三月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

〔世耕政隆君登壇、拍手〕
○世耕政隆君 ただいま議題となりました四案につきましても、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本専売公社法等の一部を改正する法律案は、製造たばこの小売定価を紙巻たばこについて十本当たり十円ないし三十四円引き上げる等最高価格の改定を行うほか、専売納付金の算定方法をいよめる納付金率法定制に改めるとともに、最高価格の一・三倍の限度で物価等変動率の範囲内において製造たばこの暫定最高価格を定めることができることとする等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して片岡勝治委員、公明党を代表して矢追秀彦委員、日本共産党を代表して佐藤昭夫委員、民社党を代表して中村利次委員より、それぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して細川護熙委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は可否同数となりましたので委員長これを決し、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、東京ラウンド交渉の終結に伴い、関税評価等三協定を実施するため、関税の課税価格、相殺関税及び不当廉売関税に関する規定の整備を図り、関税課税品目の一部につき、現行実税率からの段階的引き下げを行うとともに、開発途上国に対する特惠関税制度の改正、期限の到来する暫定税率並びに減免税還付制度の適用期限の延長、輸入禁制品に係る不服申し立て手続の整備等について所要の改正を行うとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、所得税法の一部を改正する法律案は、給与所得控除について、給与収入千万円を超える部分の控除率を五％に引き下げるとともに、利子配当所得等について総合課税へ移行するため、少額貯蓄等利用者カード制度を設けるなど、所要の改正を行うとするものであります。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、特定設備等の特別償却、証券取引責任準備金などの企業関係の特別措置並びに登録免許税の軽減措置等についてその整理合理化を行うとともに、円滑な宅地供給等に資するため、現行の土地税制における基本的な仕組みを維持しつつ、長期

譲渡所得に対する課税を緩和する等の措置を講ずるほか、少額公債の利子非課税、自動車重量税率の特例等についてその適用期限を延長する等の措置を講じようとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕
委員会におきましては、参考人の意見を聴取するなど両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、両案一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して片岡勝治委員、公明党を代表して矢追秀彦委員、日本共産党を代表して佐藤昭夫委員、民社党を代表して中村利次委員より、両案に対しそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して細川護熙委員より両案に対し賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両案について順次採決の結果、両案はいずれも可否同数となりましたので委員長これを決し、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(秋山長造君) 日本専売公社法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございす。順次発言を許します。福岡知之君。

〔福岡知之君登壇、拍手〕
○福岡知之君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました日本専売公社法等の一部を改正する法律案に反対の意思を表明し、討論を行うものであります。

反対理由の第一は、たばこ専売事業の今日的状況とその役割りについての認識が不十分なことでありす。

専売公社は、昭和二十四年に公共企業体として発足して今日に参りましたが、その事業運営は財政収入の確保にのみ重点が置かれ、公共企業体としての公共性、公益性についての施策や配慮が十

分なされないまま現在に至っていると云えるのであります。すなわち、たばこ益金の追求のみが先行し、高単価政策の誘導を強めてきた結果、消費者のためのたばこの供給という視点や、消費者サービス、喫煙と健康問題などに対しても十分な対応が行われずに至ったのが今日までの姿勢でありました。

専売経営にあつては、公共企業体としての公共性や社会的責任を十分に配意し、民主的な経営を営むことが何よりも重要であるにもかかわらず、政府の今回の改正案にはその認識がきわめて不十分であり、まことに遺憾であります。

第二に、今回の平均二・一％という値上げ幅の大きさと実施時期とがいずれもインフレ促進に拍車をかけることであります。

周知のように、わが国の物価情勢は危険水域に入つたと言っても過言ではありません。本年二月の卸売物価は、年率で三六・一％という狂乱物価当時の水準、すなわち、四十八年度二・七％、四十九年度二・三・五％をしのぐ異常な高騰であります。この卸売物価の高騰は消費者物価に波及し始め、二月の東京都部品の消費者物価は、前年同月比七・六％の上昇となつています。新年度の消費者物価上昇率は、政府見通しの六・四％をはるかにオーバーして二けた台に乗ることが必至の状況であります。

物価抑制が今年最大の政治課題と言われながら、今年ほど公共料金値上げがメジロ押しになっている年はないのであります。まさに政府主導の物価値上げオンパレードにはかなりません。今年に入ってから消費者米価の値上げを始め、新年度を迎えるに際しこれらの公共料金の一斉値上げは国民生活を一段と圧迫し、インフレ促進となることは明らかであります。政府が物価抑制を真剣に考えているならば、いまだそ率先して公共料金引き上げを抑えることが先決であります。政府みずからインフレマインドをおおるような公共料金の引き上げは断じて容認できません。

反対理由の第三は、製造たばこ定価法の改正としての定価改定の手続に問題を見るのであります。

すなわち、一・三倍までの定価引き上げを大蔵大臣の認可に任せるといふいわゆる法定制の緩和措置は、財政民主主義に反するのであり、たばこの定価は、財政法第三条、すなわち、国の専売価格は国会の議決に基いて定めなければならないという規定によるべきなのであります。しかるに、今回の措置が実施されれば、国会審議を抜きにして行政の裁量権を拡大するいわゆる弾力化条項の発動がなされるのであり、それは国会監視、立法権の侵害と言わざるを得ません。価格形成に全く競争原理が働く余地がないたばこ独占事業の専売価格であるだけに、価格決定に当たっては今日まで国会審議を通じて国民の理解を求めることとしてきたところであります。

弾力化条項は、同時にまた、たばこ事業が財政専売に徹するために、国民の負担を、換言すれば間接税の増税を、行政府の判断いかんによって随意に実施できる道を開くことにもなり、わが国税制の抜本的改革が必要とされる今日、このような崩壊的大衆増税の手段を認めるわけにはいかないものであります。

第四の理由は、喫煙と健康問題についての対策がきわめて立ちおくれていることであります。

わが国の喫煙人口は三千五百万人の多くに上つておりますが、それに引きかえ、喫煙と健康問題については、WHOの勧告を初め欧米各国の慎重な対応に比較して、わが国の研究の不備の著しさを指摘しなければなりません。特に、研究体制の充実強化は言うに及ばず、世界各国における諸情報や研究結果についても、政府・公社当局が進んで国民、消費者に公開することが国有企業としての責務であるはずであります。その姿勢はいまなお消極的であることを指摘せざるを得ないのであります。

反対の第五は、今回の改正によつても今日のた

ばこ産業の現状にとつては何ら改善策とならないということであります。

たばこは、昭和五十年の大幅値上げ以来その需要は横ばいの状態にあり、しかも機械化、合理化は進んでおるのが実態であります。値上げによる需要減退とあわせ、専売労働者の雇用の不安や、葉たばこ耕作者の経営不安も一層強まってきたのであります。

最後に、今回の納付金率の法定化が公社の経営責任を一応明らかにする一方で、紙巻たばこ四四・五％から五六・五％という専売納付金率はきわめて高率の設定であり、この増収分は約二千二百億円と見込まれるのであります。

このように見てまいりますと、今回の法改正は、たばこ産業についての将来展望が全く不明確であり、多くの不安材料を包含していると言えらるのであります。

以上、数点にわたり反対理由を申し述べてきましたが、今回提案の専売公社法等の一部を改正する法律案を一言で言えば、値上げによる消費者の負担増とインフレの促進、財政民主主義の後退、たばこ産業関係者の雇用不安と経営不安の拡大等々、積極的評価を下せるものは何一つなく、単に財政収入確保を目的とした内容となっており、国民の合意を得るのはいわめて困難な改正内容と断じなければなりません。

わが党はこの法律案に反対することを重ねて表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 太田淳夫君。

「太田淳夫君登壇、拍手」

○太田淳夫君 私は、公明党を代表して、日本専売公社法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、今回の改正が政府主導による物価引き上げであり、高騰を続ける物価にさらに拍車をかけることになるからであります。

わが国の経済は、昨年末のOPECによる相次ぐ原油価格引き上げ、また原油価格値上げに伴う円安、さらに海外産原材料の高騰等でインフレの懸念を強めてきております。三月上旬の卸売物価指数は、五十年を一〇〇とした総平均で一二・八八となり、前旬比〇・六％と依然高い上昇を続けております。

また、昨今の卸売物価の急騰で注目しなければならぬことは、急騰の要因が輸入品主導型から国内品へと、卸売物価の高騰が消費者物価に波及し始め、ますますホームメードインフレの様相を深めてきたことであります。

しかるに、政府は、電気、ガス料金的大幅引き上げを認可し、その上各種公共料金やたばこを値上げしようとしております。言うまでもなく、物価対策の重要な点は企業や国民の間にインフレマインドが広まらないようにすることであり、いまだ必要なのは毅然たる物価抑制の姿勢を示し実行することであります。

ところが、去る十九日に発表された総合物価対策は何ら新鮮味のない抽象的な作文にすぎず、本気で物価抑制に取り組んでいるとはとうてい言えるものではありません。項目こそ盛りだくさんであります。その大半は具体的な施策の裏づけの乏しい対策だけであります。公共料金も、「物価及び国民生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取り扱う」としながらも、いずれも既定の路線の踏襲で、それを見直す動きがないことは、五十五年度に予定されている各種公共料金引き上げを安易に認める政府の姿勢に明白であります。この総合物価対策に物価抑制効果を期待することは無理

と言わざるを得ません。

〔副議長退席、議長着席〕

政府は、五十五年度消費者物価上昇率の六・四％を死守すると言明しておりますが、民間調査機関の経済予測によれば、六・四％達成の見方はなく、予測は七％から一〇％台になっており、物価上昇の山もほとんどが秋口以降という、きわめて物価問題が危険水域に入ったことを警告しております。さらに、一連の公共料金の値上げで間接効果も含めて消費者物価を四％も上昇させ、電気、ガスだけでも年間四万円から五万円の負担増となり、国民生活に重大な危機を招来しようとしております。

かねてより政府は内需主導型の経済運営でインフレなき景気維持を図ると言明しております。それならば、公共料金は凍結し、物価抑制に総力を結集すべきであります。にもかかわらず、政府は、国民の切なる願いに反し、物価対策に何ら実効ある具体策を示さず、財政危機のしわ寄せを国民に押しつけ、安易にたばこを値上げしようとする改正案は、断じて認めることはできないのであります。

反対の第二の理由は、法定制緩和の問題であります。

今回の改正で、政府は、専売納付金率を一律に法的に設定して国庫財政の安定を確保し、同時に法定緩和によって専売公社の内部留保を高めようとしております。また、見逃すことができないのは、今回の法定緩和でたばこ価格を平均二・一％も大幅に引き上げ、さらに加えて、定価の一・三倍以上までなら国会の議決を経ずに政府の裁量で自由に引き上げられるように図っていることでもあります。

国庫財政の安定確保のため、法定制を緩和し、値上げを強行しても、政府の意図する増収にどれだけつながらるか、きわめて疑問と言わざるを得ません。前回、五十年の値上げ以後たばこ売り上げは減少傾向にあり、あわせて、最近全国に広が

つつある嫌煙運動と相まってたばこ離れがなお進むことも十分予測され、増収確保の無原則な値上げが政府の意図と逆効果になりかねないのであります。また、法定制の緩和は財政民主主義を根底から否定する大改悪と断ぜざるを得ません。

本改正法案が国会に提出されて以来、わが党は一貫して財政法第三条を無視するものであることを主張し、政府の言う財政法第三条に該当しないという明確なる根拠を示すよう強く要求してまいりました。しかしながら、今日に至るまで何ら納得のできる理由は示されておりません。従来国会の審議と議決を要したものが事実上政府の裁量で自由に値上げできるようになれば、国鉄運賃の値上げが年中行事のようになっていくのと同じように、たばこ値上げが毎年恒常化されることは必至であります。さらに、郵便、電信、電話料金の法定制緩和導入の糸口ともなりかねないのであります。公共料金の一切の決定権を国民の代表である国会から奪い政府にゆだねようとするのは、国民生活に多大な負担をかけることになるばかりでなく、租税法律主義を規定した憲法第八十四条、専売価格を規定した財政法第三条を無視し、財政民主主義を破壊する法定制の緩和は、断じて容認できものではありません。

以上、重要な二つの問題点からも明らかのように、この改正案は、財政再建に名をかり国民生活を圧迫する大衆増税化路線の一環であります。私は、このような国会を軽視し、国民に負担を強いる本改正法案に強く反対を表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、日本専売公社法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行います。本家に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(安井謙吉) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(安井謙吉) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○議長(安井謙吉) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三票

白色票 二百二十五票

青色票 百八票

よって、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

安孫子藤吉君 青井 政美君
浅野 弘君 井上 吉夫君
伊江 朝雄君 岩動 道行君
石坂 二郎君 石本 茂君
糸山英太郎君 稲嶺 一郎君
岩上 二郎君 岩崎 純三君
上田 稔君 上原 正吉君
植木 光教君 江藤 智君
衛藤征士郎君 遠藤 要君
遠藤 政夫君 小澤 太郎君
大石 武一君 大島 友治君
大藤 淑子君 大谷藤之助君
岡田 広君 長田 裕二君
加藤 武徳君 梶木 又三君
片山 正英君 金井 元彦君
金丸 三郎君 上條 勝久君

亀井 久興君

河本嘉久蔵君
北 修二君
熊谷太三郎君
源田 実君
古賀雷四郎君
郡 祐一君
斎藤栄三郎君
坂野 重信君
山東 昭子君
嶋崎 均君
新谷寅三郎君
鈴木 正一君
世耕 政隆君
田代由紀男君
高橋 圭三君
高平 公友君
玉置 和郎君
土屋 義彦君
戸塚 進也君
内藤啓三郎君
中村 啓一君
中村 禎二君
永野 厳雄君
鍋島 直昭君
西村 尚治君
長谷川 信君
初村滝一郎君
林 寛子君
原 文兵衛君
平井 卓志君
福島 茂夫君
藤井 丙午君
藤田 正明君
降矢 敬雄君
堀内 俊夫君
真鍋 賢二君
増岡 康治君

亀長 友義君
木村 睦男君
楠 正俊君
熊谷 弘君
小林 国司君
後藤 正夫君
佐々木 満君
斎藤 十朗君
坂元 親男君
志村 愛子君
下条進一郎君
菅野 儀作君
鈴木 省吾君
園田 清充君
田原 武雄君
高橋 誉富君
竹内 深君
塚田十一郎君
寺下 岩蔵君
徳永 正利君
中西 一郎君
中村 太郎君
中山 太郎君
夏目 忠雄君
成相 善十君
野呂田芳成君
秦野 章君
鳩山威一郎君
林 道君
松垣徳太郎君
福岡日出磨君
藤井 裕久君
藤川 一秋君
降矢 敬義君
細川 護熙君
堀江 正夫君
前田 勲男君
増田 盛君

町村 金五君
三浦 八水君
最上 進君
森下 泰君
安田 隆明君
山内 一郎君
吉田 実君
柿沢 弘治君
森田 重郎君

反対者(青色票)氏名

百八名

阿具根 登君
赤桐 操君
磯山 篤君
大木 正吾君
大森 昭君
片岡 勝治君
勝又 武一君
久保 巨君
小谷 守君
小山 一平君
坂倉 藤吾君
瀬谷 英行君
高杉 勉忠君
対馬 孝且君
戸叶 武君
浜本 万三君
福岡 知之君
松前 達郎君
丸谷 金保君
村沢 牧君
目黒今朝次郎君
矢田部 理君
安永 英雄君
吉田忠三郎君
和田 静夫君
相沢 武彦君
内田 善利君

柏原 ヤス君
黒柳 明君
小平 芳平君
渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
中野 明君
原田 立君
三木 忠雄君
宮崎 正義君
矢原 秀男君
市川 正一君
神谷信之助君
香取タケ子君
佐藤 昭夫君
立木 洋君
橋本 敦君
安武 洋子君
渡辺 武君
柄谷 道一君
栗林 卓司君
中村 利次君
柳澤 鍊造君
田 英夫君
円山 雅也君
市川 房枝君
下村 泰君

上林繁次郎君
桑名 義治君
堀出 啓典君
白木義一郎君
田代富士男君
中尾 辰義君
馬場 富君
藤原 房雄君
峯山 昭範君
矢追 秀彦君
渡部 通子君
上田耕一郎君
河田 賢治君
小巻 敏雄君
下田 京子君
内藤 功君
宮本 順治君
山中 郁子君
井上 計君
木島 則夫君
田淵 哲也君
藤井 恒男君
江田 五月君
秦 豊君
青島 幸男君
喜屋武眞榮君
秋山 長造君

○議長(安井謙君) 次に、関税定率法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、
本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、所得税法の一部を改正

する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。
両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、
両案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第八 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一〇 地方税法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第一一 過疎地域振興特別措置法案(衆議院提出)

以上四案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長後藤正夫君。

審査報告書
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年三月二十五日
地方行政委員長 後藤 正夫
参議院議長 安井 謙殿

要領書
一、委員会決定の理由

本法は、最近における銃銃を使用した犯罪および銃銃又は空気銃に起因する事故の実情にかんがみ、銃銃の所持の許可の基準を整備し、銃銃の保管に関する規制を強化するとともに、銃銃等の所持の許可の取消し事由を整備し、あわせて射撃教習の用途に供する銃銃に係る備付け制度を新設することを主な内容とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行にあたり、当委員会の審議の経過をふまえ、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、暴力団に対する取締りを一層徹底し、銃器使用犯罪の絶滅のため万全の対策を講ずること。

二、銃銃による危害を防止し、公共の安全を確保するため、銃銃用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

三、射撃教習を受ける資格の認定及び銃砲刀剣類の所持許可の際に行う調査については、統一基準により、且つ必要な限度を超えないよう指導すること。

四、銃銃の保管場所に対する立入検査等の権限の行使については、明確な基準に基づき運用し、関係者の承諾、四十八時間以前の通告、日出から日没までの時間内を原則とする等、私生活の平穩を害することのないよう特に慎重を期すること。

五、射撃教習に用いる銃銃の備付け制度の実施にあつては、資格認定の申請の際に、許可を得た後所持することを予定する銃銃を特定し、その入手についての譲渡承諾等の内容を記載した書面を添付させるなど、銃銃販売業者間の公平に十分配慮すること。また、銃銃の備付け、管理、保管などにおいて、実情に即し対処すること。

六、いわゆる眠り銃の許可取消しについて、病氣、長期出張など正当な理由がある場合は、これを配慮すること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十五年二月二十六日

内閣総理大臣 大平 正芳

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

法律

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「用に供するため」の下に「若しくは第五条の四第一項の技能検定の用に供するため」を加え、同項第三号中「第五条の五」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第五条の四第一項の技能検定を受ける者が当該技能検定を受けるため当該技能検定に係る銃砲を所持する場合

第三条第一項第四号中「第五条の五」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員が第九条の五第一項の射撃教習を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の備付け銃を所持する場合

四の三 教習射撃場を設置し、又は管理する者が第九条の六第二項の備付け銃を業務のために所持する場合

第三条第一項第七号中「銃砲等販売事業者」の下に「教習射撃場を設置し、若しくは管理する者」を加え、「若しくは第五条の五」を削り、同項第八号中「銃砲等販売事業者」の下に「教習射撃場を設置する者」を加え、「若しくは第五条の五」を削り、同項第九号中「同条第二項」の下に「において準用する第九条の七第二項」を加え、同条第三項中「第一項第七号」を「第一項第四号の三及び第七号」に改める。

第四条第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、「総理府令で定める手続により」を削り、

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号（その一）

同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「前項第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「総理府令で定める手続により」を削り、同項を同条第四項とする。

第四条の二の見出し中「番号」を「確認及び番号」に改め、同条中「前条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲又は刀剣類を所持することとなつた場合において、その所持することとなつた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲又は刀剣類が当該許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて、住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（許可の申請）
第四条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、住所又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所 氏名及び生年月日
二 銃砲又は刀剣類の種類（総理府令で定める銃砲の種類を含む。）
三 銃砲又は刀剣類の所持の目的
四 その他総理府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

第五条第一項中「場合」の下に「又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合」を加え、同項第四号中「三年」を

「五年」に改め、「取り消された者」の下に「及び同条第五項の規定により許可を取り消された者」を加え、同項第五号中「終り」を「終わり」に、「三年」を「五年」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 次条第二項第二号に規定する行為をして罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

第五条第四項中「三年」を「五年」に改める。

第五条の二第三項中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「二十歳（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳）以上であり、かつ、その者が」を削り、同項第一号中「受けて」の下に「所持しようとする種類の」を加え、同項第三号中「第五条の四第二項」を「所持しようとする種類の銃砲に係る第五条の四第二項」に改め、同項第四号中「第九条の四第三項」を「所持しようとする種類の銃砲に係る第九条の五第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしない。

一 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者）
二 銃砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用し、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限り。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の四第一項中「受けようとするもの」の下

に「（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）」を加え、「銃砲の操作」を「都道府県公安委員会が指定する銃砲を使用して、その所持しようとする種類の銃砲に係る銃砲の操作」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条（第一項第一号及び第二項を除く。）及び第五条の二（第三項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

第五条の四に次の一項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の技能検定を受けようとする者について準用する。

第六条第一項中「総理府令で定める手続により」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合において、同条第一項中「住所又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替へるものとする。

第七条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第七条の三第一項中「総理府令で定めるところにより」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条の二の規定は、前項の規定による許可の更新を受けようとする者について準用する。

第八条第一項中「第五条の五」を削り、同項第六号中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第四項第二号」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二第二項第一号」に改め、同条第六項中「第五条の五」を削り、同条第八項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条第一項中「又は第五条の五」を削り、「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

撃場を設置する者」を加え、同条第二項中「銃砲等販売事業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者」を加え、同条第三項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条の二第一項中「管理する者及び」を「設置する者及び管理する者並びに」に改める。

第九条の四第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とし、同条の次に次の四条を加える。

(射撃教習)

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による銃の所持の許可を受けようとする者(第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く)は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合を除き、教習射撃場において射撃教習(教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の備付け銃を使用して行う銃の操作及び射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ)を受けなければならない。

2 射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする銃の種類ごとに、あらかじめ、住所を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、政令で定めるところにより、有効期間を定めて認定証を交付しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の認定を受けた者が、第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当することとなつたときは、前項の認定を取り消すものとする。この場合において、認定を取り消された者は、認定証を返納しなければならない。

4 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について準用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

(備付け銃)

第九条の六 教習射撃場を設置する者は、射撃教習の用途に供するため必要な銃銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを当該教習射撃場に備え付けて置かなければならない。ただし、教習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 教習射撃場を設置する者は、前項の銃銃を備え付けた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、当該備え付けた銃銃(以下「備付け銃」という。)について、その種類ごとの数その他の総理府令で定める事項を、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。届出に係る事項に変更があつた場合も、同様とする。

3 都道府県公安委員会は、総理府令で定めるところにより、教習射撃場を設置する者に対し、当該備付け銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

(備付け銃の管理)

第九条の七 備付け銃の管理は、教習射撃場を管理する者が行う。

2 教習射撃場を管理する者は、備付け銃を総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により保管しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していないと認めるとき、その他危害予防上必要があると認めるときは、当該教習射撃場を管理する者に対し、期間を定めて、保管の設備又は方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 教習射撃場を管理する者は、備付け銃を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

5 教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受けようとする者が第九条の五第二項の認定証を提示した場合でなければ、備付け銃を使用させてはならない。

(教習射撃場の指定の解除等と備付け銃の仮領置)

第九条の八 次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の四第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第九条の五第五項の教習修了証明書を交付することを禁止することができる。

一 教習射撃場が第九条の四第一項各号の総理府令で定める基準に適合しなくなつた場合
二 教習射撃場を設置する者が第九条の六第一項又は第二項の規定に違反した場合
三 教習射撃場を設置する者が第九条の六第三項の規定による命令に応じなかつた場合
四 教習射撃場を管理する者が第九条の四第二項、第九条の五第五項又は前条第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反した場合

五 教習射撃場を管理する者が第九条の四第三項又は前条第三項の規定による命令に応じなかつた場合

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第九条の四第一項の指定を解除することができる。

3 都道府県公安委員会は、前二項の規定により第九条の四第一項の指定を解除した場合においては、当該施設を設置する者等に対し第九条の六第一項の規定により備え付けられていた銃銃の提出を命じ、提出された銃銃を仮領置するものと

する。

4 前項の規定により銃銃を仮領置した場合において、当該施設を設置する者又はその者から当該銃銃の譲渡、贈与、返還等を受けた者であつて、当該銃銃を適法に所持することができると認め、都道府県公安委員会に、当該銃銃の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該銃銃をその者に返還するものとする。

5 第八条第九項及び第十項の規定は、第三項の規定により仮領置した銃銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の八第三項」と、「前項」とあるのは「第九条の八第四項」と読み替へるものとする。

第十条第一項中「第五条の五」を削り、同条第二項中「第五条の五」及び「又は第五条の五」を削り、同条第三項及び第四項中「第五条の五」を削る。

第十条の二中「又は第五条の五」を削る。
第十条の三第一項中「第五条の五」を削り、同条第二項本文中「堅固な保管設備に施錠して行なわなければならない」を「総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならない」に改め、同項ただし書中「堅固な」を「総理府令で定める基準に適合する」に改める。

第十条の五の見出しを「(報告徴収、立入検査等)」に改め、同条に次の五項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第十条の三第一項の規定により保管する銃銃が銃銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上その保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要限度において、警察職員に、当該銃銃の保管場所に入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

4 警察職員は、第二項の規定により立ち入ると

きは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第九條の七第三項の規定は、第十條の第三項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九條の七第三項中「備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十條の第三項の規定により銃砲を保管する者が同条第二項又は第三項の規定に違反して当該銃砲を保管している」と読み替えるものとする。

第十條の六中、「第五條の五」を削る。

第十條の七第一項中又は第五條の五を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第九條の七第二項から第四項までの規定は、銃銃等保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「備付け銃」とあるのは、「第十條の七第一項の規定により委託を受けて保管する銃銃又は空気銃」と読み替えるものとする。

第十條の七第三項を削り、同条第四項中「前項の下に」において準用する第九條の七第三項を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十一條第一項中、「第五條の五」を削り、「又は第六條を」若しくは第六條又は第五條の二第二項第二号に、「第五條の二第三項第一号」を第五條の二第四項第一号に改め、同条第二項及び第四項中、「第五條の五」を削り、同条第九項中「第五項又は第六項又は第七項」に、「第十一條第七項」を「第十一條第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第

五項中「前三項の理由」を「第二項から第四項までの事由」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県公安委員会は、第四條第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る銃銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第十二條中「第四項」を「第五項」に改める。

第十三條中「許可」を「第四條第一項第一号の規定による許可を受けた銃銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を」に、「警察官」を「警察職員」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同号の規定による許可を受けた者に対しては、総理府令で定めるところにより、当該銃銃又は空気銃を当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることができる。

第二十一條の二第二項中「第二号」の下に、「第四號の三」を加え、同条第二項中、「第五條の五又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に、「第八條第六項の措置を執らなければならない者又は教習射撃場を設置する者」を、「第二号」の下に「第四號の三」を加える。

第二十三條の二中、「第五條の五」を削る。

第二十四條の二第一項中「銃砲、刀剣類又は第二十二條に規定する刃物(以下この条において「銃砲刀剣類等」という。)」を「銃砲刀剣類等」に改め、同条第八項後段中「前項の銃砲」を「第二十四條の二第七項の銃砲」に改める。

第二十五條第三項第一号及び第二十六條第一項中、「第五條の五」を削る。

第二十七條第一項第二号中、「第五條の五」を削り、同条第三項後段中「第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

第二十七條の二第二項中「適合しているかどうか」の下に、「第九條の六第二項の届出に係る備付

け銃を備え付けているかどうか、若しくは第九條の七第二項の総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該備付け銃を保管しているかどうか」を、「第十條の七第二項」の下に「において準用する第九條の七第二項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第十條の五第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十七條の二第二項」と読み替えるものとする。

第二十七條の二第四項を削る。

第二十九條の表第一号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第二号中「五千円」を「七千五百円」に改め、同表第三号中「許可証」の下に「(第九條の五第二項の認定証を含む。)」を加え、「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第四号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第五号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第六号中「千円」を「三千円」に改め、同表第七号中「千円」を「四千五百円」に改め、同表第八号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第三十一條の三第二号中「第五條の五」を削る。

第三十二條第一号中「第十條の七第四項」を「第十條の七第三項」に改める。

第三十五條第三号を削り、同条第二号中「第四條の二(第五條の五第三項において準用する場合を含む。)」を「第四條の三第二項若しくは第九條の六第三項」に、「第十一條第五項若しくは第六項」を「第九條の八第三項、第十一條第六項若しくは第七項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第四條第二項(第五條の五第三項において準用する場合を含む。)」を「第四條の三第二項」に改め、「第九條第三項」の下に「第九條の五第三項後段、第九條の七第二項(第十條の七第二項において準用する場合を含む。)」若しくは「第五項」を加え、「第十條の七第二項」を削り、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第四條の二(第五條の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項及び第九條の五第四項において準用する場合を含む。の許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第三十五條第四号中「第二十三條の二」を「第九條の六第二項、第九條の七第四項(第十條の七第二項において準用する場合を含む。)」又は「第二十三條の二」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第二十七條の二第二項」を「第十條の五第二項又は第二十七條の二第二項」に改め、同条を同条第五号とし、同条の次に次の二号を加える。

六 第十三條前段の規定により警察職員が行う許可証及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要求若しくは検査又は第二十四條第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第十三條後段又は第二十七條の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をした者

第三十七條中「第三十五條第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」を「第三十五條」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五條第一項第四号及び第五号の改正規定(「三年」を「五年」に改める部分に限る。)、同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五條の二の改正規定(第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。)、第八條第一項第六号の改正規定、第十一條第一項の改正規定(第五條の五を削る部分を除く。並びに第二十九條の表の改正規定(許可証)の下に「第九條の五第二項の認定証を含む。」を加える部分を除く。))は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第三十四条第五項中、「所得割」を「又は所得割に、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」を同項に規定する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がなくどうか」を削る。

第三十八条中「三百円」を「五百円」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第四号から第七号まで」を「第六号から第九号まで」に改める。

第七十二条の二十二第四項第四号中「環境衛生同業組合連合会」の下に、「環境衛生同業小組合」を加える。

第七十三条の五中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第七十三条の十四第一項を次のように改める。

住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令で定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき三百五十万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき三百五十万円）を価格から控除するものとする。

第七十三条の十四第二項中「住宅を建築した者」を「住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下本項及び第四項において同じ。）をした者」に、「建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして」を「住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなして」に改め、同条中第十項を第十三項とし、第九項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会

法（昭和四十一年法律第百三十三号）第二十三条第二号又は第三号に規定する業務の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項に規定する場合を除き、当該土地の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三条の十四中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「林業労働安全衛生施設資金の貸付け」の下に「若しくは林業等振興資金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 個人（自己の所有する住宅に居住していた者が政令で定めるものを除く。）が住宅（人の居住の用に供されたことがあるもので政令で定めるものに限る。第七十三条の二十四第二項において「既存住宅」という。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされた額を価格から控除するものとする。

4 第一項及び前項の規定は、当該住宅の取得の日から六十日以内に、当該住宅の取得者から、自治省令で定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から六十日以内に、

第一項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。第七十三条の十五の二第一項中「係るものにあつては一戸の下に（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立に区画された一部分をいう。以下本条において同じ。）」を加える。

第七十三条の二十四の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「新築した住宅の床面積」を「新築した住宅（政令で定める住宅に限る。以下本項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立に区画された一の部分で政令で定めるものについて）その床面積」に改め、「当該土地の上に新築した住宅一戸について」を削り、同項第一号から第三号までの規定中「住宅」を「特例適用住宅」に改め、同項第四号中「購入した住宅」及び「購入された住宅」を「購入した特例適用住宅」に、「当該住宅」を「当該特例適用住宅」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道府県は、次の各号の一に該当する場合において、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある既存住宅一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合において、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者（自己の所有する住宅に居住していた者で政令で定めるものを除く。）が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある既存住宅を取得した場合

二 土地を取得した者（自己の所有する住宅に居住していた者で政令で定めるものを除く。）が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある既存住宅を取得していた場合

第七十三条の二十四に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第一項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令で定める場合を除き、当該土地の取得の日から六十日以内に、当該土地の取得者から、自治省令で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から一年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合において、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から六十日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の特例適用住宅に第七十三条の十四第二項の規定の適用がある場合の第一項の規定の適用その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十三条の二十五の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「前条第一項第一号」の下に「又は第二項第一号を加え、当該取得の日から二年以内」を「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」に、「同号の規定」を「これらの規定」に改め

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

三九〇

る。

第七十三条の二十六の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加える。

第七十三条の二十七の見出し中「住宅を新築する土地」を「住宅の用に供する土地」に改め、同条第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「基いて」を「基ついて」に、「同号の規定」を「これらの規定」に改める。

第六百八十条第三項中「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「(昭和三十年法律第五十六号)」を加える。

第二百三十七条第一項第二号中「要しないもの」を「要しないもののうち、第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者」に改める。

第二百九十二条第一項第六号及び第七号ロ中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に改める。

第二百九十条第一項の表中「千七百円」を「二千円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「七百円」を「千円」に改め、同条第二項中「二千二百円、千六百円及び千円」を「二千六百円、二千円及び千四百円」に改める。

第三百十四条の二第一項第六号中「十九万円」を「二十一万円」に、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十九万円」を「二十一万円」に改め、同項第十号中「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同項第十一号中「二十万円」を「二十二万円」に、「二十一万円」を「二十三万円」に改め、同条第二項中「二十一万円」を「二十二万円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第十一号の金額は、所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該老人扶養親族については、二十六万円とする。第三百十四条の二第五項中「所得割」又は「所得割」に、「老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」を「同項に規定する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族」に改め、「又は所得割の納税義務者に配偶者がないかどうか」を削る。

第三百十四条の三第一項の表及び第三百二十八条の三の表を次のように改める。

三十万円以下の金額	百分の二
三十万円を超える金額	百分の三
四十五万円を超える金額	百分の四
七十万円を超える金額	百分の五
百万円を超える金額	百分の六
百三十万円を超える金額	百分の七
二百三十万円を超える金額	百分の八
三百七十万円を超える金額	百分の九
五百七十万円を超える金額	百分の十
九百五十万円を超える金額	百分の十一
千九百万円を超える金額	百分の十二
二千九百万円を超える金額	百分の十三
四千九百万円を超える金額	百分の十四

第三百四十八条第二項第十一号の三中「除く」の下に「並びに農林漁業団体職員共済組合」を加え、同項第十一号の四中「農林漁業団体職員共済組合」を削る。

第三百四十九条の三第二項中「日本国有鉄道」又は「日本国有鉄道」に改め、「又は政令で定める車庫の新設若しくは増設を削り、同条第四項中「第六項」を「次項」に改め、同条第十六項中「三分の一」を「二分の一」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十七項中「第二項の規定の適用を受けるものを除き、」を「第二項本文の規定に該当するものを除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

25 地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構造物(第二項本文の規定に該当するものを除く)に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構造物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該構造物の価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構造物の価格の四分の三の額とする。ただし、当該構造物のうち、地方鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該線路設備の価格の三分の一(当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該線路設備の価格の六分の一)の額とする。

第四百八十九条第一項第七号中「硫化鉄」を削り、同項第二十二号を次のように改める。

二十二 金属ソーダ及び塩素酸ソーダ(電解法によるものに限る)。

第四百八十九条第九項及び第四百八十九条の二第二項中「同条」を「同法第八十二条の二の専修学校(これに附置する施設を含む)」、同法第一条」に改める。

第四百九十条の二第二項中「七千円」を「一万円」に改める。

第五百八十六条第二項第一号中「リ」を「リ」とし、リを「リ」とし、ルを「ル」とし、同項第二十九号中「第七十三条の五第一項、第二項若しくは第四項」を「第七十三条の五」に改める。

第六百一条第一項中「又は第二項」を削る。

第七百一条の四十一第六項中「(昭和四十一年法律第三十三号)」を削る。

第七百一条の四十二第二項中「三百円」を「五百円」に改め、同条第二項中「五千円」を「六千円」に改める。

第七百三条の四第四項ただし書中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

附則第四條第一項中「昭和五十六年度」を「昭和五十九年度」に改め、同条第二項中「租税特別措置法第二十八条の五第一項又は」を削り、「含む」の下に「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という)による改正前の租税特別措置法第二十八条の五第一項(昭和五十五年法律第 号附則第十條の規定によりその例によることとされる場合を含む)。」を加える。

附則第五條第三項中「昭和五十五年」を「昭和五十八年」に改める。

附則第八條第二項中「租税特別措置法第六十八條の二、昭和四十八年法律第四十七号」を「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十七号。以下本項において「昭和四十八年法律第四十七号」という)に、「又は昭和五十一年法律第五号」を「昭和五十一年法律第五号」に、「含む」の規定により「含む」又は「昭和五十五年法律第 号」による改正前の租税特別措置法第六十八條の二(昭和五十五年法律第 号附則第二十二條の規定によりその例によることとされる場合

合を含む。の規定により」に改める。

附則第九条第一項中「租税特別措置法第六十六條第一項、昭和五十一年法律第五号を、昭和五十一年法律第五号に、又は昭和五十四年法律第十五号を、昭和五十四年法律第十五号に、租税特別措置法第六十六條第一項に規定する」を「租税特別措置法第六十六條第一項又は昭和五十五年法律第 号附則第二十條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十五年法律第 号による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項に規定する」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第二十八條の五第一項又は」を削り、「含む。」の下に「又は昭和五十五年法律第 号による改正前の租税特別措置法第二十八條の五第一項（昭和五十五年法律第 号附則第十條の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を加える。

附則第十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十一條第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「農地の交換分合で、当該農地の交換分合に係る農地のいづれかが」を「農地の交換分合により」に、あるものによるを「ある土地を取得した場合における当該」に、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第五項中「乾燥」を「生産」に改め、同条第六項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「五分の二」を「五分の一」に改め、同条第八項中「直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いるもの」を「地下に設けられるもの」に、「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「当該家屋の

価格の三分の一（地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋にあつては、当該家屋の価格の五分の一）を「当該家屋のうち地下に設けられる路外駐車場の用に供する部分の価格の三分の一」に改め、同条第九項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「五分の二」を「五分の一」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第七十三條の十四第四項若しくは第五項」を「第七十三條の十四第六項若しくは第七項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「適用されるべき第七十三條の十四第四項、第五項又は第九項」を「適用されるべき第七十三條の十四第六項、第七項又は第十一項」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第十一條の二第二項中「前条第一項第一号の下に」又は「第二項第一号」を加え、「二年」を「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」に、「五年」を「当該取得の日から五年以内」に、「同号」を「これら」に改め、「第七十三條の二十四第一項第一号の下に」又は「第二項第一号」を加え、同条第四項中「土地」とあるのは「住宅」と、「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第三項」とを、「土地」とあるのは「住宅」と、「当該土地」とあるのは「当該住宅」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第三項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」とに、「同号」を「これら」に改め、「第七十三條の二十四第一項第一号の下に」又は「第二項第一号」を加え、同条第六項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」とに、「同号」を「これら」に改め、「第七十三條の二十四第一項第一号の下に」又は「第二項第一号」を加え、同条第六項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「前

条第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」とを、「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「当該土地」とあるのは「当該施設住宅の一部」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」とに、「同号」を「これら」に改め、「第七十三條の二十四第一項第一号の下に」又は「第二項第一号」を加え、同条第六項中「土地」とあるのは「施設住宅の一部」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の二第五項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」とに、「同号」を「これら」に改め、「第七十三條の二十四第一項第一号の下に」又は「第二項第一号」を加える。

附則第十一條の三「七年」を「九年」に改める。

六年度分」に改める。

附則第十五條第三項中「昭和四十五年度から昭和五十四年度までの各年度分」を「昭和五十五年度分及び昭和五十六年度分」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和四十七年一月二日から昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第十一項中「昭和五十一年一月二日から昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」に、「五年度分」を「三年度分」に改め、同条第十二項中「昭和五十四年一月一日まで」を「昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日まで」に、「二」を「三」に改める。

附則第三十一條の二第二項前段中「若しくは当該承認を、又は当該承認に、若しくは機械」を「又は機械」に改め、「又はその取得を削り、同項後段を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「附則第三十一條の二第一項」を「附則第三十一條の二第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村は、昭和五十五年三月三十一日において旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二條第一項に規定する過疎地域であつた地域のうち政令で定める地区において同日までに製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、若しくは増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）又はその取得に対しては、第五百八十五條第一項の規定

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

にかかわらず、特別土地保有税を課すること
ができない。

3 第五百八十六條第四項の規定は、前二項の
場合について準用する。

附則第三十一條の三第三項中「特定船舶製造
業安定事業協会法」の下に「昭和五十三年法律
第百三十三号」を加える。

附則第三十二條第一項中「昭和五十五年三月
三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改
め、同条第二項及び第四項中「昭和五十五年三
月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に
改める。

附則第三十二條の三第二項中「昭和五十五年
九月三十日」を「昭和五十六年十一月十二日」に
改める。

附則第三十四條第一項中「昭和五十年から
昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県
民税に限り」を「当分の間に」、「第三十七條第五
項」を「第三十七條第五項(第三十七條の五第
二項において準用する場合を含む)」に改め、
「(昭和五十年及び昭和五十一年度分につい
ては、百分の二の税率を乗じて計算した金額)」
を削り、同項第一号中「二千万円」を「四千万円」
に改め、同項第二号中「二千万円」を「八千
万円」に、「四十万円」を「八十万円」に、「本項」
を「本項」に、「四分の三」を「四分の三(地方税
法附則第三十四條第一項第三号に規定する課
税長期譲渡所得金額のうち八千万円以下の部分
の金額については、二分の一)」に、「うち二千
万円」を「うち四千万円」に改め、同号を同項第
三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え
る。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超え
八千万円以下である場合 次に掲げる金額
の合計額
イ 八十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、本項の
規定の適用がないものとした場合に算出
される道府県民税の所得割の額のうち、
当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万
円を超える部分に係る道府県民税の所得
割の額として政令で定めるところにより
計算した金額

附則第三十四條第四項中「四十万円」を「八十
万円」に、「八十万円」を「百六十万円」に改め、
「第三百十三條第二項」との下に、「附則第三
十四條第一項第三号ロ」とあるのは「附則第三
十四條第四項において準用する同条第一項第三号
ロ」とを加える。

附則第三十四條の二第二項中「前条第一項第
一号又は第二号」を「前条第一項各号」に改め、
同項第二号イ中「二千万円以下で、かつ、当該
課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等
のための譲渡に係る部分の金額(以下本号にお
いて「特定課税長期譲渡所得金額」という。が四
千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控
除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡
所得金額の百分の二に相当する金額」を「八千万
円以下である場合 前号イ又はロに掲げる場合
の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金
額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般
課税長期譲渡所得金額が八千万円を超え
る場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八十万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、
前条第一項及び本項の規定の適用がな
く、かつ、第三十二條第二項の規定に
よつて所得税法第二十二條第二項第二
号中「二分の一」とあるのを「二分の一
(地方税法附則第三十四條の二第二項
第二号イに規定する一般課税長期譲渡
所得金額のうち八千万円を超える部分
の金額については、四分の三)」と読
み替えて同項の総所得金額の計算の例
により第三十二條第一項に規定する総
所得金額を算定した場合に算出される
道府県民税の所得割の額のうち、当該
課税長期譲渡所得金額のうち四千万円
を超える部分に係る道府県民税の所得
割の額として政令で定めるところによ
り計算した金額

附則第三十四條の二第二項中「第六号」を「第
七号」に改め、同条第三項中「前条第一項第一
号」を「前条第一項各号」に、「同条第一項第一号」
を「同条第一項各号」に改め、同条第四項中「同
項第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、「第
六号まで」を「第七号まで」に改め、同条第六項
中「第六号」を「第七号」に改める。

附則第三十四條の三第一項中「昭和五十五年
度分及び昭和五十六年度分の」を削り、「附則第
三十四條第一項第一号中「二千万円」とあるのは
「四千万円」と、「を」を「附則第三十四條第一項各号
の規定にかかわらず、同項第一号中」に、「が
二千万円」とあるのは「が四千万円」とを「超え
る」と改め、同項第一号の次に「超え
る」と改める。

三九二

に、「四十万円」を「八十万円」に、「本項の規定
の適用がなく、かつ、第三十二條第二項の規定
によつて所得税法第二十二條第二項第二号中
「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替え
て同項の総所得金額の計算の例により第三十二
條第一項に規定する総所得金額を算定した」を
「本項の規定の適用がないものとした」に、「二
千万円を超える」を「四千万円を超える」に改め、
「ものとし、当該譲渡所得に係る昭和五十七年
度分の道府県民税の所得割については、当該譲
渡所得に係る昭和五十六年度分の道府県民税の
所得割の例による」を削り、同条第三項中「附則
第三十四條第一項第一号」を「附則第三十四條第
一項各号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一
項各号」に、「四十万円」を「八十万円」に、「八十
万円」を「百六十万円」に改め、「第三十二條
第二項」とあるのは「第三百十三條第二項」と、
「第三十二條第一項に規定する総所得金額」とあ
るのは「第三百十三條第一項に規定する総所得
金額」とを削る。

附則第三十五條第一項中「昭和五十年から
昭和五十六年度までの各年度分の個人の道府県
民税に限り」を「当分の間に」に改める。

附則第三十五條の二第二項中「昭和五十
五年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則第三十六條第一項中「昭和五十年から
昭和五十六年度までの各年度分の国民健康保険
税に限り、」を削る。

別表第一中「退職所得」を「退職所得(退職
所得の特別控除税額を「別表第一」に規定する
道府県民税の特別徴収税額(第五十
條の六、第五十條の八、附則第七條第四項)に改
める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表 (第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	134,000	138,000	1,200	396,000	402,000	3,560
			138,000	142,000	1,240	402,000	408,000	3,610
			142,000	146,000	1,270	408,000	414,000	3,670
6,000	8,000	50	146,000	150,000	1,310	414,000	420,000	3,720
8,000	10,000	70	150,000	154,000	1,350	420,000	426,000	3,780
10,000	12,000	90	154,000	158,000	1,380	426,000	432,000	3,830
12,000	14,000	100	158,000	162,000	1,420	432,000	438,000	3,880
14,000	16,000	120	162,000	166,000	1,450	438,000	444,000	3,940
16,000	18,000	140	166,000	170,000	1,490	444,000	450,000	3,990
18,000	20,000	160	170,000	174,000	1,530	450,000	456,000	4,050
20,000	22,000	180	174,000	178,000	1,560	456,000	462,000	4,100
22,000	24,000	190	178,000	182,000	1,600	462,000	468,000	4,150
24,000	26,000	210	182,000	186,000	1,630	468,000	474,000	4,210
26,000	28,000	230	186,000	190,000	1,670	474,000	480,000	4,260
28,000	30,000	250	190,000	194,000	1,710	480,000	486,000	4,320
30,000	32,000	270	194,000	198,000	1,740	486,000	492,000	4,370
32,000	34,000	280	198,000	202,000	1,780	492,000	498,000	4,420
34,000	36,000	300	202,000	206,000	1,810	498,000	504,000	4,480
36,000	38,000	320	206,000	210,000	1,850	504,000	510,000	4,530
38,000	40,000	340	210,000	214,000	1,890	510,000	516,000	4,590
40,000	42,000	360	214,000	218,000	1,920	516,000	522,000	4,640
42,000	44,000	370	218,000	222,000	1,960	522,000	528,000	4,690
44,000	46,000	390	222,000	226,000	1,990	528,000	534,000	4,750
46,000	48,000	410	226,000	230,000	2,030	534,000	540,000	4,800
48,000	50,000	430	230,000	234,000	2,070	540,000	546,000	4,860
50,000	52,000	450	234,000	238,000	2,100	546,000	552,000	4,910
52,000	54,000	460	238,000	242,000	2,140	552,000	558,000	4,960
54,000	56,000	480	242,000	246,000	2,170	558,000	564,000	5,020
56,000	58,000	500	246,000	250,000	2,210	564,000	570,000	5,070
58,000	60,000	520	250,000	254,000	2,250	570,000	576,000	5,130
60,000	62,000	540	254,000	258,000	2,280	576,000	582,000	5,180
62,000	64,000	550	258,000	262,000	2,320	582,000	588,000	5,230
64,000	66,000	570	262,000	266,000	2,350	588,000	594,000	5,290
66,000	68,000	590	266,000	270,000	2,390	594,000	600,000	5,340
68,000	70,000	610	270,000	274,000	2,430	600,000	606,000	5,400
70,000	72,000	630	274,000	278,000	2,460	606,000	612,000	5,480
72,000	74,000	640	278,000	282,000	2,500	612,000	618,000	5,560
74,000	76,000	660	282,000	286,000	2,530	618,000	624,000	5,640
76,000	78,000	680	286,000	290,000	2,570	624,000	630,000	5,720
78,000	80,000	700	290,000	294,000	2,610	630,000	636,000	5,800
80,000	82,000	720	294,000	298,000	2,640	636,000	642,000	5,880
82,000	84,000	730	298,000	302,000	2,680	642,000	648,000	5,960
84,000	86,000	750	302,000	306,000	2,710	648,000	654,000	6,040
86,000	88,000	770	306,000	310,000	2,750	654,000	660,000	6,120
88,000	90,000	790	310,000	314,000	2,790	660,000	666,000	6,210
90,000	92,000	810	314,000	318,000	2,820	666,000	672,000	6,290
92,000	94,000	820	318,000	322,000	2,860	672,000	678,000	6,370
94,000	96,000	840	322,000	326,000	2,890	678,000	684,000	6,450
96,000	98,000	860	326,000	330,000	2,930	684,000	690,000	6,530
98,000	100,000	880	330,000	334,000	2,970	690,000	696,000	6,610
100,000	102,000	900	334,000	338,000	3,000	696,000	702,000	6,690
102,000	104,000	910	338,000	342,000	3,040	702,000	708,000	6,770
104,000	106,000	930	342,000	346,000	3,070	708,000	714,000	6,850
106,000	108,000	950	346,000	350,000	3,110	714,000	720,000	6,930
108,000	110,000	970	350,000	354,000	3,150	720,000	726,000	7,020
110,000	112,000	990	354,000	358,000	3,180	726,000	732,000	7,100
112,000	114,000	1,000	358,000	362,000	3,220	732,000	738,000	7,180
114,000	116,000	1,020	362,000	366,000	3,250	738,000	744,000	7,260
116,000	118,000	1,040	366,000	370,000	3,290	744,000	750,000	7,340
118,000	120,000	1,060	370,000	374,000	3,330	750,000	756,000	7,420
120,000	122,000	1,080	374,000	378,000	3,360	756,000	762,000	7,500
122,000	124,000	1,090	378,000	382,000	3,400	762,000	768,000	7,580
124,000	126,000	1,110	382,000	386,000	3,430	768,000	774,000	7,660
126,000	130,000	1,130	386,000	390,000	3,470	774,000	780,000	7,740
130,000	134,000	1,170	390,000	396,000	3,510	780,000	788,000	7,830

788,000	796,000	7,980	1,410,000	1,420,000	18,670	2,160,000	2,170,000	36,270
796,000	804,000	8,040	1,420,000	1,430,000	18,900	2,170,000	2,180,000	36,540
804,000	812,000	8,150	1,430,000	1,440,000	19,120	2,180,000	2,190,000	36,810
812,000	820,000	8,260	1,440,000	1,450,000	19,350	2,190,000	2,200,000	37,080
820,000	828,000	8,370	1,450,000	1,460,000	19,570	2,200,000	2,210,000	37,350
828,000	836,000	8,470	1,460,000	1,470,000	19,800	2,210,000	2,220,000	37,620
836,000	844,000	8,580	1,470,000	1,480,000	20,020	2,220,000	2,230,000	37,890
844,000	852,000	8,690	1,480,000	1,490,000	20,250	2,230,000	2,240,000	38,160
852,000	860,000	8,800	1,490,000	1,500,000	20,470	2,240,000	2,250,000	38,430
860,000	868,000	8,910	1,500,000	1,510,000	20,700	2,250,000	2,260,000	38,700
868,000	876,000	9,010	1,510,000	1,520,000	20,920	2,260,000	2,270,000	38,970
876,000	884,000	9,120	1,520,000	1,530,000	21,150	2,270,000	2,280,000	39,240
884,000	892,000	9,230	1,530,000	1,540,000	21,370	2,280,000	2,290,000	39,510
892,000	900,000	9,340	1,540,000	1,550,000	21,600	2,290,000	2,300,000	39,780
900,000	908,000	9,450	1,550,000	1,560,000	21,820	2,300,000	2,310,000	40,050
908,000	916,000	9,590	1,560,000	1,570,000	22,050	2,310,000	2,320,000	40,320
916,000	924,000	9,730	1,570,000	1,580,000	22,270	2,320,000	2,330,000	40,590
924,000	932,000	9,880	1,580,000	1,590,000	22,500	2,330,000	2,340,000	40,860
932,000	940,000	10,020	1,590,000	1,600,000	22,720	2,340,000	2,350,000	41,130
940,000	948,000	10,170	1,600,000	1,610,000	22,950	2,350,000	2,360,000	41,400
948,000	956,000	10,310	1,610,000	1,620,000	23,170	2,360,000	2,370,000	41,670
956,000	964,000	10,450	1,620,000	1,630,000	23,400	2,370,000	2,380,000	41,940
964,000	972,000	10,600	1,630,000	1,640,000	23,620	2,380,000	2,390,000	42,210
972,000	980,000	10,740	1,640,000	1,650,000	23,850	2,390,000	2,400,000	42,480
980,000	988,000	10,890	1,650,000	1,660,000	24,070	2,400,000	2,410,000	42,750
988,000	996,000	11,030	1,660,000	1,670,000	24,300	2,410,000	2,420,000	43,020
996,000	1,004,000	11,170	1,670,000	1,680,000	24,520	2,420,000	2,430,000	43,290
1,004,000	1,012,000	11,320	1,680,000	1,690,000	24,750	2,430,000	2,440,000	43,560
1,012,000	1,020,000	11,460	1,690,000	1,700,000	24,970	2,440,000	2,450,000	43,830
1,020,000	1,028,000	11,610	1,700,000	1,710,000	25,200	2,450,000	2,460,000	44,100
1,028,000	1,036,000	11,750	1,710,000	1,720,000	25,420	2,460,000	2,470,000	44,370
1,036,000	1,044,000	11,890	1,720,000	1,730,000	25,650	2,470,000	2,480,000	44,640
1,044,000	1,052,000	12,040	1,730,000	1,740,000	25,870	2,480,000	2,490,000	44,910
1,052,000	1,060,000	12,180	1,740,000	1,750,000	26,100	2,490,000	2,500,000	45,180
1,060,000	1,068,000	12,330	1,750,000	1,760,000	26,320	2,500,000	2,510,000	45,450
1,068,000	1,076,000	12,470	1,760,000	1,770,000	26,550	2,510,000	2,520,000	45,720
1,076,000	1,084,000	12,610	1,770,000	1,780,000	26,770	2,520,000	2,530,000	45,990
1,084,000	1,092,000	12,760	1,780,000	1,790,000	27,000	2,530,000	2,540,000	46,260
1,092,000	1,100,000	12,900	1,790,000	1,800,000	27,220	2,540,000	2,550,000	46,530
1,100,000	1,108,000	13,050	1,800,000	1,810,000	27,450	2,550,000	2,560,000	46,800
1,108,000	1,116,000	13,190	1,810,000	1,820,000	27,670	2,560,000	2,570,000	47,070
1,116,000	1,124,000	13,330	1,820,000	1,830,000	27,900	2,570,000	2,580,000	47,340
1,124,000	1,132,000	13,480	1,830,000	1,840,000	28,120	2,580,000	2,590,000	47,610
1,132,000	1,140,000	13,620	1,840,000	1,850,000	28,350	2,590,000	2,600,000	47,880
1,140,000	1,148,000	13,770	1,850,000	1,860,000	28,570	2,600,000	2,610,000	48,150
1,148,000	1,156,000	13,910	1,860,000	1,870,000	28,800	2,610,000	2,620,000	48,460
1,156,000	1,164,000	14,050	1,870,000	1,880,000	29,020	2,620,000	2,630,000	48,780
1,164,000	1,172,000	14,200	1,880,000	1,890,000	29,250	2,630,000	2,640,000	49,090
1,172,000	1,180,000	14,340	1,890,000	1,900,000	29,470	2,640,000	2,650,000	49,410
1,180,000	1,188,000	14,490	1,900,000	1,910,000	29,700	2,650,000	2,660,000	49,720
1,188,000	1,196,000	14,630	1,910,000	1,920,000	29,920	2,660,000	2,670,000	50,040
1,196,000	1,204,000	14,770	1,920,000	1,930,000	30,150	2,670,000	2,680,000	50,350
1,204,000	1,212,000	14,920	1,930,000	1,940,000	30,370	2,680,000	2,690,000	50,670
1,212,000	1,220,000	15,060	1,940,000	1,950,000	30,600	2,690,000	2,700,000	50,980
1,220,000	1,228,000	15,210	1,950,000	1,960,000	30,820	2,700,000	2,710,000	51,300
1,228,000	1,236,000	15,350	1,960,000	1,970,000	31,050	2,710,000	2,720,000	51,610
1,236,000	1,244,000	15,490	1,970,000	1,980,000	31,270	2,720,000	2,730,000	51,930
1,244,000	1,252,000	15,640	1,980,000	1,990,000	31,500	2,730,000	2,740,000	52,240
1,252,000	1,260,000	15,780	1,990,000	2,000,000	31,720	2,740,000	2,750,000	52,560
1,260,000	1,268,000	15,930	2,000,000	2,010,000	31,950	2,750,000	2,760,000	52,870
1,268,000	1,276,000	16,070	2,010,000	2,020,000	32,220	2,760,000	2,770,000	53,190
1,276,000	1,284,000	16,210	2,020,000	2,030,000	32,490	2,770,000	2,780,000	53,500
1,284,000	1,292,000	16,360	2,030,000	2,040,000	32,760	2,780,000	2,790,000	53,820
1,292,000	1,300,000	16,500	2,040,000	2,050,000	33,030	2,790,000	2,800,000	54,130
1,300,000	1,310,000	16,650	2,050,000	2,060,000	33,300	2,800,000	2,810,000	54,450
1,310,000	1,320,000	16,830	2,060,000	2,070,000	33,570	2,810,000	2,820,000	54,760
1,320,000	1,330,000	17,010	2,070,000	2,080,000	33,840	2,820,000	2,830,000	55,080
1,330,000	1,340,000	17,190	2,080,000	2,090,000	34,110	2,830,000	2,840,000	55,390
1,340,000	1,350,000	17,370	2,090,000	2,100,000	34,380	2,840,000	2,850,000	55,710
1,350,000	1,360,000	17,550	2,100,000	2,110,000	34,650	2,850,000	2,860,000	56,020
1,360,000	1,370,000	17,730	2,110,000	2,120,000	34,920	2,860,000	2,870,000	56,340
1,370,000	1,380,000	17,910	2,120,000	2,130,000	35,190	2,870,000	2,880,000	56,650
1,380,000	1,390,000	18,090	2,130,000	2,140,000	35,460	2,880,000	2,890,000	56,970
1,390,000	1,400,000	18,270	2,140,000	2,150,000	35,730	2,890,000	2,900,000	57,280
1,400,000	1,410,000	18,450	2,150,000	2,160,000	36,000	2,900,000	2,910,000	57,600

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

2,910,000	2,920,000	57,910	3,510,000	3,520,000	76,810	7,400,000	11,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.05%を乗じて算出した金額から87,750円を控除した金額
2,920,000	2,930,000	58,230	3,520,000	3,530,000	77,130			
2,930,000	2,940,000	58,540	3,530,000	3,540,000	77,440			
2,940,000	2,950,000	58,860	3,540,000	3,550,000	77,760			
2,950,000	2,960,000	59,170	3,550,000	3,560,000	78,070			
2,960,000	2,970,000	59,490	3,560,000	3,570,000	78,390			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から139,050円を控除した金額
2,970,000	2,980,000	59,800	3,570,000	3,580,000	78,700			
2,980,000	2,990,000	60,120	3,580,000	3,590,000	79,020			
2,990,000	3,000,000	60,430	3,590,000	3,600,000	79,330	11,400,000	19,000,000	
3,000,000	3,010,000	60,750	3,600,000	3,610,000	79,650			
3,010,000	3,020,000	61,060	3,610,000	3,620,000	79,960			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から895,550円を控除した金額
3,020,000	3,030,000	61,380	3,620,000	3,630,000	80,280			
3,030,000	3,040,000	61,690	3,630,000	3,640,000	80,590			
3,040,000	3,050,000	62,010	3,640,000	3,650,000	80,910			
3,050,000	3,060,000	62,320	3,650,000	3,660,000	81,220			
3,060,000	3,070,000	62,640	3,660,000	3,670,000	81,540	19,000,000	38,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.85%を乗じて算出した金額から656,550円を控除した金額
3,070,000	3,080,000	62,950	3,670,000	3,680,000	81,850			
3,080,000	3,090,000	63,270	3,680,000	3,690,000	82,170			
3,090,000	3,100,000	63,580	3,690,000	3,700,000	82,480			
3,100,000	3,110,000	63,900	3,700,000	3,710,000	82,800			
3,110,000	3,120,000	64,210	3,710,000	3,720,000	83,110			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に6.3%を乗じて算出した金額から1,097,550円を控除した金額
3,120,000	3,130,000	64,530	3,720,000	3,730,000	83,430			
3,130,000	3,140,000	64,840	3,730,000	3,740,000	83,740			
3,140,000	3,150,000	65,160	3,740,000	3,750,000	84,060	38,000,000	58,000,000	
3,150,000	3,160,000	65,470	3,750,000	3,760,000	84,370			
3,160,000	3,170,000	65,790	3,760,000	3,770,000	84,690			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.15%を乗じて算出した金額から33,750円を控除した金額
3,170,000	3,180,000	66,100	3,770,000	3,780,000	85,000			
3,180,000	3,190,000	66,420	3,780,000	3,790,000	85,320			
3,190,000	3,200,000	66,730	3,790,000	3,800,000	85,630			
3,200,000	3,210,000	67,050	3,800,000	3,810,000	85,950			
3,210,000	3,220,000	67,360	3,810,000	3,820,000	86,260	58,000,000	98,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	67,680	3,820,000	3,830,000	86,580			
3,230,000	3,240,000	67,990	3,830,000	3,840,000	86,890			
3,240,000	3,250,000	68,310	3,840,000	3,850,000	87,210			
3,250,000	3,260,000	68,620	3,850,000	3,860,000	87,520			
3,260,000	3,270,000	68,940	3,860,000	3,870,000	87,840			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	69,250	3,870,000	3,880,000	88,150			
3,280,000	3,290,000	69,570	3,880,000	3,890,000	88,470			
3,290,000	3,300,000	69,880	3,890,000	3,900,000	88,780	98,000,000円以上		
3,300,000	3,310,000	70,200	3,900,000	3,910,000	89,100			
3,310,000	3,320,000	70,510	3,910,000	3,920,000	89,410			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	70,830	3,920,000	3,930,000	89,730			
3,330,000	3,340,000	71,140	3,930,000	3,940,000	90,040			
3,340,000	3,350,000	71,460	3,940,000	3,950,000	90,360			
3,350,000	3,360,000	71,770	3,950,000	3,960,000	90,670			
3,360,000	3,370,000	72,090	3,960,000	3,970,000	90,990			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	72,400	3,970,000	3,980,000	91,300			
3,380,000	3,390,000	72,720	3,980,000	3,990,000	91,620			
3,390,000	3,400,000	73,030	3,990,000	4,000,000	91,930			
3,400,000	3,410,000	73,350						
			4,000,000	4,600,000				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
3,410,000	3,420,000	73,660						
3,420,000	3,430,000	73,980						
3,430,000	3,440,000	74,290						
3,440,000	3,450,000	74,610						
3,450,000	3,460,000	74,920						退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
			4,600,000	7,400,000				
3,460,000	3,470,000	75,240						
3,470,000	3,480,000	75,550						
3,480,000	3,490,000	75,870						
3,490,000	3,500,000	76,180						退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から54,450円を控除した金額
3,500,000	3,510,000	76,500						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

三九六

(地方道路法の一部改正)

第二条 地方道路法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「こえる都道府県を「超える都道府県」に、「こえる金額の」を「超える金額の」に、「こえる場合」を「超える場合」に改め、「金額とし、当該金額が当該年度の前年度分として譲与された地方道路法と税の額に政令で定める率を乗じて得た額をこえるときは、当該金額から更にそのこえる金額を控除した」を削る。
(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項の表の第一号中「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」を「又は営業路線の線路を増設する」に、「第七号」を「第九号」に改め、同表の第三号中「第七号」を「第九号」に改め、同表の第七号中「又は移設構築物」を「移設構築物又は車庫関連構築物」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第六号の次に次のように加える。

七 政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物(第一号に掲げるものを除く。第九号において「車庫関連構築物」という。)で同号に掲げるもの以外のもの
八 政府の補助を受けて、雪崩、落石等による災害の防止又は海岸若しくは河岸の保全のために敷設した鉄道に係る線路設備で自治省令で定めるもの

五年度分	二分の一
五年度を経過した年度から五年度分	四分の三
五年度分	三分の一
五年度を経過した年度から五年度分	三分の二

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 第一条中地方税法第四百八十九条、第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定 昭和五十五年六月一日
 - 第一条中地方税法第三百二十八条の三及び別表第二の改正規定並びに附則第六条第二項の規定 昭和五十六年一月一日
 - 第一条中地方税法附則第三十四条から第三十五条まで及び第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項、附則第六条第三項及び第十三条第二項の規定 昭和五十六年四月一日
- (道府県民税に関する経過措置)
- 第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の

規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十五年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十四条から第三十五条までの規定は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の十四第一項(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第五十五条に規定する部分に限る。)の規定は、法人の昭和五十五年四月一日(以下「施行日」という。)以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)による改正前の租税特別措

置法第五十五条第一項に規定する特定株式等及び法人が施行日前に締結した同条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定(購入による住宅の取得に対して課する不動産取得税に関する部分を除く。)は、昭和五十五年七月一日以後に建築された住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七十三条の十四第一項の規定(購入による住宅の取得に対して課する不動産取得税に関する部分を除く。)は、昭和五十五年七月一日前に建築された住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。

4 旧法第七十三条の十四第一項及び第二項の規定は、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものを施行日前に購入した者が、施行日以後において、当該住宅の購入後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合及び昭和五十五年七月一日前に住宅を建築した者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における住宅の取得に対して課する不動産取得税については、第二項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

5 昭和五十五年七月一日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。次項において同じ。)

をした場合における当該住宅の取得につき新法第七十三条の十四第一項の規定又は第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項の規定は、適用しない。

6 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に住宅の建築をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における住宅の取得につき新法第七十三条の十四第一項の規定又は第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、新法第七十三条の十四第四項の規定は、適用しない。

7 昭和五十五年七月一日前に新築された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第一項第二号の規定の適用については、同項中「住宅(政令で定める住宅に限る。以下本項において「特例適用住宅」という。)」とあるのは「住宅」と、「一の部分で政令で定めるもの」とあるのは「一の部分」とし、同項第二号中「特例適用住宅」とあるのは「住宅」とする。

8 施行日前に取得された住宅の用に供する土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第二項第二号の規定の適用については、同項中「既存住宅」とあるのは、「政令で定める住宅」とする。

9 昭和五十五年七月一日前の土地の取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

10 前項に定めるもののほか、昭和五十五年七月一日前に土地を取得した者が同日以後において当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の取得につき新法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとするときは及び施行日前に

土地を取得した者が施行日以後において当該土地を取得した日から一年以内にその土地に隣接する土地を取得した場合における土地の取得につき同条第二項の規定の適用を受けようとするときは、同条第四項後段の規定は、適用しない。

(狩猟者登録税に関する経過措置)

第五条 新法第二百三十七条第一項第二号の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟者登録税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十五年分までの個人の市町村民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和五十六年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第二百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十四条から第三十五条までの規定は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十五年度分の固定資産税から適用し、昭和五十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十五項本文の規定は昭和四十七年一月二日以後において敷設された同項本文に規定する構築物について、同項

ただし書の規定は昭和四十九年一月二日以後において建設された同項ただし書に規定する線路設備について、それぞれ昭和五十五年度分の固定資産税から適用する。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する保管施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第八条 新法第四百八十九条第一項及び第九項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第九条 新法第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十五年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十条 新法第五百八十六条第二項第二十九号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十五年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十四年度分までの土地に対して課する特別

和五十四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第二十九号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年三月三十一日までに行われた旧法附則第三十一条の二第二項に規定する土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十一条 新法第七百一条の四十二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下次項までにおいて「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法第七百一条の四十二第一項の規定を適用する場合には、施行日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は昭和五十五年度分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課する事業に係る事業所税については、新法第七百一条の四十二第二項第二号及び第三号中「事業所床面積」とあるのは、「事業所床面積（昭和五十五年四月一日前に廃止された事業所等にあつては、事業所床面積に五分の三を乗じて得た面積）」とする。

3 新法第七百一条の四十二第二項の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一

項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十五年度分の都市計画税から適用し、昭和五十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する保管施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十六条第一項の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対す

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

三九八

る罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、昭和五十五年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十四年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。
(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「新交付金法」という。)附則第十七項の表の第一号、第三号及び第七号から第九号までの規定は、昭和五十六年度分の市町村納付金から適用し、昭和五十五年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

2 新交付金法附則第十七項の表の第七号の規定は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された同号に掲げる構造物について、昭和五十六年度分の市町村納付金から適用する。
3 新交付金法附則第十七項の表の第八号の規定は、昭和五十四年四月一日以後において敷設された同号に掲げる線路設備について、昭和五十六年度分の市町村納付金から適用する。
(政令への委任)
第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
附則第九条第三項中「固定資産税」の下に「昭和四十七年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間に同項に規定する政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設された構造物に對して課する固定資産税にあつては、昭和五十四年度分までの固定資産税に限る。」を加える。

四年分までの固定資産税に限る。」を加える。
附則第二十五条第二項中「市町村納付金」の下に「(昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同表の第一号に規定する政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設された構造物に係る市町村納付金にあつては、昭和五十五年度分までの市町村納付金に限る。)」を加える。

審査報告書
地方税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年三月二十七日
参議院議長 安井 謙殿
地方行政委員長 後藤 正夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電気料金金の改定に伴い、電気税の負担の軽減を図るため、免税点を引き上げようとするものであり、おおむね妥当なものと認めらる。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、著しい財源不足が長期にわたり継続している地方財政の現状にかんがみ、左記の事項について速かに検討し、善処すべきである。
一 国、地方間における租税配分を抜本的に再検討し、補助金の整理等による地方自治体の一般財源の強化を図ること。
二 個人住民税については、税率のあり方等を含め、引き続き低所得者層の負担の軽減を図ること。

三 地方税における非課税措置、課税標準の特例及び国税の租税特別措置の整理は、不十分であるので、不公平税制の是正のため抜本的合理化を図ること。
四 法人事業税の外形標準課税については、速かな実現に努めること。
五 新築住宅及び既存住宅の取得のさい適用される不動産取得税の課税標準の特例措置に係る申告の運用に当たっては、納税者の不利益とならないよう適切な措置を講ずること。
六 土地、建築価格の高騰に伴い将来、固定資産税負担の増高が予想されるので、小規模居住用資産に係る固定資産税については、さらに軽減を強化する等の措置を検討すること。
七 家庭用電気税、ガス税については、今後もお軽減等に努めること。
八 生活環境施設を整備するため、地方道、特に市町村道の財源の充実を図ること。
九 事業所税の課税団体の範囲の拡大等都市税源の充実に努めること。
十 利子、配当所得の分離課税による地方税の減収については、総合課税に移行する間、明確な措置による補填措置を講ずること。
右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年三月二十五日
参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 灘尾 弘吉

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第四百九十条の二第二項中「千四百円」を「三千六百円」に改める。

附則
1 この法律は、昭和五十五年五月一日から施行する。
2 改正後の第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十五年五月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる電気税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

過疎地域振興特別措置法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年三月二十七日
地方行政委員長 後藤 正夫
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域について、これらの地域の現状及び過疎地域対策緊急措置法が昭和五十五年三月三十一日をもつて失効すること等の事情にかんがみ、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めらる。
一、費用
本法施行に伴う経費は、平年度約二百十億円

が見込まれている。

過疎地域振興特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十五年三月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

過疎地域振興特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 過疎地域振興計画(第五条—第九条)
- 第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置(第十条—第十三条)
- 第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置(第十四条—第二十七条)
- 第五章 雑則(第二十八条—第二十九条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、人口が著しく減少したことに
により地域社会の機能が低下し、生活水準及び
生産機能が他の地域に比較して低位にある地域
について、生活環境、産業基盤等の整備に関す
る総合的かつ計画的な対策を実施するために必
要な特別措置を講ずることにより、これらの地
域の振興を図り、もつて住民福祉の向上、雇用
の増大及び地域格差の是正に寄与することを目
的とする。

(過疎地域)
第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の
各号に掲げる要件に該当する市町村(地方税の
収入以外の政令で定める収入の額が政令で定め
る金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。
一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭
和五十五年の人口から当該市町村人口に係る昭
和五十年の人口を控除して得た人口を当該
市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除し

て得た数値が〇・二以上であること。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十
一号)第十四条の規定により算定した市町村
の基準財政収入額を同法第十一条の規定によ
り算定した当該市町村の基準財政需要額で除
して得た数値で昭和五十一年度から昭和五十
三年度までの各年度に係るものを合算したも
のの三分の一の数値が〇・三七以下であるこ
と。

2 内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする
市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公
示するものとする。

(過疎地域振興のための対策の目標)
第三条 過疎地域の振興のための対策は、第一条
の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標
に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備
を図ることにより、過疎地域とその他の地域
及び過疎地域内の交通通信連絡を確保するこ
と。

二 学校、集会施設、水道施設、老人福祉施設
等の教育、文化、生活環境及び福祉に関する
施設の整備並びに医療の確保を図ることによ
り、住民の福祉を向上させること。

三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整
備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育
成、企業の導入の促進、観光の開発等を図る
ことにより、産業を振興し、あわせて安定的
な雇用を増大すること。

四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を
図ることにより、地域社会の再編成を促進す
ること。

(国の責務)
第四条 国は、第一条の目的を達成するため、前
条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわ
たり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第二章 過疎地域振興計画
第五条 都道府県知事は、当該都道府県における

過疎地域の振興を図るため、過疎地域振興方針
(以下「振興方針」という。)を定めるものとし
る。

2 振興方針は、次の各号に掲げる事項について
定めるものとする。

一 過疎地域の振興に関する基本的な事項
二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を
連絡する交通通信体系の整備に関する事項
三 過疎地域における教育及び文化に関する施
設の整備に関する事項

四 過疎地域における生活環境に関する施設及
び老人福祉その他の福祉に関する施設の整備
に関する事項

五 過疎地域における医療の確保に関する事項
六 過疎地域における農林水産業、商工業その
他の産業の振興に関する事項

七 過疎地域における集落の整備に関する事項
都道府県知事は、振興方針を作成するに当た
つては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の
整備の体系に組み入れるよう配慮しなければな
らない。

4 都道府県知事は、振興方針を定めようとする
ときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しな
ければならない。この場合において、内閣総理
大臣は、関係行政機関の長に協議するものとし
る。

(市町村過疎地域振興計画)
第六条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づ
き、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎
地域振興計画(以下「市町村計画」という。)を定
めなければならない。この場合において、当該
市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議し
なければならない。

2 市町村計画は、次の各号に掲げる事項につい
て定めるものとする。

一 振興の基本的方針に関する事項
二 交通通信体系の整備に関する事項
三 教育及び文化に関する施設の整備に関する

事項

四 生活環境に関する施設及び老人福祉その他
の福祉に関する施設の整備に関する事項
五 医療の確保に関する事項
六 農林水産業、商工業その他の産業の振興に
関する事項

七 集落の整備に関する事項
3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振
興に関する計画と調和が保たれるとともに、当
該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な
経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定
めなければならない。

4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたと
きは、直ちに、内閣総理大臣にこれを提出しな
ければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計
画の提出があつた場合においては、直ちに、そ
の内容を関係行政機関の長に通知しなければな
らない。この場合において、関係行政機関の長
は、当該市町村計画についてその意見を内閣総
理大臣に申し出ることができる。

6 第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変
更について準用する。

(都道府県過疎地域振興計画)
第七条 都道府県知事は、振興方針に基づき、過
疎地域の振興を図るため、都道府県過疎地域振
興計画(以下「都道府県計画」という。)を定め、
これを内閣総理大臣に提出するものとする。

2 都道府県計画は、前条第二項各号に掲げる事
項について当該都道府県が過疎地域の市町村に
協力して講じようとする措置の計画とする。

3 前条第五項の規定は都道府県計画の提出があ
つた場合において、第一項及び前条第五項の規
定は都道府県計画の変更について、それぞれ準
用する。

(関係行政機関の長の協力)
第八条 内閣総理大臣は、市町村計画又は都道府
県計画の実施に関し必要がある場合において

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

は、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(助言及び調査)

第九条 内閣総理大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例)

第十条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助の特例)

第十一条 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に要する経費については、当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、過疎地域の振興を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

(過疎地域振興のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づ

いて行う次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができ

一 集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港間連道

二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

三 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)

四 保育所及び児童館

五 老人福祉施設

六 消防施設

七 漁港

八 公民館その他の集会施設

九 有線電気通信設備

十 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十一 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

十二 観光又はレクリエーションに関する施設

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(資金の確保等)

第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に關し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置

(基幹道路の整備)

第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港間連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わつて行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港間連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後述地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭和三十六年法律第十二号。以下

この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する通常の国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(医療の確保)

第十五条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、

無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施しなければならぬ。

一 診療所の設置

二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦の配置

五 公的医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

第十六条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(老人福祉の増進)

第十七条 国は、過疎地域における老人福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内で、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

第十八条 国の行政機関の長は、過疎地域の交通を確保するため、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者がいない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営営し、又は自家用自動車を使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(小規模校における教育の充実)

第十九条 国及び地方公共団体は、過疎地域に所在する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の振興が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第二十一条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十二条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む)、林業又は漁業を営む者に對し、その者が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林水産省令で

定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第二十三条 国及び都道府県は、過疎地域の中小企業者が行う事業であつて第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に關し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(住宅金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十四条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に關する事項に係る計画のつとつて過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十五条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第二十六条 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供す

る設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に對する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に對する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該當するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に對するものにあつては、政令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額に對して当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 雑則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に對する適用)

第二十八条 この法律は、昭和五十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合と、第二条第一項第一号中「昭和三十五年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

四〇二

して十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和五十年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年」と、「〇・二」とあるのは「〇・二を十五で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第二十九条 第二号第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するために必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に關し必要な事項、沖繩県の市町村について第二号(前条の規定により読み替えて適用される第二号を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

2 第十条、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第五項及び第十七条の規定は、昭和五十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金(昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金を除く。)から適用し、昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年以後に支出すべきものとされた国の負担金又は補助金及び昭和五十四年度以前の年度分の予

算に係る国の負担金又は補助金で昭和五十五年度以後に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

3 この法律は、昭和六十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

4 過疎地域対策緊急措置法の失効に伴う経過措置(第三十一号。以下「旧過疎法」という。)第六条に規定する市町村計画又は都道府県計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち、昭和五十四年度以前の年度分の国庫債務負担行為に基づき昭和五十五年度以後に支出すべきものとされたもの及び昭和五十四年度以前の年度分の予算に係るもので昭和五十五年度以後に繰り越されたものについては、同法第九条、第十条及び第十四条第五項の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

5 昭和五十五年三月三十一日において旧過疎法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎地域の市町村」という。)の区域内における同法第十三条第一項に規定する基幹道路の新設及び改築に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、同法第十三条の規定は、昭和五十九年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

6 地方公共団体が、旧過疎地域の市町村の区域内において、事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、当該課税免除又は不均一課税が昭和五十五年三月三十一日(固定資産税については、政令で定める日)以前に行われた場合に限り、旧過疎法第二十二條の規定は、同法の失効後も、なおその効力を有する。

(旧過疎地域の市町村等に対するこの法律の準用)

7 旧過疎地域の市町村並びに沖繩県の市町村で旧過疎法第二号第一項及び第二十三條の規定の例に準じて政令で定める基準に該当するもののうち、第二号第一項第一号又は第二号に掲げる要件に該当しないもので政令で定めるものについては、昭和五十五年度から昭和五十八年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二條の規定を準用する。

8 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項及び第五十一條中「過疎地域対策緊急措置法」を「旧過疎地域対策緊急措置法」に改める。

第五十五條第一項中「過疎地域対策緊急措置法」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

9 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第十條中「過疎地域振興」を「過疎地域等振興」に改め、同條第二項の表中「過疎地域対策緊急措置法」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第十二條第二項(同法附則第七項において準用する場合を含む。)又は旧過疎地域対策緊急措置法」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

10 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十條の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

11 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の第九号中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十九條」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第二十二條」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

12 この法律の施行前に前項の規定による改正前の農林漁業金融公庫法の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎法第十九條に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。

(住宅金融公庫法の一部改正)

13 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二第二項中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

14 この法律の施行前に前項の規定による改正前の住宅金融公庫法の規定により旧過疎法に基づき市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に關する事項に係る計画にのつとつて住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに關しては、なお従前の例による。

(農村地域工業導入促進法の一部改正)

15 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三号中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)」を「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)」に改める。

(都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域振興特別措置法第七條第一項の都道府県計画又は同法第六條第一項の市町村計画を變更した場合における同法第七條又は同法第六條の規定の適用については、同法第七條第三項において準用する同法第一項中「これを内閣総理大臣に提出する」とあるのは、その旨

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件

事業の区分	事業の区分		国の負担割合
	事業	区分	
教育施設	義務教育諸学校施設整備費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小・中学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となつた公立の小・中学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)	三分の二	三分の一から三分の二まで
	児童福祉施設(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	三分の二	
	児童福祉施設(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	三分の二	
消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二	三分の一

別表(第十條関係)

- 17 地方税法の一部を次のように改正する。
第五百八十六條第二項第一号ヌの次に次のように加える。
ル 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第二条第一項に規定
- 18 する過疎地域のうち政令で定める地区(租税特別措置法の一部改正)
租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第二項」を、「農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。
第四十五条第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法第五条第二項」を、「農村地域工業導入促進法第五条第二項」に改め、「工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は過疎地域振興特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を加える。
(国土庁設置法の一部改正)
19 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十二号ムを次のように改める。
ム 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第 号)

〔後藤正夫君登壇、拍手〕

○後藤正夫君 たいだいま議題となりました四法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案は、最近における銃銃の使用した犯罪等の実情にかんがみ、銃銃の所持の許可の基準を整備し、銃銃の保管に関する規制を強化するとともに、銃銃等の所持の許可の取り消し事由を整備し、あわせて射撃教習の用途に供する銃銃の備付け制度を新設すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、銃銃の保管場所に対する立入検査、射撃教習に用いる銃銃の備付け制度の是非等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、神谷委員から提出されました射撃教習に用いる銃銃の備付け制度の規定を削除すること等を内容とする修正案について、その趣旨説明を聞いた後、討論に入りましたが、発言はなく、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、暴力団に対する取り締まりを一層徹底し、銃器使用犯罪の絶滅のため万全の対策を講ずること等六項目にわたる附帯決議が付されました。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の二法案について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、地方税負担の現状と地方財政の実情とにかんがみ、地方税負担の適正化並びに地方税源の充実強化を図るため、個人住民税の所得控除の額の引き上げ及び所得割の税率適用区分の変更、個人住民税均等割及び事業所税の税率の引き上げ、不動産取得税の非課税等の特別措置の整理合理化、ガス税の免税点の引き上げ等を行うほか、地方道路譲与税法等

を改正し、譲与基準を改めること等の改正を行うとするものであり、また、地方税法の一部を改正する法律案は、電気料金金の改定に伴い、電気税の負担の軽減を図るため、免税点の引き上げを行うとするものであります。

両案は一括して審議することとし、委員会におきましては、住民税のあり方、非課税措置等の特別措置の廃止、事業税の外形標準課税の実施、新築住宅等にかかる不動産取得税の特例措置の適用要件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

両案の質疑を終局し、次いで、神谷委員から、産業用電気税を非課税とする等の地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案並びに電気税の税率の引き下げを求める地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その修正趣旨の説明があり、討論に入り、その結果、日本社会党を代表して志苦委員より原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して金丸委員より原案に賛成、修正案に反対、公明党を代表して阿部委員より原案に反対、日本共産党を代表して神谷委員より修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、まず、地方税法等の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、次いで、地方税法の一部を改正する法律案について採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しては、国・地方間の税源配分を抜本的に見直し、一般財源の強化を図ること等十項目にわたる附帯決議を行っております。

次に、過疎地域振興特別措置法案について申し上げます。

本法律案は、過疎地域の現状にかんがみ、昭和五十五年三月三十一日をもって効力を失う現行過疎地域対策緊急措置法にかわり、新たに過疎地域

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外三件 工業標準化法の一部を改正する法律案

議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤十朗君。

審査報告書

工業標準化法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十五日

参議院議長 安井 謙殿 商工委員長 斎藤 十朗

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は「貿易の技術的障害に関する協定」の実施のため、外国の製造業者等に対し、日本工業規格表示制度の利用を開放するとともに、同表示制度の適切な運用を図るため、認定検査機関による検査の制度化、指定商品以外の工業製品におけるJISマーク表示の禁止及び日本工業規格の確立の時期を国際規格と整合させること等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、「貿易の技術的障害に関する協定」が締結された背景を十分認識し、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、技術進歩、社会的要請の著しい分野におけるJISについては、五年ごとの見直し規定にかかわらず積極的に規格改正等を行うこと。
二、JISマークの表示制度をめぐる環境の変化にかんがみ、JISマークをより信頼に値するものにするため、許可工場に対する監督体制の充実を図るとともに、許可工場の品質管理体制の整備について制度の検討を行うこと。
三、JISマーク表示制度の信頼性を一層高めるため、表示の許可又は承認にあつては、厳正かつ公正な審査を行うとともに、工場監督の効率化を図るべく認定検査機関又は承認検査機関を積極的に活用するものとし、その場合、検査が厳正かつ適正に行われるよう指導・監督の徹底を図ること。
右決議する。

工業標準化法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月八日

参議院議長 安井 謙殿 灘尾 弘吉

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法の一部を改正する法律案

工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「の規定により制定した」を「又は前条において準用する第十一条の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した」を「制定の日から少くとも三年を経過すること」、「制定又は確認若しくは改正の日から少くとも五年を経過する日まで」に、「附し」を「付し、速やかに」に改める。

第十九条第一項中「特別な表示を附する」を「省令で定める方式による特別な表示を付する」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の許可を受けた製造業者(以下「許可製造業者」という)は、同項の表示を付するときは、省令で定めるところによりしなければならない。

第十九条第五項中「第一項の許可を受けた製造業者」を「許可製造業者」に、「附し」を「付し、」に、「附しては」を「付しては」に改める。

第十九条の二第一項中「前条第一項の許可を受けた製造業者(以下「許可製造業者」という)」を「許可製造業者」に改める。

第二十一条中「表示の附してある指定商品」を「表示の付してある指定商品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。以下この条及び第二十三条において単に「指定商品」という。がその表示に係る日本工業規格に該当することを確保するため特に必要があると認めるときは、省令で定めるところにより、期間を定めて、当該指定商品の許可製造業者が当該指定商品に係る検査に関する事項であつて省令で定めるものにつき、主務大臣の認定を受けた者(以下「認定検査機関」という)のうちから当該認定検査機関の検査の業務の範囲に於いて主務大臣が指定する者の検査を受けるべき旨を公示することができる。

2 主務大臣は、その許可製造業者が前項の規定による検査を受けなかつたとき、又はその許可製造業者に係る同項の規定による検査の結果についての認定検査機関からの報告が、指定商品がその表示に係る日本工業規格に該当せず、若しくはその品質保持に必要な検査が適正に行われていない旨のものであるときは、当該許可製造業者に対し、四十日以内の期間を定めて、当該指定商品の販売の停止を命ずることができ

3 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その期間内に、その職員に、当該許可製造業者について、次条第一項の規定による立入検査をさせなければならない。

4 主務大臣は、前項の立入検査の結果、当該許可製造業者について第二十三条の規定による処分をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、第二項の規定による命令を取り消さなければならない。

5 第一項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより認定検査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を認定検査機関に納付しなければならない。

「許可製造業者から」を「許可製造業者に対し」、「徴し」を「させ」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十三条中「表示の附してある」を削り、「表示の変更」を「当該表示の除去若しくははまつ消に改める」。

第二十五条第一項中「特別な表示を附する」を「省令で定める方式による特別な表示を付する」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(承認)

第二十五条の二 主務大臣は、外国においてその事業を行う指定商品の製造業者から申請があつたときは、外国にある工場又は事業場ごとに、その製造業者がその製造する当該指定商品又はその包装、容器若しくは送り状に第十九条第一項の表示を付することを承認することができ

2 主務大臣は、外国においてその事業を行う指定加工技術に係る加工業者から申請があつたときは、外国にある工場又は事業場ごとに、その

加工業者がその当該指定加工技術による加工をした製品又はその包装、容器若しくは送り状に前条第一項の表示を付することを承認することができる。

3 第十九条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は第一項の規定による承認に、前条第三項において準用するこれらの規定は前項の規定による承認に、第十九条第四項、第十九条の二から第十九条の四まで及び第二十一条の二の規定は第一項の規定による承認を受けた製造業者(以下「承認製造業者」という。)に、前条第三項において準用するこれらの規定は前項の規定による承認を受けた加工業者(以下「承認加工業者」という。)に準用する。この場合において、第十九条第三項(前条第三項において準用する場合を含む。中「事業場の名称及び所在地」と、第二十一条の二第一項(前条第三項において準用する場合を含む。中「主務大臣の認定」とあるのは「第二十五条の六第二項の承認検査機関又は主務大臣の認定」と、当該認定検査機関とあるのは「当該承認検査機関又は認定検査機関」と、「公示する」とあるのは「通知する」と、第二十一条の二第二項(前条第三項において準用する場合を含む。中「認定検査機関」とあるのは「第二十五条の六第二項の承認検査機関又は認定検査機関」と、「四」とあるのは「八」と)と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十一条の二第三項(前条第三項において準用する場合を含む。中「命令」とあるのは「請求」と、次条第一項の規定による立入検査とあるのは「第二十五条の四第一項第五号の検査」と、第二十一条の二第四項(前条第三項において準用する場合を含む。中「前項の立入検査」とあるのは「その請求に係る第二十五条の四第一項第五号の検査」と、「第二十三条の規定による処分をする」とあるのは「第二十五条の四第一項第六号の請求をし、又は同項第七号に該当するものとしてその承認を取り消す」と、命令とあるのは「請求」と、第二十一条の二第五項(前条第三項において準用する場合を含む。中「認定検査機関」とあるのは「第二十五条の六第二項の承認検査機関又は認定検査機関」と読み替へるものとする。

す」と、「命令」とあるのは「請求」と、第二十一条の二第五項(前条第三項において準用する場合を含む。中「認定検査機関」とあるのは「第二十五条の六第二項の承認検査機関又は認定検査機関」と読み替へるものとする。

第二十六条の前に次の六条を加える。

(表示の付してある指定商品等の輸入)

第二十五条の三 輸入業者は、日本工業規格に該当するものであることを示す表示又はこれと紛らわしい表示の付してある指定商品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第十九条第一項の規定により付され、又は前条第一項の規定による承認を受けて付されたものである場合は、この限りでない。

2 輸入業者は、その指定加工技術につき前項に規定する表示の付してある指定加工品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定加工品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。ただし、当該表示が第二十五条第一項の規定により付され、又は前条第二項の規定による承認を受けて付されたものである場合は、この限りでない。

(承認の取消し等)

第二十五条の四 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合に、その承認製造業者又は承認加工業者の承認を取り消すことができる。

一 第二十五条の二第三項において準用する第十九条第四項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第二十五条の二第三項において準用する第十九条の二第二項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出を

しなかつたとき。

三 第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第二項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による請求

に應じなかつたとき。

四 主務大臣が必要であると認めて承認製造業者又は承認加工業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 主務大臣が必要であると認めてその職員に承認製造業者又は承認加工業者の工場、事業場その他必要な場所において第二十一条第一項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

六 前号の検査の結果、主務大臣が、第二十三条(第二十五条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する場合に相当すると認めて、その承認製造業者又は承認加工業者に対し、第十九条第一項若しくは第二十五条第一項の表示の除去若しくははまつ消又は当該表示の付してある指定商品若しくは当該表示の付してある指定加工品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該指定商品又は指定加工品を含む。)の販売の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 前号に定める場合のほか、第五号の検査の結果、第二十三条に規定する場合に相当すると認められるとき。

八 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 主務大臣は、前項の規定による承認の取消し又は同項第六号の請求をしようとするときは、あらかじめ当該承認製造業者又は承認加工業者にその理由を通知し、自己のために釈明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項第五号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認製造業者又は承認加工業者の負担とする。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 工業標準化法の一部を改正する法律案

(認定検査機関)

第二十五条の五 第二十一条の二第一項(第二十五

条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の認定は、省令で定める区分ごとに、第二十一条の二第一項の規定による検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の認定は、省令で定める区分ごとに、第二十五条の二第三項において準用する第二十一条の二第一項の規定による検査を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、認定検査機関に対し、前二項に規定する検査の業務に関し報告をさせ、又はその職員に認定検査機関の事務所に立ち入り、当該業務に関し、その状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

5 第一項又は第二項に規定する検査の業務に従事する認定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 主務大臣は、認定検査機関が第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき、その他政令で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

7 前二項に定めるもののほか、第一項及び第二項に規定する認定の基準、認定検査機関の業務の方法その他認定検査機関に関し必要な事項は、政令で定める。

(承認検査機関)

第二十五条の六 主務大臣は、外国にある事務所

により前条第二項に規定する検査を行おうとする者から申請があつたときは、これを承認することができる。

2 主務大臣は、必要があると認めて、前項の規定による承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に対し前条第二項に規定する検査の業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき、その職員に承認検査機関の事務所において同条第三項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき、承認検査機関が次項の規定による費用の負担をしないとき、その他政令で定める事由に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

3 前項の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

4 前条第七項の規定は、承認検査機関に準用する。

(指定商品以外の鉱工業品に対する表示の禁止等) 第二十五条の七 指定商品以外の鉱工業品については、何人も、その取り扱う当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、第十九条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 指定加工技術以外の種目の加工技術については、何人も、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、第二十五条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 主務大臣は、前二項の規定に違反する事実があるとき、その違反者に対し、その所有し、若しくは占有する当該鉱工業品若しくはその包装、容器若しくは送り状についてその違反に係る表示の除去若しくはまつ消を命じ、又は当該表示の付してある当該鉱工業品(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある

場合における当該鉱工業品を含む。)の販売の停止を命ずることができる。

第二十五条の八 輸入業者は、第十九条第一項の表示若しくはこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品(指定商品を除く。)又は指定加工技術以外の種目の加工技術について第二十五条第一項の表示若しくはこれと紛らわしい表示の付してある鉱工業品(これらの包装、容器又は送り状にこれらの表示の付してある場合におけるこれらの鉱工業品を含む。)でその輸入に係るものを販売してはならない。

2 主務大臣は、前項の規定に違反する事実があると認めるときは、その輸入業者に対し、同項に規定する当該鉱工業品の販売の停止を命ずることができる。

第二十七条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

三 第二十五条の三の規定に違反した者
四 第二十五条の七第三項又は第二十五条の八第二項の規定による処分違反した者
第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 第二十一条の二第二項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第二十八条の二 第二十五条の五第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した認定検査機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。
第二十九条中「前二条」を「第二十七条、第二十七条の二又は第二十八条」に、「外」を「ほか」に改める。
第三十条を次のように改める。
第三十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十九条第四項(第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
二 第十九条の二第二項又は第十九条の三(これらの規定を第二十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第二十五条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔斎藤十朗君登壇 拍手〕

○斎藤十朗君 ただいま議題となりました工業標準化法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東京ラウンド交渉の一環として成立を見た貿易の技術的障害に関する協定を実施するため、外国の製造業者に対して、日本工業規格表示制度、いわゆるJISマーク表示制度の利用を開放するとともに、同表示制度の運用の適正化を図るため、認定検査機関等による検査の制度化、指定品目以外の鉱工業品へのJISマーク表示の禁止等の措置を講じようとするものであります。委員会におきましては、国内規格と国際規格との整合性、利用者側に立った標準化行政のあり方、JISの使命及び目的、開発途上国における標準化行政への援助問題等、工業標準化行政全般にわたり熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案について、大森理事より、JIS規格見直し規定の積極的な運用等三項目にわたる各派共同提案の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第一三 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(久保 亘)の報告を求めます。社会労働委員長久保亘君。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十五日

社会労働委員長 久保 亘

参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、障害年金、遺族年金、戦没者の父母等に対する特別給付金等の支給範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、適切な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十五年度一般会計予算(厚生省所管)に百六億三千三百十七万円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和五十五年以降ににおいて、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に

特別給付金として総額六千七百五十万円が計上される見込みである。

附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的としてその実態調査を実施すること。

二、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

三、戦地勤務に服して陸海軍看護婦の当時の実情にかんがみ、日赤従軍看護婦に比し不利とならないよう必要な措置をとるよう検討すること。

四、満洲開拓青年義勇隊開拓団について関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

五、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、中国における慰霊巡拝の実現を含めて海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、更に積極的に推進すること。

六、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期するとともに、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう関係各省及び地方自治体が一体となつてその対策に遺憾なきを期すること。

七、法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月八日

衆議院議長 安井 謙吉

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、三四七、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、三五三、〇〇〇円	
第二項症		二、七五八、〇〇〇円	
第三項症		二、二五〇、〇〇〇円	
第四項症		一、七四六、〇〇〇円	
第五項症		一、三九〇、〇〇〇円	
第六項症		一、一〇八、〇〇〇円	
第一項症		一、〇一四、〇〇〇円	
第二項症		九三一、〇〇〇円	
第三項症		七二九、〇〇〇円	
第四項症		五八四、〇〇〇円	
第五項症		五一三、〇〇〇円	
第八条第二項中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に、「六万四千八百円」を「七万二千元」に、「九万八千四百円」を「十一万四千円」に改め、同条第三項中「十万八千円」を「十二万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。			
不具廃疾の程度	金	額	
第一款症		三、五六七、〇〇〇円	
第二款症		二、九五九、〇〇〇円	
第三款症		二、五三八、〇〇〇円	

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

四〇八

第四款症	一、〇八五、〇〇〇円
第五款症	一、六七三、〇〇〇円

第八条の二第一項を次のように改める。

前条第一項の規定にかかわらず、第七条第三項から第五項まで、第八項又は第九項の規定により支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一、七八二、〇〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		二、五四五、七〇〇円	
第二項症		二、〇九四、五〇〇円	
第三項症		一、七二三、七〇〇円	
第四項症		一、三三三、八〇〇円	
第五項症		一、〇六五、八〇〇円	
第六項症		八五一、五〇〇円	
第一款症		七七六、二〇〇円	
第二款症		七二三、九〇〇円	
第三款症		五五九、五〇〇円	
第四款症		四五一、三〇〇円	
第五款症		三九五、〇〇〇円	

第八条の二第三項を次のように改める。

3 前条第七項の規定にかかわらず、第七条第三項から第五項まで、第八項又は第九項の規定により障害年金の支給を受けるべき者に支給する障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

不具廃疾の程度	金	額
第一款症	二、七〇八、一〇〇円	
第二款症	二、二四七、一〇〇円	

第三款症	一、九二七、二〇〇円
第四款症	一、五八三、四〇〇円
第五款症	一、二七〇、三〇〇円

第二十六条第一項中「三万二千四百円を三万六千円に」、「九十九万円を百二十五万円に」、「百万二千円を百万三千円に」を「百万三千円を百万七千円に」に改める。

第二十七条第一項中「三万二千四百円を三万六千円に」、「二万五千円を二万七千八百円に」、「九十九万円を百万二千円に」、「七十八万円を八十八万円に」、「百万二千円を百万三千円に」、「七十九万三千円を八十二万円に」を改め、同条第三項の表中「一五八、七〇〇円を一六四、七〇〇円に」、「一一九、〇〇〇円を一二三、五〇〇円に」に改める。

第三十二条第三項中「三万二千四百円を三万六千円に」、「二万五千円を二万七千八百円に」を改める。

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に二、四三一、一〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		三、四七三、〇〇〇円	
第二項症		二、八七八、〇〇〇円	
第三項症		二、三五〇、〇〇〇円	
第四項症		一、八四六、〇〇〇円	
第五項症		一、四八〇、〇〇〇円	
第六項症		一、一八八、〇〇〇円	
第一款症		一、〇八四、〇〇〇円	
第二款症		九九一、〇〇〇円	
第三款症		七八九、〇〇〇円	
第四款症		六三四、〇〇〇円	
第五款症		五五三、〇〇〇円	

第八條第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	三、六九四、〇〇〇円
第二款症	三、〇六五、〇〇〇円
第三款症	二、六二九、〇〇〇円
第四款症	二、一六〇、〇〇〇円
第五款症	一、七三三、〇〇〇円

第八條の二第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に一、八四九、二〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	二、六四一、七〇〇円
第二項症	二、一九〇、五〇〇円
第三項症	一、七九三、七〇〇円
第四項症	一、四二一、八〇〇円
第五項症	一、一三七、八〇〇円
第六項症	九一五、五〇〇円
第一款症	八三一、二〇〇円
第二款症	七六一、九〇〇円
第三款症	六〇七、五〇〇円
第四款症	四九一、三〇〇円
第五款症	四二七、〇〇〇円

第八條の二第三項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金 額
第一款症	二、八一〇、二〇〇円

第二款症	二、三三一、七〇〇円
第三款症	一、九九九、七〇〇円
第四款症	一、六四三、〇〇〇円
第五款症	一、三一八、二〇〇円

第二十六條第一項各号を次のように改める。

一 先順位者が一人の場合においては、百十三万四千円

二 先順位者が二人以上ある場合においては、百十三万四千円に先順位者のうち一人を除いた者一人につき三万六千円を加えた額を先順位者の数で除して得た額

第二十七條第一項中「二万七千八百円」を「二万七千九百円」に、「百二万五千元」を「百十三万四千円」に、「八十万八千円」を「九十万円」に改め、「百三万七千円」とあるのは「八十二万円」とを削り、同条第三項の表中「一六四、七〇〇円」を「一八二、九〇〇円」に、「二三三、五〇〇円」を「一三七、二〇〇円」に改める。

第三十二條第三項第二号及び第三号中「二万七千八百円」を「二万七千九百円」に改める。

第三條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「もとの」を「元の」に改め、「期間を含む。」の下に「第五項、」を加え、同条第四項中「次項」を「第六項及び第七項」に改め、同条第十項を第十三項とし、第九項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 準軍属であつた者が昭和十二年七月七日以後における準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十五年十二月一日において当該負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合（その者が、昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和五十

五年十二月一日において帰還していない場合及び前二項の規定により障害年金を支給される場合を除く。）又は同日後（昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和五十五年十二月一日以後帰還する者については、その帰還の日後）当該負傷又は疾病により第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた場合においては、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七條第八項中「次項」の下に「第十二項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 軍人軍属であつた者が前項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和五十五年十二月一日において第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合（その者が、同日において未復員の状態にある場合及び前項の規定により障害年金を支給される場合を除く。）又は同日後（同日以後復員する者については、その復員の日後）第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた場合においては、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第七條第四項の次に次の一項を加える。

5 軍人軍属であつた者が昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間の第三項に規定する地域における在職期間内の同項に規定する負傷又は疾病により、昭和五十五年

十二月一日において第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にある場合(その者が、同日において未復員の状態にある場合及び前二項の規定により障害年金を支給される場合を除く。)(又は同日後(同日後復員する者については、その復員の日後)第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になった場合においては、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八條の二第一項及び第三項中「第五項まで、第八項又は第九項」を「第七項まで又は第十項から第十二項まで」に改める。

第八條の三第三項中「第七條第十項」を「第七條第十三項」に改める。

第十一條第二号中「第七條第五項」を「同條第六項」に改め、「昭和四十八年九月三十日」の下に、「同條第五項又は第七項に規定する軍人軍属であつた者であつて昭和五十五年十二月一日において同條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にあるものにあつては同日」を加え、同條第三号中「第七條第九項」を「同條第十一項」に、「同條第八項」を「同條第十項」に改め、「昭和四十八年九月三十日」の下に、「同條第十二項に規定する準軍属であつた者であつて昭和五十五年十二月一日において同條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態にあるものにあつては同日」を加える。

第十三條第一項第二号中「第七條第六項」を「第七條第八項」に改め、同項第三号中「第七條第五項又は第九項」を「第七條第六項又は第十一項」に改め、同項第五号中「第八項」を「第十項」に改め、同項第六号中「第七項」を「第九項」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第七條第五項、第七項又は第十二項の規定により支給する障害年金 昭和五十五年十二月(同月一日後同條第一項に規定する程度の不具廃疾の状態になつた者に支給するものについては、同條第五項、第七項又

は第十二項に規定する議決があつた日の属する月の翌月以前において援護審査会が定める月)

第二十三條第一項第五号中「第七條第五項」を「第七條第六項」に改める。

第四十九條の二中「第五項若しくは第八項」を「第六項若しくは第十項」に改める。

第四條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「第二十三條第一項第四号及び」の下に「第十一号並びに」を加え、同條第六項第一号中「第二十三條第一項第五号及び」の下に「第十一号並びに」を加え、同條第十項中「第二十三條第二項第四号及び」の下に「第九号並びに」を加える。

第二十三條第一項に次の一号を加える。

十一 次に掲げる者であつて、当該負傷又は疾病の発した在职期間内又はその経過後六年(厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡したもの(遺族(当該負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族及び前各号に掲げる遺族を除く。))

イ 昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に第七條第三項に規定する地域における在職期間内において事変に関する勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者(重大な過失により負傷し、又は疾病にかかつた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。)

ロ 昭和十六年十二月八日以後に第七條第六項に規定する地域における在職期間内において戦争に関する勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者

ハ 昭和二十年九月二日以後に第七條第六

項に規定する地域における在職期間内において負傷し、又は疾病にかかつた軍人軍属又は軍人軍属であつた者であつて、その負傷又は疾病が厚生大臣が戦争に関する勤務に関連する負傷又は疾病と同視することを相当と認める負傷又は疾病であるもの

第二十三條第二項に次の一号を加える。

九 昭和十二年七月七日以後に準軍属としての勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた者、当該負傷又は疾病の発した準軍属たるの期間内又はその経過後六年(厚生大臣の

指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族(重大な過失によつて勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた者の遺族及び当該勤務に関連した負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。)

第二十七條第三項中「第十号まで」を「第十一号まで」に、「第八号まで」を「第九号まで」に改める。

第二十七條第三項の表中

第二十三條第一項第八号から第十号まで又は同條第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

第二十三條第一項第八号から第十号まで又は同條第二項第七号若しくは第八号に掲げる遺族

第二十三條第一項第十一号又は同條第二項第九号に掲げる遺族

一三七、二〇〇円

八二、三〇〇円

に改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第五條 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八條中「七万六千五百円」を「七万九千四百十円」に、「七万九千二百円」を「八万二千四百十円」に、「八万九千九百円」を「八万五千四百十円」に改める。

第六條 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第八條中「七万九千四百十円」を「八万六千五百円」に、「八万二千四百十円」を「八万九千五百円」に、「八万五千四百十円」を「九万二千五百円」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の

指定する疾病により死亡した者については、十二年)以内に死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族(重大な過失によつて勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかつた者の遺族及び当該勤務に関連した負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。)

第二十七條第三項中「第十号まで」を「第十一号まで」に、「第八号まで」を「第九号まで」に改める。

一部を次のように改正する。

附則第十八項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「十万八千円」を「十二万円」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第八條 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を附則第二十三項とし、附則第二十項の次に次の二項を加える。

21 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)(の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。))であつたことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)附則第六條第一項又は第二項の規定により遺族援護法第二十三條第一

項に規定する遺族年金(同項第一号、第四号又は第五号に掲げる遺族に支給されるものに限る。)(又は同条第二項に規定する遺族給与金(同項第一号又は第四号に掲げる遺族に支給されるものに限る。))を受ける権利を有するに至つた者は、第二條に規定する戦没者等の妻とみなす。

22 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十五年十一月一日とする。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)
第九條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第二十七項の次に次の三項を加える。

28 昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)(の父母又は祖父父母であつたことにより、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号)附則第六條第一項又は第二項の規定により遺族援護法第二十三條第一項に規定する遺族年金(同項第一号、第四号又は第五号に掲げる遺族に支給されるものに限る。)(又は同条第二項に規定する遺族給与金(同項第一号又は第四号に掲げる遺族に支給されるものに限る。))を受ける権利を有するに至つた者(遺族援護法第二十五條第一項第三号又は第五号に規定する条件に該当しているとするならば当該遺族年金又は遺族給与金を受けるべき者を含む。))は、第二條第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

29 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二條第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二條の二中「昭和四十四年九月三十一日」とあるのはそれぞれ「昭和五十五年九月三十日」と、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十五年十月一日」とする。

30 前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十五年十二月一日とする。

第十條 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

附則第三十一項を附則第三十三項とし、附則第三十項中「前二項」を「附則第二十八項から前項まで」に改め、同項を附則第三十二項とし、附則第二十九項の次に次の二項を加える。

30 昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年三月三十一日以前に死亡した者の父母又は祖父父母であつたことにより、昭和五十五年十二月一日において第三條第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者が死亡により除籍された当時(以下この項において「除籍時」という。)(から同年十一月三十日までの間にその者と氏を同じくする第二條第一項ただし書に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者(以下この項において「父母等」という。))であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかつたもの(当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつた他の父母等が同年十二月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつたものに限る。))は、同条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を取得した者がある場合は、この限りでない。

31 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三條第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十五年十二月一日」とする。

条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「昭和五十五年十二月一日」とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「二万五千円」を「二万七千八百円」に改める。

第十二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第四項中「二万七千八百円」を「二万七千九百円」に改める。

附則 1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第二十五條第一項第三十條第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十六年一月一日
第二十五條第一項	昭和二十七年四月二日	昭和五十六年一月二日
第二十五條第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十六年一月一日
第二十九條第一項第二号及び第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十六年一月二日
第二十九條第一項第三号及び第四号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十五年十二月三十一日
第三十條第一項	昭和二十七年四月	昭和五十六年一月
第三十條第三項	昭和三十四年一月	昭和五十六年一月
	同年同月一日	昭和五十六年一月一日

【久保巨君登壇、拍手】

○久保巨君 たいだいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過を申し上げます。

並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する三法律を改正しようとするものであり、

一 第一條、第五條、第七條及び第十一條の規定 昭和五十五年四月一日

二 第二條、第六條及び第十二條の規定 昭和五十五年六月一日

三 第八條及び第九條の規定 昭和五十五年十月一日

四 第三條及び第十條の規定 昭和五十五年十二月一日

五 第四條及び次項の規定 昭和五十六年一月一日

2 第四條の規定による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三條の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有することとなるべき者に関し、第四條の規定による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

四二二

昭和五十五年三月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

その主な内容は、
第一に、戦傷病者、戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるとともに、障害年金、遺族年金及び遺族給付金の支給対象範囲を拡大すること、
第二に、未婚遺族の留守家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き上げること、
第三に、昭和五十四年度の遺族援護法の改正により遺族年金等を受ける権利を有するに至った戦没者の妻、父母等及び戦没者の死亡後他の子や孫が改氏婚したこと等により戦没者の戸籍抹消時点に他氏を同じくする子や孫がいない戦没者の父母等に特別給付金を支給すること等であり、

○議長(安井謙吉) 日程第一四 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。公害及び交通安全対策特別委員長小山一平君。

審査報告書

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十五年三月二十六日

公害及び交通安全
対策特別委員長 小山 一平
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公害健康被害に対する補償給付等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、昭和五十五年度から五十七年度までの間に引き続き、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に対し政府が交付しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

質疑を終わる、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和五十五年度一般会計予算に百六十二億二千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、公害による健康その他の被害を未然に防止するため、発生源対策の強化及び環境影響評価制度の確立を図ること。

二、昭和五十八年度以降における費用徴収方法については、汚染の原因者負担の原則にのっとり、発生源の公害防除の努力が十分反映

されることを重点においた方策の確立に努めること。
三、幹線道路周辺における環境の改善を図るため、バス・トラック等の自動車に係る窒素酸化物、粒子状物質等の排出ガス及び騒音の規制をさらに一層強化するとともに、総合的な交通公害対策を推進すること。
四、工場等固定発生源から排出される窒素酸化物の規制については、環境基準の達成が困難と思われる地域において総量規制方式の早期実現に努めるとともに、浮遊粒子状物質対策を強化すること。
五、最近における都市型複合汚染に対処するため、窒素酸化物等についても健康被害との因果関係を究明し、その結果に基づいて地域指定の見直しを行うこと。
六、ぜん息性気管支炎の認定要件については、患者の救済に万全を期する立場で慎重に対処すること。
七、補償給付の改善を行うとともに、公害保健福祉事業の実施については、関係地域住民並びに患者の意見を尊重してその充実強化を図ること。
八、国立水俣病研究センターについては、その機能十分に発揮されるよう研究者の確保等、早急に体制を整備するとともに、研究成果をふまえて水俣病の治療体制の充実についても検討すること。
九、本制度の対象となっていない騒音、振動等による健康被害及び財産被害についても、その実態の把握に努め、被害者の補償制度を早急に確立するよう検討すること。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
附則第十九条の二(見出しを含む)中「昭和五十四年度」を「昭和五十七年度」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

「小山一平君登壇、拍手」

○小山一平君 ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、公害及び交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大気汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分について、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を昭和五十五年度から昭和五十七年度までの間においても引き続き行おうとするものであります。

委員会におきましては、汚染指標物質の見直しと指定疾病の範囲の拡大、障害補償費等の補償給付の改善、公害保健福祉事業の充実強化等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わる、日本共産党山中委員より、本法律案に対し、自動車負担分を重量税でなく自動車メーカーに負担させる等の修正案が提出されました。

討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

及び環境影響評価制度の確立、発生源の公害防除の努力が十分反映されることを重点に置いた費用徴収方法の確立、バス、トラックの窒素酸化物、粒子状物質等の排出ガス及び騒音規制の強化等を内容とする附帯決議を全会一致で付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第一五 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一六 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長大塚喬君。

審査報告書

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十七日

建設委員長 大塚 喬

参議院議長 安井 謙吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宅地及び建物の取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について、免許の基準の強化、宅地建物取引主任者

制度の改善、自己所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限、媒介契約に関する規制、重要事項説明の充実、事務所等以外の場所において行つた買受の申込みの撤回等の措置を講ずるとともに、積立式宅地建物販売業について、所要の改善措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行について、昭和五十五年一般会計予算に不動産流通近代化促進費補助金十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、改正事項の周知徹底と厳正な運用を図り、宅地建物の取引の公正の確保に遺憾なきを期するとともに、次の事項に適切な措置を講ずべきである。

一、宅地建物取引業の実態にかんがみ、中小業者の保護、育成に今後とも十分配慮するとともに、事業分野の確保に努めること。

二、不動産流通近代化センター(仮称)の組織、運営については、消費者、中小業者等全体の利便の増進に結びつくよう十分な指導を行うこと。

三、クーリング・オフ制度については、周知徹底を図るとともに、悪質業者等の脱法行為を規制するよう法の厳正な運用について指導すること。

四、媒介契約については標準約款を作成するとともに、業者、依頼者双方に十分周知徹底を図ること。

五、宅地建物の取引に関する苦情、紛争について、迅速かつ適切な解決を図るため処理体制の整備、強化を図ること。

六、宅地建物、特に分譲マンションの取引については、重要事項の説明の遵守、設計図、仕様書の閲覧等購入者の権利を十分保護するよう指導するとともに、標準規約の早期策定をはじめマ

ンションの管理体制等について対策の確立に努めること。

七、宅地建物に係る瑕疵担保期間の特約制限の実情に即した延長及び住宅保険制度について検討すること。

八、宅地建物に関する広告、表示の適正化を進めるため、未加入者の不動産公正取引協議会への参加を指導すること。

右決議する。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十五年二月二十二日

内閣総理大臣 大平 正芳

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

業法の一部を改正する法律案

(宅地建物取引業法の一部改正)

第一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「確保し」を「確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し」に改める。

第四条第一項中「建設大臣」を「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して建設大臣」に改め、同項第五号中「規定する者」の下に「(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。第八条第二項第六号において同じ。)」を加え、「(同条第二項の場合において、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)」を削り、同条第二項第三号中「又は同条第二項に規定する事務所であることを証する書面」を削る。

第五条第一項第二号中「三年」を「五年」に、

「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る期間の期日及び場所の公示の前六十日」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 第六十六条第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分を聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一号第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者(解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

二の三 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一号第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人(合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の前号の公示の前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

第五条第一項第三号及び第四号中「三年」を「五年」に改める。

第八条第二項第六号中「(同条第二項の場合において、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)」を削る。

第十三条に次の一項を加える。

2 宅地建物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に、宅地建物取引業を営む旨の表示をさせ、又は宅地建物取引業を営む旨をもつてする広告をさせてはならない。

第十五条第一項中「その事務所」とに「の下に、その業務に従事する者の数に応じて建設省令で定める数の」を加え、「第十八条第一項の登録を受けた者で宅地建物取引業者の業務に従事するもの」を「第二十二号の二第一項の宅地建物取引主任者の交付を受けた者」に改め、同条第二項中「前項の規定は」を「前項の場合において」に改め、「のうちに」の「役員」を削り、「みず

から、「自ら」に、「適用しない」を「その者は、その事務所に置かれる成年者である専任の取引主任者」とみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは、二週間以内、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

第十八条第一項第四号中「三年」を「五年」に、「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日」に改め、「又は政令で定める使用人」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第六十六号第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分を聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一号第一項第五号の規定による届出があつた者(宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

四の三 第五条第一項第二号の三に該当する者

第十八条第一項第五号中「三年」を「五年」に改め、同項第六号中「第二十二号第四号又は第六十八号の規定による」を「第六十八号の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより」、「三年」を「五年」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第六十八号の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分を聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除

の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

第十九条の次に次の一条を加える。

(登録の移転)

第十九条の二 第十八条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を經由して、登録の移転の申請をすることができ、ただし、その者が第六十八号の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

第二十号中「登録を受けた」を「登録を受けている」に改める。

第二十一条中「登録を受けた者」を「登録を受けている者」に、「その登録を受けた」を「当該登録をして」に改める。

第二十二条の見出し中「登録」を「申請等に基づく登録」に改め、同条第三号中「前条」を「前条第一号」に、「同条各号の一」を「同条」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の三条を加える。

(取引主任者証の交付等)

2 取引主任者証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事が建設省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に取引主任者証の交付を受けようとする者又は第五項に規定する取引主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 取引主任者証(第五項の規定により交付された取引主任者証を除く。)の有効期間は、三年とする。

4 取引主任者証が交付された後第十九条の二の規定により登録の移転があつたときは、当該取引主任者証は、その効力を失う。

5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに取引主任者証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の取引主任者証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする取引主任者証を交付しなければならない。

6 取引主任者は、第十八条第一項の登録が消除されたとき、又は取引主任者証が効力を失つたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

7 取引主任者は、第六十八号の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の規定により取引主任者証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該取引主任者証を返還しなければならない。

(取引主任者証の有効期間の更新)

第二十二条の三 取引主任者証の有効期間は、申請により更新する。

2 前条第二項本文の規定は取引主任者証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の取引主任者証の有効期間について準用する。

(取引主任者証の提示)

第二十二條の四 取引主任者は、取引の關係者から請求があつたときは、取引主任者証を提示しなければならない。

第二十三條の見出しを「(手数料)」に改め、同条中「登録を受ける者」の下に「又は登録の移転、取引主任者証の交付若しくはその有効期間の更新を受けようとする者」を加え、「登録手数料」を「手数料」に改める。

第二十四條中「登録」の下に「、その移転及び取引主任者証を加える。

第二十五條の見出し中「額及び供託」を「供託等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の營業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、宅地建物取引業者の取引の實情及びその取引の相手方の保護を考慮して、政令で定める額とする。

第二十五條に次の三項を加える。

6 建設大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の免許をした日から三月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その免許を取り消すことができる。

8 第二項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、營業保証金の追加の供託又はその取戻しに関し、所要の経過措置(経過措置に関し監督上必要な措置を含む。)を定めることができる。

第二十六條第一項中「前条第二項に規定する割合の金額」を「前条第二項の政令で定める額」に改める。

第二十八條第一項中「第二十五條第二項に規定する」を「第二十五條第二項の政令で定める」に改める。

第三十條の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第一項中「第六十六條」を「第二十五

条第七項、第六十六條に「取りもどす」を「取り戻す」に、「第二十五條第二項に規定する額をこえる」を「第二十五條第二項の政令で定める額を超え」に改める。

第三十二條中「利用の制限、環境、交通の利便」を「若しくは現在若しくは将来の利用の制限、環境若しくは交通その他の利便」に改め、「支払方法の下に」若しくは代金若しくは交換差金に關する金銭の貸借のあつせんを加える。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(自己の所有に属しない宅地又は建物の売買契約締結の制限)
第三十三條の二 宅地建物取引業者は、自己の所有に属しない宅地又は建物について、自ら売主となる売買契約(予約を含む)を締結してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 宅地建物取引業者が当該宅地又は建物を取得する契約(予約を含む)を締結しているとき、その他宅地建物取引業者が当該宅地又は建物を取得できることが明らかな場合で建設省令で定めるとき。

二 当該宅地又は建物の売買が第四十一條第一項に規定する売買に該当する場合で当該売買に關して同項第一号又は第二号に掲げる措置が講じられているとき。

第三十四條中「自己がその相手方となつて当該売買若しくは交換を成立させるか、代理人として当該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別」を「取引態様の別」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に關する広告をするときは、自己が契約の当事者となつて当該売買若しくは交換を成立させるか、代理人として当該

該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別(次項において「取引態様の別」という)を明示しなければならない。

第三十四條の次に次の二條を加える。

(媒介契約)
第三十四條の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約(以下この条において「媒介契約」という)を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために必要な表示

二 当該宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額

三 当該宅地又は建物について、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することの可否及びこれを許す場合の他の宅地建物取引業者を明示する義務の存否に關する事項

四 媒介契約の有効期間及び解除に關する事項

五 報酬に關する事項

六 その他建設省令で定める事項
2 宅地建物取引業者は、前項第二号の価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにしなければならない。

3 依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを禁ずる媒介契約(以下「専任媒介契約」という)の有効期間は、三月を超え、三月としない。これより長い期間を定めたときは、その期間は、三月とする。

4 前項の有効期間は、依頼者の申出により、更新することができる。ただし、更新の時から三月を超え、三月としない。

5 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を二週間に一回以上報告しなければならない。

6 前三項の規定に反する特約は、無効とする。

(代理契約)
第三十四條の三 前条の規定は、宅地建物取引業者に宅地又は建物の売買又は交換の代理を依頼する契約について準用する。

第三十五條第一項中「行なう」を「行う」に改め、「説明をさせなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる事項については」を削り、同項第五号の次に次の一項を加える。

五の二 当該建物が建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二條第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有する者の一むねの建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に關する規約の定めその他の一むねの建物又はその敷地(一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又はこれに關する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合に、その土地を含む)に關する権利及びこれらの管理又は使用に關する事項で建設省令で定めるもの

第三十五條第二項中「次の各号に掲げる事項について」の下に「これらの事項を記載した書面を交付して」を加え、同条第三項中「第一項の下に」又は第二項を加え、「あたつて」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 取引主任者は、前二項の説明をするときは、宅地建物取引業者の相手方等に対し、取引主任者証を提示しなければならない。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等)
第三十七條の二 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他建設省令で定める場所(以下この条において「事務所等」という)以外の場所において、当該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主(事務所等において買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く)は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という)を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 買受けの申込みをした者又は買主(以下この条において「申込者等」という)が、建設省令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して五日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったとき。

2 申込みの撤回等は、申込者等が前項前段の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等が行われた場合において、宅地建物取引業者は、申込者等に対し、速やかに、買受けの申込み又は売買契約の締結に際し受領した手付金その他の金銭を返還しなければならない。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第四十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、又は取引主任者」及び「又は前項」を削り、同項を同条第二項とする。

第五十二条第五号、第六号及び第七号ロ中「三年」を「五年」に改め、同号ハ中「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る期間の期日及び場所の公示の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改める。

第六十一条中「第五十二條第一項」を「第五十二條」に、「とる」を「執る」に改める。

第六十四条の二第二項第三号中「三年」を「五年」に改め、同項第四号ロ中「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る期間の期日及び場所の公示の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改める。

第六十四条の三第二項第二号中「従事する者」を「従事し、又は従事しようとする者」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 宅地建物取引業保証協会は、前二項に規定するもののほか、建設大臣の承認を受けて、宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な業務を行うことができる。

第六十四条の六中「従事する者」を「従事し、又は従事しようとする者」に改める。

第六十四条の七第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条の八第一項中「第二十五條第二項に規定する」を「第二十五條第二項の政令で定める」に改める。

第六十四条の九第一項中「充てるため、」の下に「主たる事務所及びその他の事務所ごとに政令で定める額の」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「当該事務所につき前項に規定する割合の金額」を「同項の政令で定める額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、弁済業務保証金の追加の供託及び弁済業務保証金分担金の追加納付又は弁済業務保証金の取戻し及び弁済業務保証金分担金の返還に關し、所要の経過措置(経過措置に關し監督上必要な措置を含む。)を定めることができる。

第六十四条の十一の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第一項中「第三項」を「第二項」に、「同条第二項に規定する額をこえる」を「同条第一項の政令で定める額をこえる」に、「取りもどし」を「取り戻す」に改める。

第六十四条の十二第三項中「第六十四条の九第二項に規定する」を「第六十四条の九第一項の政令で定める」に改め、同条第七項中こえることとなるときは「を」を超え、こととなるときは、第六十四条の三第一項から第三項までに規定する業務の実施に要する費用に充て、又は宅地建物取引業の健全な発達に寄与する事業に出えんするため、「取りもどし」を「取り戻す」に改める。

第六十四条の二十二に次の一項を加える。

3 第六十九條第二項から第四項までの規定は、第一項の聴聞について準用する。

第六十四条の二十五中「取りもどした」を「取り戻した」に、「第六十四条の九第二項に規定する」を「第六十四条の九第一項の政令で定める」に改める。

第六十五條第一項第四号中「第六十八條」の下に「又は第六十八條の二第二項」を加え、同条第二項第二号中「第三十二條」の下に、「第三十三條の二」を、「第三十四條」の下に、「第三十四條の二第二項若しくは第二項(第三十四條の三において準用する場合を含む。)」を加え、「第六十四條の九第三項」を「第六十四條の九第二項」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「三年」を「五年」に改め、同条第四項第二号中「第三

十二條の下に、「第三十三條の二」を、「第三十三條」の下に、「第三十四條の二第二項若しくは第二項(第三十四條の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十八條を次のように改める。

(取引主任者としてすべき事務の禁止)

第六十八條 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

一 宅地建物取引業者に自己が専任の取引主任者として従事している事務所以外の事務所の専任の取引主任者である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。

二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をしたとき。

三 取引主任者として行う事務に關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

第六十八條の次に次の一條を加える。

(登録の消除)

第六十八條の二 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八條第一項第一号から第五号までの二に該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八條第一項の登録を受けたとき。

三 不正の手段により取引主任者証の交付を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いつき、又は同項若しくは同条第二項の規定による事務の禁止の処分違反したとき。

2 第十八條第一項の登録を受けている者で取引主任者証の交付を受けていないもの(次条において「取引主任者資格者」という。)が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録をしていない都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八條第一項第一号から第五号までの二に該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第十八條第一項の登録を受けたとき。

三 取引主任者としてすべき事務を行い、情状が特に重いつき。

第六十九條第一項中「第六十六條の下に、「第六十八條」を加え、「行なわなければならない」を行わなければならないに改め、同条第三項及び第四項中「行なわれないで」を行わないでに改め、「第六十六條」の下に、「第六十八條」を加える。

第七十條に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第六十八條第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該取引主任者の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

第七十二條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建設大臣は、すべての取引主任者に対して、都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者及び当該都道府県の区域内でその事務を行う取引主任者に対して、取引主任者の事務の適正な遂行を確保するため必要があ

ると認めるときは、その事務について必要な報告を求めることができる。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(宅地建物取引業者の使用人等の秘密を守る義務)

第七十五条の二 宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業者の業務を補助したことに付いて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなつた後であつても、また同様とする。

第七十六条中「第六十六条」を「第二十五条第七項、第六十六条」に改める。

第七十七条第一項中「第十二条」の下に、「第二十五条第七項」を加える。

第七十八条第二項中「第三十八条」を「第三十三条の二及び第三十七条の二」に改める。

第七十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第八十条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第八十二条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「第十二条第二項」の下に、「第十三条第二項」を加える。

第八十三条第一項中「二万円」を「十万円」に改め、同項第三号中「第四十五条」の下に「又は第七十五条の二」を加え、同項第五号中「第七十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第八十五条中「第七十五条」を「第二十二條の二第六項若しくは第七項、第三十五条第三項又は第七十五条」に、「一万円」を「五万円」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第二条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正す

る。

第四条第一項中「建設大臣」を「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して建設大臣」に改める。

第六条第三号から第五号までの規定及び第六号イ中「三年」を「五年」に改め、同号ロ中「その処分」のあつた日前三十日を「その処分に係る期間の期日及び場所の公告の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改め、同号ハ中「三年」を「五年」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 積立式宅地建物販売業者は、自己の意義をもつて、他人に、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をさせ、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつてする広告をさせてはならない。

第四十条第一項中「行なう」を「行ふ」に改め、「第三十五条第二項」の下に「及び第四項、第三十七條の二」を加え、「第四十四条及び及び」を「第四十四条まで並びに」に改め、「次の各号に掲げる事項について」の下に「これらの事項を記載した書面を交付して」を、「しなればならぬ」との下に「同条第四項中「取引主任者」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七條の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行ふ」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」とを加える。

第四十一条の見出し中「第四十一条」を「第三十三条の二」に改め、同条中「第四十一条及び」を「第三十三條の二及び第四十一条並びに」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第四十四条第一項第八号中「三年」を「五年」に改める。

第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

め、同条第三号中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第五十六条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十七条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第十五条第二項の規定に違反して他人に積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をさせ、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつてする広告をさせた者

第五十八条中「二万円」を「十万円」に改める。

第六十条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法第六十四條の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定及び同法第六十四條の十二第七項の改正規定並びに附則第六項の規定は公布の日から、同法第三十四條の次に二条を加える改正規定は公布の日から起算して二年を経過する日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間においては、この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者に対する改正後の宅地建物取引業法の規定の適用については、同法第十五条第一項中「その業務に従事する者の数に就いて建設省令で定める数の成年者である専任の取引主任者」とあるのは、「成年者である専任の取引主任者」とする。

3 この法律の施行の日から三年を経過する日までの間においては、この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第十八条第一項の登録を受けている者は、その登録をしていない都道府県知事が定める期間内に限り、改正後の宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証(以下「取引主任者証」という。)の交付を申請することができる。

4 この法律の施行の日から前項の規定により都道府県知事が定める期間の満了の日(同項の規定による申請があつたときは、その申請に係る取引主任者証が交付される日)までの間においては、同項に規定する者に対しては、改正前の宅地建物取引業法第四十八條第二項の証明書又は次項の規定による証明書を取引主任者証とみなして、改正後の宅地建物取引業法の規定を適用する。

5 宅地建物取引業者は、前項に規定する期間において、附則第三項に規定する者に対し、改正前の宅地建物取引業法第四十八條第二項の証明書の例により、取引主任者の証明書を交付することができる。

6 都道府県知事は、この法律の施行前に、建設省令の定めるところにより、取引主任者証の交付を受けようとする者が受講すべき講習を指定することができる。

7 前項の講習の受講は、改正後の宅地建物取引業法の適用については、同法第二十二條の二第二項の講習の受講とみなす。

8 改正後の宅地建物取引業法第三十七條の二(改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条において適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

9 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第三條第一項の免許、同法第十八條第一項の登録、同法第四十一条第一項第一号の指定若しくは同法第六十四條の二第一項の指定又は積立式宅地建物販売業法第三條第一項の許可(以下「免許等」という。)を受けている者に対する免許等の取消しその他の監督上の処分に関し

ては、この法律の施行前に生じた事由について

照和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案外一件

四一七

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一)

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案外一件 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

四一八

10 は、なお従前の例による。
この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十七日

建設委員長 大塚 喬

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土調査事業の促進を図るため、内閣総理大臣が、新たに昭和五十五年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、昭和五十五年度一般会計予算において、約八十五億千三百九十九万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、国土調査の実施にあつては、国土の全域にわたり均衡のとれた進捗が図られるよう留意するとともに、事業の一層の促進に努めること。
- 二、土地の位置及び筆界が正確に表示されている地図が未整備の地区にあつては、早急に地籍調査を推進し、的確な土地行政が図られるよう、地方公共団体等を指導すること。
- 三、地方公共団体における国土調査の実施体制及び管理体制を拡充するとともに、所要の経費の

確保に努めること。
右決議する。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和四十五年」を「昭和五十五年」に改める。

附則
この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

〔大塚喬君登壇、拍手〕
○大塚喬君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案についてであります。

本案は、宅地及び建物の取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について、免許の基準の強化、宅地建物取引主任者制度の改善、自己所有に属しない宅地または建物の売買契約締結の制限、媒介契約に関する規制、事務所等以外の場所において行った買い受けの申し込みの撤回等

の措置を講ずるとともに、積立式建物販売業についても許可基準の強化等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、媒介契約をめぐる問題点、いわゆるクーリング・オフ制度の導入と適用の範囲、営業保証金の改正、取引をめぐる苦情紛争処理体制、瑕疵担保期間の妥当性、中古住宅の流通の実情等について質疑が行われ、この間、参考人の意見も聴取し、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、中小業者の保護育成、クーリング・オフ制度の周知徹底等八項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案についてであります。

本案は、国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査の緊急かつ計画的な実施が必要であることにかんがみ、内閣総理大臣が新たに昭和五十五年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとするものであります。

状況、国土調査の執行及び管理体制、疏黄島における地籍の明確化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、国土調査の均衡ある促進等三項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第十七 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長 山昭範君。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十七日

法務委員長 山 昭範

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十五年度一般会計予算に一億四千九十九万九千九百九十九円が計上されている。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

部を次のように改正する。

第十六条ノ第四項中「第一項及第二項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

(日本育英会法の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第三項に規定する者その他政令で定める者で昭和五十五年三月三十一日以前の日本育英会との貸与契約により学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返還免除については、なお従前の例による。

(教育公務員特例法の一部改正)

7 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第二項の規定によりなお存続する国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手の身分取扱については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

9 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第五条関係)」に、

号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)」を削る。

(教育職員免許法の一部改正)

10 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四を削る。

附則に次の二項を加える。

15 養護教諭二級普通免許状又は保健の教科に於ける中学校教諭二級普通免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所(次項において「旧国立養護教諭養成所」という。)を卒業した者に対して授与することができる。

16 第六条第二項別表第六の所要資格の項第四欄に掲げる大学には、同表の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所を含むものとす

る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第五条関係)」に改める。

イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする。)以上を修得すること。
イの二 国立養護教諭養成所を卒業すること。

三〇	一〇
----	----

を
イ 大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位(内二単位は、体育とする。)以上を修得すること。

三〇 一〇 に改

める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第六条関係)」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第六条関係)」に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五(第六条関係)」に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第六条関係)」に改め、「国立養護教諭養成所」を削る。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(第六条関係)」に改める。

(国立学校特別会計法の一部改正)

11 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を削る。

附則第十三項以下を一項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和五十五年法律第 号)附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則

第二項の規定によりなお存続する国立養護教諭養成所に係る経理については、なお従前の例による。

「大島友治君登壇、拍手」

○大島友治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、

第一に、新潟大学、金沢大学及び岡山大学の三大学の法文学部を改組して、文、法、経等の九学部を設置すること、

第二に、浜松医科大学及び宮崎医科大学に大学院を新設し、北海道大学に医療技術短期大学部を併設すること、

第三に、福島大学経済短期大学部を経済学部への発展的転換に伴い廃止すること、

第四に、弘前大学及び岡山大学の両養護教諭養成所を最後に九つの養成所すべてが学部への転換を終わったため、国立養護教諭養成所設置法を廃止すること等を定めたものであります。

委員会におきましては、国立大学附属学校の入

試制度の改善、地方大学の充実策、国立大学学生寮の整備、技術科学大学及び兵庫教育大学等最近設置された大学の状況、養護教諭及び看護婦の養成のあり方、新エネルギー及び宇宙開発の研究体制のあり方等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第一九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長石破二郎君。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月二十七日

外務委員長代理 理事 稲嶺 一郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在ギリバス各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館をそれぞれ設置し、在リマ日本国領事館を総領事館に昇格せしめるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を設定すること、既設の在外公館について在勤基本手当の基準額を改めること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認められた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十五年度予算に入億四千五百六十五万九千円が計上されている。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月二十七日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「在スリナム日本国大使館」

ナム
一 パラマリボ

「在スリナム日本国大使館」を「在セント・ヴィンセント日本国大使館」に改め、同表大洋州の項中「在オーストラリア日本国大使館」を「在ギリバス日本国大使館」に改める。

ナム
ト・ヴィンセント
ト・ルシア
パラマリボ
キングスタウン
カストリーズ

国大使館
一 オーストラリア
「在オーストラリア日本国大使館」を「在ギリバス日本国大使館」に改める。

国大使館
オーストラリア
ギリバス
キャンベラ
タラワ

別表第一の二 総領事館の表中南米の項中「中南米」
ブラジル
「サン・パウロ」を「中南米」に改める。
在クリチバ日本国総領事館
在サン・パウロ日本国総領事館
ブラジル

クリチバ
サン・パウロ
「在レシフェ日本国総領事館」を「ブラジル」に改める。
「在リマ日本国総領事館」を「ペルー」に改める。

別表第一の三 領事館の表中南米の項中「在リマ日本国領事館」を「ペルー」に改める。
別表第二を次のように改める。

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 299,700	円 259,100	円 229,000	円 201,900	円 185,400	円 171,800	円 152,600	円 139,100	円 125,500
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
418,200	366,300	324,500	289,900	265,400	248,100	216,200	199,000	181,700
373,700	326,300	288,700	257,100	235,500	219,700	192,600	176,800	161,000
331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
270,200	231,800	204,800	179,200	164,900	152,100	136,300	123,500	110,700
315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
374,300	324,700	287,100	254,000	233,200	216,700	191,400	174,900	158,300
329,800	284,700	251,600	221,500	203,400	188,400	167,700	152,600	137,600
403,800	351,900	311,300	276,700	253,600	236,300	207,600	190,300	173,000
329,800	284,700	251,600	221,500	203,400	188,400	167,700	152,600	137,600
300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
374,300	324,700	287,100	254,000	233,200	216,700	191,400	174,900	158,300
330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
329,200	286,300	253,200	224,600	206,100	191,800	168,900	154,600	140,300
448,300	391,900	347,100	309,500	283,500	264,700	231,400	212,500	193,700
404,400	350,200	309,600	273,500	251,300	233,200	206,500	188,400	170,300
300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
285,900	243,000	214,400	185,800	171,500	157,200	143,000	128,700	114,400
511,500	434,800	383,600	332,500	306,900	281,300	255,800	230,200	204,600
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
315,900	268,500	236,900	205,300	189,500	173,700	158,000	142,200	126,400
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
315,300	270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
300,900	255,800	225,700	195,600	180,500	165,500	150,500	135,400	120,400
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
344,800	297,400	262,800	231,200	212,400	196,600	175,200	159,400	143,600
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
315,900	268,500	236,900	205,300	189,500	173,700	158,000	142,200	126,400

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 四二二

別表第二 在勤基本手当の基準額 (第十条関係)

一 大 使 館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
アジア	イ ン ド	円 540,000	円 450,000	円 410,700	円 382,100	円 341,500
	インドネシア	640,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	ヴェトナム	660,000	610,000	563,800	525,600	473,700
	カンボディア	630,000	550,000	505,800	471,200	423,800
	シンガポール	590,000	510,000	463,400	430,300	380,700
	スリ・ランカ	450,000	410,000	373,700	347,500	309,200
	タ イ	580,000	480,000	436,900	406,200	361,000
	大 韓 民 国	670,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	中華人民共和国	690,000	540,000	495,000	460,400	410,800
	ネ パ ール	610,000	560,000	510,900	475,700	426,100
	パキスタン	570,000	490,000	452,900	421,300	376,100
	バングラデシュ	650,000	590,000	547,900	510,300	458,400
	ビ ル マ	570,000	490,000	452,900	421,300	376,100
	フィリピン	570,000	460,000	421,300	391,200	346,000
	ブ ー タ ン	570,000	560,000	510,900	475,700	426,100
	マレイシア	580,000	500,000	457,900	425,700	378,300
	モンディヴ	500,000	490,000	447,800	417,100	374,200
	モンゴル	710,000	660,000	605,900	564,700	508,300
	ラ オ ス	690,000	600,000	553,000	514,800	460,700
北米	アメリカ合衆国	660,000	480,000	436,300	406,200	346,000
	カ ナ ダ	510,000	440,000	400,300	371,700	328,800
中南米	アルゼンティン	860,000	790,000	716,100	665,000	588,200
	ヴェネズエラ	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	ウルグァイ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,300
	エクアドル	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	エル・サルヴァドル	500,000	480,000	442,300	410,700	363,300
	ガイアナ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	キューバ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	グァテマラ	490,000	480,000	436,900	406,200	361,000
	グレナダ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	コスタ・リカ	480,000	460,000	421,300	391,200	346,000
	コロンビア	540,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	ジャマイカ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	スリナム	530,000	520,000	473,900	440,800	398,400
	セント・ヴィンセント	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	セント・ルシア	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	チ リ	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	ドミニカ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	ドミニカ共和国	530,000	480,000	442,300	410,700	363,300

359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
359,900	310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
344,200	299,100	264,500	234,400	215,100	200,100	176,400	161,300	146,300
285,200	244,600	216,000	188,900	173,900	160,300	143,800	130,300	116,700
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
314,800	271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600
300,300	257,400	227,300	198,700	182,900	168,600	151,400	137,100	122,800
270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
358,700	313,600	277,500	247,400	226,500	211,500	185,100	170,000	155,000
285,200	244,600	216,000	188,900	173,900	160,300	143,800	130,300	116,700
270,800	230,200	203,100	176,000	162,500	148,900	135,400	121,900	108,300
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
391,200	332,500	293,400	254,300	234,700	215,200	196,600	176,000	156,500
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
435,700	372,500	328,900	286,700	264,200	243,100	219,100	198,000	176,900
436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
361,100	306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
421,300	358,100	316,000	273,800	252,800	231,700	210,700	189,600	168,500
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

四二四

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

四二五

	トリニダッド・トバゴ	560,000	540,000	495,000	460,400	410,800
	ニカラグァ	560,000	540,000	495,000	460,400	410,800
	ハイティ	520,000	510,000	468,800	436,600	391,400
	パナマ	440,000	430,000	394,700	367,000	326,400
	バハマ	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	パラグアイ	600,000	550,000	500,000	464,800	412,900
	バルバドス	480,000	470,000	431,900	401,800	358,900
	ブラジル	530,000	450,000	415,900	386,700	343,800
	ペルー	460,000	410,000	379,100	352,000	311,400
	ボリヴィア	570,000	520,000	484,800	451,700	406,500
	ホンデュラス	440,000	430,000	394,700	367,000	326,400
	メキシコ	480,000	410,000	379,100	352,000	311,400
欧 州	アイスランド	570,000	550,000	505,500	469,400	415,800
	アイルランド	570,000	550,000	505,500	469,400	415,800
	イタリア	640,000	550,000	505,500	469,400	415,800
	ヴァチカン	570,000	550,000	505,500	469,400	415,800
	オーストリア	750,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	オランダ	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ギリシャ	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	サイプラス	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	スイス	810,000	740,000	674,000	625,800	553,600
	スウェーデン	660,000	600,000	547,700	508,600	449,900
	スペイン	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ソヴィエト連邦	750,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	チェコスロヴァキア	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	デンマーク	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ドイツ民主共和国	770,000	660,000	605,400	562,700	499,500
	ドイツ連邦共和国	820,000	670,000	610,800	567,200	501,700
	ノールウェー	680,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	ハンガリー	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	フィンランド	600,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	フランス	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
	ブルガリア	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	ベルギー	780,000	670,000	610,800	567,200	501,700
	ポーランド	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	ポルトガル	580,000	530,000	484,400	449,800	397,900
	マルタ	570,000	550,000	505,500	469,400	415,800
	ユーゴスラヴィア	710,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	ルーマニア	620,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	ルクセンブルグ	670,000	650,000	589,800	547,700	484,500
	連 合 王 国	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
大洋州	オーストラリア	590,000	510,000	463,400	430,300	380,700
	キリバス	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800
	ソロモン	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800

418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
376,100	319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
418,900	364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
509,700	439,700	388,600	342,000	314,400	291,100	259,100	235,800	212,500
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
405,600	346,900	306,300	267,200	246,100	226,600	204,000	184,400	164,900
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
390,000	335,800	296,700	260,600	239,600	221,500	197,800	179,700	161,600
345,400	295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
449,000	390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
420,600	359,700	317,600	276,900	255,100	234,800	211,500	191,200	170,900
405,600	346,900	306,300	267,200	246,100	226,600	204,000	184,400	164,900
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100
583,700	507,000	448,600	397,500	364,700	339,100	299,100	273,500	247,900
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
493,500	430,300	381,000	338,800	310,600	289,500	254,000	232,900	211,800
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
478,400	417,500	369,700	329,000	301,500	281,200	246,400	226,100	205,800
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
375,500	321,300	283,700	247,600	228,100	210,000	189,000	170,900	152,800
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
583,700	507,000	448,600	397,500	364,700	339,100	299,100	273,500	247,900
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
464,000	403,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	ト ッ ヴ ァ ル	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800
	ト ン ガ	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	ナ ウ ル	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	西 サ モ ア	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	ニュー・ジーランド	630,000	580,000	526,500	488,900	432,500
	パプア・ニューギニア	640,000	620,000	569,000	529,900	475,800
	フ ィ ジ ー	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
中近東	アフガニスタン	840,000	770,000	700,500	651,700	581,800
	アラブ首長国連邦	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	イ エ メ ン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	イスラエル	570,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	イ ラ ク	680,000	630,000	574,000	534,300	477,900
	イ ラ ン	710,000	620,000	563,300	523,600	464,900
	オ マ ー ン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	カ タ ル	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	ク ウ ェ イ ト	760,000	660,000	611,200	569,100	510,400
	サウディ・アラビア	760,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	ジ ョ ル ダ ン	600,000	590,000	537,100	499,500	445,400
	シ リ ア	540,000	520,000	479,000	445,300	395,700
	ト ル コ	600,000	550,000	500,000	464,800	412,900
	バハレーン	680,000	660,000	611,200	569,100	510,400
	南イエメン	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	レバノン	740,000	640,000	584,300	543,100	482,100
アフリカ	アルジェリア	680,000	620,000	563,300	523,600	464,900
	ア ン ゴ ラ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ウ ガ ン ダ	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
	エ ジ プ ト	650,000	560,000	516,000	479,900	428,000
	エティオピア	750,000	690,000	632,200	588,600	527,600
	ガ ー ナ	890,000	870,000	795,500	740,800	664,000
	カーボ・ヴェルデ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ガ ボ ン	750,000	730,000	669,200	623,500	560,300
	上 ヴ ャ ル タ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	カメルーン	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ガ ン ビ ア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ギ ニ ア	720,000	700,000	648,100	603,900	542,900
	ギニア・ビサオ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ケ ニ ア	660,000	570,000	521,100	484,400	430,300
	コ モ ロ	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
	コ ン ゴ ー	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ザ イ ー ル	940,000	870,000	795,500	740,800	664,000
	サントメ・プリンシペ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ザ ン ビ ア	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
	シエラ・レオーネ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
	ジ ブ テ ィ	710,000	690,000	632,200	588,600	527,600

448,300	391,900	347,100	309,500	283,500	264,700	231,400	212,500	193,700
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
405,000	348,600	308,000	270,400	248,600	229,800	205,300	186,400	167,600
509,200	441,500	390,400	345,200	316,800	294,300	260,300	237,700	215,200
464,000	408,100	356,500	315,800	289,700	269,400	237,700	217,400	197,100
373,700	326,300	288,700	257,100	235,500	219,700	192,600	176,800	161,000
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
493,500	430,300	381,000	338,800	310,600	289,500	254,000	232,900	211,800
330,300	282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
346,000	294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
389,300	337,400	298,300	263,700	242,200	224,900	198,900	181,600	164,300
360,400	308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
419,400	363,000	320,900	283,300	260,300	241,500	214,000	195,100	176,300
433,300	379,100	335,800	299,700	274,500	256,400	223,900	205,800	187,700
539,200	467,000	412,900	364,700	334,800	310,800	275,300	251,200	227,200
374,900	323,000	285,400	250,800	230,500	213,200	190,200	172,900	155,600

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
259,100	229,000	201,900	185,400	171,800	152,600	139,100	125,500
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
270,200	238,600	208,500	191,900	176,900	158,900	143,800	128,800
295,800	261,200	228,100	210,000	193,500	173,900	157,400	140,800
310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
310,300	274,200	241,100	221,500	205,000	182,700	166,200	149,600
271,900	240,300	211,700	194,400	180,100	160,200	145,900	131,600

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

四二九

スーダン	680,000	660,000	605,900	564,700	508,300
スワジランド	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
セイシエル	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
赤道ギニア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
セネガル	670,000	610,000	558,100	519,000	462,600
象牙海岸共和国	830,000	760,000	695,500	647,300	579,600
ソマリア	710,000	690,000	632,200	588,600	527,600
タンザニア	600,000	550,000	505,800	471,200	423,800
チャード	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
中央アフリカ	750,000	730,000	669,200	623,500	560,300
チュニジア	520,000	500,000	457,900	425,700	378,300
トーゴ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ナイジェリア	860,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ニジェール	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ブルンディ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ベナン	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
ボツワナ	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
マダガスカル	610,000	560,000	516,000	479,900	428,000
マラウイ	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
マリ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
南アフリカ共和国	580,000	530,000	484,400	449,800	397,900
モーリシャス	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000
モーリタニア	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
モザンビーク	600,000	580,000	531,900	495,200	443,300
モロッコ	560,000	550,000	500,000	464,800	412,900
リビア	640,000	630,000	574,000	534,300	477,900
リベリア	650,000	630,000	584,900	545,200	491,100
ルワンダ	830,000	800,000	737,500	686,300	614,100
レソト	580,000	560,000	516,000	479,900	428,000

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
アジア	カルカタ	430,000	382,100	341,500	299,700
	ボンベイ	430,000	382,100	341,500	299,700
	マドラス	420,000	382,100	341,500	299,700
	ウジュン・パンダン	490,000	445,300	395,700	345,400
	ジャカルタ	490,000	445,300	395,700	345,400
	スラバヤ	490,000	445,300	395,700	345,400
	メダン	510,000	445,300	395,700	345,400
	バンコック	450,000	406,200	361,000	315,300
	釜 山	510,000	445,300	395,700	345,400
	広 州	510,000	460,400	410,800	359,900
	上 海	510,000	460,400	410,800	359,900
	カ ラ チ	460,000	401,800	358,900	314,800

[illegible]

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

	マニラ	430,000	391,200	346,000	300,900
	ペナシ	470,000	425,700	378,300	330,300
	香港	510,000	430,300	380,700	331,000
北 米	アガナ	500,000	449,800	397,900	346,000
	アトランタ	430,000	391,200	346,000	300,900
	カンザス・シティ	430,000	391,200	346,000	300,900
	サン・フランシスコ	450,000	391,200	346,000	300,900
	シアトル	450,000	391,200	346,000	300,900
	シカゴ	450,000	391,200	346,000	300,900
	ニュー・オルリンズ	430,000	391,200	346,000	300,900
	ニュー・ヨーク	560,000	430,300	380,700	331,000
	ヒューストン	450,000	391,200	346,000	300,900
	ポートランド	430,000	391,200	346,000	300,900
	ボストン	470,000	430,300	380,700	331,000
	ホノルル	490,000	430,300	380,700	331,000
	ロス・アンジェルズ	450,000	391,200	346,000	300,900
	ヴァンクーヴァー	420,000	371,700	328,800	285,900
	ウィニペグ	410,000	371,700	328,800	285,900
	エドモントン	410,000	371,700	328,800	285,900
	トロント	420,000	371,700	328,800	285,900
	モントリオール	420,000	371,700	328,800	285,900
中南米	クリチバ	410,000	371,700	328,800	285,900
	サン・パウロ	420,000	371,700	328,800	285,900
	ベレーン	400,000	362,600	324,300	284,700
	ポルト・アレグレ	370,000	332,500	294,200	255,800
	リオ・デ・ジャネイロ	400,000	352,000	311,400	270,800
	レシフェ	400,000	362,600	324,300	284,700
	リマ	390,000	352,000	311,400	270,800
欧 州	ミラノ	520,000	469,400	415,300	361,100
	ジュネーヴ	690,000	625,800	553,600	481,400
	ラス・パルマス	580,000	528,100	467,100	406,200
	ナホトカ	610,000	534,300	477,900	419,400
	ハバロフスク	590,000	534,300	477,900	419,400
	レニングラード	550,000	499,500	445,400	390,000
	デュッセルドルフ	630,000	567,200	501,700	436,300
	ハンブルグ	650,000	567,200	501,700	436,300
	フランクフルト	630,000	567,200	501,700	436,300
	ベルリン	650,000	567,200	501,700	436,300
	ボン	630,000	567,200	501,700	436,300
	ミュンヘン	630,000	567,200	501,700	436,300
	パリ	580,000	528,100	467,100	406,200
	マルセイユ	580,000	528,100	467,100	406,200
	ロンドン	580,000	528,100	467,100	406,200

281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
319,700	282,100	244,500	225,700	206,900	188,100	169,200	150,400
364,700	322,600	286,500	262,700	244,600	215,200	197,100	179,000
390,300	345,200	306,100	280,700	261,200	230,200	210,600	191,100
306,900	270,800	234,700	216,700	198,600	180,600	162,500	144,400
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円
282,900	249,800	218,200	200,900	185,100	166,400	150,600	134,800
294,100	259,500	224,900	207,600	190,300	173,000	155,700	138,400
308,500	272,400	237,800	219,000	201,700	181,400	164,100	146,800
260,700	230,700	205,100	188,100	175,300	153,800	141,000	128,200

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
331,000	281,400	248,300	215,200	198,600	182,100	165,500	149,000	132,400
481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
481,400	409,200	361,100	312,900	288,800	264,800	240,700	216,600	192,600
406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

大洋州	シドニー	490,000	430,300	380,700	331,000
	パース	470,000	430,300	380,700	331,000
	ブリスベン	470,000	430,300	380,700	331,000
	メルボルン	490,000	430,300	380,700	331,000
	オークランド	540,000	488,900	432,500	376,100
	ポート・モレスビー	580,000	529,900	475,800	418,900
中近東	ホラムシャハル	630,000	569,100	510,400	449,000
	イスタンブル	520,000	469,400	415,300	361,100
アフリカ	プレトリア	500,000	449,800	397,900	346,000
	ソールズベリー	500,000	449,800	397,900	346,000

三 領 事 館

地 域	所 在 地	号			
		領 事 館 長	1 号	2 号	3 号
アジア	コタ・キナバル	円	円	円	円
		450,000	425,700	378,300	330,300
北 米	アンカレッジ	480,000	449,800	397,900	346,000
中南米	エンカルナシオン	500,000	464,800	412,900	360,400
	マナオス	400,000	377,900	339,600	299,100

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	円	円	円	円	円
		660,000	510,000	463,400	430,300	380,700
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	920,000	740,000	674,000	625,800	553,600
	(軍縮委員会)	770,000	740,000	674,000	625,800	553,600
	パ リ (経済協力開発機構)	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100
	ブ ラ ッ セ ル (欧州共同体)	780,000	670,000	610,800	567,200	501,700

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 議事日程追加の件 国会法の一部を改正する法律案 日程第二〇より第三七までの請願

附則

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在セント・ヴィンセント、在セント・ルシア及び在ギリバスの各日本国大使館並びに在クリチバ日本国総領事館に關する部分は、政令で定める日から施行する。

〔石破二郎君登壇、拍手〕

○石破二郎君 ただいま議題となりました在外公館關係の法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、カリブ海のセント・ヴィンセント、セントルシア及び大洋州のギリバスの三カ国にいずれも兼轄の大使館を設置すること、ブラジルのクリチバに総領事館を設置すること、ペルーにある在リマ領事館を総領事館に昇格させること、既設の公館について、最近の為替相場の変動、物価上昇等を勘案し、在動基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。委員会における質疑の詳細は會議録によつて御承知を願います。

去る二十七日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、国会法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長中山太郎君。

審査報告書

国会法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年三月三十一日

議院運営委員長 中山 太郎

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆参両院の常任委員会の名称と数は、両院に共通なものとして定めてある現在の規定を改正し、衆議院については、従来の十六の常任委員会に新たに科学技術委員会及び環境委員会を加えて十八の常任委員会とし、参議院については、従来どおりの十六の常任委員会とし、両院別個に列記しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十五年三月十八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

国会法の一部を改正する法律

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案決議案を含む。、請願等を審査する。

衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。

- 一 内閣委員会
 - 二 地方行政委員会
 - 三 法務委員会
 - 四 外務委員会
 - 五 大蔵委員会
 - 六 文部委員会
 - 七 社会労働委員会
 - 八 農林水産委員会
 - 九 商工委員会
 - 十 運輸委員会
 - 十一 通信委員会
 - 十二 建設委員会
 - 十三 科学技術委員会
 - 十四 環境委員会
 - 十五 予算委員会
 - 十六 決算委員会
 - 十七 議院運営委員会
 - 十八 懲罰委員会
- 参議院の常任委員会は、次のとおりとする。
- 一 内閣委員会
 - 二 地方行政委員会
 - 三 法務委員会
 - 四 外務委員会
 - 五 大蔵委員会
 - 六 文部委員会
 - 七 社会労働委員会
 - 八 農林水産委員会
 - 九 商工委員会
 - 十 運輸委員会
 - 十一 通信委員会
 - 十二 建設委員会
 - 十三 予算委員会
 - 十四 決算委員会
 - 十五 議院運営委員会
 - 十六 懲罰委員会

附則

この法律は、第九十二回国会の召集の日から施行する。

行する。

〔中山太郎君登壇、拍手〕

○中山太郎君 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

御承知のように、現行の衆参両院の常任委員会の名称と数は国会法第四十一条におきまして両院共通なものとして規定されておりますが、本法律案は、これを改正し、衆議院につきましては、従来の十六の常任委員会に新たに科学技術委員会及び環境委員会を加えて十八の常任委員会とし、参議院につきましては、従来どおりの十六の常任委員会とし、両院別個に列記しようとするものでありまして、次期国会の召集日から施行することといたしております。

委員会におきましては、提出者の衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(安井謙君) 社会労働委員長及び建設委員長から報告書が提出されました日程第二〇ないし第三七の請願を一括して議題といたします。

審査報告書(社会労働委員会第一号)

一、議院の會議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの
第四号、第一二二号、第四三三号、第九〇号、第九六号、第九七号、第九八号、第九九号、第

[illegible]

昭和五十五年三月二十五日

社会労働委員長 久保 百

参議院議長 安井 謙殿

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の會議に付するを要するもの

第三三五号 幹線自動車道建設促進に関する

謂願

昭和五十五年三月二十七日

建設委員長 大塚 喬

参議院議長 安井 謙殿

○議長(安井謙君) これらの請願は、両委員長の

ことに御異議ございませんか。

○議長（安井謙君） 御異議ないと認めます。

午後零時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 安井 謙君
副議長 秋山 長造君

太田 淳夫君

和泉 照雄君

渡部 通子君

桑名 義治君

塩出 啓典君

三木 忠雄君

井上
計君

馬場 富君

上林繁次郎君

柄谷 道一君

遠藤 政夫君

原田 立君	田代富士男君	増岡 康治君	田代由紀男君	内藤三郎君	和田 静夫君
宮崎 正義君	栗林 卓司君	岩上 二郎君	前田 勲男君	松本 英一君	安永 英雄君
木島 則夫君	金井 元彦君	三浦 八水君	平井 卓志君	片岡 勝治君	園田 清光君
河本嘉久蔵君	矢追 秀彦君	山本 富雄君	中村 啓一君	土屋 義彦君	長田 裕二君
鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君	林 寛子君	福島 茂夫君	西ヶ久保重光君	瀬谷 英行君
柏原 ヤス君	藤井 恒男君	藤井 裕久君	降矢 敬義君	山崎 昇君	小野 明君
中村 利次君	片山 正英君	高平 公友君	衛藤征士郎君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君
藤井 丙午君	多田 省吾君	浅野 祐君	宮田 輝君	下田 京子君	安武 洋子君
小平 芳平君	白木義一郎君	藤川 一秋君	福岡日出磨君	大森 昭君	松前 達郎君
中尾 辰義君	田淵 哲也君	鳩山威一郎君	秦野 章君	穂山 篤君	山中 郁子君
新谷寅三郎君	上原 正吉君	林 道君	中村 太郎君	小巻 敏雄君	内藤 功君
八木 一郎君	下村 泰君	中西 一郎君	坂元 親男君	安恒 良一君	吉田 正雄君
江田 五月君	円山 雅也君	寺下 岩蔵君	青井 政美君	大木 正吾君	丸谷 金保君
前島英三郎君	市川 房枝君	安孫子藤吉君	石破 二朗君	神谷信之助君	橋本 敬君
青島 幸男君	喜屋武眞榮君	藤田 正明君	鳴崎 均君	志苦 裕君	福間 知之君
秦 豊君	田 英夫君	松垣徳太郎君	石本 茂君	森下 昭司君	青木 新次君
北 修二君	熊谷 弘君	世耕 政隆君	鈴木 省吾君	野田 哲君	対馬 孝且君
下条進一郎君	田原 武雄君	上田 稔君	徳永 正利君	香脱タケ子君	赤桐 操君
高橋 圭三君	成相 善十君	加藤 武徳君	木村 睦男君	大塚 喬君	小山 一平君
岩崎 純三君	後藤 正夫君	丸茂 重貞君	植木 光教君	寺田 熊雄君	宮之原貞光君
佐々木 満君	森下 泰君	小澤 太郎君	岩動 道行君	立木 洋君	佐藤 昭夫君
最上 進君	竹内 潔君	町村 金五君	玉置 和郎君	小谷 守君	竹田 四郎君
鈴木 正一君	野呂田芳成君	長谷川 信君	伊江 朝雄君	川村 清一君	田中寿美子君
志村 愛子君	古賀雷四郎君	柿沢 弘治君	糸山英太郎君	栗原 俊夫君	渡辺 武君
中村 禎二君	原 文兵衛君	遠藤 要君	斎藤栄三郎君	市川 正一君	藤田 進君
吉田 実君	斎藤 十朗君	森田 重郎君	野末 陳平君	村田 秀三君	吉田忠三郎君
上條 勝久君	梶木 又三君	降矢 敬雄君	堀江 正夫君	戸叶 武君	小柳 勇君
初村滝一郎君	稲嶺 一郎君	真鍋 賢二君	高杉 勉忠君	阿具根 登君	河田 賢治君
山崎 竜男君	安田 隆明君	村沢 牧君	勝又 武一君	宮本 顕治君	上田耕一郎君
増田 盛君	細川 護熙君	永野 殿雄君	高橋 誉富君	内閣総理大臣	大平 正芳君
小林 国司君	中山 太郎君	坂野 重信君	亀井 久興君	法務大臣	倉石 忠雄君
大石 武一君	郡 祐一君	広田 幸一君	矢田部 理君	外務大臣	大来佐武郎君
塚田十一郎君	江藤 智君	久保 亘君	大鷹 淑子君	大蔵大臣	竹下 登君
大谷藤之助君	熊谷太三郎君	井上 吉夫君	大島 友治君	文部大臣	谷垣 專一君
源田 実君	楠 正俊君	岡田 広君	粕谷 照美君	厚生大臣	野呂 恭一君
鍋島 直紹君	山東 昭子君	片山 甚市君	目黒今朝次郎君	農林水産大臣	武藤 嘉文君
戸塚 進也君	夏目 忠雄君	浜本 万三君	菅野 儀作君	通商産業大臣	佐々木義武君
望月 邦夫君	堀内 俊夫君	山内 一郎君	西村 尚治君		

国務大臣

内閣総理大臣	大平 正芳君	建設大臣	渡辺 栄一君
法務大臣	倉石 忠雄君	自治大臣	後藤田正晴君
外務大臣	大来佐武郎君	国家公安委員長	後藤田正晴君
大蔵大臣	竹下 登君	国務大臣	小淵 恵三君
文部大臣	谷垣 專一君	総務大臣	宇野 宗佑君
厚生大臣	野呂 恭一君	行政管理局長	細田 吉蔵君
農林水産大臣	武藤 嘉文君	防衛庁長官	長田 裕二君
通商産業大臣	佐々木義武君	国務大臣	土屋 義彦君
		科学技術庁長	園田 清光君
		国務大臣	加藤 紘一君
		環境庁長官	平井 卓志君
		国務大臣	吉野 良彦君
		国土庁長官	斎藤栄三郎君
		内閣官房副長官	
		法務政務次官	
		大蔵省主計局次	
		労働政務次官	

政府委員

建設大臣	渡辺 栄一君
自治大臣	後藤田正晴君
国家公安委員長	後藤田正晴君
国務大臣	小淵 恵三君
総務大臣	宇野 宗佑君
行政管理局長	細田 吉蔵君
防衛庁長官	長田 裕二君
国務大臣	土屋 義彦君
科学技術庁長	園田 清光君
国務大臣	加藤 紘一君
環境庁長官	平井 卓志君
国務大臣	吉野 良彦君
国土庁長官	斎藤栄三郎君
内閣官房副長官	
法務政務次官	
大蔵省主計局次	
労働政務次官	

議長の報告事項

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 松本 英一君

補欠 藤田 進君

大蔵委員

辞任 北 修二君

補欠 岩動 道行君

文教委員

辞任 堀江 正夫君

補欠 土屋 義彦君

農林水産委員

辞任

補欠

岩動 道行君
坂元 親男君北 修二君
中村 禎二君

通信委員

辞任

補欠

赤桐 操君

小谷 守君

建設委員

辞任

補欠

中村 禎二君
小谷 守君
藤田 進君坂元 親男君
赤桐 操君
松本 英一君

予算委員

辞任

補欠

宮田 輝君
成相 善十君
小林 国司君
井上 吉夫君
小澤 太郎君
小柳 勇君
桑名 義治君
立木 洋君石本 茂君
岩崎 純三君
降矢 敬雄君
塚田 十一郎君
降矢 敬義君
柳山 篤君
塩出 啓典君
小笠原貞子君

決算委員

辞任

補欠

石本 茂君
降矢 敬雄君
降矢 敬義君
岩崎 純三君
成相 善十君
小澤 太郎君
竹田 四郎君
大森 昭君宮田 輝君
小林 国司君
小澤 太郎君
成相 善十君
竹田 四郎君
対馬 孝且君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

補欠

辞任
円山 雅也君補欠
円山 雅也君

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

江田 五月君

円山 雅也君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事

降矢 敬雄君 (降矢敬雄君の補欠)

理事

柳山 篤君 (柳山篤君の補欠)

理事

和泉 照雄君 (和泉照雄君の補欠)

理事

エネルギー対策特別委員会

理事

市川 正一君 (市川正一君の補欠)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害及び交通安全対策特別委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

公営住宅法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議

北方領土問題の解決促進に関する決議

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

中央選挙管理委員会委員

近藤 英明君
堀家 嘉郎君
儀同 保君
鬼木 勝利君
大塚 一男君

大蔵委員

辞任

補欠

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

農林水産委員

辞任

補欠

久次米健太郎君
熊谷太三郎君
鈴木 省吾君
藤井 恒男君鈴木 正一君
岩崎 純三君
嶋崎 均君
三治 重信君

商工委員

辞任

補欠

岩崎 純三君

熊谷太三郎君

予算委員

辞任

補欠

山本 富雄君
降矢 敬義君
塩出 啓典君
内藤 功君
小笠原貞子君片山 正英君
嶋崎 均君
相沢 武彦君
山中 郁子君
立木 洋君

決算委員

辞任

補欠

小澤 太郎君

降矢 敬義君

議院運営委員

辞任

補欠

片岡 勝治君

森下 昭司君

同日議長から予備審査のため次の議案が送付された。

農林水産委員会

理事

北 修二君 (北修二君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 議長の報告事項

四三八

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

過疎地域振興法案(山中貞則君外八名提出)

過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(細谷治嘉君外三十五名提出)

過疎地域対策緊急措置法の一部を改正する法律案(小濱新次君外三十二名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案可決報告書

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 久次米健太郎君 補欠 鈴木 正一君

法務委員

辞任 宮田 輝君 補欠 小林 国司君

大蔵委員

辞任 鈴木 省吾君 補欠 嶋崎 均君

農林水産委員

辞任 嶋崎 均君 補欠 鈴木 省吾君

辞任 鈴木 正一君 補欠 久次米健太郎君

辞任 岩崎 純三君 補欠 熊谷太三郎君

辞任 小林 国司君 補欠 宮田 輝君

辞任 中村 禎二君 補欠 坂元 親男君

商工委員

辞任 熊谷太三郎君 補欠 岩崎 純三君

建設委員

辞任 坂元 親男君 補欠 中村 禎二君

辞任 金丸 三郎君 補欠 徳永 正利君

辞任 岩崎 純三君 補欠 成相 善十君

辞任 降矢 敬雄君 補欠 小林 国司君

辞任 北 修二君 補欠 秦野 章君

辞任 片山 正英君 補欠 山本 宣雄君

辞任 嶋崎 均君 補欠 小澤 太郎君

辞任 鈴木 正一君 補欠 竹内 潔君

辞任 穂山 篤君 補欠 竹田 四郎君

辞任 相沢 武彦君 補欠 小平 芳平君

辞任 山中 郁子君 補欠 渡辺 武君

辞任 成相 善十君 補欠 岩崎 純三君

辞任 小林 国司君 補欠 降矢 敬雄君

辞任 秦野 章君 補欠 北 修二君

辞任 竹田 四郎君 補欠 穂山 篤君

辞任 小善 敏雄君 補欠 橋本 敦君

辞任 竹内 潔君 補欠 鈴木 正一君

辞任 議院運営委員

辞任 森下 昭司君 補欠 片岡 勝治君

懲罰委員

辞任 徳永 正利君 補欠 金丸 三郎君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

戦時災害援護法(片山正市君外五名発議)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農用地利用増進法案

農地法の一部を改正する法律案

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

酪農経営の安定に関する質問主意書(鈴木一弘君提出)

去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 藤川 一秋君 補欠 糸山英太郎君

辞任 野田 哲君 補欠 藤田 進君

辞任 案納 勝君 補欠 小野 明君

辞任 向井 長年君 補欠 井上 計君

辞任 法務委員

辞任 長田 裕二君 補欠 田代由紀男君

辞任 宮之原貞光君 補欠 安永 英雄君

辞任 安永 英雄君 補欠 宮之原貞光君

辞任 田代由紀男君 補欠 長田 裕二君

辞任 鈴木 一弘君 補欠 小平 芳平君

辞任 小笠原貞子君 補欠 内藤 功君

辞任 井上 計君 補欠 向井 長年君

辞任 内藤 功君 補欠 小笠原貞子君

辞任 糸山英太郎君 補欠 藤川 一秋君

辞任 藤田 進君 補欠 小野 明君

辞任 案納 勝君 補欠 井上 計君

辞任 向井 長年君 補欠 井上 計君

辞任 法務委員

辞任 長田 裕二君 補欠 田代由紀男君

辞任 宮之原貞光君 補欠 安永 英雄君

辞任 安永 英雄君 補欠 宮之原貞光君

辞任 田代由紀男君 補欠 長田 裕二君

辞任 鈴木 一弘君 補欠 小平 芳平君

辞任 小笠原貞子君 補欠 内藤 功君

辞任 井上 計君 補欠 向井 長年君

辞任 内藤 功君 補欠 小笠原貞子君

辞任 糸山英太郎君 補欠 藤川 一秋君

辞任 藤田 進君 補欠 小野 明君

外務委員

辞任 藤田 進君 補欠 野田 哲君

辞任 小野 明君 補欠 案納 勝君

辞任 大蔵委員

辞任 小平 芳平君 補欠 鈴木 一弘君

辞任 文教委員

辞任 安永 英雄君 補欠 宮之原貞光君

辞任 田代由紀男君 補欠 長田 裕二君

辞任 鈴木 一弘君 補欠 小平 芳平君

辞任 小笠原貞子君 補欠 内藤 功君

辞任 井上 計君 補欠 向井 長年君

辞任 内藤 功君 補欠 小笠原貞子君

辞任 糸山英太郎君 補欠 藤川 一秋君

辞任 藤田 進君 補欠 小野 明君

辞任 案納 勝君 補欠 井上 計君

辞任 向井 長年君 補欠 井上 計君

辞任 法務委員

辞任 長田 裕二君 補欠 田代由紀男君

辞任 宮之原貞光君 補欠 安永 英雄君

辞任 安永 英雄君 補欠 宮之原貞光君

辞任 田代由紀男君 補欠 長田 裕二君

辞任 鈴木 一弘君 補欠 小平 芳平君

辞任 小笠原貞子君 補欠 内藤 功君

辞任 井上 計君 補欠 向井 長年君

辞任 内藤 功君 補欠 小笠原貞子君

辞任 糸山英太郎君 補欠 藤川 一秋君

辞任 藤田 進君 補欠 小野 明君

辞任 案納 勝君 補欠 井上 計君

辞任 向井 長年君 補欠 井上 計君

辞任 法務委員

辞任 長田 裕二君 補欠 田代由紀男君

松前 達郎君	大森 昭君	村田 秀三君	和田 静夫君	社会労働委員	予算委員	竹内 潔君	鈴木 正一君
立木 洋君	市川 正一君	小野 明君	福岡 知之君	辞任	森下 泰君	岩崎 純三君	鈴木 正一君
井上 計君	柳澤 鍊造君	井上 計君	向井 長年君	森下 泰君	長田 裕二君	田代由紀男君	北 修二君
決算委員	井上 計君	井上 計君	向井 長年君	農林水産委員	内藤 功君	小笠原貞子君	小林 国司君
懲罰委員	井上 計君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	大森 昭君
辞任	補欠	補欠	補欠	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
穂山 篤君	竹田 四郎君	加藤 武徳君	三浦 八水君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
金丸 三郎君	徳永 正利君	夏目 忠雄君	北 修二君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
辞任	補欠	小山 一平君	村沢 牧君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
決算委員会	徳永 正利君	田代由紀男君	長田 裕二君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
理事 岩崎 純三君	(岩崎純三君の補欠)	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
理事 降矢 敬雄君	(降矢敬雄君の補欠)	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
理事 穂山 篤君	(穂山篤君の補欠)	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。		八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
過疎地域振興特別措置法案(地方行政委員長提出)		八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
内閣委員	補欠	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
辞任	補欠	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
源田 実君	成相 善十君	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
糸山英太郎君	藤川 一秋君	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
林 進君	岩動 道行君	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
藤田 進君	坂倉 藤吾君	八木 一郎君	塚田十一郎君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
地方行政委員	井上 計君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
辞任	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
加藤 武徳君	三浦 八水君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
夏目 忠雄君	北 修二君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
小山 一平君	村沢 牧君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
法務委員	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
辞任	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
田代由紀男君	長田 裕二君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
八木 一郎君	塚田十一郎君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
大蔵委員	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
辞任	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
塚田十一郎君	八木 一郎君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
岩動 道行君	林 進君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
竹田 四郎君	藤田 進君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
和田 静夫君	村田 秀三君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
福岡 知之君	小野 明君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
鈴木 一弘君	柏原 ヤス君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
市川 房枝君	喜屋武眞榮君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
文教委員	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
辞任	補欠	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
土屋 義彦君	林 寛子君	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
国会法第四十二	国会法第四十二	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
条第二項但書の	条第三項の規定	井上 計君	向井 長年君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君	柳澤 鍊造君
規定によるもの	による						

社会労働委員会

理事 小平 芳平君 (小平芳平君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

所得税法の一部を改正する法律案(福岡知之君発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(竹田四郎君発議)

法人税法の一部を改正する法律案(和田静夫君発議)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

過疎地域振興特別措置法案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第四確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百七十九年)の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定の締結について承認を求めるの件

貿易の技術的障害に関する協定の締結について承認を求めるの件

承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

輸入許可手続に関する協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

文教委員会に付託

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害及び交通安全対策特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

人口急増地域対策等特別措置法案(小濱新次君外四名提出)

地方公共団体の超過負担の解消に関する特別措置法案(小川新一郎君外四名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第四確認書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百七十九年)の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

貿易の技術的障害に関する協定の締結について承認を求めるの件

輸入許可手続に関する協定の締結について承認を求めるの件

民間航空機貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

幹線道路の沿道の整備に関する法律案

建設委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦時災害援護法案(片山基市君外五名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案(第九十回国会閣法第四号)可決報告書

決報告書

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案可決報告書

工業標準化法の一部を改正する法律案可決報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書

る法律案可決報告書

日本専売公社法等の一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一号)可決報告書

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したので、国家公務員法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任)

藤井 貞夫

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十四日任期満了による再任)

新關 欽哉

(同日任期満了の宮島龍興の後任)

渡部 時也

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月二十日任期満了による再任)

吹田 徳雄

(同)

御園生圭輔

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査委員長及び同委員に任命したので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の勝田成治の後任)(委員長)

新谷 正夫

(四月一日任期満了による再任)(委員)

笠松 章

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任)

立 正嘉

同日内閣から、左記の者を公共企業体等労働関係委員会委員に任命したので、公共企業体等労働関係法第二十二條第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(一月十八日辞任の伊藤正己の後任)

山口 俊夫

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

成相 善十君

岩動 道行君

和田 静夫君

坂倉 藤吾君

福岡 知之君

向井 長年君

地方行政委員

北 修二君

三浦 八水君

衛藤征士郎君

村沢 牧君

法務委員

辞任

塚田十一郎君

安永 英雄君

外務委員

辞任

案納 勝君

野田 哲君

大蔵委員

辞任

八木 一郎君

林 道君

坂野 重信君

藤田 進君

補欠

源田 実君

林 道君

野田 哲君

案納 勝君

村田 秀三君

井上 計君

補欠

夏目 忠雄君

加藤 武徳君

坂野 重信君

小山 一平君

補欠

八木 一郎君

宮之原貞光君

補欠

小野 明君

藤田 進君

補欠

塚田十一郎君

岩動 道行君

衛藤征士郎君

竹田 四郎君

文教委員

辞任

山本 富雄君

林 寛子君

宮之原貞光君

社会労働委員

辞任

岩崎 純三君

柳澤 鍊造君

農林水産委員

辞任

夏目 忠雄君

加藤 武徳君

小山 一平君

市川 房枝君

商工委員

辞任

森下 泰君

大木 正吾君

井上 計君

運輸委員

辞任

塩見 俊二君

柄谷 道一君

補欠

塩見 俊二君

土屋 義彦君

安永 英雄君

補欠

森下 泰君

柄谷 道一君

補欠

北 修二君

三浦 八水君

村沢 牧君

喜屋武眞榮君

補欠

岩崎 純三君

小柳 勇君

向井 長年君

補欠

山本 富雄君

柳澤 鍊造君

補欠

柳澤 鍊造君

補欠

柳澤 鍊造君

補欠

柳澤 鍊造君

補欠

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 議長の報告事項

逋信委員

辞任

補欠

源田 実君

成相 善十君

小柳 勇君

大木 正吾君

竹田 四郎君

坂倉 藤吾君

予算委員

辞任

補欠

浅野 弘君

竹内 潔君

渡辺 武君

小巻 敏雄君

市川 正一君

安武 洋子君

秦 豊君

前島英三郎君

決算委員

辞任

補欠

安武 洋子君

市川 正一君

議院運営委員

辞任

補欠

竹内 潔君

浅野 弘君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害及び交通安全対策特別委員

辞任

補欠

久次米健太郎君

坂元 親男君

二木 謙吾君

増岡 康治君

戸叶 武君

茜ヶ久保重光君

瀬谷 英行君

川村 清一君

赤桐 操君

佐藤 三吾君

下田 京子君

香脱タケ子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

ある。

決算委員会

理事 穂山 篤君 (穂山篤君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

去る二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

中西 一郎君

石本 茂君

藤川 一秋君

竹内 潔君

地方行政委員

辞任

補欠

坂野 重信君

衛藤征士郎君

夏目 忠雄君

高平 公友君

戸塚 進也君

降矢 敬義君

野口 忠夫君

吉田 正雄君

法務委員

辞任

補欠

長田 裕二君

堀江 正夫君

長谷川 信君

真鍋 賢二君

加瀬 完君

高杉 勉忠君

阿具根 登君

大木 正吾君

宮之原貞光君

坂倉 藤吾君

外務委員

辞任

補欠

二木 謙吾君

熊谷 弘君

小野 明君

竹田 四郎君

大蔵委員

辞任

補欠

衛藤征士郎君

坂野 重信君

和田 静夫君

小谷 守君

竹田 四郎君

小野 明君

柏原 ヤス君

鈴木 一弘君

文教委員

辞任

補欠

土屋 義彦君

金井 元彦君

鈴木 一弘君

柏原 ヤス君

田淵 哲也君

柳澤 鍊造君

社会労働委員

辞任

補欠

石本 茂君

中西 一郎君

竹内 潔君

藤川 一秋君

高杉 勉忠君

加瀬 完君

農林水産委員

辞任

補欠

坂元 親男君

寺下 岩蔵君

降矢 敬義君

最上 進君

商工委員

辞任

補欠

真鍋 賢二君

長谷川 信君

吉田 正雄君

野口 忠夫君

運輸委員

辞任

補欠

高平 公友君

夏目 忠雄君

広田 幸一君

小山 一平君

内藤 功君

宮本 順治君

柳澤 鍊造君

田淵 哲也君

逋信委員

辞任

補欠

熊谷 弘君

二木 謙吾君

坂倉 藤吾君

宮之原貞光君

大木 正吾君

阿具根 登君

小谷 守君

和田 静夫君

建設委員

辞任

補欠

寺下 岩蔵君

坂元 親男君

最上 進君

降矢 敬義君

降矢 敬義君

戸塚 進也君

予算委員

辞任

補欠

秦野 章君

浅野 弘君

竹田 四郎君

穂山 篤君

森下 昭司君

田中寿美子君

小巻 敏雄君

山中 郁子君

井上 計君

木島 則夫君

前島英三郎君 江田 五月君
青島 幸男君 市川 房枝君
決算委員
辞任 補欠
磯山 篤君 竹田 四郎君
議院運営委員
辞任 補欠
浅野 拡君 秦野 章君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公害及び交通安全対策特別委員
辞任 補欠
坂元 親男君 久次米健太郎君
増岡 康治君 二木 謙吾君
西ヶ久保重光君 戸叶 武君
川村 清一君 瀬谷 英行君
佐藤 三吾君 赤桐 操君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
内閣委員会
理事 林 直君 (林直君の補欠)
理事 村田 秀三君 (村田秀三君の補欠)
地方行政委員会
理事 衛藤征士郎君 (衛藤征士郎君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(第九十回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
刑法の一部を改正する法律案
法務委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
外務委員会に付託
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
商工委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)
農林水産委員会に付託
住宅基本法案(伏木和雄君外二名提出)
建設委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
所得税法の一部を改正する法律案(福岡知之君発議)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(竹田四郎君発議)
法人税法の一部を改正する法律案(和田静夫君発議)
同日委員長から次の報告書が提出された。
過疎地域振興特別措置法案可決報告書
宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法

の一部を改正する法律案可決報告書
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案可決報告書
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案可決報告書
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案可決報告書
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
正する法律案可決報告書
地方税法等の一部を改正する法律案可決報告書
地方税法の一部を改正する法律案可決報告書
建設委員会請願審査報告書(第一号)
去る二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任 補欠
石本 茂君 中西 一郎君
竹内 潔君 藤川 一秋君
和泉 照雄君 鈴木 一弘君
地方行政委員
辞任 補欠
高平 公友君 夏目 忠雄君
降矢 敬義君 戸塚 進也君
吉田 正雄君 野口 忠夫君
広田 幸一君 小山 一平君

法務委員
辞任 補欠
堀江 正夫君 長田 裕二君
真鍋 賢二君 長谷川 信君
高杉 勉忠君 加瀬 完君
大木 正吾君 阿具根 登君
坂倉 藤君 宮之原貞光君
内藤 功君 宮本 顯治君
外務委員
辞任 補欠
熊谷 弘君 二木 謙吾君
大蔵委員
辞任 補欠
福岡 知之君 川村 清一君
多田 省吾君 中野 明君
鈴木 一弘君 和泉 照雄君
文教委員
辞任 補欠
金井 元彦君 土屋 義彦君
柳澤 鍊造君 田淵 哲也君
社会労働委員
辞任 補欠
中西 一郎君 石本 茂君
藤川 一秋君 竹内 潔君
加瀬 完君 高杉 勉忠君
農林水産委員
辞任 補欠
寺下 岩蔵君 坂元 親男君

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 議長の報告事項

四四四

最上 進君 川村 清一君	降矢 敬雄君 福間 知之君	田中寿美子君 勝又 武一君 松前 達郎君 小平 芳平君 渡部 通子君 香脱タケ子君 山中 郁子君 安武 洋子君 栗林 卓司君 木島 則夫君 江田 五月君	瀨谷 英行君 佐藤 三吾君 小野 明君 和泉 照雄君 上林繁次郎君 渡辺 武君 立木 洋君 市川 正一君 柳澤 鍊造君 中村 利次君 秦 豊君
長谷川 信君 野口 忠夫君	真鍋 賢二君 吉田 正雄君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 犯罪被害者等給付金支給法案 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 オリンピック記念青少年総合センターの解散に 関する法律案(第九十回国会提出) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員
夏目 忠雄君 小山 一平君 宮本 顯治君 田淵 哲也君	高平 公友君 広田 幸一君 内藤 功君 柳澤 鍊造君	同日衆議院から次の答弁書を受領した。 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出酪農経営の安定に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員
二木 謙吾君 阿具根 登君 宮之原貞光君 中野 明君	熊谷 弘君 大木 正吾君 坂倉 藤吾君 多田 省吾君	同日衆議院から次の答弁書を受領した。 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出酪農経営の安定に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員
坂元 親男君 降矢 敬雄君 戸塚 進也君	寺下 岩蔵君 最上 進君 降矢 敬義君	同日衆議院から次の答弁書を受領した。 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出酪農経営の安定に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員
竹内 潔君 穂山 篤君 坂倉 藤吾君	秦野 章君 小野 明君 松前 達郎君	同日衆議院から次の答弁書を受領した。 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出酪農経営の安定に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員
農林水産委員会 理事 北 修二君 決算委員会 理事 穂山 篤君	農林水産委員会 理事 北 修二君 決算委員会 理事 穂山 篤君	同日衆議院から次の答弁書を受領した。 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出酪農経営の安定に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員
辞任 補欠	辞任 補欠	同日衆議院から次の答弁書を受領した。 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員秦豊君提出国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出酪農経営の安定に関する質問については、慎重に検討する必要がある、これに日時を要するため、四月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後	同日衆議院から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 外務委員 大蔵委員

瀬谷 英行君 勝又 武一君
丸谷 金保君 松前 達郎君
広田 幸一君 村沢 牧君
大木 正吾君 高杉 勉忠君
馬場 富君 堀出 啓典君
中尾 辰義君 渋谷 邦彦君
渡辺 武君 下田 京子君
立木 洋君 山中 郁子君
市川 正一君 内藤 功君
柳澤 鍊造君 栗林 卓司君
市川 房枝君 山田 勇君

決算委員

辞任

補欠

勝又 武一君 阿具根 登君
内藤 功君 市川 正一君

議院運営委員

辞任

補欠

松前 達郎君 松本 英一君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

野菜の供給安定に関する質問主意書（二宮文造君提出）

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会法の一部を改正する法律案可決報告書

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年二月十九日

秦 豊

参議院議長 安井 謙殿

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問主意書

成田空港建設に伴う事業認定・特定公共事業認定の各取消請求事件（昭和四十五年（行ウ）第四八号・昭和四十六年（行ウ）第一〇五号）が、東京地方裁判所民事第二部（藤田耕三裁判長）で、建設大臣を被告として係属中であると聞く。また、松原・下釜ダム建設に伴う事業認定無効確認請求事件（昭和三十五年行第四号）が、東京地方裁判所民事第三部に同じく建設大臣を被告として係属したが、この事件において裁判所（司法権）と被告側の指定代理人（行政権）との間に発生したものと同様の事態発生への危惧が、成田空港建設事件にもあるのではないかと、土井たか子代議士が昭和五十四年十一月十六日付の質問主意書（質問第四号）で既に指摘されている。

成田空港建設が、行政権乱用の所産であるといわれて久しい。行政権の乱用から行政作用の法適合性を保障し、国民の権利救済を図るべき行政事件訴訟において、司法権と行政権の間に癒着があるのではないことは、いうまでもない。

そこで、成田空港建設事件に係る「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の運用の実態に関し、内閣答弁書（内閣衆質八九第四号）をベースにして、大平正芳首相の御見解を以下賜りたい。

一 司法権と行政権との人事交流について

(1) 訟務担当の検事は、どのような手続きにより、裁判官の中から採用されているのか。

(2) 訟務担当の検事は、どのような手続きにより、弁護士の中から採用されているのか。

(3) 法務省の訟務担当の検事のうち、裁判官出身者、弁護士出身者、その他の比率を示されたい。

(4) 「法曹一元の理念」の概念規定の具体的な内容を示されたい。

(5) 法曹一元の実現を阻んでいる要因を列挙されたい。

(6) 裁判官が訟務担当の検事となり、再び裁判官となることについて、日本弁護士連合会の同意、了解が得られているのか。

(7) 裁判官が裁判事務以外の法曹の職務を経験することは、その識見を高める意味で有益なことであるが、弁護士としての職務の経験はどのようにして確保されているのか。

(8) 検察官及び弁護士が、それぞれ裁判官・弁護士及び裁判官・検察官としての職務を経験することは、どのようにして確保されているか。

二 成田空港建設事件の被告筆頭指定代理人の小川英明法務省訟務局参事官が関与している事件は、東京地方裁判所民事第二部（行政部）では、なぜか同事件のみであるという。

(1) 東京地方裁判所民事第三部（行政部）に現在係属している事件について、法務大臣の指定代理人が関与している全事件の事件名、事件番号及び原告・被告名をそれぞれ示されたい。

(2) 右において、小川英明参事官が指定代理人となつている事件は、それぞれどれか。

三 小川英明参事官の成田空港建設事件の指定代理人としての適格性には問題がないとのことであるが、

(1) 指定代理人としての適格性の判定基準を具体的に示されたい。

(2) 成田空港建設事件で被告指定代理人が提出した書証（乙第四七号証）には、虚偽表示があり、立証趣旨が犯されている。立証趣旨を犯す虚偽表示を含む書証をそのまま証拠として維持することが、指定代理人としての適格性が欠如していることにならないのであれば、その理由は何か。

四 藤田耕三裁判長と小川英明参事官との関係には問題がない、とのことであるが、

(1) 右両氏が、二人の連名で「不動産訴訟の実務」を編集し、昭和五十三年三月三十日付で出版するに至つた経緯を示されたい。

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 質問主意書及び答弁書

(2) 藤田耕三裁判官が成田空港建設事件が係属する東京地方裁判所民事第二部の裁判長となつた年月日、それが内定した年月日をそれぞれ示されたい。

(3) 小川英明裁判官が、成田空港建設事件の指定代理人になるべく法務省訟務局に配属になつた年月日、それが内定した年月日をそれぞれ示されたい。

右質問する。

昭和五十五年三月二十八日

内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿

参議院議員秦豊君提出国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する質問に対する答弁書

一について

(1) 一般的には、定期異動の時期に、最高裁判所に訟務担当の検事として適当な人物を推薦してもらい、本人の承諾を得た上で、必要なら人数の訟務担当検事を採用している。

(2) 適当な希望者があれば、弁護士の中からも採用することがある。

(3) 昭和五十五年三月一日現在において裁判官出身者は五十五・七パーセント、その他は四十九・二パーセントであり、弁護士出身者はいない。

(4) 及び(5) 法曹二元の制度とは、一般的に、「裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したものの中から任命すること」を原則とする制度(旧臨時司法制度調査会設置法(昭和

別表

東京地方裁判所民事第三部係属事件

(昭和五五年二月二五日現在)

番号	事件番号	事件名	当事者
1	昭五三(行ウ) 一六三	土地所有権確認等請求	原告 潮田 喜一ほか三名 被告 国ほか一名
2	昭四〇(行ウ) 八三	鉱種名変更の確認及び登録取消等請求	原告 日本磨料工業株式会社 被告 仙台通商産業局長ほか一名
3	昭四二(行ウ) 六一	新東京国際空港工事実施計画の認可処分等取消請求	原告 石橋 政次ほか一三五八名 被告 運輸大臣
4	昭四五(行ウ) 二〇一	異議申立却下処分取消請求	原告 株式会社東京放送ほか三名 被告 郵政大臣
5	昭四六(ワ) 五二四八	土地所有権確認請求	原告 後藤 秀生 被告 国ほか二名
6	昭五二(行ウ) 一八	農地買収無効確認等請求	原告 大川 堅一郎ほか二名 被告 国ほか一名
7	昭五二(行ウ) 八〇	行政処分執行停止申立	申請人 鮎島遠洋漁業生産組合ほか一名 被告 農林水産大臣
8	昭五二(行ウ) 三三四	漁業許可処分制限条件取消請求	原告 一名 被告 農林水産大臣
9	昭五三(行ウ) 一六七	不作為違法確認等請求	原告 小泉 英政ほか一名 被告 国ほか一名
10	昭五四(行ウ) 一三八	不作為の違法確認請求	原告 西 巻 正一 被告 東京陸運局長
11	昭五四(ワ) 一三〇〇二	土地返還請求	原告 若月 市太郎 被告 国
12	昭四四(行ウ) 一〇九 昭五三(行ウ) 四〇	史跡指定処分取消 損害金請求	原告 株式会社瓢屋 被告 文部大臣、国

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その一) 質問主意書及び答弁書

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
昭五(四行ウ)	昭五(三行ウ)	昭五(三行ウ)	昭五(二行ウ)	昭五(二行ウ)	昭五(二行ウ)	昭五(三行ウ)	昭五(二行ウ)	昭五(一行ウ)	昭五(一行ウ)	昭五(一行ウ)	昭五(一行ウ)	昭四(九行ウ)	昭四(五行ウ)
二五	一七五	一〇五	三六六	三六〇	三三五	一一一	二九七 一八〇	一一八	六三	五四	一四四	三	三七
損害賠償等請求	国籍確認請求	行政処分無効等確認請求	新聞記事閲覧不許可処分取消請求	国籍確認請求	還送処分取消等請求	在留資格取得不許可処分にもとづく執行停止申立	退去強制令書発付処分無効確認 在留資格取得不許可処分取消請求	退去強制令書発付処分等取消請求	老齢年金裁定処分取消請求	退去強制令書発付処分等取消請求	樺太残留者帰還請求	保育所運営費国庫負担請求	行政処分取消請求
原告 安島敏市 被告 国ほか一名	原告 杉山悦子ほか一名 被告 国	原告 関原ノリ 被告 厚生大臣	原告 福井武生 被告 国	原告 シヤビロ・エステル・華子 被告 国	原告 福井武生 被告 国	申立人 金邦彦 被申立人 法務大臣	原告 金茂子ほか二名 被告 法務大臣ほか一名	原告 宋春東 被告 法務大臣ほか一名	原告 伊藤清二郎 被告 社会保険庁長官	原告 金有植 被告 法務大臣ほか一名	原告 敵壽 被告 国	原告 千葉稔 被告 国	原告 朴永順 被告 国

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
昭四(三行ウ)	昭四(二行ウ)	昭四(一行ウ)	昭三(九行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)	昭五(四行ウ)
四〇二六	二二八	一〇二	二五五四	一五三	一四五	一三一	一〇〇	七九	五五	四八	四二	三四
国税犯則取締法第二条に基づく差押許可状の取消等請求	行政処分取消請求	租税債務不存在確認等請求	遺族年金不支給決定取消請求	日本国籍存在確認請求	傷病恩給請求棄却処分取消請求	厚生年金保険通算老齢年金不支給処分取消請求	国籍存在確認請求	退去強制令書発付処分取消請求	弁済供託申請却下処分取消請求	障害年金請求却下処分無効確認等請求	建物表示登記申請却下決定取消請求	障害児養育年金不支給決定取消請求
原告 朝銀東京信用組合 被告 国ほか四名	原告 有限会社岡本工務店 被告 王子税務署長	原告 株式会社太平洋テレビほか一名 被告 国	原告 村井丑子 被告 社会保険庁長官	原告 佐藤義隆ほか一名 被告 国	原告 森末義雄 被告 内閣総理大臣	原告 岸峯吉 被告 社会保険庁長官	原告 申東輝 被告 国	原告 丁慶一 被告 法務大臣ほか一名	原告 ホシ産業株式会社 被告 東京法務局供託官	原告 口石武司 被告 厚生大臣	原告 石井嘉三男 被告 東京法務局渋谷出張所登記官	原告 上村治夫 被告 東京都杉並区長

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 質問主意書及び答弁書

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
昭四九(行ウ)	昭五〇(行ウ)	昭四九(行ウ)	昭四六(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四五(行ウ)	昭四四(行ウ)	昭四四(行ウ)
一七二	一一一	一〇一	九〇	二二二 ないし 二二六	一九〇	八〇	七九	七八	七七	七五	八	二六二	一三六
更正処分取消請求	国家賠償等請求	所得税賦課決定取消請求	法人税青色申告承認取消処分等取消請求	更正決定処分取消請求	相続税更正処分等取消請求	同 右	同 右	同 右	同 右	課税処分取消請求	更正処分等取消請求	法人税課税処分取消請求	法人税等更正処分取消請求
原告 被告 重本アサコと三根谷アサ 麻布税務署長	原告 被告 国 氏 原 茂ほか六〇名	原告 被告 リチャード・デイ・スチュ ワート 麴町税務署長	原告 被告 世田谷税務署長 レイモンド不動産株式会社	原告 被告 岡 島 次 郎 浅草税務署長	原告 被告 川 本 豊 子ほか四名 立川税務署長	原告 被告 李 淳 徳 下谷税務署長	原告 被告 李 淳 碩 下谷税務署長	原告 被告 李 淳 東 下谷税務署長	原告 被告 李 淳 永 下谷税務署長	原告 被告 李 五 達 淀橋税務署長	原告 被告 田園都市開発株式会社 杉並税務署長	原告 被告 大谷運輸株式会社 江東東税務署長	原告 被告 北辰商品株式会社 日本橋税務署長

66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五一(行ウ)	昭五〇(行ウ)	昭五〇(行ウ)
一六五	一六三	一六〇	一五五	一三八 四二 四九	九七	一八二 一九九	五九	三九	三二	二六	一六一	八〇
更正処分取消請求	相続税更正処分等取消請求	所得税更正決定等取消請求	課税処分取消請求	所有権確認、処分及び裁決取消登記抹消等請求	行政処分取消請求	参加差押処分取消等請求	保全差押処分取消請求	裁決取消等請求	課税処分取消請求	法人税更正処分等取消請求	所得税課税処分取消請求	更正決定取消請求
原告 被告 鈴木豊太郎 本所税務署長	原告 被告 松井富貴子ほか三名 四谷税務署長	原告 被告 斉 藤 博 麻布税務署長	原告 被告 金 昌 煥 八王子税務署長	原告 被告 国 秀 雄ほか一名 国ほか三名	原告 被告 西 沢 拓 三 八王子税務署長	原告 被告 東日貿易株式会社ほか一名 国ほか一名	原告 被告 豊田摩耶子 東京国税局長	原告 被告 根岸邦三九 足利税務署長ほか一名	原告 被告 土田 光 雄 足立税務署長	原告 被告 常井産業株式会社 水戸税務署長ほか一名	原告 被告 宮 本 圭 助 芝 税 務 署 長	原告 被告 貫 井 一 雄 東村山税務署長

四四八

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一)

質問主意書及び答弁書

80	昭五三(行ウ)	一二九	相続税更正処分等取消請求	原告 大橋 和夫ほか二名 被告 小石川税務署長
79	昭五三(行ウ)	一一六	法人税等課税処分取消請求	原告 オデコ・ニホン・エス・エイ 被告 芝税務署長
78	昭五三(行ウ)	一〇二	同 右	原告 堀見 寛道ほか一名 被告 小石川税務署長
77	昭五三(行ウ)	七三	所得税更正処分取消請求	原告 坂田 健一 被告 武蔵府中税務署長
76	昭五一(行ウ) 昭五三(行ウ)	七 二七	差押処分等取消、相続税債務 不存在確認請求	原告 小川 嘉吉 被告 国ほか一名
75	昭五二(行ウ)	三三二	課税処分取消請求	原告 株式会社中央設備商会 被告 淀橋税務署長
74	昭五二(行ウ)	三二二	所得税更正処分及び過少申告 加算税賦課決定処分取消請求	原告 長谷川 吉雄 被告 四谷税務署長
73	昭五二(行ウ)	三〇五	青色申告の承認の取消処分の 取消請求	原告 小池 サタ 被告 荻窪税務署長
72	昭五二(行ウ)	二九九	法人税青色申告承認取消処分 等取消等請求	原告 三洋石油株式会社 被告 四谷税務署長
71	昭五二(行ウ)	五六	法人税更正処分等取消請求	原告 山形屋興業株式会社 被告 大宮税務署長ほか一名
70	昭五二(行ウ)	五三	税務更正決定取消請求	原告 富士恒産株式会社 被告 中野税務署長
69	昭五二(行ウ)	四五	法人税更正処分取消請求	原告 三陽地所株式会社 被告 渋谷税務署長
68	昭五一(行ウ)	二〇五	相続税等決定取消請求	原告 福田 信隆ほか一名 被告 神田税務署長
67	昭五一(行ウ)	一九六	課税処分取消請求	原告 小林 徳男 被告 荒川税務署長

94	昭五四(行ウ)	一〇三	所得税更正処分等取消請求	原告 山崎 博通 被告 西新井税務署長
93	昭五四(行ウ)	八四	課税処分取消請求	原告 根本 一雄 被告 小石川税務署長
92	昭五四(行ウ)	八一	租税債務不存在確認請求	原告 株式会社総合医学会 被告 国
91	昭五四(行ウ)	七一	法人税更正処分等取消請求	原告 ネドroid株式会社 被告 麴町税務署長
90	昭五四(行ウ)	四五	行政処分取消請求	原告 天龍株式会社 被告 江東西税務署長
89	昭五四(行ウ)	三八	所得税更正処分等取消等請求	原告 金子 秀男 被告 国ほか一名
88	昭五四(行ウ)	三二	法人税更正処分等取消請求	原告 檜不動産株式会社 被告 淀橋税務署長
87	昭五四(行ウ)	三〇	贈与税決定処分取消請求	原告 熊沢 重治 被告 八王子税務署長
86	昭五四(行ウ)	二三	贈与税決定処分等取消請求	原告 赤羽 淳一郎 被告 豊島税務署長
85	昭五四(行ウ)	二二	所得税更正決定処分取消請求	原告 吉永多賀誠 被告 麴町税務署長
84	昭五四(行ウ)	一〇	法人税更正処分等取消請求	原告 荒木実業株式会社 被告 板橋税務署長
83	昭五四(行ウ)	五	修正申告無効確認等請求	原告 石田 善次郎 被告 北沢税務署長ほか二名
82	昭五三(行ウ) 昭五四(行ウ)	一五九 八五	法人税更正処分取消、法人税 更正処分無効確認請求	原告 東亜建設株式会社 被告 日立税務署長ほか一名
81	昭五三(行ウ)	一三一	相続税更正処分取消請求	原告 淡島 千代野ほか四名 被告 世田谷税務署長

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その一) 質問主意書及び答弁書

98	97	96	95
昭五五(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)	昭五四(行ウ)
九	一四一	一二四	一二三
同 右	法人税更正処分取消請求	過誤納金還付請求	行政処分取消等請求
原告 株式会社麗日土木建設 被告 青梅税務署長	原告 東邦開発株式会社 被告 八王子税務署長	原告 常井産業株式会社 被告 国	原告 藤 嶋 守 被告 世田谷税務署長

官報

昭和五十五年三月三十一日

○第九十二回 参議院會議録第八号(その二)

(本号(その二)参照)

(小字及び一は衆議院修正)

日本専売公社法等の一部を改正する法律案
日本専売公社法等の一部を改正する法律案
(日本専売公社法の一部改正)

第一条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條の二十四」を「第四十三條の二十五」に改める。

第一条中「たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)」の下に「製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)」を加え、「基き」を「基づき」に、「当る」を「当たる」に改める。

第四条の二第三項中「第四十三條の十三第三項の規定による積立金」を「第四十三條の十三の二第一項の規定による利益積立金及び同条第三項の規定による資本積立金」に改める。

第九条第二項中「第四十五條第二項」の下に「並びに製造たばこ定価法第二條第四項」を加え、「の外」を「のほか、専売事業及び」に改める。

第二十七條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第七号中「の外」を「のほか」に改め、「たばこ耕作組合法」の下に「製造たばこ定価法」を加える。

第四十三條の十三を次のように改める。

(専売納付金の算定の方法及び納付)

第四十三條の十三 公社は、たばこ専売法第二十九條第一項に規定する小売人(以下「小売人」という。)に売り渡した製造たばこ及び国

内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこにつき、毎事業年度、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(以下「専売納付金」という。)を翌年度五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 製造たばこ定価法第一條第一項の表に定める当該製造たばこの種類及び等級(等級については紙巻たばこに限るものとし、同條第二項に規定する紙巻たばこ及び輸入紙巻たばこの等級は、同條第一項の表に定める一級品とみなすものとする。)の別に応じ、たばこ専売法第三十四條第一項の規定に基づき定められた製造たばこの小売定価に当該製造たばこの数量(包装単位ごとの数量をいう。)を乗じて得た額に、別表に定める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額

二 公社が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條の規定に基づき納付した道府県たばこ消費税の額及び同法第四百六十四條の規定に基づき納付した市町村たばこ消費税の額の合計額に相当する金額

2 製造たばこの小売定価が改定された場合において小売人が製造たばこを現に所有するときは、当該改定の日属する事業年度の専売納付金の算定については、当該製造たばこは当該改定の日属する事業年度の専売定価により公社から売り渡されたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、専売納付金の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
4 大蔵大臣は、第一項の規定による専売納付金の一部を、政令の定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第四十三條の十三の次に次の一條を加える。
(利益及び損失の処理等)

第四十三條の十三の二 公社は、毎事業年度の損益計算において利益を生じたときは、これを利益積立金として積み立てなければならない。ただし、繰越欠損金があるときは、その利益を繰越欠損金の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額を利益積立金として積み立てなければならない。

2 公社は、毎事業年度の損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。ただし、利益積立金があるときは、これを減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額を繰越欠損金として整理しなければならない。

3 資本取引により生じた額は、第四條の二第二項の規定による資本金の増加の場合を除き、その都度資本積立金として整理しなければならない。

附則第四項中「第四十三條の二十二」を「第四十三條の二十三」に改める。

附則の次に次の別表を加える。
別表(第四十三條の十三關係)

種 類	等 級	率
紙巻たばこ	一級品	千分の五百六十五
	二級品	千分の五百五十五
	三級品	千分の四百四十五
刻みたばこ		千分の三百十
パイプたばこ		千分の五百
葉巻たばこ		千分の五百五十五

(たばこ専売法の一部改正)
第二條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十一條」を「第六十一條の二」に改める。

第二十七條に次の一項を加える。
2 公社の製造する製造たばこの種類、等級及び品質については、別に法律で定めるところによる。

第三十四條第一項中「公社は」の下に「別に法律で定める製造たばこの最高価格の範囲内において」を加え、「小売定価を」を「品目ごとの小売定価を」に改め、「この小売定価中」には「の下に」を「当該製造たばこに係る日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金の額の算定の基礎となる額並びに」を加え、「それぞれ」を「それぞれ」に改める。

第七十一條中「左の」を「次の」に改め、同條第四号中「第二十七條」を「第二十七條第一項」に改める。

(製造たばこ定価法の一部改正)

第三條 製造たばこ定価法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表紙巻たばこの項中「八五円」を「一〇〇円」に、「六〇円」を「七五円」に、「四〇円」を「五〇円」に改め、同表パイプたばこの項中「一二〇円」を「一三二円」に、「六〇円」を「七二円」に改め、同表葉巻たばこの項中「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同條第二項中「百五十円」を「百八十円」に改める。

第二條を次のように改める。
(最高価格の特例)

第二條 大蔵大臣は、前條の規定にかかわらず、公社の一の事業年度のたばこ事業の損益計算において、損失が生じた場合又は損失が生ずることが確実であると認められる場合として政令で定める場合であつて、同條第一項に規定する種類ごと、等級別の製造たばこ(同條第二項に規定する紙巻たばこに該当するものを含む。以下次項までにおいて同じ。)

の最高価格(以下「基準最高価格」という。)を上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の額に物価等変動率を乗じて得られる額の範囲内において、基準最高価格に代わる製造たばこの種類ごと、等級別の暫定的な最高価格(以下「暫定最高価格」という。)を定めることができるものとする。

2 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めた場合において、なおこれを上回る最高価格の範囲内で製造たばこの品目ごとの小売定価が決定されるのでなければ、公社のたばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができないと認めるときに限り、製造たばこの全部又は一部について、基準最高価格の額に物価等変動率を乗じて得られる額の範囲内において、当該暫定最高価格を改定することができるものとする。

3 前二項に規定する物価等変動率とは、基準最高価格が定められた日の属する事業年度以後の経過年数並びに政令で定める卸売物価指数、消費者物価指数及び賃金指数に基づき政令で定める算式により算定される率をいう。

4 大蔵大臣は、暫定最高価格を定めようとするときは、あらかじめ、日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第九条第一項に規定する専売事業審議会の議を経るものとし、当該暫定最高価格を定めたとき又は当該暫定最高価格を改定したときは、これを公告するものとする。

5 大蔵大臣は、暫定最高価格を改定した場合において、第二項に規定する事情と同様の事情が認められるときは、同項の規定により改定された暫定最高価格を改定することができるものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中

「暫定最高価格を定めた場合」とあるのは「暫定最高価格を改定した場合」と、「当該暫定最高価格」とあるのは「当該改定された暫定最高価格」と、第四項中「暫定最高価格を定めようとするとき又は暫定最高価格を改定しようとするとき」とあるのは「改定された暫定最高価格を改定しようとするとき」と、「当該暫定最高価格を定めたとき又は当該改定された暫定最高価格を改定しようとするとき」とあるのは「改定された暫定最高価格を改定しようとするとき」と読み替へるものとする。

7 第一項又は第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による暫定最高価格は、それぞれ基準最高価格に一・三を乗じて得られる額を超えることはできない。

第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条を第四項とし、第二項の次に次の一条を加える。
(製造たばこの品目ごとの小売定価の決定)

第三項 製造たばこの品目ごとの小売定価の決定に当たっては、公社が日本専売公社法第四十三條の十三第一項に規定する専売納付金並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四條に規定する道府県たばこ消費税及び同法第四百六十四條に規定する市町村たばこ消費税の納付を行うとともに、たばこ事業の健全にして能率的な経営を維持することができるよう、基準最高価格又は暫定最高価格(前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による暫定最高価格を含む。)の範囲内において、原価並びに品質、規格及び消費の動向等を勘案して行うものとする。

附則に次の一項を加える。
4 日本専売公社法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)の施行の日において、同法第三条の規定による改正後の製造たばこ定価法第三条に定める小売定価の決定の要件に適合しない製造たばこで直ちに当該要件を満たすことが困難であると認められる特別の事情のあるものについては、大蔵大

臣の承認を得たものに限り、当分の間、同条の規定(小売定価の決定の要件に係る部分に限る。)は、適用しない。
(関税定率法の一部改正)
第四條 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第五号中「日本専売公社又はこれらの」を「は」に改める。
別表第二四・〇一号中「三五五%」を「無税」に改める。
別表第二四・〇二号を次のように改める。

二四・〇二 製造たばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
一 製造たばこ	
(一) たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第三条(専売権の実施)の規定に基づく専売権の実施の用に供されるもの	
A 紙巻たばこ	九〇%
B 葉巻たばこ	六〇%
C パイプたばこ	一一〇%
D その他のもの	二〇%
(二) その他のもの	
A 紙巻たばこ	二五〇%
B 葉巻たばこ	二〇〇%
C パイプたばこ	二五〇%
D その他のもの	六〇%
二 たばこのエキス及びエッセンス	二〇%

別表第四八・〇一号中 A 製造たばこ用の巻紙用紙
別表第四八・〇一〇号中「二〇%」を「無税」に改める。
附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の日本専売公社法第四條の二、第四十三條の十三(別表を含む。)&及び第四十三條の十三の二の規定は、昭和五十四年度以後の事業年度の専売納付金の納付及び決算について適用し、昭和五十三年年度以前の決算については、なお従前の例による。
(製造施設法の一部改正)
3 製造施設法(昭和二十七年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第三項」を「第二項」に改め

第三條第六項を削る。
第六條第二項中「及び第六項」を削り、「とあるのは」を「とあるのは」に改める。
(大蔵省設置法の一部改正)
4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第七條中「左の」を「次の」に改め、同条第十七号中「の価格」の下に「及び製造たばこ定価法(昭和四十一年法律第二百二十二号)の規定による暫定最高価格」を加える。
第十七條第一項の表専売事業審議会の項中「行い、その他」を「行うとともに、製造たばこ定

価法の規定による暫定最高価格の決定並びに専売事業及び」に改める。

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(課税価格の決定の原則)

第四条 輸入貨物の課税標準となる価格(以下「課税価格」という)は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の課税金を除くものとする。)に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格(以下「取引価格」という。)とする。

- 一 当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用(次条及び第四条の三第二項において「輸入港までの運賃等」という。)
- 二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの
- イ 仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)
- ロ 当該輸入貨物の容器(当該輸入貨物の通常の容器と同一の種類及び価値を有するものに限る。)の費用

るものに限る。)の費用

ハ 当該輸入貨物の包装に要する費用

三 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用

イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの

ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの

ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品

ニ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの

四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるもの

五 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

2 輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物(当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)

に係る前項又は第四条の三の規定により計算された課税価格(当該輸入貨物との間の取引段階、取引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行った後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がされた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格に限る。)と同一の額又は近似する額であること、を、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。

一 買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限(買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。)があること。

二 当該輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物の売手と買手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の条件その他当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていること。

三 買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額が明らかでないこと。

四 売手と買手との間に特殊関係(売手と買手とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていたりすることその他政令で定める売手と買手との間の特殊な関係

係をいう。以下この号及び第四条の三第一項において同じ。)がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

第四条の次に次の七条を加える。

(同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)

第四条の二 前条第一項の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合又は同条第二項本文の規定の適用がある場合において、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物(当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この条において「同種又は類似の貨物」という。)に係る取引価格(前条第一項の規定により課税価格とされたものに限る。以下この条において同じ。)があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該同種又は類似の貨物に係る取引価格(これらの取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格)とする。この場合において、同種又は類似の貨物に係る取引価格は、当該輸入貨物の取引段階と同一の取引段階及び当該輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸入取引がされた同種又は類似の貨物(以下この条において「同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物」という。)に係る取引価格とし、当該輸入貨物と当該同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物との間に運送距離又は運送形態が異なることにより輸入港までの運賃等に相

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

当の差異があるときは、その差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の取引価格とする。

2 前項に規定する同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物に係る取引価格がない場合には、同項に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格は、取引段階又は取引数量の差異及び輸入港までの運賃等の差異による当該輸入貨物と当該同種又は類似の貨物との間の価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の同種又は類似の貨物に係る取引価格とする。
(国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)

第四条の三 前二条の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の国内販売価格(関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた当該輸入貨物の国内販売価格を含む。以下この項において同じ。)又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物(当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。)に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、次の各号に掲げる国内販売価格の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。ただし、第二号の規定の適用については、第一号の規定を適用することができない場合で、かつ、当該輸入貨物を輸入しようとする者が第二号の規定の適用を要請する場合に限るものとする。

一 その輸入申告の時(関税法第四条各号(課

税物件の確定の時期の特例)に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。)における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格

当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格
イ 当該輸入貨物と同種の貨物(同一の産業部門において生産された当該輸入貨物と同一の範疇に属する貨物をいう。次項において同じ。)で輸入されたものの国内における販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費(ロに掲げる費用を除く。)

ロ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他の当該運送に関連する費用
ハ 当該国内において販売された輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る本邦において課された関税その他の課税金

二 課税物件確定の時の属する日後加工の上、国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物の国内販売価格 当該国内販売価格から当該加工により付加された価額及び前号イからハまでに掲げる手数料等の額を控除

して得られる価格
2 前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同種の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

3 当該輸入貨物の製造原価を確認することができるときは、当該輸入貨物を輸入しようとする者が要請するときは、第一項の規定に先立つて前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算するものとする。
(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

第四条の四 前三条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物の課税価格は、これらの規定により計算される課税価格に準ずるものとして政令で定めるところにより計算される価格とする。
(変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)

第四条の五 第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、その輸入取引の条件からみて輸入申告の時(関税法第四条第二号から第八号まで(課税物件の確定の時期の特例)に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。第十条第一項ただし書において「輸入申告の時」という。)までに輸入貨物に変質又は損傷があつたと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合に計算さ

れる課税価格からその変質又は損傷があつたことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする。
(航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例)

第四条の六 第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が航空機により運送された貨物であるときは、これらの貨物のうち、無償の見本(航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が少額であるものとして政令で定める額を超えないものに限る。)又は災害の救助、公衆の衛生の保持その他これらに準ずる目的のため緊急に輸入する必要があると認められる貨物その他これらに類する貨物で政令で定めるものについての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとする。

2 第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が、本邦に輸入する者により携帯して輸入される貨物その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、当該貨物の輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたした場合の価格とする。当該輸入貨物が、本邦に居住する者に寄贈される貨物で、当該寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるものであるときも、同様とする。

(価格の換算に用いる外国為替相場)

第四条の七 第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、当該輸入貨物に係る輸入申告の日(関税法第五条第一号(適用法令の特例)に掲げる貨物の課税価格を計算する場合にあつては、同号に定める日)における外国為替相場によるものとする。

2 前項の外国為替相場は、大蔵省令で定める。(政令への委任)

第四条の八 第四条から前条までに定めるもののほか、輸入貨物の課税価格の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条中「第八条まで」を「第七条まで」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六条中「の外」を「のほか」に、「第四条」を「第四条から第四条の八まで」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

(相殺関税)

第八条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金(奨励金を含む。以下この条において同じ。)の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業(当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。)に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実(以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。)がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び当該貨物の輸出

者又は輸出国(その一部である地域を含む。以下この条及び次条において同じ。)を指定し、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税(以下この条において「相殺関税」という。)を課することができ

2 前項の場合のほか、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物(第三号に掲げる貨物にあつては、条約の規定に違反して輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けているものに限る。)のうち、第九項の規定による措置(以下この項において「暫定措置」という。)がとられ、かつ、前項の規定による指定がされた貨物で、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入されたものがあるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、相殺関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができ、相殺関税の額は、第九項の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物(暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。)(同号及び第三号に該当するものを除く。)暫定措置がとられていた期間

二 第七項の規定による申出に係る約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた

貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に回復することが困難な損害を与えたと認められる貨物で、本邦の産業に与える回復することが困難な損害の再発を防止するため相殺関税を課する必要があると認められるもの 暫定措置がとられた日の九十日前の日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

3 前項の相殺関税は、当該相殺関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。

4 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特

別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

7 第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出国の当局又は輸出者は、政府に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める約束の申出(第二号に定める約束の申出にあつては、当該約束の申出について当該貨物の輸出国の当局が同意している場合に限る。)をすることができる。

一 当該調査に係る貨物の輸出国の当局 当該貨物に係る補助金を撤廃し若しくは削減し、又は当該補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束

二 当該調査に係る貨物の輸出者 当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束

8 政府は、前項各号に定める約束の申出があつた場合には、その約束を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出国の当局が第五項に規定する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

9 政府は、第五項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実があると認められ、かつ、十分な証拠(第七項の規定による申出に係る約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報)により当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四五六

実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、第二項の規定により課されるべき相殺関税を保全するため、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者又は輸出国及び期間(四月以内に限り)を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された貨物につき、当該貨物を輸入しようとする者に對し、当該補助金の額に相当すると認められる額の担保の提供を命ずることができる。

10 政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第七項の規定による申出に係る約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

11 政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により相殺関税を課する場合を除き、第九項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。同項の規定により提供された担保の額が第二項の規定により課される相殺関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

12 前各号に定めるもののほか、相殺関税の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(不当廉売関税)

第九条 不当廉売(貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格(以下この条において「正常価格」という。)より低い価格で輸出のために販売することという。以下この条において同じ。)された貨物の輸入が本邦の産業(不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において

て同じ。)に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を實質的に妨げる事実(以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。)がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び当該貨物の輸出者又は輸出国を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税(以下この条において「不当廉売関税」という。)を課することができる。

2 前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置(以下この項において「暫定措置」という。)がとられ、かつ、前項の規定による指定がされた貨物で、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入されたものがあるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができない不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

一 その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物(暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。)(同号及び第三号に該当するものを除く。)暫定措置がとられていた期間

二 第七項の規定による申出に係る約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの、暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日まで

三 その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止するため不当廉売関税を課する必要があると認められるもの、暫定措置がとられた日の九十日後の前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

イ 不当廉売されたことにより過去に本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせた貨物

ロ 当該貨物が不当廉売されたものであり、かつ、その輸入により本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が生ずることとをその輸入者が知つていた又は知り得べき状態にあつたと認められる貨物

3 前項の不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。この場合において、当該貨物につき第九項第一号の規定により課された暫定的な関税が納付されているときは、当該不当廉売関税が納付されたものとみなす。

4 第一項に規定する本邦の産業に利害關係を

有する者は、政令で定めるところにより、政府に對し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に對し不当廉売関税を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

7 第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に對し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

8 政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合には、その約束を受諾することができる。政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項に規定する本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

9 政府は、第五項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、不当

廉売された貨物の輸入の事実があると認められ、かつ、十分な証拠(第七項の規定による申出に係る約束の違反があつたときは、最大の入手可能な情報)により当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者又は輸出国及び期間(六月以内に限り)を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該指定された貨物につき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

一 当該貨物の正常価格と認められる価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。

二 第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。

10 政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第七項の規定による申出に係る約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

11 政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならぬ。同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保については、同様とする。

12 輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売

された貨物の輸入とみなして、前各項の規定を適用する。

13 前各項に定めるもののほか、不当廉売関税の適用に必要事項は、政令で定める。

第十條第一項中「因る」を「よる」に、「基づく」を「基づいて」に改め、同項ただし書中「第四條第一項に規定する」を削る。

第十一條中「貨物で、本邦においてその加工又は修繕をすることが困難であると認められるもの」を「貨物(加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。)」に改める。

第十二條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「第四條第一項の」を「第四條から第四條の八までに規定する」に改める。

第二十一條第四項及び第五項を削る。

第二十一條の二を削る。

(関税法の一部改正)

第二條 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「関税を課する場合」の下に「(関税定率法第八條第九項(相殺関税)及び第九條第九項第二号(不当廉売関税)の規定により担保の提供を命ずる場合を含む。)」を加え、「但し、左の」を「ただし、次の」に改める。

第六條の二第一項第二号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同号八中「第九條第四項(不当廉売関税)」を「第八條第二項(相殺関税)又は第九條第二項(不当廉売関税)」に、「徴収する」を「課する」に改める。

第十二條第七項第三号及び第十四條第一項中「第九條第四項(不当廉売関税)」を「第八條第二項(相殺関税)又は第九條第二項(不当廉売関税)」に、「徴収する」を「課する」に改める。

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

置)を「第八條第九項(相殺関税)又は第九條第九項第二号(不当廉売関税)」に改める。

第九十一條の見出しを「関税等不服審査会に対する諮問」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に、「について」を「又は関税定率法第二十一條第三項(輸入禁制品に該当する旨の通知)の規定による通知について」に、「関税不服審査会」を「関税等不服審査会」に改める。

第九十二條の見出しを「関税等不服審査会」に改め、同条第一項中「とん税法第十一條(特別とん税法第六條において準用する場合を含む。)(不服申立て)」を「とん税法第十一條(不服申立て)(特別とん税法第六條において準用する場合を含む。)」に、「関税不服審査会」を「関税等不服審査会」に改め、同条第二項中「関税不服審査会」を「関税等不服審査会」に、「八人」を「二十三人」に改め、同条第五項中「関税不服審査会」を「関税等不服審査会」に改め、同条第八項中「除く外」を除くほか「に、関税不服審査会を「関税等不服審査会」に、「運営」を「組織及び運営」に改める。

第九十三條中「処分」を「処分又は通知」に、「当該処分」を「当該処分又は通知」に改める。

第三條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、条約の規定に基づき我が国が関税に関する最惠国待遇の便益を与える国の生産物のうち、別表第一の二に掲げる物品で昭和五十六年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める税率とする。

第二條第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削る。

第六條の二及び第六條の三中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

第七條第一項及び第四項、第七條の二第一項並びに第七條の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七條の四第一項第二号中「又は有機界面活性剤のうちしよ糖脂肪酸エステルの製造」を「有機界面活性剤のうちしよ糖脂肪酸エステルの製造又は界面活性剤が脂肪酸系のものから成る洗剤の製造」に改める。

第七條の五第一項中「別表第一の四」を「別表第一の三」に改める。

第八條第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「(次号)」を「(以下この項に改める。)」に改める。

第八條の二の見出しを「(特恵関税等)」に改め、同条第一項第二号中「(この条の規定の適用がないものとした場合において第二條第一項又は第二項の税率の適用があるものについては、その適用される税率)と議定税率(この条の規定の適用がないものとした場合において第二條第三項の税率の適用があるものについては、その適用される税率)とのいずれかを(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)、別表第一の二に定める当該期限までに輸入されるものに係る税率及び条約に規定する税率のうち最も」に改め、同項第三号中「(この条の規定の適用がないものとした場合において第二條第一項又は第五項の税率の適用があるものについては、別表第一又は別表第一の三)において、その対応する税率の欄で」を「(別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める税率)に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

「第一項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特惠受益国のうち、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国で特惠関税(前項の規定により課される関税をいう。)について特別の便宜を与えることが適当であるものとして政令で定める国(次条第一項及び第二項並びに第八条の四第一項において「特別特惠受益国」という。)を原産地とする前項第一号及び第二号に掲げる物品(別表第二に定める税率が無税とされているもの並びに関稅定率法別表第一五・一五号の二、第五七・〇六号及び第五七・一〇号に掲げるものを除く。)で、同項に定める日までに輸入されるものに課する関税の率は、同項の規定にかかわらず、無税とする。

第八条の三の見出し中「特惠関稅制度」を「特惠関稅等」に改め、同条中「前条第二項」を「前条第三項」に、「物品の輸入」を「物品特別特惠受益国を原産地とする物品にあつては、同条第二項の規定の適用を受けるものを除く。」の輸入に、「同条」を「同条第一項又は第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、特別特惠受益国を原産地とする前条第一項各号に掲げる物品(別表第二に定める税率が無税とされているもの並びに関稅定率法別表第一五・一五号の二、第五七・〇六号、第五七・一〇号、第五九・〇四号の一から四まで及び第六二・〇三号に掲げる物品を除く。)について準用する。この場合において、前項中「同号の税率」とあるのは「前条第一項又は第二項に規定する税率」と、

「同条第一項又は第三項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

3 前条第二項の規定の適用を受ける物品につき、前項の規定により準用される第一項の措置がとられた場合には、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする。

第八条の四の見出し中「特惠関稅制度」を「特惠関稅」に改め、同条第一項中「物品で同条」を「物品(特別特惠受益国を原産地とする物品にあつては、関稅定率法別表第五七・〇六号、第五七・一〇号、第五九・〇四号の一から四まで及び第六二・〇三号に掲げるものに限り、)で同項又は同条第三項」に、「この条において「特惠対象物品」を「この条及び第八条の六第四項において「特惠対象物品」に、「同項第二号」を「第八条の二第二項第二号」に、「物品の輸入額等」を「物品(特別特惠受益国を原産地とする物品にあつては、特惠対象物品に限る。)の輸入額等」に、「第八条の二の規定の」を「同条第一項又は第三項の規定の」に改め、「第五十二條第一項」の下に「(外国貨物を置くことの承認)」を、「第七十六條第三項」の下に「郵便物を受け取った旨の通知)」を加え、「第八条の二の規定は」を「第八条の二第一項又は第三項の規定は」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第八条の二」を「第八条の二第一項又は第三項」に、「同条」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第八条の六第一項中「第六条から第八条まで、第九條第一項」を「第六条、第七條、第八條第一項若しくは第二項、第九條第一項若しくは第二項」に、「第二條第一項から第三項まで、第五項

又は第八条の二第一項」を「第二條第一項若しくは第二項又は第八条の二第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「第二條第一項ただし書、第二項若しくは第三項の規定の適用を受ける物品(以下「五分の一軽減税率適用物品」という。)(又は同条第五項)」を「第二條第二項」に、「第二條第一項ただし書若しくは第二項の規定及び同条第三項の規定又は同条第五項」を「第二條第二項に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により準用する関稅定率法第九條の二第一項に規定する措置がとられた場合において、当該措置に係る物品及びこれと同種の第二條第一項に規定する物品について、同項の規定の適用を停止するものとする。

の関稅暫定措置法(以下この項において「新法」という。)(別表第一に掲げるもののうち、新法別表第一の二に掲げるもの以外のものの輸入に關し、旧法第八条の六第二項の規定がなお効力を有し、かつ、これらの物品を同項に規定する物品に該当するものとみなした場合に、これらの物品の輸入が同項において準用する関稅定率法第九條の二第一項の規定に該当することとなる場合におけるこれらの物品に課する関稅の率の適用については、新法第二條第一項及び別表第一の規定にかかわらず、旧法第二條第一項から第三項まで又は第五項及び第八条の六第二項又は第三項並びに別表第一から別表第一の三までの規定の例による。

第八条の六第四項中「國民經濟の」を「特惠対象物品のうち、國民經濟の」に、「第八条の二の規定の適用を停止し、又は当該貨物が同条第一項第三号の貨物であるときは、同項第二号の貨物として同号の税率による関稅を課する」を「第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を停止する」に改める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 当分の間、関稅定率法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下この項において「改正法」という。)(第三條の規定による改正前の関稅暫定措置法(以下この項において「旧法」という。)(第二條第一項ただし書、第二項若しくは第三項又は第五項の規定の適用を受けることとされていた物品に該当するもので改正法第三條の規定による改正後

3 第八条の四第一項に規定する特惠対象物品の昭和五十五年度の限度額等については、同項の規定により算定される同年度の当該限度額等が昭和五十四年度の当該限度額等(同項の特別特惠受益国を原産地とする物品(関稅定率法別表第五七・〇六号、第五七・一〇号、第五九・〇四号の一から四まで及び第六二・〇三号に掲げるものを除く。))に係る輸入額又は輸入数量が含まれている場合には、当該輸入額又は輸入数量を控除したものとす。以下この項において同じ。を下回ることとなるに限り、同条第一項の規定にかかわらず、同年度の当該限度額等を昭和五十五年度の当該限度額等とする。

附則第四項を削る。

別表第一及び別表第一の二を次のように改める。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第八条の二、第八条の六、第八条の七関係)

関税定率法 別表の番号	品名	税率
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きてゐるものに限る。）のうち	
	馬（サラブレッド種、準サラブレッド種、アラブ種の馬（以下この号において「軽種馬」という。）にあつては競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠してゐないものである旨、軽種馬以外のものたれたものを除く。）	
〇一・〇二	牛（生きてゐるものに限る。）のうち	
	水牛以外のもの（改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものを除く。）	一頭につき四、〇〇〇円
	(1) 一頭当たりの重量が三〇〇キログラム以下のもの	
	(i) 肉用として肥育される牛について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	
	(ii) その他のもの	無税
	(2) その他のもの	一頭につき四五、〇〇〇円
	豚（生きてゐるものに限る。）のうち	一頭につき七五、〇〇〇円
	改良増殖用に供するものである旨が政令で定めるところにより証明されたものの以外のも	
	(1) 一頭当たりの重量が五〇キログラム以下のもの	
	(2) その他のもの	一〇%
〇一・〇三	(i) 一頭当たりの課税価格が政令で定める規格の豚肉について畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第一八二号）第三条第一項の規定により定められてゐる一キログラム当りの安定基準価格及び安定上位価格の合計額の二分の一に相当する額として大蔵大臣が定める額（以下第二〇二・〇一、第二〇二・〇六号及び別表第一の二、第三、第四、第五、第六号及び別表第一の二、第三、第四、第五、第六号に係るものに五四を乗じ、これを一で除して得た額以下のも	一頭につき、当該基準輸入価格に五四を乗じて得た額と課税価格との差額 一〇%

肉及び食用のくず肉(第一・一〇二号、第二・一〇三号又は第三・一〇四号に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 豚の肉及びびくず肉のうち

(1) 枝肉のうち

(i) はく皮したもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

(ii) はく皮していないもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮しない枝肉に係る基準輸入価格を一・一で除して得た額以下のものに限る。)

(2) その他のもの(課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格を〇・八二五で除して得た額以下のものに限るものとし、臓器を除く。)

三 その他のもの

(1) 七面鳥

(2) その他のもの(鶏を除く。)

その他の肉及び食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)

二 その他のもの

肉及び食用のくず肉(塩蔵、塩水づけ、乾燥又はくん製のものに限るものとし、くず肉にあつては、家さんの肝臓を除く。)

一 ハム及びベーコン

(1) 課税価格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入価格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの

〇三・〇一	魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%
	(i) 課稅價格が一キログラムにつき、はく皮した枝肉に係る基準輸入價格に七分の一五を乗じて得た額以下のもの	一キログラムにつき 格に一・五を乗じて 得た額と課稅價格に 〇・六を乗じて得た 額との差額
	(ii) その他のもの	一〇%
〇三・〇二	魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%
	(i) 観賞用のもの	一〇%
	(ii) その他のもの	一〇%
〇三・〇三	魚(生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%
	(i) 観賞用のもの	一〇%
	(ii) その他のもの	一〇%
〇四・〇二	ミルク及びクリーム(貯蔵に適する処理をし、濃縮し、乾燥し又は甘味を付けたものに限る。)	三五%
	(i) 脱脂したもの	二五%
	(ii) その他のもの	三五%
〇四・〇三	バター	三五%
	チーズ及びカード	三五%
	チーズスチーズ	三五%
〇四・〇四	二 その他のもの	三五%
	三 その他のもの	三五%
〇四・〇五	鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥その他貯蔵に適する処理をしたものに限る。)	無税
	二 その他のもの	無税
	(i) その他のもの	無税
〇五・一四	アンパルグリリス、海狸香、シベット、じや香及びカンタリス、胆汁(乾燥したもの)であるかどうかを問わない。)	二五%
	並びに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のもの又は冷蔵、冷凍その他の方法により一時的に保存したもの	二五%
	三 その他のもの	二五%
〇五・一五	動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)	二五%
	類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの	二五%
	七 乾燥した血	二五%
〇六・〇四	八 その他のもの	二五%
	樹木、灌木その他の植物の葉、枝その他の部分(切花を除く。)	二五%
	色、漂白その他の加工をしたもので、花束用又は裝飾用に適するものに限る。)	二五%
〇七・〇一	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)	二五%
	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)	二五%
〇七・〇二	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)	二五%
	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)	二五%
	野菜(生鮮又は冷蔵のものに限る。)	二五%

〇八・〇二	かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)	無税
〇八・〇三	三 グレープフルーツ	二〇%
〇八・〇四	(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	(2) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
	いちじく(生鮮又は乾燥のものに限る。)	一〇%
	一生鮮のもの	一〇%
	ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。)	一〇%
〇七・〇三	(1) たまねぎ	一〇%
	(i) 課税価格が一キログラムにつき六七円以下のもの	一〇%
	(ii) 課税価格が一キログラムにつき六七円を超え、七三円七〇銭以下のもの	一〇%
〇七・〇五	(iii) 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	無税
	(iv) 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭と七三円七〇銭との差額	五%
〇八・〇一	(1) 生鮮のもの	一〇%
	(i) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一〇%
	(ii) 毎年一月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	一〇%
	(iii) 干しバナナ	一〇%
	三 なつめやしの実	七・五%
	四 その他のもののうち	無税
	カシューナット以外のもの	一〇%
	かんきつ類の果実(生鮮又は乾燥のものに限る。)	一〇%
	三 グレープフルーツ	二〇%
	(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	(2) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
	いちじく(生鮮又は乾燥のものに限る。)	一〇%
	一生鮮のもの	一〇%
	ぶどう(生鮮又は乾燥のものに限る。)	一〇%

〇八・〇五	(1) かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの(容器ともの一個の重量が一キログラム以下のものに限る。)	一〇%
〇八・〇七	(2) その他のもの	五%
〇八・〇九	ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第〇八・〇一に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)	一〇%
〇八・一一	四 その他のもののうち	一〇%
〇八・一二	(1) 甘扁桃仁	九%
〇八・一三	(2) ヘーゼルナット	一〇%
〇九・〇一	核果(生鮮のものに限る。)	一〇%
	その他の果実(生鮮のものに限る。)	一〇%
	冷凍果実(あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。)	一〇%
	パイナップル	三五%
	一時的に貯蔵した果実(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	四〇%
	一 バナナ	五〇%
	(1) 毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	四〇%
	(2) 毎年一月一日から翌年三月三十一日までに輸入されるもの	五〇%
	三 その他のもののうち	二〇%
	グレープフルーツ	四〇%
	(1) 毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの	二〇%
	(2) 毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	四〇%
	乾燥果実(第〇八・〇一、第〇八・〇二、第〇八・〇三、第〇八・〇四又は第〇八・〇五号に該当するものを除く。)	一〇%
	(1) プルーン	一五%
	(2) その他のもの	二・五%
	メロンの皮及びかんきつ類の果皮(生鮮、冷凍又は乾燥のもの及び塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液で一時的に貯蔵したものに限る。)	二・五%
	コーヒー(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)	二〇%
	コーヒーを含有するコーヒー代用物	二〇%
	一 コーヒー	二〇%
	(i) その他のもの	二〇%

[illegible]

一二・〇八	キューベ根以外のもの	五%
一三・〇二	五 その他のも セラック、シードラック、スチックラックその他のラック並びに天然のガム、樹脂、ガムレジン及びバルサム 二 シードラック	五%
一四・〇五	植物性生産品（他の号に該当するものを除く。） 一 海草（乾燥したものを含む。） （二） その他のものうち あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属、こんぶ属及びふのり属のもの以外のもの 五 その他のものうち 除虫菊かす	無税
一五・〇一	ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によつて得たもの 一 豚脂 （一） 酸価が一・三を超えるもの （二） その他のもの	無税
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（溶出し又は溶剤により抽出してないものに限り）並びにこれから溶出又は溶剤抽出によつて得た牛脂、羊脂及びやぎ脂（ブルミエジュスを含む） 一 牛脂 二 その他のもの ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む） 一 ウールグリース	無税
一五・〇七	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） 一 大豆油	二・五%

一五・二二	動物性又は植物性の油脂（完全に又は部分的に水素添加	二 二%
一五・二一	グリセリン、グリセリン水及びせつけん廃液	六%
一五・二〇	一 オレイン	六%
一五・一九	二 ステアリン	六%
一五・一八	三 その他のもの	六%
一五・一七	四 ひまわり油	八%
一五・一六	五 綿実油のうち	五%
一五・一五	六 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・一四	七 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・一三	八 パーム油及びパーム核油	五%
一五・一二	九 カメリヤ油	五%
一五・一一	一〇 漆ろう及びはぜろう	五%
一五・一〇	一一 その他のもの	五%
一五・〇九	一二 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇八	一三 その他のもの	五%
一五・〇七	一四 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇六	一五 その他のもの	五%
一五・〇五	一六 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇四	一七 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇三	一八 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇二	一九 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇一	二〇 酸価が〇・六を超えるもの	五%
一五・〇〇	二一 酸価が〇・六を超えるもの	五%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

一六・〇三	をしたもの及びその他の処理により固形にし又は硬化したものに限り、更に調製したものを除く。 肉エキス、ミートジュース及び魚エキス (1) 肉エキス及びミートジュース (2) 魚エキス	五%
一六・〇四	魚の調製品(キャビア及びその代用物を含む。) 一 キャビア及びその代用物 二 その他のもの (1) 魚卵のもの (i) にしん(クルペア属の魚)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属及びメルルシウス属の魚)のもの (ii) その他のもの (2) その他のもの	八%
一六・〇五	甲殻類又は軟体動物の調製品 一 くん製のもの (1) えび (2) その他のもの 二 その他のもの (1) えび (2) その他のもの (i) 単に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したもの (ii) 単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩水に漬け、若しくは乾燥したもの (iii) その他のもの (2) その他のもの (i) いかに (ii) その他のもの (iii) てん菜糖及びかんしや糖(固体のものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもの B その他のもの	六%
一七・〇一	てん菜糖及びかんしや糖(固体のものに限る。) 二 その他のもの (一) その他のもの B その他のもの	五%
一七・〇二	その他の糖類(固体のものに限る。並びに糖水(香料又は着色料を加えたものを除く。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。))及びカラメル 八 その他のもの (一) その他のもの B その他のもののうち	一キログラムにつき 五七円
一七・〇三	糖みつ 二 その他のもの (一) 糖分をしよ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの B その他のもの グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五-リボスクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの (二) その他のもの B その他のもの グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五-リボスクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの 砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	五%
一七・〇四	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	五%
一八・〇三	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	三五%
一八・〇四	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	一〇%
一九・〇五	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	二・五%
一九・〇二	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	二五%
一九・〇三	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	二四%
一九・〇四	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	二八%
一九・〇四	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	一六%
一九・〇四	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	四〇円
一九・〇四	砂糖菓子(コアを含有するものを除く。) 二 その他のもの (一) コアペースト(塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない)のうち 脱脂してないもの カカオ脂 コア粉(甘味を付けたものを除く。) 麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コアを含有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。) 一 麦芽エキス 二 その他のもの (一) 砂糖を加えたもの ケーキミックス以外のもの (2) その他のもの (二) その他のもの ケーキミックス以外のもの マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品 タピオカ及びサゴ並びにばれいしよでん粉その他のでん粉から製造したタピオカ又はサゴの代用物	二〇%

二〇・六

ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、フルーツピュ
レィ及びフルーツベリースト（加熱して調製したものに限
るものとし、砂糖を加えてあるかどうかを問わない。）

一 砂糖を加えたもののうち

ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード

二 その他のもののうち

ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード

その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアル
コールを含有しているかどうかを問わない。）

一 砂糖を加えたものと及びアルコールを含有するもの

(一) バイナップル

(二) その他のもののうち

(1) 桃及びなしのうち

(i) パルプ状にしたもの以外のもの

1 砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又は
つぼ詰のものに限る。）

2 その他のもの

(ii) パルプ状にしたもの（砂糖を加えたもので、
かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）

(2) さくらんぼ及びアプリコット

(i) パルプ状にしたもの

(ii) その他のもの

(3) ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフ
ルーツカクテル

(4) その他のもの（パルプ状にしたものを除く。）

二 その他のもの

(一) バイナップル

(二) その他のもののうち

(1) 桃及びなしのうち

(i) パルプ状にしたもの以外のもの

1 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの

2 その他のもの

(ii) パルプ状にしたもの（かん詰、びん詰又は
つぼ詰のものに限る。）

(2) さくらんぼのうち

(i) パルプ状にしたもの以外のもの

(ii) パルプ状にしたもの（かん詰、びん詰又は
つぼ詰のもので、容器ともの一個の重量が
一〇キログラム以下のものを除く。）

(3) ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフ
ルーツカクテル

三二%

二〇%

五五%

二〇%

二八%

二五%

二五%

二〇%

二〇%

二八%

五五%

一六%

二〇%

二〇%

一六%

二〇%

一六%

[illegible]

二二・〇六	(1) 容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの (2) その他のもの	一リットルにつき一六〇円 一リットルにつき二八〇円
二二・〇七	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード) 一 清酒及び濁酒 二 その他のもの	一リットルにつき二六円 一リットルにつき八円 一リットルにつき七円
二二・〇八	エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限り、及び変性アルコール(アルコール分が九〇度以上のものを問わない)) 一 アルコール分が九〇度以上のもの 二 その他のもの	四〇%
二二・〇九	エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度以上のものに限り、及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキスをアルコールを含むもの) 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) ウイスキー A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が一リットルに満たない容器に入れたものを除く。) (1) パーボンウイスキー(内容品がパーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器にはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。以下この号において同じ。) (2) ライウイスキー(内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器にはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の	無税 一リットルにつき五六円 二四・五%

二二・一〇	政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。以下この号において同じ。)	二八%
二二・一一	(3) その他のもの	一リットルにつき四一三円
二二・一二	B その他のもの (1) パーボンウイスキー (2) ライウイスキー (3) その他のもの	二四・五% 二八% 一リットルにつき三四三円
二二・一三	(一) ブランデー(コニャックを含む。) A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が一リットルに満たない容器に入れたものを除く。) B その他のもの (二) ジン	一リットルにつき三八五円 一リットルにつき四一五円 三五%(その率が一四円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
二二・一四	(四) その他のもののうち (1) アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。で、共通の限度数量以内のもの) (2) その他のもの (i) ラム (ii) エチルアルコール (iii) その他のもの	無税 一リットルにつき二〇円 三六% 三三%
二二・一五	(二) リキュールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。) (一) 合成清酒及び白酒 (三) その他のもの 三 その他のもの 食酢及びその代用物 肉、くず肉、魚、甲殻類又は軟体動物の粉及びミール(食用に適しないものに限る。並びに獣脂がすのうち魚の粉及びミール	一リットルにつき二五二円 一リットルにつき八八円 一リットルにつき一六〇円 一六% 一〇%

	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市場その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	(2) その他のもの	
	(i) マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%を超えるもの	八%
	(ii) その他のもの	
五 タングステン鉱	(1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市場その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	乾燥重量一トンにつき 九二〇円
	(2) その他のもの	無税
二七・〇四	コークス及び平成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結してあるかどうかを問わない。）並びにレルトルトカーボン	無税
	(1) コークス及び平成コークス	一キログラムにつき 一六〇円
	(2) レルトルトカーボン	
二七・〇五	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類する高温コールタールの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類する物品	四%
二七・〇七	一 ナフタリン	二%
	二 その他のもの	二%
	(一) 温度一五度における比重が〇・八三以下のもの	四%
	(二) その他のもの	八%
	A 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の八〇%を超えるもの	二%
	B 石炭酸の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超え、八〇%以下のもの	二%
	C その他のもの	二%
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから製造したものに限る。）	二%
二七・〇九	二 ピッチコークス	二%
二七・一〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	一キログラムにつき 六四〇円
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びに石油又は歴青油の調製品（調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）	無税

四六九

[illegible]

二八・〇五	(一) その他のもの 三 セレン及びテルル 四 その他のもの (1) りん (2) その他のもの 希土類金属、イットリウム及びスカンジウム（これらの相互の混合物及び合金を含む）、アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに水銀	二二%	二八・一九	一 水酸化バリウム 二 その他のもの 酸化亜鉛及び過酸化亜鉛 一 酸化亜鉛 二 過酸化亜鉛 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び人造コランダム	八%	二二・八%																																																																																																																																																																																																																																																																																													
二八・〇六	一 金属ナトリウム 二 希土類金属、イットリウム及びスカンジウム 三 水銀 四 その他のもの 塩酸及びクロロ硫酸 一 塩酸 二 クロロ硫酸 硫酸及び発煙硫酸 硝酸及び硫酸 五 酸化りん、メタりん酸、オルトリン酸及びピロりん酸 その他の無機酸及び非金属酸化物	一六%	二八・二〇	一 酸化アルミニウム (一) その他のもの 二 水酸化アルミニウム 三 人造コランダム 酸化クロム及び水酸化クロム 酸化マンガン 酸化鉄及び水酸化鉄並びに酸化第二鉄として計算した化合鉄分が全重量の七〇%以上のアースカラー 酸化チタン 酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛 一 酸化鉛、鉛丹及びオレンジ鉛 二 その他のもの ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 三 三酸化モリブデン 四 酸化第一すず及び酸化第二すず 五 水酸化リチウム 六 その他のもの (1) 三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限り） (2) 三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円以上のものに限り） (3) 酸化第一銅及び酸化ニッケル (4) 酸化ベリリウム その他のもの ふつ化物及びフルオリド酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩 二 フルオロタンタル酸カリウム 三 その他のもの (1) フルオリド酸ナトリウム（人造クリオライトの製造に使用するものに限り） (2) その他のもの	二二%	二八・二一	無税	二二・八%																																																																																																																																																																																																																																																																																											
二八・〇八	二八・〇九	二八・一〇	二八・一一	二八・一二	二八・一三	二八・一四	二八・一五	二八・一六	二八・一七	二八・一八	二八・一九	二八・二〇	二八・二一	二八・二二	二八・二三	二八・二四	二八・二五	二八・二六	二八・二七	二八・二八	二八・二九	二八・三〇	二八・三一	二八・三二	二八・三三	二八・三四	二八・三五	二八・三六	二八・三七	二八・三八	二八・三九	二八・四〇	二八・四一	二八・四二	二八・四三	二八・四四	二八・四五	二八・四六	二八・四七	二八・四八	二八・四九	二八・五〇	二八・五一	二八・五二	二八・五三	二八・五四	二八・五五	二八・五六	二八・五七	二八・五八	二八・五九	二八・六〇	二八・六一	二八・六二	二八・六三	二八・六四	二八・六五	二八・六六	二八・六七	二八・六八	二八・六九	二八・七〇	二八・七一	二八・七二	二八・七三	二八・七四	二八・七五	二八・七六	二八・七七	二八・七八	二八・七九	二八・八〇	二八・八一	二八・八二	二八・八三	二八・八四	二八・八五	二八・八六	二八・八七	二八・八八	二八・八九	二八・九〇	二八・九一	二八・九二	二八・九三	二八・九四	二八・九五	二八・九六	二八・九七	二八・九八	二八・九九	二八・一〇〇	二八・一〇一	二八・一〇二	二八・一〇三	二八・一〇四	二八・一〇五	二八・一〇六	二八・一〇七	二八・一〇八	二八・一〇九	二八・一一〇	二八・一一一	二八・一一二	二八・一一三	二八・一一四	二八・一一五	二八・一一六	二八・一一七	二八・一一八	二八・一一九	二八・一二〇	二八・一二一	二八・一二二	二八・一二三	二八・一二四	二八・一二五	二八・一二六	二八・一二七	二八・一二八	二八・一二九	二八・一三〇	二八・一三一	二八・一三二	二八・一三三	二八・一三四	二八・一三五	二八・一三六	二八・一三七	二八・一三八	二八・一三九	二八・一四〇	二八・一四一	二八・一四二	二八・一四三	二八・一四四	二八・一四五	二八・一四六	二八・一四七	二八・一四八	二八・一四九	二八・一五〇	二八・一五一	二八・一五二	二八・一五三	二八・一五四	二八・一五五	二八・一五六	二八・一五七	二八・一五八	二八・一五九	二八・一六〇	二八・一六一	二八・一六二	二八・一六三	二八・一六四	二八・一六五	二八・一六六	二八・一六七	二八・一六八	二八・一六九	二八・一七〇	二八・一七一	二八・一七二	二八・一七三	二八・一七四	二八・一七五	二八・一七六	二八・一七七	二八・一七八	二八・一七九	二八・一八〇	二八・一八一	二八・一八二	二八・一八三	二八・一八四	二八・一八五	二八・一八六	二八・一八七	二八・一八八	二八・一八九	二八・一九〇	二八・一九一	二八・一九二	二八・一九三	二八・一九四	二八・一九五	二八・一九六	二八・一九七	二八・一九八	二八・一九九	二八・二〇〇	二八・二〇一	二八・二〇二	二八・二〇三	二八・二〇四	二八・二〇五	二八・二〇六	二八・二〇七	二八・二〇八	二八・二〇九	二八・二一〇	二八・二一一	二八・二一二	二八・二一三	二八・二一四	二八・二一五	二八・二一六	二八・二一七	二八・二一八	二八・二一九	二八・二二〇	二八・二二一	二八・二二二	二八・二二三	二八・二二四	二八・二二五	二八・二二六	二八・二二七	二八・二二八	二八・二二九	二八・二三〇	二八・二三一	二八・二三二	二八・二三三	二八・二三四	二八・二三五	二八・二三六	二八・二三七	二八・二三八	二八・二三九	二八・二四〇	二八・二四一	二八・二四二	二八・二四三	二八・二四四	二八・二四五	二八・二四六	二八・二四七	二八・二四八	二八・二四九	二八・二五〇	二八・二五一	二八・二五二	二八・二五三	二八・二五四	二八・二五五	二八・二五六	二八・二五七	二八・二五八	二八・二五九	二八・二六〇	二八・二六一	二八・二六二	二八・二六三	二八・二六四	二八・二六五	二八・二六六	二八・二六七	二八・二六八	二八・二六九	二八・二七〇	二八・二七一	二八・二七二	二八・二七三	二八・二七四	二八・二七五	二八・二七六	二八・二七七	二八・二七八	二八・二七九	二八・二八〇	二八・二八一	二八・二八二	二八・二八三	二八・二八四	二八・二八五	二八・二八六	二八・二八七	二八・二八八	二八・二八九	二八・二九〇	二八・二九一	二八・二九二	二八・二九三	二八・二九四	二八・二九五	二八・二九六	二八・二九七	二八・二九八	二八・二九九

四十七

[illegible]

二八・五一	同位元素及びその無機又は有機の化合物(化学的に単一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第二八・五〇号に該当する同位元素及び化合物を除く。)	無税
二八・五二	一 重水素水	無税
	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物(これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。)	一六%
	二 ふつ化セリウム及び酸化セリウム	一六%
	四 その他のもの	無税
	(1) 硝酸ランタン	無税
	(2) その他のもの	二二%
二八・五四	過酸化水素(固形過酸化水素を含む。)	二二%
二八・五五	りん化合物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)	八%
	一 りん鉄	二二%
	二 その他のもの	二二%
二八・五六	炭化物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)	二二%
	一 炭化けい素、炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タantal	四%
二八・五七	二 その他のもの	二二%
	水素化合物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化合物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)	二二%
	一 水素化リチウム	二二%
二八・五八	二 その他のもの	二二%
	その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除去してあるかどうかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)	二二%
二九・〇一	炭化水素	一六%
	一 飽和非環式炭化水素	一六%
	二 飽和非環式炭化水素	一六%
	(一) ブタジエン	一六%
	(二) その他のもの	一六%
	三 芳香族炭化水素	八%
	(一) ベンゼン	八%
	(二) トルエン	八%
	(三) キシレン	二二%
	(四) エチルベンゼン	二二%
	(五) スチレン	八%
	(六) ナフタリン	八%

二九・〇二	炭化水素のハロゲン誘導体	一六%
	一 クロホルム	一六%
	二 ジクロルジフェニルトリクロルエタン(DDT)及びベンゼンヘキサクロリド(BHC)	一六%
	三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘプタクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロインデン・エキソジメタノナフタリン(アルドリン)	一六%
	四 その他のもの	一六%
二九・〇三	炭化水素のスルホン誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	一〇%
	一 キシレンススク及びシメンススク	八%
	二 その他のもの	一〇%
二九・〇四	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体	一六%
	一 飽和一価アルコール及びその誘導体	一六%
	(一) メチルアルコール	一六%
	(二) プロピルアルコール	一六%
	(三) ブチルアルコール	一六%
	(四) 二―エチルヘキシルアルコール	一六%
	(五) その他のもの	一六%
	二 飽和一価アルコール及びその誘導体	一六%
	(一) シクロネオール、ロジノール、ゲラニオール、ネオール及びリナロール	一六%
	(二) その他のもの	一六%
	三 多価アルコール及びその誘導体	一六%
	(一) エチレングリコール	一六%
	(二) プロピレングリコール	一六%
	(三) ヒドロキシシクロネオール	一六%
	(四) その他のもの	一六%
	四 一キログラムにつき二〇円	一六%

四七四

二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一 芳香族アルコール及びその誘導体		
	(一) ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール	一〇%	
	(二) シンナミルアルコール	一六%	
	(三) その他のもの	八%	
二九・〇六	二 その他のもの		
	(一) テルピネオール、メントール及びボルネオール	一〇%	
	(2) テルピネオール及びボルネオール	四〇% (その率がキログラムにつき一、二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	
二九・〇七	(一) 一七アルファーエチニルアンドロステンジオール	八%	
	(二) その他のもの	八%	
	フェニール及びフェニルアルコール		
	一 単核一価フェニール	一六%	
	(一) 石炭酸	二%	
	(二) クレゾール及びキシレノール	一六%	
	(三) その他のもの	一六%	
	二 多核一価フェニール	一六%	
	(一) ナフトール	一六%	
	(二) その他のもの	一六%	
	三 多価フェニール	八%	
	四 その他のもの	八%	
二九・〇八	フェニール又はフェニルアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一 クロルフェニール	一六%	
	二 その他のもの	一六%	
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェニール、エーテルアルコールフェニール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一 ジエチレングリコール及びトリエチレングリコール	一六%	
	二 アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、トリス	一〇%	
二九・〇九	三 その他のもの		
	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェニール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	八%	
	一 エチレンオキシド	一六%	
	二 その他のもの	一六%	
二九・一〇	アセタール、ヘミアセタール並びに単一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセタール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一 フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール	二〇%	
	二 その他のもの	八%	
二九・一一	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェニールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		
	一 ホルマリン	二二%	
	二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、フェニルアミルシンナムアルデヒド、シクラメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネアル、ヘリオトロピン、パニリン及びエチルパニリン	一〇%	
二九・一二	三 その他のもの	一六%	
二九・一三	第二九・一に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	一六%	
	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェニール、ケトンアルコール、キノンアルコール、キノンフェニール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一 ケトン官能化合物		
	(一) アセトン	一六%	
	(二) メチルエチルケトン	一六%	
	(三) メチルイソブチルケトン	一六%	
	(四) ヨノン、メチルヨノン、ジャスモン、アルキルアセチルイナンダナムスク、アルキルアセチルスクトラヒドロナフタリナムスク及びケトンセムスク	二〇%	
	(五) デルター・四・アンドロスタジエン・三・一・七・ジオン、一六・デヒドロブレグネノロン、デルター・四・ブレグネン・一・七・アルファ・二・一・ジオール・三・二・ジオン及びエストロンメチルエーテル	八%	
	(六) その他のものうち	一六%	
	(1) しょう脳以外のもの	一六%	

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

	(2) しよう腦(融点が温度一七五度以上のものを除く)	無税
二九・一四	二 その他のもの (イ) アントラキノン (ロ) その他のもの モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化合物、 酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、 スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導 体	一六％ 八％
	一 酢酸	八％
	二 ステアリン酸及びオレイン酸	六％
	三 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢 酸テルピニル	二〇％
	四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸 エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸ア ミル	二〇％
	五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸 アリル	二〇％
	六 酢酸―一六―デヒドロブレッグネノロン、デルタ ―四・九―一六アルファ―メチル―一七アル ファ―ヒドロキシ―二―アセトキシブレッグナト リエン―三・二〇―ジオン、一七アルファ―ヒド ロキシ―二―アセトキシブレッグナン―三・二・ 二〇―トリオン及び四―プロム―一七アルファ― ヒドロキシ―二―アセトキシブレッグナン―三・ 一・二〇―トリオン	八％ 八％
二九・一五	七 その他のもの ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化合物、 酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、 スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導 体	八％
	一 しゆう酸	六％
	二 アジピン酸	一六％
	三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸	一二％
	四 テレフタル酸	八％
	五 その他のもの (1) テレフタル酸ジメチル (2) その他のもの	八％ 一六％
二九・一六	アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又は ケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官 能のカルボン酸並びにこれらにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化 合物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導 体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化 誘導体	一六％
	一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体	一六％

(一) 乳酸	一〇%
(二) 酒石酸	一六%
(三) その他のもの	八%
二 フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体	
(一) サリチル酸	一六%
(二) アセチルサリチル酸	八%
(三) その他のもの	一六%
三 その他のもの	一六%
(一) その他のもの	一六%
りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェイトを含む)	
(一)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	一六%
その他の鉱酸エステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	一六%
アミノ官能化合物	
一 ヘキサメチレンジアミン	一六%
二 アンリン	一六%
三 オルトートルイジン	一六%
四 N-フェニルベーターナフチルアミン、N-N'-ジフェニルパラフェニレンジアミン、N・N'-ジベーターナフチルパラフェニレンジアミン及びN-フェニルN'-シクロヘキシルパラフェニレンジアミン	二〇%
五 その他のもの	八%
単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	
一 アミノアルコール	一六%
二 アミノ酸	一六%
三 グルタミン酸ソーダ	二〇%
四 その他のもの	一六%
第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシンその他のホスホアミノリピン	
一 コリン	一六%
二 レシチン	八%
三 その他のもの	一六%
カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	
一 ズルチン	一六%
二 ジメチルホルムアミド	一六%
三 ジエチルアミノアセト一二・六一キシリジド	一六%

四七六

[illegible]

三三・〇六	三 其他のもの	一〇%
三三・〇七	一 レーキ顔料	一〇%
	二 ビグメントレジンカラーベース	二〇%
	三 其他のもの	二〇%
	四 其他の着色料及び無機のルミノホア	八%
	五 紺青	八%
	六 群青	二〇%
	七 リトボン	八%
	八 ルミノホア	二%
	九 其他のもの	二%
三三・〇八	(1) 調製白色顔料(乾燥状態において酸化チタンの含有量が全重量の八〇%以上のものに限り、)	六%
	(2) 其他のもの	二%
三三・〇九	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろろ、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品(窯業用のものに限り、)及びびわぐすり用のスリッパ並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	四%
	一 調製顔料、調製乳白剤及び調製絵の具	四%
	二 其他のもの	四%
	三 ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにペイント並びに亜麻仁油、ホワイニスビレット、デレピン油、ワニスその他のペイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタンブ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の注4に規定する溶液	一六%
	四 天然樹脂系ワニス	一六%
	五 纖維素塗料	一六%
	六 油ペイント	二%
	七 合成樹脂を含有する塗料(一から三までに掲げるものを除く。)	六%
	八 合成樹脂塗料	六%
	九 其他のもの	三・二%
	一〇 パールエッセンス	二%
	一一 アルミニウムペースト	一六%
	一二 アルカリブルートナー	一六%
	一三 スタンブ用のはく	二〇%
	一四 染料	二%
	一五 其他のもの	六%
	(1) 人造プラスチックの溶液	六%
	(2) 歴青質塗料	二%

三三・一〇	(3) 其他のもの	一六%
三三・一一	画家用絵の具、習画用絵の具、ボスターカラー、整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する絵の具類(タブレット状、チューブ入り、びん入り、さら入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものと、)「ブラシ」、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。)	一六%
三三・一二	調製ドライヤー	一六%
三三・一三	ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料、左官工用非耐火性調製上塗り材及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック(レジンマスチック及びレジンセメントを含む。)	二%
	筆記用インキ、印刷用インキその他インキ	一六%
	一 印刷用インキ	一六%
	(一) 黒色のもの	一六%
	(二) 其他のもの	八%
三三・一四	精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない)、レジノイド、精油のコンセントレート(冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物	四%
	一 精油	四%
	(一) グラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油	四%
	(二) ラベンダー油	八%
	(三) レモンガラス油	八%
	(四) パチュリ油及びベチベル油	無税
	(二) 其他のもの	二・四%
	(一) ペパーミント油でメンタールペンシスから採取したもの	無税
	(二) 政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの	無税
	(三) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
	2 其他のもの	二%
	(二) 其他のもの	二%
	(三) 精油のコンセントレート	四%
	三 其他のもの	八%

三三・〇四	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上を主成分とする混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。）	二〇%	三四・〇七	モデリングペースト（児童用のもの及び取りそろえたものを含む。）及び板状、馬蹄状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス	一六%
三三・〇六	一 アルコール分が一〇度以上のもの 二 その他のもの	二〇%	三五・〇一	二 歯科用ワックス カゼイン、カゼイナート及びその他のカゼイン誘導体並びにカゼインゲル	一六%
	調製香料及び化粧品類並びに精油のアキエアスデイスチレート及びアキエアスソリニョーション（医薬用に適するものを含む。）		三五・〇三	二 その他のもの ゼラチン（正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない。）ゼラチン誘導体並びにかわ、魚膠及びアイシングラス	八%
	一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの	九・五%		一 ゼラチン及びにかわのうち ゼラチン（写真用のものに限る。）	七・五%
	二 おしろい	九・五%		二 魚膠及びアイシングラス	一六%
	三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又ははろうの製品	九・五%	三五・〇四	三 その他のもの ペプトン及びその他のたんぱく質系物質（第三五・〇七号の酵素を除く。）並びにこれらの誘導体並びに皮粉（クロームみょうばんを加えた皮粉を含む。）	一六%
	四 歯みがき	六%		一 ペプトン及びその誘導体	一二%
	五 その他のもの	一六%		二 皮粉	八%
三四・〇一	(一) 室内防臭剤 (二) 精油のアキエアスデイスチレート及びアキエアスソリニョーション (三) その他のもの	一六%	三五・〇五	三 その他のもの デキストリン、デキストリンゲル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉及びスターチゲル	一六%
	せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はゲル状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含むかどうかを問わない。）	九・五%		調製着色剤（他の号に該当するものを除く。）及び着色剤に適する物品のうち、膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの	二五%（その率が一キログラムにつき三〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
三四・〇二	一 浴用せつけん（薬用のものを含む。） 二 洗たくせつけん 三 その他のもの	八・五%	三五・〇六	一 小売用に包装したもの (1) 天然ゴムの溶液及びペースト (2) その他のもの	二%
三四・〇三	一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤 二 その他のもの	一六%	三五・〇七	二 その他のもの 酵素及び調製した酵素（他の号に該当するものを除く。）	一六%
三四・〇四	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイルリグ又は加脂処理に用いる調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。）	六%		一 ペプシン、レンネット及びパイン並びにこれらの調製品	一六%
三四・〇五	調製ろう（乳状化しているもの及び溶剤を含むものを除く。）及び人造ろう（水溶性の人造ろうを含む。）	一六%	三六・〇一	二 その他のもの 火薬	八%
三四・〇六	履物、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品（第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。）	一六%	三六・〇二	火薬	八%
	一 つや出し用ワックス 二 メタルポリッシュ 三 その他のもの	一六%	三六・〇四	導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	八%
	ろうそく及びこれに類する物品	一二%			八%

四八〇

[illegible]

三・〇八	写真用の化学品及びせん光材料	一メートルにつき四	二
三・〇一	人造黒鉛及びコロイド黒鉛（油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く）	一メートルにつき一六%	二
三・〇三	一 人造黒鉛	一メートルにつき四	二
	（一）全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの	一メートルにつき一六%	二
	（二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
三・〇五	二 コロイド黒鉛	一メートルにつき一六%	二
三・〇六	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（炭素炭を含む）	一メートルにつき一六%	二
三・〇七	一 活性炭	一メートルにつき一六%	二
	二 活性炭	一メートルにつき一六%	二
	三 アイボリーブラックその他の獣炭	一メートルにつき一六%	二
	四 その他のもの	一メートルにつき一六%	二
三・〇八	トリール油	一メートルにつき一六%	二
三・〇九	二 精製のもの	一メートルにつき一六%	二
三・一〇	亜硫酸バルブ廃液の濃縮物	一メートルにつき一六%	二
三・一一	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限り、ジベンテン（粗のものに限る））	一メートルにつき一六%	二
三・一二	（一）亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール）の含有量が少ないパイン油を除く）	一メートルにつき一六%	二
三・一三	（二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
三・一四	三 バイン油	一メートルにつき一六%	二
	（一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（二九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（三九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（四九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（五九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（六九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（七九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（八九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九一）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九二）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九三）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九四）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九五）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九六）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九七）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九八）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（九九）その他のもの	一メートルにつき一六%	二
	（一〇〇）その他のもの	一メートルにつき一六%	二

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

油添加劑	無稅
一 テトラアルキル鉛を主体とするアンチノック劑	一六%
二 その他のもの	八%
三 調整したゴム加硫促進劑	八%
三・一六 微生物用の調製培養劑	八%
三・一七 消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消化彈	一六%
三・一八 配合溶劑及び配合シンナー(ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。)	一六%
三・一九 化学製品及び化学工業(類似の工業を含む。)による調製品(天然物のみの混合物を含む。)並びに当該工業において生ずる殘留物(他の号に該当するものを除く。)	一六%
一 なめし前処理用の調製品	一二%
二 液状アルキルアリアル炭化水素の混合物	一二%
三 液状ポリエチレングリコール	一六%
四 ナフテン酸	一六%
五 触媒	一六%
(一) シリカ・アルミナ触媒	一六%
(二) その他のもの	四%
六 ゴム老化防止劑	八%
七 耐火性建設材料	六%
一〇 アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廢酸化鉄	二%
一一 その他のもの	二%
(1) 電気用炭素ブラシの素材(黒鉛に金属、炭素その他の材料を加え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。)並びに金属炭化物の固溶体及び混合物	四%
(2) その他のもの	一六%
三九・〇一 フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他不飽和ポリエステル、シリコーンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物(これらを変性し又は重合したもの及び線状分子構造のものを含む。)	一六%
一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。)	一六%
(一) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー	一六%
(二) その他のもの	一六%
二 塊、粉(モールドディングパウダーを含む。)、粒、フレイクその他これらに類する形状のもの	一六%
(一) フェノール樹脂のもの	一六%
(二) ポリエステル樹脂のもの	一六%
(三) シリコーンのもの	一六%

三九・〇二	一六%
四 接着力を塗布した接着性の物品	一六%
五 第五九類の注Iに規定する紡織用纖維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの	六%
六 その他のもの	六%
(一) フェノール樹脂のもの	二四%
(二) ポリエステル樹脂のもの	二四%
(三) シリコーンのもの	二四%
(四) その他のもの	二四%
一 液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。)	一六%
(一) ビグメントレジンカラー用のエキステンダー	一六%
(二) ポリビネンのもの	八%
(三) その他のもの	八%
二 塊、粉(モールドディングパウダーを含む。)、粒、フレイクその他これらに類する形状のもの	一六%
(一) ポリエチレンのもの	二八%
(二) ふつ素樹脂のもの	一六%
(三) ポリスチレンのもの	一六%
(四) 発泡性ポリスチレンのもの及びイオン交換樹脂のもの	一六%
(2) その他のもの	一四%
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	一六%
(二) アクリル樹脂のもの	一六%
(三) ポリプロピレンのもの	一六%
(四) ポリビネンのもの	一六%
(五) その他のもの	八%
(六) イオン交換樹脂のもの	一六%
(2) その他のもの	八%
三 塊、粉、粒、フレイクその他これらに類する形状のもの	一六%
(一) ポリエチレンのもの	一六%
(二) アクリル樹脂のもの	一六%
(三) その他のもの	一六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

品名	数量
四 接着剤を塗布した接着性の物品	六%
五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの	六%
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	六%
(二) その他のもの	六%
六 その他のもの	六%
(一) ポリエチレンのもの	二四%
(二) ふつ素樹脂のもの	二四%
(三) ポリスチレンのもの	二四%
四 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	二四%
A 塩化ビニル樹脂の組物材料（しんにとうを用いたものに限る。）	八%
B その他のもの	八%
(四) アクリル樹脂のもの	二四%
(五) その他のもの	二四%
ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑性したものを含む。）再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	六%
一 接着剤を塗布した接着性の物品	六%
二 その他のもの	六%
(一) アセチルセルロース（塊、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	二四%
(二) セロイド	八%
(三) バルカナイズドファイバー	一六%
(四) その他のもの	一六%
(1) ハムケージングその他これに類するもの（管状のものに限る。）	無税
(2) その他のもの	八%
硬化カゼイン、硬化ゼラチンその他の硬化たんばく質	六%
溶融により変性した天然樹脂（ランガム）及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体	八%
一 溶融により変性した天然樹脂（ランガム）	八%
二 天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）	二二%
三 天然ゴムの化学的誘導体	二二%
その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アクリル酸並びにその塩及びエステルを含む。）並びにリノキシン	二二%

三九・〇七	第三九・〇一号から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品 一 アルギン酸並びにその塩及びエステル 二 その他のもの	六% 八%
四〇・〇三	再生ゴム (1) 天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ（第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスキッドシート及びクレープシートを除く。）加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ（加硫してないものに限るものとし、マスターパーチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。） (2) その他のもの	無税 一〇% 四%
四〇・〇五	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ（第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスキッドシート及びクレープシートを除く。）加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ（加硫してないものに限るものとし、マスターパーチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。） 他の形状又は状態のもの（例えば、棒、管、形材、溶液及び分散液。加硫してないものに限る。）及び天然ゴム又は合成ゴムの製品（例えば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫してないものに限る。）	二% 二% 二%
四〇・〇六	一 天然ゴムの溶液及びペースト 二 その他のもの	二% 二%
四〇・〇七	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない。）並びにゴムを被覆し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸（加硫したものに限る。）	二%
四〇・〇八	ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。） 一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの（紡織用繊維の織物を単に補強のために結合したものを含む。） 二 その他のもの	一六% 一六% 二%
四〇・〇九	ゴム管（加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。）	二%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

四〇・一〇	ゴム製の伝動用 コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルトチング(加硫したものに限る。)	二二%
四〇・一一	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフラップ(車輪用のものに限る。)	八%
	(1) 自動車用のもの(公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフラップに限る。)	九・五%
	(2) その他のもの	一二%
四〇・一二	ゴム製の衛生用品及び医療用品(乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エポナイト製のもの(附属品として取り付けたものを除く。を除く。)	一二%
四〇・一三	ゴム製の衣類及び衣類附属品(手袋を含み、加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。)	一二%
四〇・一四	その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く。)	一二%
	一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。の製品	一六%
	二 その他のもの	一二%
四〇・一五	エポナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管、くず及び粉	一二%
	一 塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、形材、管及び粉	一二%
四〇・一六	エポナイト製品	一二%
四一・〇五	その他の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	一二%
	二 その他のもの	一二%
	(一) 豚革	一〇%
	A 染色し、着色し又は模様付けしたもの	七・五%
	B その他のもの	三五%
四一・〇八	パテントレザー、イミテーションパテントレザー及びメタライズドレザーのうち	一二・五%
四二・〇一	パテントレザー及びイミテーションパテントレザーのうち、ばん具、首輪、ひき革、ひざ当て、くつその他の装具(材料を問わないものとし、動物用のものに限る。)	
四二・〇二	トラシク、スリッパ、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、財布、化粧入れ、工具ケース、たばこ入れ並びに武器、楽器、双眼鏡、宝石、キー、カラ、履物、ブラシその他の物品用のさや、ケー	

四二・〇三	ス及び箱並びにこれらに類する容器(革、コンポジションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙又は紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)	一七・五%
	一 ハンドバッグ、財布及び化粧具入れ(貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、そうげ又はべつこうを用いたもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)	二〇%
	(1) ハンドバッグ(革製のものに限る。)	
	(2) その他のもの	一〇%
	(一) 革製又はコンポジションレザー製のもの	一二・五%
	(1) ハンドバッグ(革製のものに限る。)	一〇%
	(2) その他のもの	一二・五%
四二・〇四	衣類及びその附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	一二・五%
四二・〇五	二 その他のもの	一二・五%
四二・〇六	(1) 手袋(革製のものに限るものとし、運動用のものを除く。)	一〇%
四二・〇七	(2) その他のもの	一二・五%
四三・〇一	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	六%
	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品	
	毛皮(なめしてないものに限る。)	
	二 ミンク又はうさぎの毛皮のうち	
	うさぎの毛皮	無税
	三 その他のものうち	五%
四三・〇二	りす又はむささび若しくはもんがの毛皮以外のもの	一五%
四三・〇三	毛皮(板状、十字形その他これらに類する形状のもの及び頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。)	二〇%
四三・〇四	毛皮製品	二〇%
四三・〇五	人造毛皮及びその製品	二〇%
四四・〇九	木材(長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、更に加工してないものうち、厚さが五ミリメートルを超えるものに限る。)	二・五%
	二 桐のもの	
	木製のくい(割り又は端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。及びたが材並びにチップ及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒(つえ、かさの柄、工具の柄その他こ	

四四・二一	建築用繊維板（木材その他の植物性材料から製造したものに限り、天然樹脂、人造樹脂その他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	七・五%
四四・二二	木毛及び木粉	二・五%
四四・二三	かんながけ、さねはぎ加工、みぞ付けその他これらに類する加工をした木材（寄せ木用又は床板用のブロック、ストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、更に加工したものを除く。）	二・五%
四四・二四	二 桐のもの	二・五%
四四・二五	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）	一五%
四四・二六	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く）のもの	一五%
四四・二七	二 その他のもののうち インセンシダのものの（長さが二〇センチメートル以下で幅が八センチメートル以下のものに限る。）	無税
四四・二八	合板（両表面の板が針葉樹材のものに限るものとし、ワニス塗装、プリント、みぞ付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたものを除く。） セルラーウッドパネル（単金属を表面に張つてあるかどうかを問わない。） 再生木材（かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。）	一五%
四四・二九	一 板状のもの	一〇%
四四・三〇	木製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁	一五%
四四・三一	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器	一五%
四四・三二	おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品（木製のものに限り、おけ材及びたる材を含む。）	六%
四四・三三	二 その他のもの	八%
四四・三四	（一）使用したもの	八%
四四・三五	（二）その他のもの	一二%

四四・二二	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）	無税
四四・二三	（1）建具及び床柱	無税
四四・二四	（2）その他のもの	六%
四四・二五	木製の家事用具	八%
四四・二六	木製工具並びに工具、はうき及びブラシの木製のポデー、柄及び握り並びにくつの木型	八%
四四・二七	一 くの木型	八%
四四・二八	二 その他のもの	一二%
四四・二九	木製のスプーン、コップ、ポピンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。）	一二%
四四・三〇	一 ポピン	一二%
四四・三一	二 その他のもの	六%
四四・三二	しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンスドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて用いる身辺用品及び身辺用装飾品並びにこれらの部分品（木製のものに限る。）	一五%
四四・三三	一 貴金属をめぐらした金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一五%
四四・三四	二 その他のもの	四%
四四・三五	（一）かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く）のもの	四%
四四・三六	（二）その他のもの	四%
四四・三七	その他の木製品	四%
四四・三八	一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	一二%
四四・三九	（一）貴金属、これを張り若しくはめぐらした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一二%
四四・四〇	（二）その他のもの	一二%
四四・四一	A 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの	八%
四四・四二	B その他のもの	八%
四四・四三	三 履物用の木くぎ	七・五%
四四・四四	五 その他のもの	八%
四四・四五	（一）かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く）のもの	一〇%
四四・四六	（二）その他のもの	一〇%
四四・四七	天然コルク（栓）の製造用に角に切つたものを含むものと、天然コルク、板状、シート状又はストリップ状のもの	一〇%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四五・〇三 四五・〇四	天然コルクの製品 凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。) 及びその製品 一 王冠用ディスク及びその製造に適する直径に仕上げた丸棒 二 その他のもの	八% 四%
四六・〇二	さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらつと 一 ばつかんさなだ 二 その他のもの 三 人造プラスチック製のもの (一) 人造プラスチック製のもの (二) その他のもの (1) さなだその他これに類する組物材料の物品 (2) その他のもの	二〇% 八% 二四% 二二% 六%
四六・〇三	かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る)及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 二 その他のもの (一) 人造プラスチック製のもの (二) その他のもの	八% 二二% 二二%
四七・〇一	パルプ(植物性纖維原料から機械的又は化学的の処理により製造したものに限る) 一 木材パルプ (一) 機械パルプ (二) 化学パルプ A サルファイトパルプ B クラフトパルプ C その他のもの 二 その他のもの (一) その他のもの	無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税
四八・〇一	紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る) 一 手すきのもの 二 その他のもの (一) 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)	六% 無税
四八・〇三	硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙(板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。) B その他のもの A 一平方メートルの重量が三〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る。)	一二・五% 九・五%
四八・〇四	張り合わせた紙及び板紙(塗布し又はしみ込ませたものを除く)とともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。 段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限る。)	一二%
四八・〇五	一段ボール及び波形紙 二 その他のもの	一二%
四八・〇七	紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く。))に限る。 一 けい線、線又は方眼線を引いたもの (一) 紙及び一平方メートルの重量が三〇グラム以下の板紙 (二) その他のもの 二 その他のもの (一) アートペーパー (二) トレーシングペーパー (三) パラフィンペーパー及びワックスペーパー (四) 油紙 (五) リングラファイックペーパー (六) カーボンペーパー	一二% 一二% 八% 八% 八% 八% 八% 八% 一二%

品名	単位	数量	備考
(イ) タールペーパー	八	八%	
(ロ) 接着剤を塗布した接着性の物品	六	六%	
(ハ) その他のもの	八	八%	
製紙用バルブ製のフィルターブロック、フィルターラ ブ及びフィルタープレイト	二	二%	
壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー	二	二%	
一 壁紙及びリンクラスタ	二	二%	
二 グラスペーパー	二	二%	
紙又は板紙をもととして製造した床敷き（特定の形状に 切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗 布したものであるかどうかを問わない。）	二	二%	
カーボンペーパーその他の複写紙（謄写版原紙を含む。） 及びトランスファーパー（特定の形状に切つたものに 限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わな い。）	二	二%	
一 カーボンペーパー	二	二%	
二 トランスファーパー	二	二%	
三 その他のもの	二	二%	
便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は 板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	六	六%	
その他の紙及び板紙（特定の形状に切つたものに限る。）	四	四%	
一 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙（一平方メート ルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下 のものに限る。）	四	四%	
二 紙及び試験紙（理化学用又は工業用のものに限 る。）	八	八%	
三 板紙（一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超 えるものに限る。）	八	八%	
四 その他のもの	四	四%	
紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに 類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器	二	二%	
一 書類箱、レタートレイその他これらに類する物品 で事務用のもの	二	二%	
二 紙袋	二	二%	
三 その他のもの	二	二%	
帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記 帳、プロッチングパット、書類ばさみ、ファイルカバ ーその他の紙製又は板紙製の文具及び事務用品並びに紙 製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	一〇・四	一〇・四%	
一 アルバム	八	八%	
二 その他のもの	六	六%	
紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるか、又はのりを 付けてあるかどうかを問わない。）	二	二%	

四八・二〇	製紙用バルブ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（あなあけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。）	一二%
四八・二一	製紙用バルブ、紙、板紙又はセルロースウオッディングのその他の製品	一二%
四九・〇八	二 その他のもの	六%
四九・〇九	デカルコマニア	一二%
四九・一〇	絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード（印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。）	一二%
四九・一一	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。）	六%
五〇・〇四	写真、印刷した絵画及びその他の印刷物	無税
五〇・〇五	一 写真	七・五%
五〇・〇七	絹糸（絹紡糸、絹紡糸糸及び小売用の糸を除く。）	一二%
五〇・〇九	絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用の糸を除く。）	六%
五一・〇一	二 絹紡糸糸	一二%
五一・〇二	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸糸（小売用の糸に限る。）並びに天然でぐず及び絹製のカットガット	二・五%
五一・〇三	二 その他のもの	八%
五一・〇四	二 絹ノイル織物	一〇%
五一・〇五	（一）経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	八%
五一・〇六	（二）その他のもの	七・五%
五一・〇七	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。）	七・五%
五一・〇八	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	七・五%
五一・〇九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・一〇	（二）その他のもの	六%
五一・一一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・一二	（二）その他のもの	六%
五一・一三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・一四	（二）その他のもの	六%
五一・一五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・一六	（二）その他のもの	六%
五一・一七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・一八	（二）その他のもの	六%
五一・一九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・二〇	（二）その他のもの	六%
五一・二一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・二二	（二）その他のもの	六%
五一・二三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・二四	（二）その他のもの	六%
五一・二五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・二六	（二）その他のもの	六%
五一・二七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・二八	（二）その他のもの	六%
五一・二九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・三〇	（二）その他のもの	六%
五一・三一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・三二	（二）その他のもの	六%
五一・三三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・三四	（二）その他のもの	六%
五一・三五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・三六	（二）その他のもの	六%
五一・三七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・三八	（二）その他のもの	六%
五一・三九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・四〇	（二）その他のもの	六%
五一・四一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・四二	（二）その他のもの	六%
五一・四三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・四四	（二）その他のもの	六%
五一・四五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・四六	（二）その他のもの	六%
五一・四七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・四八	（二）その他のもの	六%
五一・四九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・五〇	（二）その他のもの	六%
五一・五一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・五二	（二）その他のもの	六%
五一・五三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・五四	（二）その他のもの	六%
五一・五五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・五六	（二）その他のもの	六%
五一・五七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・五八	（二）その他のもの	六%
五一・五九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・六〇	（二）その他のもの	六%
五一・六一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・六二	（二）その他のもの	六%
五一・六三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・六四	（二）その他のもの	六%
五一・六五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・六六	（二）その他のもの	六%
五一・六七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・六八	（二）その他のもの	六%
五一・六九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・七〇	（二）その他のもの	六%
五一・七一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・七二	（二）その他のもの	六%
五一・七三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・七四	（二）その他のもの	六%
五一・七五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・七六	（二）その他のもの	六%
五一・七七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・七八	（二）その他のもの	六%
五一・七九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・八〇	（二）その他のもの	六%
五一・八一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・八二	（二）その他のもの	六%
五一・八三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・八四	（二）その他のもの	六%
五一・八五	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・八六	（二）その他のもの	六%
五一・八七	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・八八	（二）その他のもの	六%
五一・八九	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・九〇	（二）その他のもの	六%
五一・九一	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・九二	（二）その他のもの	六%
五一・九三	（一）絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	七・五%
五一・九四	（二）その他のもの	六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五二・〇一	金属を交えた糸(紡織用繊維の糸に金属を交え、塗布し又は被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。)	一六%
五二・〇二	金属糸又は金属を交えた糸を用いた織物(衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。)	一六%
五三・〇五	羊毛その他の獣毛(カードし又はコムしたものに限る。)	一六%
五三・〇六	一 ローピング 紡毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。)	四%
五三・〇七	梳毛糸(羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。)	四%
五一・〇三	一 合成繊維の材料で製造したもの 二 アセテート繊維の材料で製造したもの 三 その他のもの 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸に限る。)	一〇% 二〇% 二二%
五一・〇四	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。)	二〇% 二二%
	一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (1) その他のもの ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリ塩化ビニル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリエステル繊維等(以下第六・〇七号において「ナイロン繊維等」という。)のみから成るもの並びにナイロン繊維等のうち一以上の繊維及びアセテート繊維のみから成るもの (2) ナイロン繊維等以外の合成繊維のみから成るもの並びにナイロン繊維等以外の合成繊維及びアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート繊維のものを除く。 (3) その他のもの (i) ナイロン繊維等又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (ii) その他のもの (iii) その他のもの	一六% 八% 一〇% 二〇% 六%
五三・〇八	紡毛糸及び梳毛糸(織物製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。)	八%
五三・〇九	馬毛の糸及びその他の獣毛の糸(小売用の糸を除く。)	八%
五三・一〇	羊毛、馬毛その他の獣毛の糸(小売用の糸に限る。)	六%
五三・一一	毛織物(羊毛製又は織物製の糸に限る。)	六%
	二 その他のもの (一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの (二) その他のもの	一二% (その率が一平方メートルにつき二〇〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
五三・一二	毛織物(馬毛製その他の獣毛製の糸に限る。)	八%
五四・〇一	亜麻(精紡したものを含む。)	無税
五四・〇二	一 亜麻(精紡したものに限る。)	無税
五四・〇三	二 ラミー(精紡したものを含む。)	無税
五四・〇四	一 亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸を除く。)	二二%
五四・〇五	二 亜麻糸及びラミー糸(小売用の糸に限る。)	二二%
	一 平織りのもの (一) 二・五センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一〇を超え、かつ一平方メートルの重量が一三五グラム以下のもの (二) その他のもの 二 その他のもの 綿糸(小売用の糸を除く。)	二四% 二〇% 二八%
五五・〇五	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 縫糸、カタン糸、ししゅう糸及びレース糸 (二) その他のもの	八・四% 四・四%
五五・〇六	綿糸(小売用の糸に限る。)	四・四%
五五・〇七	綿織物(もじり織りのものに限る。)	四・四%
	一 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%

品名	税率	品名	税率
二 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの(二に掲げるものを除く。)	八・四%	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの	一〇%
三 その他のもの	五・六%	二 その他のもの	六%
テリタオル地その他のテリー織りの綿織物		二 植物性紡織用繊維の糸(一に掲げるものを除く。)	三%
一 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一六%	三 紙糸	三%
二 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの(二に掲げるものを除く。)	一二%	第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の織物	八%
三 その他のもの	五・六%	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	一六%
その他の綿織物		一 大麻糸	三%
一 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻又はラミーのもの	一四%	二 植物性紡織用繊維の糸(一に掲げるものを除く。)	三%
二 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一一・二%	紙糸	一六%
三 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の一〇%を超えるもの(二に掲げるものを除く。)	八・四%	第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用靱皮繊維の織物	八%
四 その他のもの		その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	一六%
五・六% (その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価税を併用する税率より低いときは、当該従価税を併用の税率)		一 植物性紡織用繊維の織物(一に掲げるものを除く。)	一二%
		二 大麻織物	八%
		三 紙糸の織物	一二%
		じゆうたん、じゆうたん地その他の織物類の敷物(結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。)	一二%

五八・〇二	じゆうたん、じゆうたん地その他織物類の敷物（結びパイルのものを除く）とケレムラグ、シエマ、カラムニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）	一六・八%
五八・〇三	一 コイヤ製のもの 二 その他のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの	一二% 一六・八% 一二%
五八・〇四	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボネル織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物 (1) 綿製のもの (2) その他のもの	一六・八% 一二%
五八・〇五	パイル織物及びシェニール織物（第五五・〇八号に該当するテリータオル地その他のテリール織りの綿織物及び第五八・〇五号に該当する織物類を除く） 一 添加糸が羊毛又は織獣毛のもの (一) アストラカン織り又はシル織りのもの (二) その他のもの 二 添加糸が絹のもの 三 添加糸が人造繊維のもの (一) 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの (二) その他のもの 四 添加糸が絹のもの 五 その他のもの	八% 八% 五・六% 一〇% 六% 一〇% 八%
五八・〇六	細幅織物及び接着剤で接着した織糸のみから成る細幅の織物類（第五八・〇六号に該当する物品を除く） (1) 綿製のもの (2) その他のもの	一一・二% 八%
五八・〇七	織物製のラベル、バッジその他これらに類する物品（ストリップ状のもの及び特定の形状に切つたものを含むものとし、ししゅうしたものを除く） シニールヤーン（フロックシニールヤーンを含む。マジンブヤーン（第五二・〇一号の金属を交えた糸及び馬毛をしん糸に用いたジンブヤーンを除く）並びに組みひも及び装飾用トリミングでそのまま特定の用途に供しないもの並びにタッセル、ボンボンその他これらに類する物品 (1) 綿製のもの (2) その他のもの	八% 一四% 一〇%
五八・〇八	チェールその他の網地（平編みのものに限り、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く） 一 綿製のもの 二 人造繊維製のもの (一) 合成繊維製又はアセテート繊維製のもの (二) その他のもの 三 その他のもの	一二% 一〇% 一六% 八%
五八・〇九	チェールその他の網地（模様編みその他の変化組織を有するものに限り、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く）及び手製又は機械製のレース（レース地及びモチーフに限る。） (1) チェールその他の網地 (i) 綿製のもの (ii) その他のもの (ii) 手製又は機械製のレース (i) 綿製のもの (ii) その他のもの (iii) その他のもの (iii) ししゅう布（モチーフを含む。） ウオッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネッブ 二 その他のもの フェルト及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） 一 フェルト 二 フェルト製品 不織布及びその製品（塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。） 一 不織布 (1) 綿製のもの (2) 芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限り。） (3) その他のもの 二 不織布の製品 (1) 人造繊維製のもの (2) その他のもの 一 綿製のもの 二 第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製又はマニラ麻製のもの	二四% 一二% 一四% 一九・六% 二二・四% 四% 八・四% 一一・二% 一六% 無税 八% 一六% 八% 八% 八%
五九・〇四	ひも、綱及びケーブル（組んであるかどうかを問わない。）	八%

品名	数量	単価	合計
三 亜麻製、ラミー製、大麻製又はサイザル麻製のもの	五九・〇五	六%	八・四%
四 合成繊維製のもの	五九・〇七	八%	六%
五 その他のもの	五九・〇八	八%	六%
一 綿製のもの	五九・一〇	八%	六%
二 亜麻製、ラミー製、大麻製、第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製のもの	五九・一二	八%	六%
三 合成繊維製のもの	五九・一三	八%	六%
四 その他のもの	五九・一四	八%	六%
一 亜麻製、ラミー製、大麻製、第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製のもの	五九・一五	八%	六%
二 合成繊維製又はアセテート繊維製のもの	五九・一六	八%	六%
三 その他のもの	五九・一七	八%	六%
一 書籍装てい用その他これに類する用途に供する紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、面用カンバス及びバックラムその他これに類する織物類でハット、フアン、デーションその他これに類する用途に供するもの	五九・一八	八%	六%
二 トレーシングクロス及び面用カンバス	五九・一九	八%	六%
三 その他のもの	五九・二〇	八%	六%
一 紡織用繊維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものに限る。）	五九・二一	八%	六%
二 リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品（紡織用繊維の基布を有するものに限るものとし、床用敷物として使用するものであるかどうかを問わない。）	五九・二二	八%	六%
三 並に紡織用繊維の基布に塗布した床用敷物（特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。）	五九・二三	八%	六%
四 ゴム加工した紡織用繊維の織物類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	五九・二四	八%	六%
五 その他の紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限り、及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類）	五九・二五	八%	六%
一 紡織用繊維の織物類（塗布し又はしみ込ませたものに限り。）	五九・二六	八%	六%
二 その他のもの	五九・二七	八%	六%
一 亜麻製又はラミー製のもの	五九・二八	八%	六%
二 合成繊維製のもの	五九・二九	八%	六%
三 その他のもの	五九・三〇	八%	六%
一 伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベ	五九・三一	八%	六%
ルチング（紡織用繊維製のものに限り、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。）	五九・三二	八%	六%
二 紡織用繊維の織物類及び紡織用繊維の製品（通常機械に使用するものに限り。）	五九・三三	八%	六%
一 ふるい用の布	五九・三四	八%	六%
二 製紙用フェルト（エンドレスのものに限る。）	五九・三五	八%	六%
三 その他のもの	五九・三六	八%	六%
一 メリヤス編み及びクロセ編み（ゴム糸を用いたもの及び	五九・三七	八%	六%
ゴム加工したものを除く。）	五九・三八	八%	六%
二 平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの（二に掲げるものを除く。）	五九・三九	八%	六%
（一）羊毛製又は織獣毛製のもの	五九・四〇	八%	六%
（二）綿製のもの	五九・四一	八%	六%
（三）人造繊維製のもの	五九・四二	八%	六%
（四）合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇％を超えるもの	五九・四三	八%	六%
（五）その他のもの	五九・四四	八%	六%
（六）模様の編みの組織を有するもの	五九・四五	八%	六%
（七）綿製のもの	五九・四六	八%	六%
（八）その他のもの	五九・四七	八%	六%
（九）手袋（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り、とし、	五九・四八	八%	六%
ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	五九・四九	八%	六%
（一〇）綿製のもの	五九・五〇	八%	六%
（一一）その他のもの	五九・五一	八%	六%
（一二）くつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限り、とし、	五九・五二	八%	六%
ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。）	五九・五三	八%	六%
（一三）合成繊維製のもの	五九・五四	八%	六%

六〇・〇四	(一) 女子用の長くつ下 二 その他のもの (2) 綿製のもの 二 その他のもの	一二・二% 一〇% 一一・二% 八%
六〇・〇五	下着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものと、 ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。) 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様 編みの組織を有するもの 二 その他のもの 外衣類及びその他の編物製品(メリヤス編み又はクロセ 編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたもの及びゴ ム加工したものを除く。) 一 ししゅうしたものの、レースを用いたもの及び模様 編みの組織を有するもの 二 その他のもの (一) 外衣類 (二) ショール、スカーフ、マフラーその他これらに 類する物品 (三) その他のもの	一一・二% 一一・二% 一一・二% 一六・八% 一四% 一四% 一四%
六〇・〇六	メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品(ゴム糸を 用いたもの及びゴム加工したものに限るものとし、ゴム 糸を用いた保健用のひざ当て及び長くつ下を含む。) 一 メリヤス編物及びクロセ編物 (1) 綿製のもの (2) その他のもの 二 その他のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの	一一・二% 八% 一一・二% 八% 一一・二% 八%
六一・〇一	男子用の外衣類 一 毛皮付きのもの 二 その他のもの 女子用又は乳幼児用の外衣類 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめ つぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレース を用いたもの (二) その他のもの	三三・二% 一四% 一四% 三三・二% 一一・二% 一四%
六一・〇二	男子用の下着(カラー、シャツフロント及びカフスを含 む。)	一一・二%
六一・〇三		
六一・〇四	女子用又は乳幼児用の下着 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを 用いたもの 二 その他のもの ハンカチ 一 亜麻製又はラミー製のもの 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレース を用いたもの (2) 綿製のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの A 綿製のもの B その他のもの	一一・二% 一一・二% 二四% 八・四% 八% 八・四% 八%
六一・〇五	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその 他これらに類する物品 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくは めつぎした金属、寶石、半寶石又は真珠を用いた もの 二 その他のもの (一) ししゅうしたものの、レース製のもの及びレース を用いたもの (1) 綿製又は人造繊維製のもの (2) その他のもの (1) 綿製又は人造繊維製のもの (2) その他のもの (1) 綿製又は人造繊維製のもの (2) その他のもの	三三・二% 一四% 一四% 一〇% 一四% 一〇% 一〇%
六一・〇六	ネクタイ コルセット、コルセットベルト、サスペンダーベルト、 ブラジャー、ブルース、サスペンダー、ガーターその他 これらに類する物品(メリヤス編み又はクロセ編みのも のを含むものとし、ゴム糸を用いたものであるかどうか を問わない。) 一 ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを 用いたもの 二 その他のもの 手袋及びくつ下類(メリヤス編み又はクロセ編みのもの を除く。) 一 手袋 二 くつ下類	一六・八% 一〇% 一四% 一〇% 一六% 一一・二% 一一・二% 一一・二%
六一・〇七		
六一・〇八		
六一・〇九		
六一・一〇		

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

六二・二	ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーププロテクター、ボケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）	一六%
	一 毛皮付きのもの及び貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、寶石、半寶石又は真珠を用いたもの	一六%
	二 その他のもの	
	(一) ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	一一・二%
	(二) その他のもの	
六二・〇一	(1) 女子用のカラー、タックカー、フアラル、ボディスフロント、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング	一六%
	(2) その他のもの	一一・二%
六二・〇一	ひざ掛け及び毛布	一一・二%
	(1) 綿製のもの	八%
	(2) その他のもの	
六二・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン並びにカーテンその他の室内用品	
	一 ししゅうしたもの、レース製のもの及びレースを用いたもの	一二%
	(1) 亜麻製又はラミー製のもの	一二%
	(2) 綿製のもの	一一・二%
	(3) その他のもの	八%
	二 その他のもの	
	(一) 亜麻製又はラミー製のもの	一二%
	(二) その他のもの	
	(1) 綿製のもの	一一・二%
	(2) その他のもの	八%
六二・〇三	包装用の袋	
	一 第五七・〇三号に掲げる紡織用纖維製のもの	
	(一) 使用してないもの	
	A ガンニ一袋（一平方メートルの重量が五〇〇グラム以上の布で作つたものに限る。）	一六%（その率が一キログラムにつき一六円八〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	B その他のもの	一六%（その率が一キログラムにつき二六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）

六二・〇四	二 合成纖維製のもの 三 その他のもの ターポリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品	一六%
六二・〇五	一 亜麻製、ラミー製又は第五七・〇三号に掲げる紡織用纖維製のもの 二 その他のもの (1) 綿製のもの (2) その他のもの 紡織用纖維のその他の製品(ドレスパターンを含む。)	一六% 八% 一六% 六%
六三・〇一	(2) その他のもの 中古の紡織用纖維製の衣類、衣類附属品、ひざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品(第五八・〇一、五八・〇二、五八・〇三又は第五八・〇三号に該当する物品を除く。並びに中古の履物及び帽子(ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装のものに限る。)) 履物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限る。)のうち スキーぐつで、昭和六〇年三月三十一日までに輸入されるもの	二〇% 二七%
六四・〇二	履物(本底が革製、コンボジションレザー製、ゴム製又は人造プラスチック製のものに限るものとし、第六四・〇一に該当するものを除く。) 一 甲が革製のもの及び甲に毛皮を用いたもののうち 甲が革製のもの(本底が革製、コンボジションレザー製又はゴム製のものに限るものとし、スリッパその他の室内用履物を除く。) 二 その他のもの (一) 本底が革製のもののうち キャンパスシューズ (二) その他のもの 履物(本底がその他の材料製のものに限る。) 履物の部分品(甲、中敷及びねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。) 一 革製のもの及び毛皮を用いたもの 二 その他のもの	二七% 二七% 一〇% 一〇% 二五% 七・五% 一〇%
六四・〇四		
六四・〇五		
六五・〇一	帽体(フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。))並びにフェルト製のプラトウ及びマントン(スリットマントンを含む。)	一〇%
六五・〇二	帽体(組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。))	一〇%

六五・〇三	フェルト製の帽子(第六五・〇一に該当するフェルト製の帽子又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	二 その他のもの	三三%
六五・〇四	帽子(組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの	二 その他のもの	三三%
六五・〇五	帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。))で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	二 その他のもの	一〇%	
六六・〇一	かさ(つえ兼用がさ、アンブレラテント、ビーチパラソルその他これらに類する物品を含む。)	一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二 その他のもの	一六%
六六・〇二	その他これらに類する物品	二 その他のもの	八%	
六六・〇三	第六六・〇一又は第六六・〇二に該当する物品の部分品、トリミング及び付属品	二 その他のもの	八%	
六七・〇一	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)	(1) 羽毛製ダスター	(2) その他のもの	一六%
六七・〇二	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品	(1) 人造プラスチック製のもの	(2) その他のもの	一六%
六七・〇三	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。))並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料(かつらその他のこれに類する物品の製作用に調製したものに限る。)	二 獣毛	三 その他のもの	四%

六七・〇四	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。))及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。)	道路その他の舗装に用いる石、縁石及び敷石(天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。)	石碑用又は建築用の石(加工したものに限る。及びその製品(モザイクチップを含むものとし、第六八・〇一号又は第六九類に該当するものを除く。))	一 大理石(みがいたものに限る。))及び大理石製品	二 その他のもの	スレート(加工したものに限る。))及びスレート製品(凝結スレート製品を含む。)	手とぎ用砥石その他これに類する物品並びにミルスストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他のこれらに類する物品(研磨用、整形用又は切断用のホイール、ヘッド、ディスク及びポイントを含む。))ソケット、軸その他これらに類する物品(材料を問わない。))を有するかどうかを問わない。))及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石(凝結したもの)であるかどうかを問わない。))製、凝結した天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの	一 ダイヤモンドカッティングホイール	二 ダイヤモンドグラインディングホイール	三 その他のもの	(一) 人造研磨材料製のもの	(二) その他のもの	粉状又は粒状の天然又は人造の研磨材料を織物、紙、板紙その他の材料に付着させた物品(特定の形状に切つたもの。縫い合わせたもの及びその他の加工をしたものを含む。)	一 研磨紙	二 その他のもの	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨張した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く。))	アスファルト製品、石油アスファルト製品、コaltarピッチ製品その他これらに類する製品	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくすくず又はのこくずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材で凝結したものに限る。))	八%	二%	二%	二%	四%	一六%	一二%	一二%
-------	---	---	---	---------------------------	----------	---	---	--------------------	----------------------	----------	----------------	------------	---	-------	----------	--	---	---	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

六八・一〇	プラスター製品	六%
六八・一一	セメント製品(スラグセメント製品を含む。)、コンクリート製品及び人造石製品(粒状大理石をセメントで凝結したものの製品を含むものとし、補強してあるかどうかを問わない。)	一二%
六八・一二	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品	一二%
六八・一三	石綿(加工したものに限る。及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジュエイントその他の製品(補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。))並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物及びこれらの製品	一二%
六八・一四	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料(セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ローラーその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限り、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。)	六%
六八・一五	雲母(加工したものに限る。及び雲母製品(マイカナイ、マイカフオリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む。))	四%
六八・一六	石その他の鉱物性材料の製品(泥炭製品を含むものとし、他の号に該当するものを除く。)	六%
六九・〇一	断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限る。)	八%
六九・〇二	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一に該当するものを除く。)	四%
六九・〇三	その他の耐火製品(例えば、レトルト、ろつぽ、マップル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一に該当するものを除く。)	一二%
六九・〇四	建設用れんが(床用ブロック、サポートタイル、ファイラータイルその他これらに類する物品を含む。)	八%
六九・〇五	かわら、煙突用品その他の建設用品(建築用裝飾品を含む。)	八%
六九・〇六	管、導管及びとい(アングル、バンドその他これらに類する継手を含む。)	八%
六九・〇七	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施してないものに限る。)	八%
六九・〇八	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限り。)	四%
六九・〇九	理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーその他これらに類する製品	無税
	一 理化学用又は工業用の物品	
	(1) 触媒の製造に使用される触媒担体	

六九・一〇	二 その他のもの	一二%
六九・一一	合所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品	一二%
六九・一二	磁器(バリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	六%
六九・一三	その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	六%
六九・一四	小像その他の裝飾品及び装身具並びに調度品	六%
七〇・〇一	その他の製品	六%
七〇・〇三	一 塊	八%
	ガラスの球、棒及び管(加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。)	四%
	一 石英ガラスのもの	八%
七〇・〇四	二 その他のもの	一二%
	板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む。鑄込み法又はロール法により製造した正方形又は長方形のもの、加工してないものに限る。ものとし、模様付けしてあるかどうかを問わない。)	一二%
	一 型模様付き板ガラス	一二%
	(一) 厚さが二・五ミリメートル以下のもの	一六%
	(二) その他のもの	一二%
七〇・〇五	二 その他のもの	八%
	板ガラス(色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。)	八%
	一 無色平面のもの	八%
	(一) 厚さが二・五ミリメートル以下のもの	一二%
	(二) 厚さが二・五ミリメートルを超え、四ミリメートル以下のもの	一六%
	(三) 厚さが四ミリメートルを超えるもの	一二%
七〇・〇六	二 その他のもの	一〇%
	みがき板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む。鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	一〇%
七〇・〇七	板ガラス(色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む。鑄込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形又は長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限り。表面をみがいてあるかどうかを問わない。)	一〇%

七〇・〇八	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限るものと、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。)	二〇%
七〇・〇九	ガラス鏡(バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。)	二〇%
七〇・一〇	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するものに限り。)	六%
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品(電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限り。)	六%
七〇・一二	魔法びんその他の真空容器に用いるガラス製のびん	二二%
七〇・一三	ガラス製品(通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限り。第七〇・一九号に該当するものを除く。)	二二%
七〇・一四	(1) ガラスセラミックス製のものと及びその製造の用に供するもの	六%
七〇・一五	(2) その他のもの	八%
七〇・一六	(i) コップ類(貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。)	二二%
七〇・一七	(ii) その他のもの	八%
七〇・一八	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品(光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。)	一六%
七〇・一九	時計用ガラスその他これに類するガラス(サンングラス用のものを除く。曲面のもの、曲げたものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除く。)	一六%
七〇・二〇	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガラス	一六%
七〇・二一	理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかどうかを問わない。)	六%
七〇・二二	一 石英ガラス製のもの	二二%
七〇・二三	二 その他のもの	六%
七〇・二四	光学ガラス及び光学ガラス製の光学用品(光学的に研磨したものを除く。並びに視力矯正眼鏡用レンズのブランド(ガラス製のものに限り。))	六%
七〇・二五	一 板状のもの	二二%
七〇・二六	二 その他のもの	六%
七〇・二七	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する装飾用細工及びこれらを用いたガラス製品(ガラス製の装飾用のものに限り。)	七・五%
七〇・二八	一 ガラス製のキーブ及び小板(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限り。)	二〇%
七〇・二九	二 その他のもの	二〇%
七〇・三〇	ガラス繊維(ガラスウールを含む。)	六%
七〇・三一	一 ガラス繊維の織物	二〇%
七〇・三二	二 その他のもの	二〇%
七〇・三三	その他のガラス製品	六%
七〇・三四	貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く。)	二二%
七〇・三五	一 機械用又は工業用に供するために形作つたもの	四%
七〇・三六	二 その他のもの	四%
七〇・三七	(i) 合成のダイヤモンドのもの	二二%
七〇・三八	(ii) その他のもの	四%
七〇・三九	合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除く。)	四%
七〇・四〇	一 機械用又は工業用に供するために形作つたもの	四%
七〇・四一	二 その他のもの	四%
七〇・四二	(i) 合成のダイヤモンドのもの	二二%
七〇・四三	(ii) その他のもの	四%
七〇・四四	銀(金又は白金をめつきた銀を含むものとし、加工しないもの及び一次製品に限る。)	二・四%
七〇・四五	一 塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯	八%
七〇・四六	二 その他のもの	一六%
七〇・四七	銀を張つた金属(加工しないもの及び一次製品に限る。)	一六%
七〇・四八	金(白金をめつきた金を含むものとし、加工しないもの及び一次製品に限る。)	一六%

七二・〇八	二 その他のもの 金を張った卑金属及び銀（加工してないもの及び一次製品に限る。）	八%
七二・〇九	白金及び白金族のその他の金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	一六%
七二・一〇	二 その他のもの 白金又は白金族のその他の金属を張った卑金属及び貴金属（加工してないもの及び一次製品に限る。）	四%
七二・一一	貴金属の加工品、溶解品、その他のもの	一六%
七二・一二	一 銀のくず 身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	二・四%
七二・一三	(1) 銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたもの (2) その他のもの	一七・五%
七二・一四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものを除く。） その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	二〇%
七二・一五	一 理化学用又は工業用のもの 二 その他のもの 真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	八%
七二・一六	一 理化学用又は工業用のもの 二 その他のもの (1) 真珠製品（格付した真珠を輸送のために一時的に糸に通したものに限る。） (2) その他のもの	無税
七二・一七	(i) 身辺用細貨類及びその部分品 (ii) その他のもの 身辺用模造細貨類	一七・五%
七二・一八	一 貴金属をめぐつしたものの 二 その他のもの	二〇%
七二・一九	貨幣 三 その他のもの	二・五%
七三・〇一	(i) その他のもの 鉄鉄及びスプーゲル（なまこ形のもの、ブロック、ランブその他これらに類する形状のものに限る。）	無税
七三・〇二	一 鉄鉄 二 スプーゲル	四%

七三・〇二	フェロアロイ	八%
七三・〇三	一 フェロシリコン 二 フェロマンガン 三 フェロクロム 四 フェロニッケル 五 その他のもの	九・六%
七三・〇四	鉄鋼のショット及びグリット（選別したものであるかどうかを問わない。）並びに鉄鋼のワイヤーペレット	八%
七三・〇五	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼	八%
七三・〇六	一 鉄の含有量が全重量の九〇%に満たないもの (1) ニッケルの含有量が全重量の二%以上で五%に満たないもの (2) その他のもの	無税
七三・〇七	二 その他のもの 鉄鋼のブルーム、ピレット、スラブ及びシートバー（チンプレートバーを含む。）並びに鉄鋼の荒鍛造品	四%
七三・〇八	一 荒鍛造品 二 その他のもの 鉄鋼のコイル（再圧延用のものに限る。）	無税
七三・〇九	鉄鋼のユニバーサルプレート	一〇%
七三・一〇	鉄鋼の棒（線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。）及び中空マイニングドリル鋼	一〇%
七三・一一	一 棒 (i) クラッドのもの及びめつきしたもの (ii) その他のもの A 冷間成形又は冷間仕上げをしたもの B その他のもの 二 線材（巻いたものに限る。） (i) クラッドのもの及びめつきしたもの (ii) その他のもの 三 中空マイニングドリル鋼	五%

[illegible]

七三・三一	鉄鋼製のくぎ、びょう、またくぎ、かぎくぎ、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びょう（銅以外の材料で製造した頭部を有するものを含む）	六%
七三・三二	鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない）、ねじ（スクリロエフック及びスクリューリングを含む）、リベーター、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金（ばね座金を含む）	六%
七三・三三	鉄鋼製の手縫針（ししゅう用のものを含む）、じゅうたんに用針、手編針、ボドキンクロセ手針その他これらに類する物品及びししゅう用あなけ手針	八%
七三・三四	鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びょうを除く）、ヘアピン、カールグリップその他これらに類する物品	四%
七三・三五	鉄鋼製のばね及びばね板	六%
七三・三六	一 自動車用のシャシばね及びそのばね板 二 その他のもの	一二%
七三・三七	ストーブ（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む）、レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさら温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る）	一二%
七三・三八	ボイラー（第八四・〇一号のボイラーを除く）及びラジエーター（セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く）並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（冷風又は調節した空気を供給することができ、これらを含むものとし、電気加熱式のものを除く）並びにこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る）	一二%
七三・三九	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る）並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	一六%
七三・四〇	一 ウール及びびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品 二 その他のもの	六%
七四・〇一	その他の鉄鋼製品 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びびん洗い	六%
	二 塊（一に掲げるものを除く） （一）製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。） （二）課税価格が一キログラムにつき四七五円以下のもの	一六%
	一キログラムにつき 一五円	

(2) 課税価格が一キログラムにつき四七五円を超え、四九〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と四九〇円との差額
(3) 課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの	無税
(1) 亜鉛の含有量が全重量の二五%以上で、鉛の含有量が全重量の一%以上のもの	無税
(2) その他のもの	一キログラムにつき 一五円
(i) 課税価格が一キログラムにつき四八五円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額
(ii) 課税価格が一キログラムにつき四八五円を超え、五〇〇円以下のもの	無税
iii 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの	無税
三 ぐす	九% 八%
マスタアロイ	無税
一 ペリリウム銅のもの	九%
二 その他のもの	八%
銅の棒、形材及び線	一六% 一六%
一 棒及び形材	一六%
(一) 銅(合金を除く。)のもの	一六%
(二) 黄銅又は青銅のもの	一六%
(三) その他のもの	二〇%
A ペリリウム銅合金の棒	一六%
B その他のもの	一六%
二 線	一六%
(一) 銅(合金を除く。)のもの	一六%
(二) 黄銅又は青銅のもの	一六%
(三) その他のもの	二〇%
A ペリリウム銅合金のもの	一六%
B その他のもの	一六%
銅の板及び帯	一六%
一 銅(合金を除く。)のもの	一六%
二 黄銅又は青銅のもの	一六%
三 その他のもの	二〇%
(一) ペリリウム銅合金のもの	二〇%

七四・〇五	(一) その他のもの 銅のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの、紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が〇・一五ミリメートル以下のものに限り)	一六%
七四・〇六	二 その他のもの 銅の粉及びフレーク	二〇%
七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒 一 銅(合金を除く)のもの 二 黄銅又は青銅のもの 三 その他のもの	一六% 二二% 二二%
七四・〇八	(一) ペリウム銅合金のもの (二) その他のもの	二〇% 二二%
七四・一〇	銅製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手 より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品(銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く)	一六% 一六%
七四・一一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る)及び銅製のエキスパンデッドメタル 一 エキスパンデッドメタル 二 その他のもの	一六% 一六%
七四・一五	(一) 機械用のもの(エンドレスのものに限る) (二) その他のもの	二二% 一六%
七四・一六	銅製のくぎ、びよう、またぐき、かぎくき、かすがい、飾りくき、スパイク及び曲びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む)並びに銅製のボルト及びナット(ボルト、エンド及びスクリーニースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない)ねじ(スクリュー、フック及びスクリーニングを含む)、リベッタ、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金(はね座金を含む)	一六%
七四・一七	一 くき、びよう、またぐき、かぎくき、かすがい、飾りくき、スパイク及び曲びよう (一) 貴金属をめつきたもの (二) その他のもの 二 その他のもの	一六% 一六% 一六%
	銅製のばね 銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供するものに限るものとし、電気式のものを除く)及び加熱器具部分品	一六% 一六%

七四・一八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(銅製のものを除く) 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一六% 八%
七四・一九	その他の銅製品 一 貯蔵タンクその他これに類する容器(圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く)とともに容積が三〇〇リットルを超えるものに限り、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない 二 その他のもの (一) 貴金属をめつきたもの (二) その他のもの	一六% 一六% 一六%
七五・〇一	(1) エンドレス帯(フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る) (2) その他のもの ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く)及びくず 一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物 (一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る) 二 塊 (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの	一六% 八% 一三% 一三% 一三%
七五・〇二	(1) ニッケルの含有量が全重量の五〇%に満たないもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの (2) その他のもの 三 くず (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの ニッケルの棒、形材及び線 一 棒及び形材 (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 線 (一) ニッケル(合金を除く)のもの (二) ニッケル合金のもの	一〇・四% 無税 一三% 一三% 一三% 二〇% 一六% 二〇% 一六%
七五・〇三	ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	一六%

七六・〇七	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	一六%
七六・〇八	構造物及びその部分品（例えば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限り）並びに構造用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他の材料	一六%
七六・〇九	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く）と、内圧を張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	一六%
七六・一〇	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これらに類する容器（チエンプ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限り。）	一六%
七六・一一	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限り）と、電気絶縁をしたものを除く）	一六%
七六・一二	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限り。）	一六%
七六・一五	その他のアルミニウム製品	八%
七六・一六	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。）	八%
七六・一七	一 塊	一六%
七六・一八	(1) 課税価格が一キログラムにつき四四・五二銭以下のもの	一六%
七六・一九	(2) 課税価格が一キログラムにつき四四・五二銭を超え、五〇・三三以下のもの	一六%
七六・二〇	(3) 課税価格が一キログラムにつき五〇・三三銭を超えるもの	一六%
七六・二一	二 塊及び粉	無税
七六・二二	マグネシウムの棒、型材、線、板、帯、はく、粉、フランク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず並びにその他のマグネシウム製品	八%
七六・二三	一 塊及び粉	八%
七六・二四	二 塊及び粉	八%
七六・二五	三 その他のもの	一六%
七六・二六	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	一六%
七六・二七	一 塊	一六%
七六・二八	(H) 鉛（合金を除く。）のもの	一六%
七六・二九	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	一六%
七六・三〇	構造物及びその部分品（例えば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限り）並びに構造用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他の材料	一六%
七六・三一	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く）と、内圧を張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	一六%
七六・三二	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これらに類する容器（チエンプ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限り。）	一六%
七六・三三	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限り）と、電気絶縁をしたものを除く）	一六%
七六・三四	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限り。）	一六%
七六・三五	その他のアルミニウム製品	八%
七六・三六	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。）	八%
七六・三七	一 塊	一六%
七六・三八	(1) 課税価格が一キログラムにつき四四・五二銭以下のもの	一六%
七六・三九	(2) 課税価格が一キログラムにつき四四・五二銭を超え、五〇・三三以下のもの	一六%
七六・四〇	(3) 課税価格が一キログラムにつき五〇・三三銭を超えるもの	一六%
七六・四一	二 塊及び粉	無税
七六・四二	マグネシウムの棒、型材、線、板、帯、はく、粉、フランク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず並びにその他のマグネシウム製品	八%
七六・四三	一 塊及び粉	八%
七六・四四	二 塊及び粉	八%
七六・四五	三 その他のもの	一六%
七六・四六	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	一六%
七六・四七	一 塊	一六%
七六・四八	(H) 鉛（合金を除く。）のもの	一六%
七六・四九	アルミニウム製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	一六%
七六・五〇	構造物及びその部分品（例えば、家屋、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、手すり及び柱。アルミニウム製のものに限り）並びに構造用に加工したアルミニウム製の板、棒、型材、管その他の材料	一六%
七六・五一	アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器（圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く）と、内圧を張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。）	一六%
七六・五二	アルミニウム製のドラム、かん、箱その他これらに類する容器（チエンプ形のものを含むものとし、通常輸送用又は包装用に供するものに限り。）	一六%
七六・五三	圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限り）と、電気絶縁をしたものを除く）	一六%
七六・五四	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（アルミニウム製のものに限り。）	一六%
七六・五五	その他のアルミニウム製品	八%
七六・五六	マグネシウムの塊及びくず（大きさをそろえた削りくずを除く。）	八%
七六・五七	一 塊	一六%
七六・五八	(1) 課税価格が一キログラムにつき四四・五二銭以下のもの	一六%
七六・五九	(2) 課税価格が一キログラムにつき四四・五二銭を超え、五〇・三三以下のもの	一六%
七六・六〇	(3) 課税価格が一キログラムにつき五〇・三三銭を超えるもの	一六%
七六・六一	二 塊及び粉	無税
七六・六二	マグネシウムの棒、型材、線、板、帯、はく、粉、フランク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず並びにその他のマグネシウム製品	八%
七六・六三	一 塊及び粉	八%
七六・六四	二 塊及び粉	八%
七六・六五	三 その他のもの	一六%
七六・六六	鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	一六%
七六・六七	一 塊	一六%
七六・六八	(H) 鉛（合金を除く。）のもの	一六%

[illegible]

[illegible]

八二・一一	ナイフの刃 かみそり及びその刃（刃の半製品で带状のものを含む。） 一 安全かみそり（刃入りのセットを含む。） 二 安全かみそりの刃（带状のものを除く。） 三 その他のもの	一六％ 一六％ 八％
八二・一二	はさみ（テラースシャヤを含む。）及びその刃	七・二％
八二・一三	その他の刃物（例えば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はカイロパデ用（のセット及び用具（つめやすりを含む。）） 一 貴金属をめつきた金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの (1) 刃物（ペーパーナイフその他これらに類する物品を除く。） (2) その他のもの	三三％ 七・二％ 八％
八二・一四	スプーン、フォーク、フィッシュナイター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具 一 貴金属をめつきた金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	三三％ 八％
八二・一五	卑金属製の柄（第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る。） 一 貴金属をめつきた金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	三三％ 一六％
八三・〇一	錠（かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）フレイム（ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもの）、錠（一体のものに限る。）並びにこれらのかぎ及び部分品（卑金属製のものに限る。） 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	三三％ 一六％
八三・〇二	卑金属製の取付具（ドアクロージャーを含むものとし、家箱、戸、階段窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するものに適用するものに限る。）及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	三三％ 八％
八三・〇三	金庫、金庫室、その内装材及びとびら並びにキャッシュポックスその他これに類する物品（卑金属製のものに限る。） 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一六％ 八％
八三・〇四	卑金属製の書類整理箱、書だな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用品（第九四・〇三号に該当する家具を除く。）	一六％
八三・〇五	卑金属製の書類とじ込み用具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品	一六％
八三・〇六	卑金属製の小像その他の室内装飾品並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一六％ 八％
八三・〇七	ランプその他の照明器具及びその部分品（卑金属製のものに限るものとし、第八五・一二号を除く。）に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。） 卑金属製のフレキシブルチューブ 一 鉄鋼製のもの 二 その他のもの	八％ 一二％ 一六％
八三・〇八	卑金属製の留金付きフレイム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品（衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。）並びに卑金属製の管リベット及びふたまたりベット並びに卑金属製のピース及びスパンクル 一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの	一二％ 一六％
八三・〇九	ベル及びゴング（電気式のものを除く。）並びにこれらの部分品（卑金属製のものに限る。） 卑金属製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシューター、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナードロテクト、その他これらに類する包装用附属品 卑金属製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章	一六％ 一六％ 一六％
八三・一四	卑金属製の炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又は溶け込みに用いるものに限る。）並びに卑金属製の線結して製造した金属吹付け用の線及び棒	一六％
八三・一五	蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー 一 ボイラー 二 ボイラーの部分品	一六％ 一二％
八四・〇一	エコノマイザー、過熱器、スートプロアー、ガス回収器その他これらに類する第八四・〇一号のボイラー用の附属機器及び蒸気原動機用の復水器	一二％

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八四・一六	つや出しロール機その他これに類するロール機(金屬加工機械、金屬圧延機及びガラス加工機械を除く)及びこれらのロール	二二%
八四・一七	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、殺菌、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法で材料を処理する機器(理化學用のものを除く)家庭用に供するものを除くものとし、電氣加熱式でない瞬間湯沸かし器及び貯蔵式湯沸かし器	六%
八四・一八	遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く)	二二%
八四・一九	一 遠心分離機及びその部分品 二 その他のもの	二二%
八四・二〇	重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く)及び分銅	二二%
八四・二一	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限り、並びに消火器(消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない)並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器	二二%
八四・二二	物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア(例えば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポートークレーン、ジャッキ、プリーリタックル、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く)	二二%
八四・二三	一 クレーン、コンベア及びこれらの部分品 二 その他のもの	二二%
八四・二四	メカニカルシヨベル、コイルカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械(自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限り、除雪機(除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く)及びくい打ち機	二二%
八四・二五	一 コイルカッター及びその部分品 二 エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品 三 その他のもの	二二%

八四・二四	ブラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械(土壌整理用又は耕作のものに限る)及び芝生用又は運動場用のローラー	二二%
八四・二五	收穫機、脱穀機、わら用又は乾草用のプレス、草刈機、種用、穀物用又は豆用の風力選別機その他これに類するクリーニング機及び卵その他の農産物の分類機(第八四・二九号に該当するパン用穀物の製粉用機械を除く)	六%
八四・二六	酪農機械(搾乳機を含む)	二二%
八四・二七	プレス、破砕機その他の機械(ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る)	二二%
八四・二八	その他の農業用、園芸用、家さんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器(機械装置又は加熱装置を有するものに限る)並びに家さん用のふ卵器及び育すう器	二二%
八四・二九	パン用穀物の製粉用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械(農場用のものを除く)	六%
八四・三〇	食品工業用の機械(ペーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの(ミンシング機及びスライシング機を含む)及び砂糖製造用又は醸造用のものに限り、この類の他の号に該当するものを除く)	二二%
八四・三一	繊維系バルブ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械	二二%
八四・三二	一 ストックメーカー、バルブレファイナー及びこれらの部分品 二 その他のもの	二二%
八四・三三	製本機械(製本ミシンを含む)	六%
八四・三四	紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用バルブ、紙又は板紙の加工機械	二二%
八四・三五	活字鋳造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンドラーの調製又は加工に使用する機械(第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く)、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンドラー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフ、ライソグラフィックストーン 一 リソグラフィックストーン 二 活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンドラー(製版用に調製したものを含む) 三 その他のもの 印刷機(他の号に該当するものを除く)及び印刷用補助機械 一 印刷機及びその部分品 (1) 自動単色凸版枚葉印刷機及び自動平版枚葉印刷機	二二% 六% 二二% 六% 二二%

品名	数量	単位	備考
二 其他のもの	12	%	
人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機（横糸巻機を含む。）	12	%	
織機、メリヤス機及びジンブヤーン、チェール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械（整経機及び整経のり付け機を含む。）	12	%	
一 織機	12	%	
二 メリヤス機	12	%	
三 其他のもの	12	%	
ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品	12	%	
一 メリヤス針	12	%	
二 其他のもの	12	%	
フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械（フェルト帽子の製造機械及び型を含む。）	12	%	
八四・三九	12	%	
八四・四〇	12	%	
清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械（洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。）	12	%	
織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械（織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。）	12	%	
（織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地色を印刷するものに限る。）並びにこれに使用するブロッタ、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの	12	%	
一 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品	12	%	
（一）電気洗たく機及びその部分品	12	%	
（二）其他のもの	12	%	
二 其他のもの	12	%	
ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針	12	%	
一 ミシン（その頭部を含む。）	12	%	
（一）通常家庭用に供するもの	12	%	
（二）其他のもの	12	%	
二 ミシン針	12	%	
三 ミシンの部分品並びにミシン用に特に作つた家具及びその部分品	12	%	

八四・四二	原皮、毛皮又は革のなめし準備機械、なめし機械及び加工機械（くつ製造機械を含むものとし、ミシンを除く。）	六%
八四・四三	軋炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金用又は金屬鑄造用に供するものに限る。）	一・二%
八四・四四	一 鑄造機及びその部分品 二 その他のもの	一・二%
八四・四五	金屬圧延機及びそのロール 一 金屬圧延機 二 金屬圧延機の部分品 （イ） ロール （ロ） その他のもの	一・二%
八四・四六	金屬又は金屬炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。） 一 工作機械 （イ） 数値制御式のもの	一・二%
七・二%	(1) 多軸自動旋盤（六軸以下の棒材用のものを除く。）ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のものと及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限り行うものとし、ならい操作をカム式機構により行うものを除く。）平面研削盤（研削することができる長さが三・〇〇ミリメートルを超えるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。）ねじ研削盤、平歯車形削盤（ベニオン工具型のもので加工することができ、直径が九・〇〇ミリメートル以上のものが及びラック工具型のもので加工することができる直径が一・二〇〇ミリメートル以上のもに限り。）及び平歯車研削盤	八%
六・五%	(2) その他のもの （イ） その他のもの （ロ） 旋盤 （ハ） 普通旋盤（ベッド上の振りが一・〇〇ミリメートル以上のものに限り。）自動ならい旋盤、単軸自動旋盤（棒材用のものに限り。）及び立旋盤（テーブルの直径が二・〇〇ミリメートル以上のものに限り。） （ニ） 多軸自動旋盤 （ヘ） その他のもの （コ） 中ぐり盤及び平削盤 （セ） フライス盤 （ジ） 万能工具フライス盤、ならいフライス盤（形彫り盤を含み、フライス軸が二本以下のもので加工面積が一・五平方メートルに満たないものに限り。）及びプラノミラー	六・五%

八四・四六	石、陶磁器、コンクリート、石棉セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)	二二%
八四・四七	木材、コルク、骨、エボナイト、硬質人造プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械(第八四・四九号に該当するものを除く。)	六%
八四・四八	第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び付属品(加工物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。)並びに手工具又は手持工具に用いるツールホルダー	六%
八四・四九	手持工具(ニーマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。)	二二%
八四・五〇	一 ニーマチックツール及びその部分品 二 その他のもの	二二% 二二%
	溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器(ガスをを用いて処理するものに限る。)	二二%
	(4) 研削盤 (i) 内面研削盤(研削することができない内径が二〇〇ミリメートルに満たないセンタース式のものを除く。)	五・二%
	(ii) その他のもの	六・五%
	(5) 歯切盤及び歯車仕上機械 (i) 単軸ホブ盤(立型のもので、テーブルの直径が七〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	六・五%
	(ii) その他のもの	五・二%
	(6) その他のもの (i) ホーニング盤(円筒形の内面の加工用のものに限定。)	六・五%
	(ii) その他のもの	五・二%
	二 その他のもの (一) 数値制御式のもの (1) プレス、剪断機及び鍛造機(鍛造ロール機を含む。)	八%
	(2) その他のもの	五・二%
	(二) その他のもの	五・二%
八四・五一	タイプライター(計算機構を有するものを除く。)	六%
八四・五二	二 チェックライター 一 電子式デジタル計算機構	二二%
八四・五三	(1) 計算機本体 (2) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気インキ式記憶機(記憶容量が一億字以上のものに限定。)	一〇・五%
八四・五四	(3) その他のもの (一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機構の中央処理装置と電気的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能を有するものに限る。)	一七・五%
八四・五五	(二) 電子式簿記会計機 (1) 電子式簿記会計機 (2) その他のもの	二二% 六%
八四・五五	一 電子式デジタル自動データ処理機構(アナログ演算要素を有するものを除く。)	一〇・五%
八四・五五	二 中央処理装置 (1) 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気インキ式記憶機(記憶容量が一億字以上のものに限定。)	一七・五%
八四・五五	(2) その他のもの	二二%
八四・五五	三 その他のもの	六%
八四・五五	その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びトジ機)	六%
八四・五五	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する	六%

八四・五六	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機及び混合機（固形粉状又はペースト状の土壌、石、並に造塊機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスチックその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の成形機）	一二%
八四・五七	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフライメンツ電球、放電管、電子管その他のこれらに類する物品のチェーンプ又はバルブの組立機械	一二%
八四・五八	切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用のものを除く。）	一六%
八四・五九	機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	一二%
	一 プレス、モールドイングマシン、ニーディングマシン、押出機及びこれらの部分品	一二%
	二 より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する網又は絶縁電線の製造機械及びこれらの部分品	一二%
	三 貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものに限る。）及びこれらの部分品	一二%
	四 道路舗装機械及びその部分品	一二%
	五 アジテーター（動力駆動のものに限る。）及びその部分品	一二%
	六 原子炉及びその部分品	一二%
	七 その他の機械類及びその部分品	六%
	(一) 機械類	一二%
	(二) 機械類の部分品	一二%
八四・六〇	金属鑄造用の鋳型（インゴット用のものを除く。）及び鋳型わく並びに金属炭化物、ガラス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペースト、コンクリート、セメントその他の鉱物性材料のモールドイングに使用する型	一二%
八四・六一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。）	六%
八四・六二	ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	六%
	一 ボールベアリング、ローラーベアリング及びニードルローラーベアリング	六%
	二 ベアリングの部分品	六%

八四・六三	伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動機（摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。）は、歯車、ブリーリー、ブリーリーブロック、クラッチ並びに軸継手	一二%
	一 無段変速機及びその部分品	一二%
	二 その他のもの	無税
八四・六四	(1) 船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することのできるものに限る。）及びその部分品	一二%
	(2) その他のもの	無税
八四・六五	ガスケットその他これに類するジョイント（石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセッティングし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。）	六%
	機械類（電気機器を含む。）の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。）	六%
八五・〇一	(1) 船舶用のプロペラ（羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えないものに限る。）及びこれに附属する可変ピッチ装置並びにこれらの部分品	無税
	(2) その他のもの	一二%
	発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター	一二%
	一 発電機	八%
	(1) 出力（クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあっては、合計出力。以下この号において同じ。）が四〇〇、〇〇〇キロワット以上のもので、原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したもの	一〇%
	(2) 出力が四〇〇、〇〇〇キロワットに満たないもの	六%
	(3) その他のもの	六%
	二 電動機	一二%
	(一) 重量が五〇〇キログラム以下のもの	一二%
	(二) その他のもの	六%
	三 トランスフォーマー	六%
	(一) 容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの	六%
	(二) その他のもの	六%
	四 整流機器	六%
	(一) シリコン整流機器	六%
	(二) その他のもの	六%

品名	品番	数量	単位	備考
五 その他の機器		12.2%		
六 一から五までに掲げる機器の部分品		12.2%		
電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化しないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャックランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド	八五・〇三	12.2%		
一次電池	八五・〇四	6%		
蓄電池	八五・〇五	1.6%		
手持工具（電動装置を自蔵するものに限る。）	八五・〇六	12.2%		
家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限る。）				
一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品	八五・一四	4%		
（一）ファン	八五・一五	4%		
（二）その他のもの		4%		
（三）その及びバリカン（電動装置を自蔵するものに限る。）		4%		
内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器	八五・〇七	6%		
一 発電機、電動機及びこれらの部分品	八五・〇八	6%		
（一）部分品		12.2%		
二 点火プラグ		6%		
三 その他のもの		12.2%		
電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機（自動車用又は自動車用のものに限る。）	八五・〇九	6%		
一 自動車用のもの（第八七・〇九号又は第八七・一〇号に掲げる車両に用いるものを除く。）		6%		
二 その他のもの		12.2%		
携帯用の電池ランプ及び発電ランプ（第八五・〇九号に該当するものを除く。）	八五・一〇	8%		
電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化用のものに限る）並びに電気式又はレーザ式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器	八五・一一	12.2%		
一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品		12.2%		
二 電気式又はレーザ式の溶接機器及びその部分品		12.2%		
（1）数値制御式の溶接機器		12.2%		
三 その他のもの		12.2%		
（1）数値制御式の機器		12.2%		
（2）その他のもの		12.2%		
電気式の瞬間湯沸かし器、貯蔵式湯沸かし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスペースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカラー、カール用こてその他の調理用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体（カーボン製の抵抗体を除く。）	八五・一二	4%		
有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。）	八五・一三	12.2%		
マイク、ホン及びそのスタンド並びに拡声器及び可聴周波増幅器	八五・一四	12.2%		
無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器	八五・一五	4%		
一 ラジオ受信機（シャシを含む。）		4%		
二 テレビジョン受信機（シャシを含む。）		4%		
三 レーダー		6%		
（1）船舶用のもの		9.5%		
（2）航空機用のもの（機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）		12.2%		
（3）その他のもの		12.2%		
四 その他の機器		12.2%		
（1）航空機用のもの（機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。）		12.2%		
（2）その他のもの		12.2%		
五 一から四までに掲げる機器の部分品		12.2%		
鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の電気式機器	八五・一六	6%		
電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器（第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く。）	八五・一七	12.2%		
固定式又は可変式の蓄電器	八五・一八	12.2%		
スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホルダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器（ポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）並びに印刷回路、配電盤及び制御盤	八五・一九	12.2%		
一 配電盤及び制御盤		12.2%		
二 その他のもの		12.2%		

八五・二〇	フィラメント電球及び放電燈（赤外線電球及び紫外線電球を含む。）並びにアーク燈	六%
八五・二一	一 フィラメント電球	八%
八五・二二	二 その他のもの	六%
八五・二三	熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用線管及び水銀ダイオード、整流管を含む。）、光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス	六%
八五・二四	一 熱電子管	六%
八五・二五	二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオード	六%
八五・二六	(1) ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスタ、シリコントランジスタ及びシリコン整流素子	六%
八五・二七	(2) 発光ダイオード（実装したものに限る。）	九・五%
八五・二八	(3) その他のもの	一二%
八六・〇一	三 その他のもの	六%
八六・〇二	電気機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	六%
八六・〇三	電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けであるかどうかを問わない。）	九・五%
八六・〇四	一 電力ケーブル及び通信ケーブル	九・五%
	二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。）	九・五%
	三 その他のもの	九・五%
	炭素ブラシ、アーク燈用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電気用炭素製品	一二%
	がい子（がい管を含むものとし、材質を問わない。）	一二%
	電気機器の電気絶縁用物品（絶縁材料製のものに限るものとし、取付け用に少量の金属を鑄込んだものを含む。第八五・二五号に該当するがい子を除く。）	一二%
	電線用導管及びその継手（卑金属製のもので、絶縁材料を内張りしたものに限る。）	一六%
	電気機器その他の機械類の電気式部分品（この類の他の号に該当するものを除く。）	一二%
	鉄道用電気機関車（蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。）	一二%
	その他の鉄道用機関車及び炭水車	一二%
	鉄道の客車、貨車、軌道検査車その他の車両（自走式のものに限る。）	一二%
八六・〇五	鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車	一二%
八六・〇六	鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車	一二%
八六・〇七	鉄道用の貨車	一二%
八六・〇八	コンテナ（一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）	無税
八六・〇九	(1) 解体用のもの	一二%
八六・一〇	(2) その他のもの	一二%
八七・〇一	鉄道用の機関車又は車両の部分品	一二%
八七・〇二	道路走行車両、鉄道車両その他の車両、船舶又は航空機の交通管制用の信号機その他の機械式機器（電気駆動式のものを除く。）、鉄道線路用装備品及びこれらの部分品を有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。）	一二%
八七・〇三	一 車輪式のもの	五%
	(1) 公称馬力が五〇馬力以上のもの	六%
	(2) その他のもの	六%
	二 その他のもの	六%
	乗用自動車及び貨物自動車（スポーツ用自動車及びトリリバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。）	六%
	一 乗用自動車（レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを除く。）	無税
	(一) ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの	無税
	(二) ホイールベースが二七〇センチメートルを超え、三〇四・八センチメートル以下のもの	無税
	(三) ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超え、三三〇センチメートル以下のもの	無税
	(四) ホイールベースが三三〇センチメートルを超え、三六〇センチメートル以下のもの	無税
	(五) ホイールベースが三六〇センチメートルを超え、三九〇センチメートル以下のもの	無税
	(六) ホイールベースが三九〇センチメートルを超え、四二〇センチメートル以下のもの	無税
	(七) ホイールベースが四二〇センチメートルを超え、四五〇センチメートル以下のもの	無税
	(八) ホイールベースが四五〇センチメートルを超え、四八〇センチメートル以下のもの	無税
	(九) ホイールベースが四八〇センチメートルを超え、五一〇センチメートル以下のもの	無税
	(一〇) ホイールベースが五一〇センチメートルを超え、五四〇センチメートル以下のもの	無税
	(一一) ホイールベースが五四〇センチメートルを超え、五七〇センチメートル以下のもの	無税
	(一二) ホイールベースが五七〇センチメートルを超え、六〇〇センチメートル以下のもの	無税
	(一三) ホイールベースが六〇〇センチメートルを超え、六三〇センチメートル以下のもの	無税
	(一四) ホイールベースが六三〇センチメートルを超え、六六〇センチメートル以下のもの	無税
	(一五) ホイールベースが六六〇センチメートルを超え、六九〇センチメートル以下のもの	無税
	(一六) ホイールベースが六九〇センチメートルを超え、七二〇センチメートル以下のもの	無税
	(一七) ホイールベースが七二〇センチメートルを超え、七五〇センチメートル以下のもの	無税
	(一八) ホイールベースが七五〇センチメートルを超え、七八〇センチメートル以下のもの	無税
	(一九) ホイールベースが七八〇センチメートルを超え、八一〇センチメートル以下のもの	無税
	(二〇) ホイールベースが八一〇センチメートルを超え、八四〇センチメートル以下のもの	無税
	(二一) ホイールベースが八四〇センチメートルを超え、八七〇センチメートル以下のもの	無税
	(二二) ホイールベースが八七〇センチメートルを超え、九〇〇センチメートル以下のもの	無税
	(二三) ホイールベースが九〇〇センチメートルを超え、九三〇センチメートル以下のもの	無税
	(二四) ホイールベースが九三〇センチメートルを超え、九六〇センチメートル以下のもの	無税
	(二五) ホイールベースが九六〇センチメートルを超え、九九〇センチメートル以下のもの	無税
	(二六) ホイールベースが九九〇センチメートルを超え、一〇二〇センチメートル以下のもの	無税
	(二七) ホイールベースが一〇二〇センチメートルを超え、一〇五〇センチメートル以下のもの	無税
	(二八) ホイールベースが一〇五〇センチメートルを超え、一〇八〇センチメートル以下のもの	無税
	(二九) ホイールベースが一〇八〇センチメートルを超え、一一一〇センチメートル以下のもの	無税
	(三〇) ホイールベースが一一一〇センチメートルを超え、一一四〇センチメートル以下のもの	無税
	(三一) ホイールベースが一一四〇センチメートルを超え、一一七〇センチメートル以下のもの	無税
	(三二) ホイールベースが一一七〇センチメートルを超え、一二〇〇センチメートル以下のもの	無税
	(三三) ホイールベースが一二〇〇センチメートルを超え、一二三〇センチメートル以下のもの	無税
	(三四) ホイールベースが一二三〇センチメートルを超え、一二六〇センチメートル以下のもの	無税
	(三五) ホイールベースが一二六〇センチメートルを超え、一二九〇センチメートル以下のもの	無税
	(三六) ホイールベースが一二九〇センチメートルを超え、一三二〇センチメートル以下のもの	無税
	(三七) ホイールベースが一三二〇センチメートルを超え、一三五〇センチメートル以下のもの	無税
	(三八) ホイールベースが一三五〇センチメートルを超え、一三八〇センチメートル以下のもの	無税
	(三九) ホイールベースが一三八〇センチメートルを超え、一四一〇センチメートル以下のもの	無税
	(四〇) ホイールベースが一四一〇センチメートルを超え、一四四〇センチメートル以下のもの	無税
	(四一) ホイールベースが一四四〇センチメートルを超え、一四七〇センチメートル以下のもの	無税
	(四二) ホイールベースが一四七〇センチメートルを超え、一五〇〇センチメートル以下のもの	無税
	(四三) ホイールベースが一五〇〇センチメートルを超え、一五三〇センチメートル以下のもの	無税
	(四四) ホイールベースが一五三〇センチメートルを超え、一五六〇センチメートル以下のもの	無税

八七・〇四	特殊用途自動車（第八七・〇二号に該当する自動車を除く。）	無税
八七・〇五	原動機付きのシャシ（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	八%
八七・〇六	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	八%
八七・〇七	部分品及び附属品（第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。）	八%
八七・〇八	シャシ	二四%
八七・〇九	その他のもの	六%
八七・一〇	（1）部分品	六%
八七・一一	（2）その他のもの	八%
八七・一二	戦車その他の装甲車両（武器を装備しているかどうかを問わないものとし、自走式のものに限り）及びその部分品	一六%
八七・一三	モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車（サイドカー付きのもの、あるいはサイドカーのないものを除く。）	五%
八七・一四	自転車（配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）	八%
八七・一五	身体障害者用又は病人用の車両（原動機その他の機械式駆動機構を有するかどうかを問わない。）	八%
八七・一六	部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）	八%
八七・一七	病人用又は身体障害者用の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）のもの	八%
八七・一八	その他のもの	八%
八七・一九	乳母車及びその部分品	八%
八七・二〇	その他の車両（トラレラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品	六%
八七・二一	気球及び飛行船	二%
八七・二二	飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート	六%
八七・二三	飛行機（ヘリコプターを除く。）	六%
八七・二四	（1）四基以上の原動機を有するもの	六%
八七・二五	（2）その他のもの	二%
八八・〇一	ヘリコプター	一二%
八八・〇二	滑空機	九・五%
八八・〇三	その他のもの	九・五%
八八・〇四	部分品（第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。）	九・五%
八八・〇五	落下さん並びにその部分品及び附属品	一六%
八八・〇六	カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品	一二%
八八・〇七	船舶（この類の他の号に該当するものを除く。）	一二%
八八・〇八	（1）総トン数が一〇〇トン以上のもの	無税
八八・〇九	（2）その他のもの	一二%
八八・一〇	曳航用又は押航用の船舶	無税
八八・一一	照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船舶（航行以外の特殊機能を主とするものに限る。）及び浮きドック並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム	無税
八八・一二	コフダム、浮き棧橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物	一二%
八八・一三	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）及び偏光材料製の板	六%
八八・一四	レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品（柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。）	六%
八八・一五	一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの	二%
八八・一六	二 その他のもの	二%
八八・一七	眼鏡の柄及びわく並びにこれらの部分品	一六%
八八・一八	二 その他のもの	一六%
八八・一九	視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡	三二%
八八・二〇	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの	八%
八八・二一	二 その他のもの	八%
八八・二二	屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡（プリズム式であるかどうかを問わない。）	六%
八八・二三	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの	六%
八八・二四	二 その他のもの	二%

九〇・〇六	反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具（電波観測用のものを除く。）	二二%
九〇・〇七	写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・二〇号の放電燈を除く。）	二二%
	一 写真機（暗箱を含む。）	二二%
	（一）顕微鏡用又は航空機用のもの	六%
	（二）製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの	六%
	（三）その他のもの	六%
	二 写真機の部分品及び附属品	六%
	三 写真用のせん光電球	八%
	四 その他のもの	六%
九〇・〇八	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機（これらを組み合わせたものを含む。）	六%
	一 撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品	六%
	（一）使用フィルム幅が二〇ミリメートル以下のもの	六%
	（二）映写機	四%
	（三）その他のもの	六%
	（四）その他のもの	四%
九〇・〇九	録音機、音声再生機並びにこれらの部分品及び附属品	四%
	一 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	四%
	二 投影機並びにその部分品及び附属品	四%
	（一）その他のもの	四%
九〇・一〇	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）	四%
	（一）感光式複写機（光学的機構を有するもの、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）	四%
	（二）感熱式複写機及び映写用スクリーン	四%
	一 現像、焼付けその他の処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品	四%
	二 その他のもの	四%
九〇・一一	顕微鏡及び回折機器（電子式又は陽子式のものに限る。）	六%
九〇・一二	光学顕微鏡（写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。）	一六%
九〇・一三	光学機器（サテライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。）及びレーザー（レーザーダイオードを除く。）	一六%
九〇・一四	土地測量機器（写真測量用のものを含む。）、水路測量機器、航行用計測機器、気象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、針盤及び測距儀	一六%

九〇・一五	（一）測距儀並びにその部分品及び附属品	一六%
	（二）その他のもの	六%
九〇・一六	製図機器（パンタグラフその他の写図機器を含む。）、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクロメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他の類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機	二二%
	一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品	六%
	二 その他のもの	六%
	（一）輪かく投影機	一六%
	（二）その他のもの	二二%
九〇・一七	医療用又は獣医用の機器（電気式のものを含む。）	六%
九〇・一八	機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアーゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器（ガスマスクその他これに類するマスクを含む。）	六%
九〇・一九	整形外科用機器、外科用ベルト、脱腸帯その他これらに類する物品、義肢、義眼、義歯その他他人の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補う機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）及びそれとその他の骨折治療具	四%
九〇・二〇	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器（写真用又は医療用のものを含む。）並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線検出器、高電圧発生機及び制御装置並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の機器、いすその他これらに類する物品	六%
	一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品	六%
	二 その他のもの	六%
九〇・二一	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	六%
九〇・二二	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機（金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料のものに限る。）	二二%
九〇・二三	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾濕球湿度計（これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。）	二二%

九〇・二四	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器（液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限り、及びサーモスタットその他の温度自動調整機器（第九〇・一四号に該当するものを除く。））	二二%	九一・〇五	(イ) その他のもの 時間の測定用、記録用又は指示用の機器（時計用ムーブメント（セコンダリウム、ムーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限り、及び時刻を記録する機器タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリウム、ムーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限り、）ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限り、）その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限り、）携帯時計の側及びその部分品	一〇%
九〇・二五	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨脹計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計（露出計を含む）、熱量計その他の熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及びマイクローム	二二%	九一・〇六	タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリウム、ムーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限り、）ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限り、）その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限り、）携帯時計の側及びその部分品	一六%
九〇・二六	気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器速度計及び回転速度計（磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く。）並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコーパー	二二%	九一・〇七	タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリウム、ムーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限り、）ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限り、）その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限り、）携帯時計の側及びその部分品	一六%
九〇・二七	電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限り、）	二二%	九一・〇八	タイムスイッチ（時計用ムーブメント（セコンダリウム、ムーブメントを含む。）又は同期電動機を有するものに限り、）ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限り、）その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限り、）携帯時計の側及びその部分品	二〇%
九〇・二八	一 この類の注5(a)に定めるもの 二 この類の注5(b)に定めるもの 三 この類の注5(c)に定めるもの 四 この類の注5(d)に定めるもの	六%	九一・〇九	一 金製又は白金族の金属製のもの 二 その他のもの	三二%
九〇・二九	部分品及び付属品（第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則として専ら使用されるものに限り、）懐中時計、腕時計その他の携帯時計（ストップウォッチを含む。）	二二%	九一・一〇	時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	三二%
九一・〇一	一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のもの 二 その他のもの	六%	九一・一一	その他の時計部分品 一 貴石及び半貴石（受石、あな石その他これらに類する物品として形作つたものに限り、） 二 ぜんまいばね（幅が三ミリメートルに満たないものに限り、） 三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限り、）及びウォッチムーブメント用の地板 四 その他のもの	四%
九一・〇二	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。）	六%	九一・一二	ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハーピシコードその他鍵盤のある弦楽器並びにハープ（エオリアンハープを除く。）	二〇%
九一・〇三	一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	八%	九一・一三	(1) ピアノ その他のもの	八%
九一・〇四	一 電気時計 二 クロノメーター 三 その他のもの	二〇%	九一・一四	その他の弦楽器 パイプオルガン及びリードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。） アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ	一六%
	(ハ) ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一〇%	九一・一五	(2) その他のもの その他の吹奏楽器 太鼓、木琴、シンバル、カスターネットその他の打楽器	六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

九二・〇七	電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器	一六%
九二・〇八	オーケストリオン、パーロアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の号に該当するものを除く)並びに機械式鳴き鳥おとり笛その他これに類する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛	一六%
九二・一〇	(1) 楽器(オルゴールその他これに類するものを除く) (2) その他のもの 楽器の部分品及び付属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含む)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛	一六% 八%
九二・一一	蓄音機、ディクテータリングマシンその他の録音機又は音声再生機(レコードプレーヤー及びテープレックを含む)並びにテレビジョンの映像及び音声の記録機又は再生機	一六%
九二・一二	一 蓄音機及びレコードプレーヤー 二 その他のもの 蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、機械式録音用フィルム及び録音したレコードに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品	四% 一二%
九二・一三	一 蓄音機用レコード (一) フォノシートその他これに類するもの (二) その他のもの A 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルを超えるもの C 回転数が一分間につき四〇回を超え、五〇回以下のもの D 回転数が一分間につき五〇回を超えるもの 二 蓄音機用レコード製造用の原盤(録音盤を含む) 三 その他のもの (一) 記録したもの (二) その他のもの その他の部分品及び付属品(第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る) 一 蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの 二 その他のもの	一六% 一六% 一枚につき六八円 一枚につき五六円 一枚につき四四円八〇銭 一二% 一二% 六% 六% 六% 一二% 六% 一二% 一二% 六% 一二%

九三・〇一	刀、剣、やりその他これらに類する携帯武器並びにこれらの部分品及びさや	一六%
九三・〇二	けん銃(火器に限る。)	一六%
九三・〇三	大砲、機関銃その他軍用の火器及び発射器(けん銃を除く。)	一六%
九三・〇四	その他の火器(信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。)	一六%
九三・〇五	一 猟銃 二 その他のもの その他の武器(空気銃、スプリング銃その他これらに類する銃を含む。)	二四% 一六% 一六%
九三・〇六	武器の部分品(銃身のブランクを含むものとし、携帯武器の部分品を除く。)	一六%
九三・〇七	爆弾、手榴弾、魚雷、機雷、誘導弾、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに銃砲弾及びその部分品(カートリッジワッドを含む)並びに銃砲弾用に調製した鉛弾	一六%
九四・〇一	一 革張りのもの 二 とう製のもの 三 その他のもの 手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医療用又は獣医用の備付品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品	一六% 八% 八% 八% 一六%
九四・〇二	その他の家具及びその部分品	一六%
九四・〇三	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く)のもの 二 とう製のもの 三 その他のもの	八% 八% 八% 八%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品(例えば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨脹させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない)並びにマットレスサポート	一二% 一二% 一二%
九五・〇五	一 寝具及びこれに類する物品 二 マットレスサポート かめの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一二% 一二% 一六%

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(べつこう、そうげ又ははさんごのものに限る。) 二 その他のもの (一) べつこう、そうげ又ははさんごのもの (1) べつこう又ははさんごのもの (2) そうげのもの (二) 真珠光沢を有する貝殻のもの B その他のもの (三) その他のもの	二二%	九六・〇六	手ふるい(材料を問わない。)	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	一六%	九七・〇二	幼児用の自転車、三輪車及び足踏式自動車並びに人形の乳母車その他これらに類する車	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	八%	九七・〇三	人形	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	八%	九七・〇四	娯楽用の模型及びその他のがん具	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	八%	九七・〇五	テーパーゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具(ビリヤードテーブル、ビンテーブル及び卓球用具を含む。) 一 卓球用具並びにその部分品及び附属品 二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品 三 その他のもの	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	八%	九七・〇六	カーニバル用品及び奇術用具その他の娯楽用品並びに人造クリスマスツリー、クリスマスツリー、クリスマスツリーデコレーションその他これらに類するクリスマス用品	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	八%	九七・〇七	運動用具及び戸外遊戯用具(第九七・〇四号に該当するものを除く。) 一 戸外遊戯用具並びにその部分品及び附属品 二 スキー並びにその部分品及び附属品 (1) スキー (2) 部分品及び附属品 三 その他のもの	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	一六%	九七・〇八	釣針、釣りざおその他の魚釣用具、たも、捕虫網及びおとり具その他これに類する狩猟用具	八%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	八%	九八・〇一	回転木馬、スイング、射的用具その他の興行用具及び巡回サーカス用、巡回動物園用又は巡回劇場用の用具	一六%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	一〇%	九八・〇二	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタン及びプレスファスナー(スナップファスナー及びプレスファスナーを含む。) 二 その他のもの	一〇%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	四%	九八・〇三	(一) その他のもの	二二%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	三三%	九八・〇四	スライドファスナー及びその部分品	二二%
植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限る。) 工品並びに硬化しないゼラチンの加工品、彫刻品及び細工品に該当するものを除く。) 一 ゼラチンカプセル 二 その他のもの	三三%	九八・〇五	万年筆、ボールペンその他のペン及びペン軸、ペンシル、ペンシルダーその他これらに類するボールペン、ペンシル、ペンシルダー並びにこれらの部分品及び附属品(第九八・〇四号又は第九八・〇五号に該当するものを除く。) 一 万年筆、ボールペン及びシャープペンシル	三三%

九八・〇六	石盤、黒板その他これらに類する物品(筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、わくを有するかどうかを問わない。)	一六%
九八・〇七	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものを限る)並びに手動式のコンボジションステイック及びこれを有する手動式の印刷用セット	六%
九八・〇八	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スパールに巻いてあるかどうかを問わない。)	二二%
九八・〇九	封ろう(びん用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーキ状その他これらに類する形状のものに限る。)	二〇%
九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)	一六%
九八・一一	喫煙用パイプ及びパイプホルダー、柄その他の喫煙用パイプの部分品(粗く成形した木製ブロックを含む。)	一六%
九八・一二	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品	一六%
九八・一三	香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部	一六%
九八・一四	魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに限る。)	八%
九八・一五	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品	一六%
九八・一六	その他のもの	八%
九八・一七	その他のもの	八%
九八・一八	その他のもの	八%
九八・一九	その他のもの	八%
九八・二〇	その他のもの	八%
九八・二一	その他のもの	八%
九八・二二	その他のもの	八%
九八・二三	その他のもの	八%
九八・二四	その他のもの	八%
九八・二五	その他のもの	八%
九八・二六	その他のもの	八%
九八・二七	その他のもの	八%
九八・二八	その他のもの	八%
九八・二九	その他のもの	八%
九八・三〇	その他のもの	八%
九八・三一	その他のもの	八%
九八・三二	その他のもの	八%
九八・三三	その他のもの	八%
九八・三四	その他のもの	八%
九八・三五	その他のもの	八%
九八・三六	その他のもの	八%
九八・三七	その他のもの	八%
九八・三八	その他のもの	八%
九八・三九	その他のもの	八%
九八・四〇	その他のもの	八%
九八・四一	その他のもの	八%
九八・四二	その他のもの	八%
九八・四三	その他のもの	八%
九八・四四	その他のもの	八%
九八・四五	その他のもの	八%
九八・四六	その他のもの	八%
九八・四七	その他のもの	八%
九八・四八	その他のもの	八%
九八・四九	その他のもの	八%
九八・五〇	その他のもの	八%
九八・五一	その他のもの	八%
九八・五二	その他のもの	八%
九八・五三	その他のもの	八%
九八・五四	その他のもの	八%
九八・五五	その他のもの	八%
九八・五六	その他のもの	八%
九八・五七	その他のもの	八%
九八・五八	その他のもの	八%
九八・五九	その他のもの	八%
九八・六〇	その他のもの	八%
九八・六一	その他のもの	八%
九八・六二	その他のもの	八%
九八・六三	その他のもの	八%
九八・六四	その他のもの	八%
九八・六五	その他のもの	八%
九八・六六	その他のもの	八%
九八・六七	その他のもの	八%
九八・六八	その他のもの	八%
九八・六九	その他のもの	八%
九八・七〇	その他のもの	八%
九八・七一	その他のもの	八%
九八・七二	その他のもの	八%
九八・七三	その他のもの	八%
九八・七四	その他のもの	八%
九八・七五	その他のもの	八%
九八・七六	その他のもの	八%
九八・七七	その他のもの	八%
九八・七八	その他のもの	八%
九八・七九	その他のもの	八%
九八・八〇	その他のもの	八%
九八・八一	その他のもの	八%
九八・八二	その他のもの	八%
九八・八三	その他のもの	八%
九八・八四	その他のもの	八%
九八・八五	その他のもの	八%
九八・八六	その他のもの	八%
九八・八七	その他のもの	八%
九八・八八	その他のもの	八%
九八・八九	その他のもの	八%
九八・九〇	その他のもの	八%
九八・九一	その他のもの	八%
九八・九二	その他のもの	八%
九八・九三	その他のもの	八%
九八・九四	その他のもの	八%
九八・九五	その他のもの	八%
九八・九六	その他のもの	八%
九八・九七	その他のもの	八%
九八・九八	その他のもの	八%
九八・九九	その他のもの	八%
九八・一〇〇	その他のもの	八%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

別表第一の二 特別輕減關稅率表(第二條、第八條の二、第八條の六關係)

關稅定率法 別表の番号	品 名	稅 率
〇二・〇一	肉及び食用のくず肉(第〇一・〇一號、第〇一・〇二號、第〇一・〇三號又は第〇一・〇四號に該当する動物のもので、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。) 二 豚の肉及びくず肉のうち 枝肉 はく皮したもの はく皮してないもの その他のもの(臟器を除く。)	昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの輸入されるもの 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの輸入されるもの 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの輸入されるもの 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの輸入されるもの 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの輸入されるもの 八・八% 八・八% 八・八% 七・五% 六・九%

〇三・〇三	甲殻類及び軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。）並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	三・九%	三・八%	三・六%	三・五%	三・四%
〇八・〇一	一 えび （一） 生きているもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの なつめやしの実、バナナ、ココヤシの実、ブラジルナット、カシューナット、パイナップル、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン（生鮮又は乾燥のものに限るものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。）	七・一%	七・一%	六・九%	六・八%	六・六%
〇八・〇九	（二） 干しバナナ その他の果実（生鮮のものに限る。）のうち パイナップル キウイフルーツ タイム、サフラン、月けい樹の葉及びその他の香辛料	八・五%	八・五%	七・八%	七%	六・三%
〇九・一〇	一 カレー 植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。）	九・五%	九・五%	九・三%	九%	八・八%
一五・〇七	一 大豆油 （二） その他のもの 三 菜種油及びからし種油 （二） その他のもの 五 綿実油のうち 輸出用の魚又は貝類のかん詰の製造に使用されるもの以外のもの（酸価が〇・六以下のものに限る。）	一五%	一五%	一四・五%	一四%	一三・五%
一五・〇八	一四 その他のもの （一） 酸価が〇・六を超えるもののうち とうもろこし油 （二） その他のもの	七・一%	七・一%	六・八%	六・八%	六・六%
一五・一〇	動物性又は植物性の油（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。） 脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び脂肪性のアルコール 一 オレイン	五・八%	五・八%	五・六%	五・五%	五・四%

一六・〇五	二	ステアリン	五・八%	五・八%	五・六%	五・五%	五・四%
一八・〇五	三	その他のもの	五・八%	五・八%	五・六%	五・五%	五・四%
二〇・〇一	甲	幾類又は軟体動物の調製品					
	二	その他のものうち	一〇・九%	一〇・九%	一〇・三%	九・八%	九・二%
		えび（単に水若しくは塩水で煮、又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したものを除く。）及び気密容器入りのかに	二四・一%	二四・一%	二三・七%	二三・三%	二二・八%
		ココア粉（甘味を付けたものを除く。）					
		食酢又は酢酸で調製した野菜及び果実（砂糖、塩、香辛料又はマスタードを加えてあるかどうかを問わない）					
	一	砂糖を加えたものうち	一八・八%	一八・八%	一八・一%	一七・五%	一六・九%
		パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン					
	二	その他のものうち	一五%	一五%	一四・五%	一四%	一三・五%
		パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、プリンピン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン					
	調製した野菜（食酢又は酢酸で調製したものを除く。）						
	二	その他のもの					
		その他のものうち	一四・三%	一四・三%	一三・四%	一二・五%	一一・六%
		ライプオリブ（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	二六・八%	二六・八%	二六・一%	二五・五%	二四・九%
		サワーチェリー					
		冷凍果実（砂糖を加えたものに限る。）のうち					
		その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、又はアルコールを含有しているかどうかを問わない。）					
	一	砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの	一八・八%	一八・八%	一八・一%	一七・五%	一六・九%
		その他のものうち	一九・五%	一九・五%	一九・三%	一九%	一八・八%
		桃（砂糖を加えたもので、かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限るものとし、バルブ状にしたものを除く。）					
		容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの					
		その他のもの	一九・五%	一九・五%	一九・三%	一九%	一八・八%
		なし（バルブ状にしたものを除く。）	二七・三%	二七・三%	二六・九%	二六・五%	二六・一%
		砂糖を加えたもの（かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。）					
		その他のもの					

二二・〇七	ミックサンドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル 砂糖を加えたもの その他のもの	一八・五%	一八・五%	一七・八%	一七%	一六・三%
	二 その他のもの (一) その他のもののうち なし(パルプ状にしたものを除く。) かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの その他のもの マカミアナット(パルプ状にしたものを除く。並びにいつた苦扁桃仁及び甘扁桃仁(パルプ状にしたものを除く。))並びに果汁(ぶどう搾汁を含む。及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。))	一五・八%	一五・八%	一五・六%	一五・五%	一五・四%
	一 果汁 (一) その他のもののうち レモンジュース(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限る。) 二 野菜ジュース (一) その他のもののうち トマトジュース以外のもの(気密容器入りのものを除く。) 混合野菜ジュース その他のもの	一九・五%	一九・五%	一九・三%	一九%	一八・八%
	二 二二・〇二 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一四・五%	一四・五%	一三・八%	一三%	一二・三%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一八・八%	一七・五%	一六・三%	一五%	一三・八%
	二 二二・〇二 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	一二・九%	一二・四%	一一・八%	一一・三%	一〇・七%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一三・三%	一三・一%	一二・九%	一二・八%	一二・六%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一一・五%	一一・五%	一一・三%	一一%	一〇・八%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一七・二%	一六・九%	一六・六%	一六・三%	一五・九%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一五・一%	一五・一%	一四・七%	一四・三%	一三・八%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一八・八%	一八・八%	一八・一%	一七・五%	一六・九%
	二 二二・〇三 マスタード粉及び調製したマスタード 一 小売容器入りのもの 二 二二・〇四 ソースその他の混合調味料 一 ソース (一) その他のもののうち フレンチドレッシング及びサラダドレッシング 二 二二・〇五 (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限る。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 二 二二・〇五 容量が一五〇リットル以下の容器に入れたもの(シェリー、ポートその他の強化	一五%	一五%	一四・五%	一四%	一三・五%

ぶどう酒を除く。

二五・〇四

天然黒鉛

一 全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの

天然の硫酸バリウム(重晶石)及び炭酸バリウム(毒重石)。焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化バリウムを除く。

一 硫酸バリウム(重晶石)

一 粉末のもの

A 塩酸不溶分が乾燥状態において全重量の九六%以上のもの

B その他のもの

コランダム、ガーネットその他の研磨用鉱物性材料(天然のものに限るものとし、熱処理してあるかどうかを問わない)並びにペリストーン及びエメリー

一 コランダム及びエメリーのうち

コランダムサンド及びエメリーサンド(粉状のものを含む)以外のもの

コランダムサンド及びエメリーサンド(粉状のものを含むものとし、課税価格が一キログラムにつき三三〇円に満たないものに限る。)

二 ガーネット

(一) 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円以下のもの

天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかどうかを問わない)及びその他の酸化マグネシウム(化学的に純粋であるかどうかを問わない。)

一 酸化マグネシウム(焼いた天然の炭酸マグネシウムを除く。)

天然石膏、天然無水石膏及び天然石膏を焼いたもの並びに硫酸カルシウムをもととしたプラスチック(天然石膏を焼いたもの及びプラスチックにあつては、着色してあるかどうかを問わないものとし、菌科用に特に調製したプラスチックを除く。)

三 プラスター

ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるか、又はクリンカー状であるかどうかを問わない。)

鉱物(他の号に該当するものを除く。)

一 天然ソーダ

五五%(その率が一リットルにつき二八〇円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき二六四円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

八・五%

八・五%

八%

七・五%

六・九%

七・五%

七・五%

七・二%

六・九%

六・六%

五・六%

五・六%

五・三%

五・一%

四・九%

三・九%

三・九%

三・九%

三・九%

三・八%

一キログラムにつき三円五八銭

一キログラムにつき三円五八銭

一キログラムにつき三円三六銭

一キログラムにつき三円一五銭

一キログラムにつき二円九四銭

五・七%

五・七%

五・六%

五・五%

五・三%

三・九%

三・九%

三・九%

三・九%

三・八%

三・八%

三・八%

三・七%

三・六%

三・五%

九・二%

九・二%

八・七%

八・三%

七・九%

二七・〇七	二海泡石、こはく及び黒玉 (一) その他のもの 高温コールドタルの蒸留物及びこの類の注2に規定するこれに類する物品	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二七・一〇	一 ナフタリン 二 その他のもの (一) 温度一五度における比重が〇・八三以下のもの 石油及び歴青油(原油を除く)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く) 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む) (一) 揮発油 B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留温度と減失量加算九五%留温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げるものを除く) (二) 潤滑油(流動パラフィンを含む) A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの B その他のもののうち 流動パラフィン、切削油及び絶縁油以外のもの(焼入油、作動油、防錆油その他の他主として潤滑の用に供しない油に限る) 二 石油又は歴青油の調製品(一に掲げるものを除く) (一) グリース (二) その他のもの A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの B その他のもの 石油ガスその他のガス状炭化水素のうち 液化メタンガス及び液化石油ガス以外のもの ペトロラタムのうち ワセリン パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう(着色してあるかどうかを問わない) 一 パラフィンろう、マイクロクリスタリンワックス、スラックワックスその他のパラフィン系のろう (一) 融点が温度四五度以下のもの 三 その他のもの 石油アスファルト、石油コークスその他の石油又は歴青油の残留物 三 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物(流動点が温度三五度以下のものに限る)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二七・一一		三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二七・一二		三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二七・一三		三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二七・一四		三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
		七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二七・一六	マステック、カクトバックその他の歴青質混合物(天然アスファルト、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
二八・〇一	一 ビチューメンエナメル	二%	二%	二%	二%	一・九%
	二 その他のもの					
	ハロゲン(ふっ素、塩素、臭素及びよう素に限る。)					
	一 ふっ素及び塩素	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 臭素及びよう素	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・〇二	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・〇三	炭素(カーボンブラックを含む。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・〇四	水素、希ガスその他の非金属元素	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 希ガス					
	(一) その他のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 けい素					
	(一) 単結晶のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	(二) その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	三 セレン及びテルル	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 その他のもののうち					
	りん以外のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・〇五	希土類金属、イットリウム及びスカンジウム(これらの相互の混合物及び合金を含む。)					
	アルカリ金属、アルカリ土類金属並びに水銀					
	一 金属ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 希土類金属、イットリウム及びスカンジウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	四 その他のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・〇六	塩酸及びクロロ硫酸					
	一 塩酸	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 クロロ硫酸	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・〇八	硫酸及び発煙硫酸	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・〇九	硝酸及び硫硝酸	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二八・一〇	五酸化りん、メタりん酸、オルトリン酸及びピロりん酸	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・一三	その他の無機酸及び非金属酸化物					
	一 無機酸	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 非金属酸化物					
	(一) 三酸化ひ素	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(二) 二酸化硫黄	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	(三) その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・一四	非金属のハロゲン化合物、オキシハロゲン化合物その他のハロゲン化合物					
二八・一五	非金属硫化物及び三硫化りん	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円以上のものに限る。）
酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二八・二九	その他のもの(酸化ベリリウムを除く。) ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩 三 その他のものうち フルオロけい酸ナトリウム(人造クリオライトの製造に使用するものに限る。)以 外のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二八・三〇	塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキ シよう化物 一 塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物 二 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀 三 塩化亜鉛及び塩化バリウム 四 塩化水銀 五 塩化リチウム 六 その他のもの 七 臭化物及びオキシ臭化物 八 臭化カリウム及び臭化リチウム 九 その他のもの 十 よう化物及びオキシよう化物 十一 次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩並びに商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして 取引される物品 十二 次亜臭素酸塩 十三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 十四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 十五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 十六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 十七 硫化物及び多硫化物 十八 二 その他のもの 十九 硫化水銀 二十 その他のもの 二十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 二十二 スルホキシル酸塩 二十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 二十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三一	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三二	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三三	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三四	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三五	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三六	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三七	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・三八	二 次亜臭素酸塩 三 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 四 一 塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム 五 二 臭素酸塩及び過臭素酸塩 六 三 よう素酸塩及び過よう素酸塩 七 硫化物及び多硫化物 八 二 その他のもの 九 硫化水銀 十 その他のもの 十一 亜二チオン酸塩(有機安定剤を加えたものを含む。)及びスルホキシル酸塩 十二 スルホキシル酸塩 十三 亜硫酸塩及びチオ硫酸塩 十四 硫酸塩(みょうばんを含む。)及び過硫酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

二八・四九	コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム並びに貴金属の無機又は有機の塩その他の化合	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四八	その他の無機酸塩及び無機酸ペルオキシ塩(アジ化物を除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四七	一 過マンガン酸カリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・四六	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・六%
二八・四五	クロム酸塩、過マンガン酸塩、すず酸塩その他の金属酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四四	一 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四三	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四二	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四一	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・四〇	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・三九	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・三八	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・三七	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・三六	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・三五	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・三四	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・三三	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・三二	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・三一	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・三〇	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・二九	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・二八	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・二七	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・二六	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・二五	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・二四	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・二三	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・二二	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・二一	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・二〇	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・一九	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・一八	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・一七	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・一六	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・一五	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・一四	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・一三	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・一二	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・一一	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・一〇	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・〇九	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・〇八	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・〇七	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・〇六	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・〇五	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・〇四	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・〇三	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・〇二	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・〇一	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・〇〇	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・九九	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・九八	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・九七	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・九六	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・九五	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・九四	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・九三	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・九二	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・九一	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・九〇	四 炭酸カリウム及び炭酸バリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・八九	五 塩基性炭酸鉛	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
二八・八八	六 炭酸水素カリウム	一〇・二%	一〇・二%	九・六%	九・一%
二八・八七	七 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・八六	一 シアン化物及びシアン錯塩	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・八五	二 シアン化ナトリウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
二八・八四	三 炭酸水素ナトリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%</

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

二八・五二	物(アルブミナート、プロテインアート、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に単一の化合物であるかどうかを問わない。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン(劣化ウラン)、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物(これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。)					
	二 ふつ化セリウム及び酸化セリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	ふつ化セリウム	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	酸化セリウム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 その他のもののうち	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	酸化ランタン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	その他のもの(硝酸ランタンを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・五四	過酸化水素(固形過酸化水素を含む。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・五五	りん化合物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	一 りん鉄	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・五六	炭化物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 炭化けい素、炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・五七	二 その他のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化合物及びほう化合物(化学的に単一であるかどうかを問わない。)					
	一 水素化リチウム	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二八・五八	その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除去してあるかどうかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)					
	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二九・〇一	炭化水素					
	一 飽和非環式炭化水素	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 飽和非環式炭化水素	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) ブタジエン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(二) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 芳香族炭化水素					
	(一) ベンゼン	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	(二) トルエン	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	(三) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) シクロヘキサン	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

二九・〇二	(一) シクロテルペン その他のものうち 五―エチリデン―二ノルボルネン以外のもの	七・五%
	炭化水素のハロゲン化誘導体	七・五%
	一 クロホルム	七・五%
	二 ジクロルジフェニルトリクロルエタン(DDT)及びベンゼンヘキサクロリド(BHC)	七・五%
	三 オクタクロルテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)、ヘプタクロルテトラヒドロメタノインダン(ヘプタクロル)及びヘキサクロルヘキサヒドロエンド・エキソジメタナフタリン(アルドリッ)	七・五%
	四 その他のもの	七・五%
二九・〇三	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%
	一 キシレンススク及びシメンススク	九・二%
	二 その他のもの	七・五%
二九・〇四	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%
	一 飽和一個アルコール及びその誘導体	七・五%
	(一) メチルアルコール	五・七%
	(二) プロピルアルコール	七・五%
	(三) ブチルアルコール	一一・六%
	(四) 二―エチルヘキシルアルコール	一一・六%
	二 不飽和一個アルコール及びその誘導体	七・八%
	(一) シトロネロール、ロジノール、ゲラニオール、ネロール及びリナロール	七・五%
	(二) その他のもの	九・二%
	三 多価アルコール及びその誘導体	七・五%
	(一) プロピレングリコール	一一・六%
	(二) ヒドロキシシトロネロール	九・二%
	(三) その他のもの	七・五%
二九・〇五	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%
	一 芳香族アルコール及びその誘導体	九・二%
	(一) ベンジルアルコール及びフェニルエチルアルコール	七・五%
	(二) シンナミルアルコール	七・五%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二九・〇六	(三) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) テルピネオール、メントール及びボルネオールのうち					
二九・〇七	(二) テルピネオール及びボルネオールのうち	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	(一) 一七アルファーエチニルアンドロステンジオール	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二九・〇八	(三) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	フェノール及びフェニールアルコール					
二九・〇九	一 単核一価フェノール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) 石炭酸	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一〇	(二) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 多核一価フェノール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一一	(一) ナフトール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(二) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一二	三 多価フェノール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一三	フェノール又はフェニールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
	一 クロルフェノール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一四	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド及びエーテルペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・一五	一 ジエチレングリコール及びトリエチレングリコール	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	二 アニソール、アネトール、ジフェニルエーテル、オイゲノール、イソオイゲノール及びアンブレットムスク	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
二九・一六	三 その他のもの	七・八%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%
	エチレングリコールモノアルキルエーテル	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一七	その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三員環又は四員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・一八	一 エチレンオキシド	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一九	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロ・エンド・エキソジメタノナフタリン(デルドリン)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	その他のもの	七・八%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%
二九・二〇	アセタール、ヘミアセタール並びに単一又は混成の酸素官能のアセタール及びヘミアセ					

二九・一四	タール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	一 フェニルアセトアルデヒドジメチルアセタール				
二九・一二	二 その他のもの				
	アルデヒド及びアルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノールその他の単一又は混成の酸素官能のアルデヒド並びにアルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド				
二九・一一	一 ホルマリン				
	二 シトラール、フェニルアセトアルデヒド、シンナムアルデヒド、アルファアミルシンナムアルデヒド、シクシメンアルデヒド、ヒドロキシシトロネラール、ヘリオトロピン、パニリン及びエチルパニリン				
二九・一〇	三 その他のもの				
	第二九・一一号に該当する物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・〇九	ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケトンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の単一又は混成の酸素官能のケトン及びキノン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
	一 ケトン官能化合物				
二九・〇八	(一) アセトン				
	(二) メチルエチルケトン				
二九・〇七	(三) メチルイソブチルケトン				
	(四) ヨノン、メチルヨノン、ジャスモン、アルキルアセチルインダンムスク、アルキルアセチルテトラヒドロナフタリンムスク及びケトンムスク				
二九・〇六	(五) デルター・四・アンドロスタジエン・三・一七・ジオン、一六・デヒドロプレグネロン、デルタ四・プレグネン・一七アルファ・二二・ジオール・三・二〇・ジオン及びエストロンメチルエーテル				
	(六) その他のもの(しょう脳を除く)				
二九・〇五	二 その他のもの				
	(一) アントラキノン				
二九・〇四	(二) その他のもの				
	モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・〇三	一 酢酸				
	二 ステアリン酸及びオレイン酸				

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二九・一五	三 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	四 プロピオン酸エチル、プロピオン酸アミル、酪酸エチル、酪酸アミル、吉草酸エチル及び吉草酸アミル	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
二九・一六	五 安息香酸メチル及びシクロヘキシルプロピオン酸アミル	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	六 酢酸——一六—デヒドロブレグネノロン、デルター—四・九—一六アルファ—メチル—一七アルファ—ヒドロキシ—二—アセトキシブレグナトリエン—三・二〇—ジオン、一七アルファ—ヒドロキシ—二—アセトキシブレグナナン—三・一一・二〇—トリオン及び四—プロム—一七アルファ—ヒドロキシ—二—アセトキシブレグナナン—三・一一・二〇—トリオン	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
二九・一五	七 その他のものうち メタクリル酸並びにその塩及びエステル並びにリノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸及びカプリン酸並びにステアリン酸、オレイン酸、リノール酸、リノレン酸、パルミチン酸、ミリスチン酸、ラウリン酸又はカプリン酸の誘導体並びにエチレンジグリコールモノアルキルエーテルアセテート、酢酸の塩及び安息香酸 その他の酢酸エステル	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 しゅう酸	七・八%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%
二九・一五	二 アジピン酸	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	三 フタル酸、無水フタル酸及びイソフタル酸	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一六	五 その他のものうち テレフタル酸ジメチル以外のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	アルコール官能、フェノール官能、アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸その他の単一又は混成の酸素官能のカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一六	一 アルコール官能のカルボン酸及びその誘導体	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	(一) 乳酸	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
二九・一六	(二) 酒石酸	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(三) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一六	二 フェノール官能のカルボン酸及びその誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) サリチル酸	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一六	(二) アセチルサリチル酸	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(三) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・一六	三 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%

二九・一九	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・二一	その他の鉱酸エステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・二二	アミン官能化合物					
	一 ヘキサメチレンジアミン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 アニリン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 オルトトールイジン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 N-フェニル-β-ターナフチルアミン、N-N'-ジフェニル-パラ-フェニレンジアミン、N-N'-ジ-β-ターナフチル-パラ-フェニレンジアミン及びN-フェニル-N'-シクロヘキシル-パラ-フェニレンジアミン	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	五 その他のものうち	七・七%	七・七%	七・五%	七・三%	七・一%
	ゴム加硫促進用又はゴム老化防止用のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・二三	単一又は混成の酸素官能のアミノ化合物	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 アミノアルコール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 アミノ酸	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	麻薬					
	その他のもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
二九・二四	第四アンモニウム塩、水酸化第四アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 コリン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物					
	一 ズルチン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 ジメチルホルムアミド	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 ジエチルアミノアセト-二・六-キシリジド	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	五 その他のものうち	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	麻薬以外のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物(オルト-スルホ安息香酸イミド及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物(ヘキサメチレンテトラミン及びトリメチレントリニトロアミンを含む。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 オルト-スルホ安息香酸イミド(サツカリン)及びその塩	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	二 ジフェニルグアニジン及びアルドール-アルファ-ナフチルアミン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 ヘキサメチレンテトラミン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 クロルヘキシジン及びその塩	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	五 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・二七	ニトリル官能化合物	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%

[illegible]

二九・三六	スルホンアミド	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・三七	スルトン及びスルタム	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・三八	プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限るものとし、天然のプロビタミンセントレート及びビタミンコンセントレートを含む。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (溶媒に溶かしてあるかどうかを問わない。)					
	一 プロビタミン及びその誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 ビタミンA及びその誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	三 ビタミンB群及びその誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	(一) ビタミンB ₁ 及びその誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	(二) その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	四 ビタミンC及びその誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	五 ビタミンD及びその誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	六 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二九・三九	ホルモン (天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその誘導体で主としてホルモンとして使用するもの並びにステロイドで主としてホルモンとして使用するもの					
	二 デヒドロエピアンドロステロン及びプレグネノロン	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	三 その他のもの	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
二九・四一	グリコシド (天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・四二	植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体					
	一 あへんアルカロイド及びその誘導体					
	(一) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(二) カフェイン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	B その他のものうち					
	カフェイン無水物の含有量が乾燥状態における無水物として計算した全重量の九八・五%以上のもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	(一) 硫酸ニコチン	一二・一%	一二・一%	一一・四%	一〇・七%	九・九%
	(二) ペラドンナ葉の左旋性アルカロイド	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	(三) その他のものうち					
	コカ葉アルカロイド、フェニルメチルアミノプロパン、一フェニルニルニメチルアミノプロパノール、一フェニルニルニトロクロールニメチルアミノプロパン、一フェニルニルニジメチルアミノプロパノール、一フェニルニルニクロールニジメチルアミノプロパン及び一フェニルニルニジメチル					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

二九・四四	抗生物質 ルアミノプロバン並びにこれらの塩以外のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二九・四五	一 ペニシリン及びストレプトマイシン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三〇・〇一	二 その他のもの エリスロマイシン その他のもの	五・四%	五・四%	五・一%	四・九%	四・六%
二九・四五	その他の有機化合物	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
三〇・〇一	臓器療法用の臓器その他の器官(乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかどうかを問わない。)及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びに治療用又は予防用に調製したその他の動物性物質で他の号に該当しないもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三〇・〇三	二 肝臓エキス 三 その他のもの 医薬品(動物用のものを含む。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	一 抗生物質製剤及びホルモン製剤	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	(一) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤	九・九%	九・三%	八・七%	八・二%	七・六%
	(二) その他のものうち バイオマイシン製剤	五%	五%	五%	五%	四・九%
	その他の抗生物質製剤(クロラムフェニコール、ジヒドロストレプトマイシン、シクロセリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン又はオキシテトラサイクリンの製剤を除く。)	五・八%	五・八%	五・七%	五・七%	五・六%
	ホルモン製剤	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 ビタミン製剤	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	三 その他のもの	七・七%	七・七%	七・五%	七・三%	七・一%
	(一) 小売用の形状又は包装にしたもの	七・七%	七・七%	七・五%	七・三%	七・一%
	B その他のものうち 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの以外のもの	七・七%	七・七%	七・五%	七・三%	七・一%
	(二) その他のもの 麻薬、大麻又は覚せいアミンのもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三三・〇一	植物性のなめしエキスを並びにタンニン(水で抽出した浸食子タンニン及び五倍子タンニンを含む。)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
三三・〇三	二 タンニン 三 タンニン誘導体 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤(天然なめし料を含有するかどうかを問わない。)及びなめし前処理用の酵素系調製品(例えば、酵素、すい臓又はバクテリアから製造したもの)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 なめし前処理用の酵素系調製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

三三・〇五	三 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	有機合成染料（顔料色素を含む）、有機合成ルミノホア、けい光白色染料及び天然あい					
	一 ビグメントレジンカラーベース	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 その他のもの	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
三三・〇六	三 その他のもの	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	レーキ顔料					
	一 ビグメントレジンカラーベース	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 その他のもの	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
三三・〇七	その他の着色料及び無機のルミノホア	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	一 紺青	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 群青	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	三 リトボン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	四 ルミノホア	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	五 その他のものうち	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三三・〇八	調製白色顔料（乾燥状態において酸化チタンの含有量が全重量の八〇%以上のものに限る。）以外のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、はうろう、うわぐすり、液状ラスターその他これらに類する物品（窯業用のものに限る。）及びうわぐすり用のスリッパ並びにガラスフリット					
	その他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの					
	二 その他のものうち					
	ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
三三・〇九	ワニス、水性塗料、革の仕上げ用の調製水性顔料並びにベイント並びに亜麻仁油、ホワイ					
	トスピリット、テレピン油、ワニスその他のベイント用の媒質に練り込んだ顔料、スタン					
	プ用のはく及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料並びにこの類の注4に規定する溶液					
	一 天然樹脂系ワニス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 繊維系塗料	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 油ベイント	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	四 合成樹脂を含有する塗料（一から三までに掲げるものを除く。）					
	（一） その他のものうち					
	ラッカー（絶縁塗料を除く。）	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
	五 パールエッセンスのうち					
	そのまま塗料として使用するもの以外のもの	三・二%	三・二%	三・二%	三・二%	三・一%
	六 アルミニウムペースト	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	七 アルカリブルートナー	六・六%	六・六%	六・四%	六・二%	六・六%
	八 スタンプ用のはく	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	九 染料	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
	一〇 その他のものうち					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

三三・一〇	人造プラスチックの溶液 その他のもの(歴青質塗料を除く。)	七・五%	六%	七・五%	六%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%
三三・一一	画家用絵の具、習画用絵の具、ポスターカラー、整色用絵の具、遊戯用絵の具その他これらに類する絵の具類(タレット状、チューブ入り、びん入り、さら入りその他これらに類する形状又は包装のものに限るものとし、ブラシ、パレットその他の附属品とともにセットにしたものを含む。)	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%	六・六%
三三・一二	調製ドライヤー	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%	六・六%
三三・一三	ガラス用のパテ、つぎ木用のパテ、塗装用の充てん料、左官工事用の非耐火性調製上塗り材及び閉そく用又はシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック(レジンマスチック及びレジンセメントを含む。)	五・七%	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%		
三三・一四	筆記用インキ、印刷用インキその他のインキ	七・五%	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%	六・六%	六・六%
三三・一五	一 印刷用インキ (一) 黒色のもの (二) その他のもの	七・五%	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%	六・六%	六・六%
三三・一六	精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない。)、レジンノイド、精油のコンセントレート(冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物	七・五%	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%	六・六%	六・六%
三三・一七	一 精油 (一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ペチベル油及び芳香油のうち (二) ゲラニウム油、ラベンダー油及び芳香油 (三) その他のもののうち スピアミント油	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%	三・八%	三・八%
三三・一八	二 精油のコンセントレート	七・五%	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%	六・六%	六・六%
三三・一九	三 その他のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%	三・八%	三・八%
三三・二〇	天然又は人造の香気性物質の二以上の混合物及び当該香気性物質の一以上をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。)	九・五%	九・五%	九・五%	九・二%	八・九%	八・六%	八・六%	八・六%
三三・二一	一 アルコール分が一〇度以上のもの	九・五%	九・五%	九・五%	九・二%	八・九%	八・六%	八・六%	八・六%
三三・二二	二 その他のもの	九・二%	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%	七・九%	七・九%
三三・二三	調製香料及び化粧品類並びに精油のアキユアスティレート及びアキユアスソリュション(医薬用に適するものを含む。)	九・二%	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%	七・九%	七・九%
三三・二四	二 おしろい	九・二%	八・九%	八・九%	八・六%	八・四%	八・一%	八・一%	八・一%
三三・二五	三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品のうち ボマード、香髪油及びびげそり用製品以外のもの	九・二%	八・九%	八・九%	八・六%	八・四%	八・一%	八・一%	八・一%

三四・〇一	四 歯みがき	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	五 その他のもの					
	(一) 室内防臭剤	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(二) 精油のアキエアステイスチレート及びアキエアスリユーション	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(三) その他のもの	九・三%	九・二%	九%	八・九%	八・七%
三四・〇二	香及び線香並びにつめ化粧用又はひげそり用の製品	九・三%	九・二%	九%	八・九%	八・七%
	その他のもの	九・二%	九・一%	八・六%	八・四%	八・一%
	液状又はペースト状のもの	九・三%	八・九%	八・九%	八・七%	八・四%
	その他のもの	八・三%	八・一%	七・九%	七・七%	七・五%
	せっけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せっけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せっけんを含有するかどうかを問わない。)	八・三%	八・二%	八%	七・九%	七・七%
三四・〇三	一 浴用せっけん(薬用のものを含む。)	八・三%	八・一%	七・九%	七・七%	七・五%
	芳香を付けたもの(薬用のものを除く。)	八・三%	八・二%	八%	七・九%	七・七%
	二 洗たくせっけん	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	有機界面活性剤並びに調製界面活性剤及び調製洗剤(調製したものにあっては、せっけんを含有するかどうかを問わない。)	八%	八%	七・九%	七・九%	七・五%
三四・〇四	一 有機界面活性剤及び調製界面活性剤	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革その他の材料のオイリング又は加脂処理に用いる調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
	グリース	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	その他の調製潤滑剤(石油又は歴青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、切削油(温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるものに限る。)を除く。)	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
三四・〇五	調製ろう(乳化しているもの及び溶剤を含有するものを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	造ろうを含む。	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	つや出し用ワックス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	履物用、家具用又は床用のみがき料及びクリーム、メタルポリッシュ、調製みがき粉その他これらに類する調製品(第三四・〇四号に該当する調製ろうを除く。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 つや出し用ワックス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 メタルポリッシュのうち	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 鉱物性材料を主成分とするもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

三四・〇六	ろうそく及びこれに類する物品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三四・〇七	モデリングペースト(児童用のもの及び取りそろえたものを含む)及び板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 モデリングペースト	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三五・〇三	二 歯科用ワックス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	ゼラチン(正方形又は長方形のものを含むものとし、着色してあるか、又は表面加工をしてあるかどうかを問わない)、ゼラチン誘導体並びにこれら、魚膠及びアイシンググラス	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 魚膠及びアイシンググラス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	三 その他のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
三五・〇四	ペプトン及びその他のたんばく質系物質(第三五・〇七号の酵素を除く)並びにこれらの誘導体並びに皮粉(クロムみょうばんを加えた皮粉を含む)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 ペプトン及びその誘導体	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 皮粉	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	三 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	植物性たんばく	一・五%	一・五%	一・三%	一・二%	一・一%
	その他のもの	一・四%	一・四%	一・三%	一・二%	一・一%
三五・〇六	調製膠着剤(他の号に該当するものを除く)及び膠着剤に適する物品のうち膠着剤として小売用に包装したもので正味の重量が一キログラム以下のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 小売用に包装したもののうち	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	天然ゴムの溶液及びペースト以外のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三五・〇七	酵素及び調製した酵素(他の号に該当するものを除く)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 ペプシン、レンネット及びパバイン並びにこれらの調製品	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	ペプシン、レンネット及びパバイン	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三六・〇六	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	マッチ(ベンガルマッチを除く)	一・七%	一・七%	一・四%	一・三%	一・二%
	一 七〇本以下入りのもの	一・七%	一・七%	一・四%	一・三%	一・二%
	二 その他のもの	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
三六・〇八	フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない)及び可燃性材料の製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三七・〇一	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は布製のものを除く)	一・〇%	一・〇%	一・〇%	九・六%	九・三%
	一 エックス線用のもの	一・〇%	一・〇%	一・〇%	九・六%	九・三%
	二 その他のもの	一・〇%	一・〇%	一・〇%	九・六%	九・三%
	(一) カラープレート及びカラーフィルム	八・八%	八・三%	八・四%	七・五%	六・六%
	(二) その他のもの	八・八%	八・六%	八・三%	八・一%	七・九%

五四一

三七・〇二	感光性のロール状フィルム（露光してないものに限るものとし、パフォーマーレションを有するかどうかを問わない。） 一 映画用フィルム （一） カラーフィルム A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現像方式のもの B その他のもの （二） その他のもの エックス線用のもの その他のもの 二 その他のもの （一） エックス線用のもの （二） カラーフィルム （三） その他のもの 感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） 一 カラー映画紙 二 その他のもののうち 写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。 以下この号において同じ。）以外のもの ロール状の写真感光紙 感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。） 一 映画用フィルム （一） ニュース用のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの以外のもの （二） その他のもの A フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの B フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもので、現像した後に一〇ミリメートル以下の幅に切断するもの C フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。） D フィルムの幅が三〇ミリメートルを超えるもの	一〇・一％ 一〇・一％ 七・九％ 八・八％ 一〇・七％ 一〇・一％ 八・八％ 一〇・一％ 九・二％ 五・七％ 一〇・一％ 九・二％ 五・七％ 九・三％ 八・四％ 八・七％ 五・六％ 八・三％ 五・五％ 六・六％ 七・五％ 六・六％ 七・五％ 六・六％
三七・〇三	感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） 一 カラー映画紙 二 その他のもののうち 写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。 以下この号において同じ。）以外のもの ロール状の写真感光紙 感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。） 一 映画用フィルム （一） ニュース用のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの以外のもの （二） その他のもの A フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの B フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもので、現像した後に一〇ミリメートル以下の幅に切断するもの C フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。） D フィルムの幅が三〇ミリメートルを超えるもの	一〇・一％ 一〇・一％ 七・九％ 八・八％ 一〇・七％ 一〇・一％ 八・八％ 一〇・一％ 九・二％ 五・七％ 一〇・一％ 九・二％ 五・七％ 九・三％ 八・四％ 八・七％ 五・六％ 八・三％ 五・五％ 六・六％ 七・五％ 六・六％ 七・五％ 六・六％
三七・〇四	感光性の紙、板紙及び布（露光してあるかどうかを問わないものとし、現像してないものに限る。） 一 カラー映画紙 二 その他のもののうち 写真感光紙（転写材及び現像剤を結合したもので、拡散転写方式のものに限る。 以下この号において同じ。）以外のもの ロール状の写真感光紙 感光性のプレート及びフィルム（露光したもので、現像してないものに限る。） 一 映画用フィルム （一） ニュース用のもののうち フィルムの幅が三五ミリメートルのもの以外のもの （二） その他のもの A フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの B フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもので、現像した後に一〇ミリメートル以下の幅に切断するもの C フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの（Bに掲げるものを除く。） D フィルムの幅が三〇ミリメートルを超えるもの	一〇・一％ 一〇・一％ 七・九％ 八・八％ 一〇・七％ 一〇・一％ 八・八％ 一〇・一％ 九・二％ 五・七％ 一〇・一％ 九・二％ 五・七％ 九・三％ 八・四％ 八・七％ 五・六％ 八・三％ 五・五％ 六・六％ 七・五％ 六・六％ 七・五％ 六・六％

三七・〇八 三八・〇一	写真用の化学品及びせん光材料 人造黒鉛及びコロイド黒鉛（油に懸濁しているコロイド黒鉛を除く。） 一 人造黒鉛 （一）全重量の七五%以上のものが政令で定める規格による一〇五ミクロンのふるいを通過するもの （二）その他のもの 二 コロイド黒鉛 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。） 一 活性炭 三 アイボリーブラックその他の獣炭 四 その他のもの トル油 二 精製のもの ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。） 三 その他のもの 木タール、木タール油（第三三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもとしたもの及び天然樹脂質の物品をもとした鋳物用の中子粘結剤 二 その他のもの 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの 植物生長調整剤 その他のもの 二 その他のもの つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円八八銭	一メートルにつき き一〇円五〇銭	一メートルにつき き一〇円一三銭
三八・〇七 三八・〇五	三 精製のもの ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。） 三 その他のもの 木タール、木タール油（第三三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもとしたもの及び天然樹脂質の物品をもとした鋳物用の中子粘結剤 二 その他のもの 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの 植物生長調整剤 その他のもの 二 その他のもの つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円八八銭	一メートルにつき き一〇円五〇銭	一メートルにつき き一〇円一三銭
三八・〇九	三 精製のもの ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。） 三 その他のもの 木タール、木タール油（第三三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもとしたもの及び天然樹脂質の物品をもとした鋳物用の中子粘結剤 二 その他のもの 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの 植物生長調整剤 その他のもの 二 その他のもの つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円八八銭	一メートルにつき き一〇円五〇銭	一メートルにつき き一〇円一三銭
三八・一一	三 精製のもの ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。） 三 その他のもの 木タール、木タール油（第三三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもとしたもの及び天然樹脂質の物品をもとした鋳物用の中子粘結剤 二 その他のもの 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの 植物生長調整剤 その他のもの 二 その他のもの つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円八八銭	一メートルにつき き一〇円五〇銭	一メートルにつき き一〇円一三銭
三八・一二	三 精製のもの ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオール含有量が少ないパイン油を除く。） 三 その他のもの 木タール、木タール油（第三三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く。）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもとしたもの及び天然樹脂質の物品をもとした鋳物用の中子粘結剤 二 その他のもの 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。） 一 小売用の形状又は包装にしたもの 植物生長調整剤 その他のもの 二 その他のもの つや出し剤、仕上剤及び媒染剤（調製したもので、繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において用いるものに限る。）	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円二五銭	一メートルにつき き一〇円八八銭	一メートルにつき き一〇円五〇銭	一メートルにつき き一〇円一三銭

一 媒染剤	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二 その他のものうち	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
でん粉質の物品を主体とするもの以外のもの					
金属表面処理用の調製浸せき剤					
ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用のフラックスその他					
の調製した助剤、ろう付け用、はんだ付け用又は溶接用の粉末及びペーストで金属とそ					
他の材料とから成るもの並びに溶接棒又は電極のしん又は被覆に用いる調製品					
一 溶接用のフラックス	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他これら					
に類する調製した鉱物油添加剤					
二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
調製したゴム加硫促進剤	七・七%	七・七%	七・五%	六・九%	六・六%
微生物用の調製培養剤	三・九%	三・九%	三・五%	三・三%	三・一%
消火器用の調製品及び装てん物にした薬剤並びに装てんした消火器	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
配合溶剤及び配合シンナー（ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。）	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
化学品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並び					
に当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）					
一 なめし前処理用の調製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
二 液状アルキルアリール炭化水素の混合物	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三 液状ポリエチレングリコール	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
四 ナフテン酸	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
五 触媒					
（一）シリカ・アルミナ触媒	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
六 ゴム老化防止剤	七・七%	七・七%	七・五%	七・三%	七・一%
七 耐火性建設材料	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
一一 その他のものうち					
耐火性材料、ソーダ石灰及び脂肪酸混合物の誘導体	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
その他のもの（電気用炭素ブラシの素材（黒鉛に金属、炭素その他の材料を加					
え、塊、板、棒その他これらに類する形状にしたものに限る。）並びに金属炭化					
物の固溶体及び混合物を除く。）	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
フェノール樹脂、アミノ樹脂、アルキド樹脂、ポリアリールエステルその他の不飽和ポリエ					
ステル、シリコンその他の縮合物、重縮合物及び重付加物（これらを変性し又は重合し					
たもの及び線状分子構造のものを含む。）					
一 液状又はペースト状のもの（乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。）	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
（一）ピグメントレジンカラー用のエキステンダー					
（二）その他のもの					
フェノール樹脂、アミノ樹脂、ポリアミド、ポリウレタン、エポキシ樹脂又は					

三九・〇二

二塊、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	ポリエステルのも シリコンのもの その他のもの	七・五% 一〇・八% 七・四%	七・五% 一〇・八% 七・四%	七・二% 一〇・二% 七・一%	六・九% 九・六% 六・八%	六・六% 九% 六・五%
	イオン交換樹脂のもの その他のもの	七・五% 七・五%	七・五% 七・五%	七・二% 一〇・二%	六・九% 九・六%	六・六% 九%
三、くず フェノール樹脂のもの その他のもの	フェノール樹脂のもの その他のもの	七・五% 七・八% 七・三%	七・五% 七・八% 七・三%	七・二% 七・六% 六・九%	六・九% 七・五% 六・六%	六・六% 七・四% 六・二%
	アミノ樹脂、ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの ポリアミドのもの その他のもの	七・五% 七・八% 七・三%	七・五% 七・八% 七・三%	七・二% 七・六% 六・九%	六・九% 七・五% 六・六%	六・六% 七・四% 六・二%
四、接着剤を塗布した接着性の物品 その他のもの	フェノール樹脂のもの ポリエステル樹脂のもの シリコンのもの その他のもの	七・五% 七・八% 七・三%	七・五% 七・八% 七・三%	七・二% 七・六% 六・九%	六・九% 七・五% 六・六%	六・六% 七・四% 六・二%
	アミノ樹脂、ポリウレタン又はエポキシ樹脂のもの その他のもの	七・五% 七・八% 七・三%	七・五% 七・八% 七・三%	七・二% 七・六% 六・九%	六・九% 七・五% 六・六%	六・六% 七・四% 六・二%
五、液状又はペースト状のもの(乳化し、分散し又は溶解しているものを含む。)	ビグメントレジジンカラー用のエキステンダー ポリビネンのもの その他のもの	七・五% 七・五%	七・五% 七・五%	七・二% 七・二%	六・九% 六・九%	六・六% 六・六%
	ポリ塩化ビニル、塩化ビニル・酢酸ビニル共重合体、アクリル樹脂又はポリ酢酸ビニルのもの ポリブテンのもの その他のもの	七・五% 七・五%	七・五% 七・五%	七・二% 七・二%	六・九% 六・九%	六・六% 六・六%
二塊、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合体及び共重合体	七・五% 一〇・八% 七・四%	七・五% 一〇・八% 七・四%	七・二% 一〇・二% 七・一%	六・九% 九・六% 六・八%	六・六% 九% 六・五%
	その他のもの	七・五% 七・五%	七・五% 七・五%	七・二% 七・二%	六・九% 六・九%	六・六% 六・六%

状のもの					
(一)	ふつ素樹脂のもの	一三・一%	一三・一%	一二・七%	一二・三%
(二)	ポリスチレンのものうち イオン交換樹脂のもの	一二・五%	一二・五%	一一・七%	一〇・九%
(三)	その他のもの(発泡性ポリスチレンのものに限る。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
(四)	塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
(五)	アクリル樹脂のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%
(六)	イオン交換樹脂のもの	七・五%	七・五%	六・九%	六・六%
(七)	ポリビネンのもの	七・五%	七・五%	六・九%	六・六%
(八)	その他のもの	七・五%	七・五%	六・九%	六・六%
(九)	イオン交換樹脂のもの	一二・五%	一二・五%	一一・七%	一〇・九%
(十)	その他のもの	七・五%	七・五%	六・九%	六・六%
(十一)	ポリビニルアルコール、ポリスチレン共重合物又はポリビニルブチラールのもの	七・五%	七・五%	六・九%	六・六%
(十二)	その他のもの	七・三%	七・三%	六・九%	六・六%
(十三)	その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%
(十四)	ポリエチレンのもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%
(十五)	アクリル樹脂のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%
(十六)	その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%
(十七)	その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%
(十八)	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%
(十九)	その他のもの	六%	六%	五・九%	五・九%
(二十)	その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%
(二十一)	ふつ素樹脂のもの	一二・三%	一二・三%	一一・四%	一〇・五%
(二十二)	ポリスチレンのもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%
(二十三)	塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	七・八%	七・八%	七・七%	七・六%
(二十四)	塩化ビニル樹脂の組物材料(しんにとうを用いたものに限る。)	七・八%	七・八%	七・七%	七・六%
(二十五)	その他のもの	七・八%	七・八%	七・七%	七・六%

三九・〇三	一次製品 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	アクリル樹脂のもの	七・八%	七・八%	七・七%	七・六%	七・五%
三九・〇五	メチルメタクリル樹脂のもの	一二・五%	一二・五%	一一・七%	一〇・九%	一〇・一%
	その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
三九・〇六	その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	ポリプロピレン、ポリスチレン共重合物又はポリビニルブチラールのもの	一〇・六%	一〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
三九・〇七	その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	九・九%	九・六%	九%
	ニトロセルロース、アセチルセルロースその他のセルロースエステル、セルロースエーテルその他のセルロースの化学的誘導体（コロジオン及びセルロイドその他可塑化したものを含む）、再生セルロース及びバルカナイズドファイバー	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇三	一 接着剤を塗布した接着性の物品	一〇%	一〇%	九・五%	九%	八・四%
	二 その他のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
三九・〇七	（一）アセチルセルロース（塊、粉（モーディングパウダーを含む）、粒、フレークその他これらに類する形状のものに限る。）	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	（二）セルロイド	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三九・〇六	（三）バルカナイズドファイバー	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	（四）その他のものうち	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
三九・〇五	ハムケーシングその他これに類するもの（管状のものに限る。以外のもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	溶解により変性した天然樹脂（ランガム）及び天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）並びに塩化ゴム、塩酸ゴム、酸化ゴム、環化ゴムその他の天然ゴムの化学的誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三九・〇七	一 溶解により変性した天然樹脂（ランガム）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 天然樹脂又は樹脂酸をエステル化して得た人造樹脂（エステルガム）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇三	三 天然ゴムの化学的誘導体	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	その他の高重合体、人造樹脂及び人造プラスチック（アルギン酸並びにその塩及びエステルを含む）並びにリノキシン	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三九・〇七	一 アルギン酸並びにその塩及びエステル	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 その他のものうち	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
三九・〇七	でん粉誘導体以外のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇三	一 スプーン、リールその他これらに類する巻取用品	七・八%	七・八%	七・七%	七・六%	七・五%
	二 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品	七・三%	七・三%	七・二%	七・一%	七・〇%
四〇・〇三	フェニール樹脂以外の合成樹脂製のもの	七・三%	七・三%	七・二%	七・一%	七・〇%
	その他のもの	七・三%	七・三%	七・二%	七・一%	七・〇%
四〇・〇三	三 コルセットバスケットその他これに類する衣類用又は衣類附属品用のサポート	七・三%	七・三%	七・二%	七・一%	七・〇%
	再生ゴム	七・三%	七・三%	七・二%	七・一%	七・〇%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四〇・〇五	天然ゴム又は合成ゴムの板、シート及びストリップ(第四〇・〇一号又は第四〇・〇二号のスキッドシート及びクレープシートを除く)、加硫用配合をした天然ゴム又は合成ゴムの粒並びに凝固の前又は後にカーボンブラック又はシリカを配合した天然ゴム又は合成ゴムのマスターバッチ(加硫しないものに限り、マスターバッチにあつては、鉱物油を加えたものを含み、形状を問わない。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇六	天然ゴム又は合成ゴム(ゴムラテックスを含む。)のその他の形状又は状態のもの(例えば、棒、管、型材、溶液及び分散液。加硫しないものに限り、)及び天然ゴム又は合成ゴムの製品(例えば、紡織用繊維の糸でゴムを塗布し又はしみ込ませたもの、リング及び円盤。加硫しないものに限り。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇七	二 その他のもの ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆してあるかどうかを問わない。並びにゴムを被覆し又はしみ込ませた紡織用繊維の糸(加硫したものに限る。))	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇八	ゴムの板、シート、ストリップ、棒及び型材(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・〇九	一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバーのもの(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
四〇・一〇	二 その他のもの ゴム管(加硫したものに限るものとし、エポナイトのものを除く。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
四〇・一一	ゴム製の伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング(加硫したものに限る。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
四〇・一二	ゴム製のタイヤ、タイヤケース、交換性タイヤトレッド、インナーチューブ及びタイヤフリップ(車輪用のものに限る。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四〇・一三	一 自動車用のもの(公称の幅が一〇・六ミリメートルを超えるタイヤ及びタイヤケース並びにこれらに使用するインナーチューブ及びタイヤフリップに限る。)	七・七%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
四〇・一四	二 その他のもの 空気タイヤ及び空気タイヤケース	九・一%	八・八%	八・四%	八・一%	七・六%
四〇・一五	三 その他のもの ゴム製の衛生用品及び医療用品(乳首を含み、加硫したものに限るものとし、エポナイト製のもの(附属品として取り付けたものを除く。))	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四〇・一六	ゴム製の衣類及び衣類附属品(手袋を含み、加硫したものに限るとともに、エポナイト製のものを除くものとし、用途を問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四〇・一七	その他のゴム製品(加硫したものに限るものとし、エポナイト製のものを除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四〇・一八	一 エキスパンデッドラバー、フォームラバー又はスポンジラバー(紡織用繊維の織物類を単に補強のために結合したものを含む。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
四〇・一九	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四〇・二〇	エポナイトの塊、片、粒、板、シート、ストリップ、棒、型材、管、くず及び粉	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

四〇・一六	エポナイト製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四二・〇一	くら、ばん具、首輪、ひき草、ひざ当て、くつその他の装着具（材料を問わないものとし、動物用のものに限る。）のうち					
四二・〇六	フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	一一・二%	一一・二%	一〇・五%	九・九%	九・二%
四三・〇四	人造毛皮及びその製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四四・一一	建築用繊維板（木材その他の植物性材料から製造したものに限るものとし、天然樹脂、人造樹脂その他の有機結合剤を用いてあるかどうかを問わない。）	一六・九%	一六・九%	一五・三%	一三・八%	一二・二%
四四・一四	木材（長さの方向にひいたもの及び平削りし又は丸はぎしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）、薄板及び合板用単板（厚さが五ミリメートル以下のものに限る。）	一〇・六%	一〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
四四・一八	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん（しまこくたんを除く。）のもの 再生木材（かんなくず、ウッドチップ、のこくず、木粉その他の木質のくずを天然又は人造の樹脂その他の有機結合剤で凝結した物品で、板状、ブロック状その他これらに類する形状のものに限る。） 一 板状のもの	一三・三%	一三・三%	一二・四%	一一・五%	一〇・六%
四四・二〇	木製の額縁、鏡わくその他これらに類する縁	一四・三%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%
四四・二二	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器	一〇・六%	一〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
四四・二二	おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品（木製のものに限るものとし、おけ材及びたる材を含む。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四四・二三	二 その他のもの （一）使用したもの （二）その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
四四・二四	建築用木工品及び木製建具（プレハブ住宅、部分建築物及び組み合わせた床用寄せ木パネルを含む。）のうち	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四四・二五	建具及び床柱以外のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四四・二六	木製の家事用具	七・八%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%
四四・二七	木製工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びにくつの木型	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
四四・二七	二 その他のもの 一 木製のスプール、コップ、ボビンその他これらに類する糸巻類（ろくろがけをしたものに限る。） 一 ボビン 二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四四・二七	二 その他のもの しよく台その他の照明具、第九四類に該当しない家具並びに手箱、たばこ入れ、盆、果物鉢、置物その他の装飾的細工品、刃物箱、製図用具の箱、パイオリンのケースその他これらに類する容器、通常ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し、又は身辺に付けて	五・七%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

四四・二八	用いる身辺用品及び身辺用裝飾品並びにこれらの部分品(木製のものに限る。)	一四・三%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%
	一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの					
	その他の木製品					
	一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品					
	(一) 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	(二) その他のもの	七・七%	七・七%	七・五%	七・三%	七・一%
	A 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの	七・三%	七・三%	六・九%	六・六%	六・二%
	B その他のもの					
四五・〇二	五 その他のもの	八・九%	八・九%	八・四%	七・九%	七・三%
	(一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)					
四五・〇三	天然コルク(柱の製造用に角に切つたものを含むものとし、ブロック状、板状、シート状又はストリップ状のものに限る。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
四五・〇四	天然コルクの製品	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	凝集コルク(凝集剤を用いてあるかどうかを問わない。)	八・九%	八・九%	八・三%	七・七%	七・一%
	一 王冠用ディスク及びその製造に適する直径に仕上げた丸棒	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
四六・〇二	二 その他のもの					
	さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)					
	並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)					
	並びにびん用のわらづと					
	三 その他のもの					
	(一) 人造プラスチック製のもの	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
	(二) その他のものうち					
	さなだその他これに類する組物材料の物品	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
	その他のもの(いぐさ製又は七島製のものを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四六・〇三	かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る。)	七・三%	七・三%	六・九%	六・六%	六・二%
	〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品					
	一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品					
	二 その他のもの					
	(一) 人造プラスチック製のもの	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
四八・〇一	紙及び板紙(セルロースウオッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 手すきのもの					
	二 その他のもの					
	(一) 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	B その他のもの					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

印刷用紙、筆記用紙及び図面用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）	四・三%	四・三%	四・二%	四・二%	四・一%
A 新聞用紙（碎木パルプを含有するものうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。）	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
B その他のもの					
（三）包装用紙（一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。）のうち					
クラフト紙及びクラフトライナー、サルファイトパルプを含有する包装用紙並びにセミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙以外のもの	一一・五%	一一・五%	一一・三%	一一・一%	一〇・八%
（四）その他のもの					
A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	一一・九%	一一・三%	一〇・六%	一〇・〇%	九・四%
B その他のもの	九・一%	八・八%	八・四%	八・〇%	七・六%
硫酸紙、耐脂紙及びこれらの模造紙並びに透明の光沢紙（板紙のものを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
張り合わせた紙及び板紙（塗布し又はしみ込ませたものを除くとともに、内面を補強したものであるかどうかを問わないものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
段ボール、波形紙、ちりめん紙並びにしわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限る。）					
一 段ボール及び波形紙	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
紙及び板紙（ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの（第四九類に該当する印刷物を除く。）に限る。）					
一 けい線、線又は方眼線を引いたもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
（一）紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
（二）その他のもの					
（一）アートペーパー	七・八%	七・八%	七・七%	七・六%	七・五%
（二）トレーシングペーパー	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
（三）パラフィンペーパー及びワックスペーパー	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
（四）油紙	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
（五）リソグラフィックペーパー	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
（六）カーボンペーパー	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
（七）タールペーパー	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
（八）接着剤を塗布した接着性の物品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
（九）その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
（十）歴青物質を塗布したもの及びバライターペーパー	七・三%	七・三%	六・九%	六・六%	六・二%
その他のもの					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

四八・一一	壁紙及びリンクラスタ並びにグラスペーパー	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
四八・一二	紙又は板紙をもととして製造した床敷き(特定の形状に切つたものであるか、又はリノリウムコンパウンドを塗布したものであるかどうかを問わない。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
四八・一三	カーボンペーパーその他の複写紙(謄写版原紙を含む。及びトランスファーパー(特定の形状に切つたものに限るものとし、箱入りのものであるかどうかを問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・一四	カーボンペーパー	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・一五	トランスファーパー	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・一六	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・一七	便せん、封筒及び通信用カード並びにこれらを紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・一八	印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(二平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)	三・七%	三・七%	三・五%	三・四%	三・二%
四八・一九	二 紙及び試験紙(理化学用又は工業用のものに限る。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
四八・二〇	三 板紙(二平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
四八・二一	四 その他のものうち トイレットペーパー以外のもの	三・七%	三・七%	三・五%	三・四%	三・二%
四八・二二	紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で、事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器	四・九%	四・九%	四・七%	四・五%	四・三%
四八・二三	一 書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
四八・二四	二 紙袋	九・二%	九・二%	八・五%	七・九%	七・三%
四八・二五	三 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・〇%
四八・二六	帳簿、練習帳、雑記帳、メモ帳、注文帳、領収帳、日記帳、プロッチングパッド、書類ばさみ、ファイルカバーその他の紙製又は板紙製の文房具及び事務用品並びに紙製又は板紙製のアルバム及びブックカバー	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・二七	一 アルバム	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・二八	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・二九	紙製又は板紙製のラベル(印刷してあるか、又はのりを付けてあるかどうかを問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・三〇	製紙用バルブ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類(あなあけしてあるか、又は硬化してあるかどうかを問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・三一	製紙用バルブ、紙、板紙又はセルロースウォッディングのその他の製品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・三二	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・三三	せん孔カード式機械用のカード及びテープ	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四八・三四	タンボン及びおむつ	五・四%	五・四%	四・五%	四・八%	四・五%
四八・三五	その他のもの	五・四%	五・四%	四・五%	四・八%	四・五%

四九・〇八	デカルコマニア	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四九・〇九	絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード（印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
四九・一〇	カレンダー（カレンダーブロックを含むものとし、紙製又は板紙製のものに限る。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
五〇・〇七	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用の糸に限る。）並びに天然てぐす及び絹製のカットガット	一一・六%	一一・六%	一一・四%	一一・三%	一一・一%
五一・〇一	二 その他のもの 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。） 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの （二）その他のもの ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維、ビニロン繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの以外のもの 単繊維、ストリッパ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）及びカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限る。） 二 アセテート繊維の材料で製造したもの 三 その他のもの 人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸に限る。） 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの 二 その他のもの 金属を交えた糸（紡織用繊維の糸に金属を交え、塗布し又は被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。） 金属糸又は金属を交えた糸を用いた織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。） 羊毛その他の獣毛（カードし又はコムしたものに限る。） 一 ローピング 紡毛糸及び梳毛糸（織物製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。） 馬毛の糸及びその他の獣毛の糸（小売用の糸を除く。） 毛織物（馬毛製その他の獣毛製のものに限る。） 亜麻糸及びラミー糸（小売用の糸に限る。） 亜麻織物及びラミー織物 一 平織りのもの （二）二・五四センチメートル平方内の経緯糸の数の合計が一一〇を超え、かつ、一平方メートルの重量が一二五グラム以下のもの 二 その他のもの テリータオル地その他のテリール織りの綿織物 一 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	一八・八%	一七・五%	一六・三%	一五%	一三・八%
五一・〇二		九・六%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
五一・〇三		五・九%	五・八%	五・七%	五・七%	五・六%
五二・〇一		九・八%	九・七%	九・五%	九・四%	九・二%
五二・〇二		七・九%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%
五三・〇五		七・九%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%
五三・〇八		三・九%	三・九%	三・八%	三・八%	三・七%
五三・〇九		四・四%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
五三・一二		五・九%	五・八%	五・七%	五・七%	五・六%
五四・〇四		九・八%	九・七%	九・五%	九・四%	九・二%
五四・〇五		九・八%	九・七%	九・五%	九・四%	九・二%
五五・〇八		一一・一%	一一・一%	一一・一%	一一・一%	一一・一%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五六・〇一	二 合成纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の一〇%を超えるもの(一に掲げるものを除く。) 人造纖維の短纖維(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。) 一 合成纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の五〇%を超えるもののうち ナイロン纖維、ポリアクリロニトリル纖維、ポリエステル纖維、ポリプロピレン纖維、ポリ塩化ビニルデン纖維、ビニロン纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の五〇%を超えるもの以外のもの 人造纖維の長纖維のトウ(短纖維製造用のものに限り。) 二 アセテート纖維のもの 三 その他のもの	八・三%	八・一%	八%	七・九%	七・七%
五六・〇二	人造纖維の短纖維及びくず(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限り。) 二 その他のもの	一八・八%	一七・五%	一六・三%	一五%	一三・八%
五六・〇四	人造纖維の短纖維及びくず(カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものに限り。) 二 その他のもの	九・八%	九・七%	九・五%	九・四%	九・二%
五六・〇六	人造纖維の紡績糸(小売用の糸に限り。) 二 その他のもの	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%	五・五%
五七・〇七	その他の植物性紡績用纖維の糸及び紙糸 三 紙糸 その他の植物性紡績用纖維の織物及び紙糸の織物 一 大麻織物 二 植物性紡績用纖維の織物(一に掲げるものを除く。) 三 紙糸の織物 じゆうたん、じゆうたん地その他の織物類の敷物(結びバイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。) 一 コイヤ製のもの	五・九%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
五七・一一	その他の植物性紡績用纖維の織物及び紙糸の織物 一 大麻織物 二 植物性紡績用纖維の織物(一に掲げるものを除く。) 三 紙糸の織物 じゆうたん、じゆうたん地その他の織物類の敷物(結びバイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。) 一 コイヤ製のもの	四%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
五八・〇二	じゆうたん、じゆうたん地その他の織物類の敷物(結びバイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。) 一 コイヤ製のもの	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%	五・五%
五八・〇三	ゴブラン織り、フランダーズ織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びパネルその他の物品を用いて手針によりつづれ織り風にした織物綿製のもの その他のもの	一・八%	一・六%	一・四%	一・三%	一・一%
五八・〇八	チュールその他の網地(平編みのものに限りものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。) 一 綿製のもの 二 人造纖維製のもの (二) その他のもの	一六・五%	一六・三%	一六%	一五・八%	一五・五%
五八・〇九	チュールその他の網地(模様編みその他の変化組織を有するものに限りものとし、織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。及び手製又は機械製のレース(レース地及びモチーフに限る。)のうち	八・三%	八・二%	八%	七・九%	七・八%
		七・九%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%

五九・〇一	チェールその他の網地(綿製のものに限る。)	一九・三%	一九%	一八・七%	一八・四%	一八・一%
五九・〇二	ウオツディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネツプ	四%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
五九・〇三	二 その他のもの					
	一 不織布及びその製品(塗布してあるか、又はしみ込ませてあるかどうかを問わない。)	一一%	一〇・九%	一〇・七%	一〇・五%	一〇・三%
	二 綿製のもの					
	一 綿製のもの	一〇・七%	七・五%	九・六%	九・一%	八・六%
	二 綿製のもの	七・七%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
五九・〇四	ひも、網及びケーブル(組んであるかどうかを問わない。)	五・五%	五・四%	五・三%	五・三%	五・二%
五九・〇五	漁網(製品にしたもので、糸、ひも又は網で作つたものに限る。)	四%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	一 綿製のもの					
	二 綿製のもの	五・五%	五・四%	五・三%	五・三%	五・二%
五九・〇六	糸、ひも、網又はケーブルのその他の製品(紡織用繊維の織物類及びその製品を除く。)	五・五%	五・四%	五・三%	五・三%	五・二%
五九・〇七	三 その他のもの					
	一 トレーシングクロス及び画用カンバス	八・一%	七・八%	七・五%	七・二%	六・九%
	二 その他のもの	五・五%	五・四%	五・三%	五・三%	五・二%
五九・〇八	紡織用繊維の織物類(セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したものに限る。)	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%	五・五%
五九・一〇	リノリウム及びその製法に類する方法で製造した物品(紡織用繊維の基布を有するものに限るものとし、床用敷物として使用するものであるかどうかを問わない。並びに紡織用繊維の基布に塗布した床用敷物(特定の形状に切つてあるかどうかを問わない。)	七・七%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
五九・一一	ゴム加工した紡織用繊維の織物類(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%	五・五%
五九・一二	その他の紡織用繊維の織物類(塗布し又はしみ込ませたものに限る。)					
	一 紡織用繊維の織物類(乾性油の調製品又は油を塗布し又はしみ込ませたものに限る。)	五・九%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 その他のもの	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%	五・五%
五九・一四	ランブ用、ストロブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん	七・九%	七・八%	七・六%	七・五%	七・四%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五九・一五	(紡織用纖維を織り、組み又は編んだものに限る。)、ガスマントル用の管状編物及び白熱ガスマントル 綿製のもの その他のもの 紡織用纖維製のホースその他これに類する物品(他の材料で内張りし又は補強したもの及び附屬品(材料を問わない。を有するものを含む。)) 一 亜麻製又はラミー製のもの 二 合成纖維製のもの 三 その他のもの 綿製のもの その他のもの	八・三%	八・一%	八%	七・九%	七・七%
五九・一六	伝動用、コンベア用又はエレベーター用のベルト及びベルチング(紡織用纖維製のものに 限るものとし、金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。) 綿製のもの その他のもの	八・三%	八・一%	八%	七・九%	七・七%
五九・一七	紡織用纖維の織物類及び紡織用纖維の製品(通常機械に使用するものに限る。) 一 ふるい用の布 三 その他のもの 綿製のもの その他のもの	八・三%	八・一%	八%	七・九%	七・七%
六〇・〇六	メリヤス編物、クロセ編物及びこれらの製品(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したもの に限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当て及び長ぐつ下を含む。) 一 メリヤス編物及びクロセ編物 綿製のもの その他のもの 二 その他のもの 綿製のもの その他のもの	八・三%	八・一%	八%	七・九%	七・七%
六一・〇一	男子用の外衣類 一 毛皮付きのもの 女子用又は乳幼児用の外衣類 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又 は真珠を用いたもの	一一%	一〇・九%	一〇・七%	一〇・五%	一〇・三%
六一・〇二	女子用又は乳幼児用の外衣類 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又 は真珠を用いたもの	一一%	一〇・九%	一〇・七%	一〇・五%	一〇・三%
六一・〇五	ハンカチ 一 亜麻製又はラミー製のもの	一一%	一〇・九%	一〇・七%	一〇・五%	一〇・三%
六一・〇六	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ベールその他これらに類する物品 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又	一一%	一〇・九%	一〇・七%	一〇・五%	一〇・三%

六五・〇一	六三・〇一	六二・〇五	六二・〇四	六二・〇三	六一・一一	六一・一〇	六一・〇九
帽体（フェルト製のもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	中古の紡織用繊維製の衣類、衣類附属品、ひざ掛け、毛布、家庭用のリネン及び室内用品（第五八・〇一、第五八・〇二又は第五八・〇三号に該当する物品を除く。）並びに中古の履物及び帽子（ばら積み又はベール、サックその他これらに類する包装のものに限る。）	紡織用繊維のその他の製品（ドレスパターンを含む。） 綿製のもの その他のもの	ターボリン、帆、日よけ、テント及びキャンプ用品 一 亜麻製、ラミー製又は第五七・〇三号に掲げる紡織用繊維製のもの 紡織用繊維のその他の製品（ドレスパターンを含む。） 綿製のもの その他のもの	包装用の袋 三 その他のもの 綿製のもの サイザル麻製のもの その他のもの	二 その他のもの （一）その他のものうち 女子用のカラー、タッকার、ファラル、ボディスフロンツ、ジャボ、カフス、フラウンス、ヨークその他これらに類する衣類の附属品及びトリミング 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 二 その他のもの （一）その他のものうち 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち ケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。） ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーププロテクター、ボ 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 一 手袋 二 くつ下類	二 その他のもの （一）その他のものうち 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 二 その他のもの （一）その他のものうち 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち ケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。） ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーププロテクター、ボ 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 一 手袋 二 くつ下類	二 その他のもの （一）その他のものうち 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 二 その他のもの （一）その他のものうち 金（金の部分の価格が全価格の八〇％に満たないものに限る。） 銀又は白金族の金属を用いたもの以外のもの 一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたものうち ケットその他の衣類附属品（製品にしたものに限る。） ドレスシールド、肩パッドその他のパッド、ベルト、マフ、スリーププロテクター、ボ 手袋及びくつ下類（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） 一 手袋 二 くつ下類
九・七％	九・七％	七・九％	七・七％	八・一％ 七・七％ 五・九％	一一％	一一％ 一一％	九・六％
九・七％	九・七％	一〇・九％ 七・八％	七・五％	七・八％ 七・五％ 五・七％	一〇・九％	一〇・九％ 一〇・九％	九・二％
九・五％	九・五％	一〇・七％ 七・六％	七・二％	七・五％ 七・二％ 五・六％	一〇・七％	一〇・七％ 一〇・七％	八・七％
九・四％	九・四％	一〇・五％ 七・五％	六・九％	七・二％ 六・九％ 五・五％	一〇・五％	一〇・五％ 一〇・五％	八・三％
九・二％	九・二％	一〇・三％ 七・四％	六・六％	六・九％ 六・六％ 五・三％	一〇・三％	一〇・三％ 一〇・三％	七・九％

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

六五・〇二	帽体(組んだもの又は組物その他の物品のストリップで作つたもので、成型し又はつばを付けてないものに限る。)	九・六%	九・六%	九・三%	九・一%	八・九%
六五・〇三	フェルト製の帽子(第六五・〇一号に該当するフェルト製の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	一五・五%	一五・五%	一五・三%	一五・四%	一四・八%
六五・〇四	一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの	九・七%	九・七%	九・五%	九・四%	九・二%
六五・〇五	帽子(組んだもの及び組物その他の物品のストリップで作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
六六・〇一	一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石又は真珠を用いたもの 二 その他のもの	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
六六・〇二	帽子(ヘアネットを含み、メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く)で作つたものに限るものとし、裏張りしてあるか、又はトリミングしてあるかどうかを問わない。)	九・七%	九・七%	九・五%	九・四%	九・二%
六七・〇一	一 貴金属、これを張り若しくはめつた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
六七・〇二	羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
六七・〇三	羽毛製ダスター その他のもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
六七・〇四	人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び製品 人造プラスチック製のもの その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
六七・〇五	人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料(かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。))	一四・五%	一四・五%	一三・八%	一二・一%	一一・一%
六八・〇一	二 獣毛 三 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
六八・〇二	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。及び人髪製のその他の製品(ヘアネットを含む。))	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%
六八・〇三	道路その他の舗装に用いる石、緑石及び敷石(天然石製のものに限るものとし、スレート製のものを除く。)	二%	二%	一・八%	一・四%	一・一%
六八・〇四	スレート(加工したものに限る。及びスレート製品(縦結スレート製品を含む。)) 手とき用砥石その他これに類する物品並びにミルストーン、グラインドストーン、グライ ンディングホイールその他これらに類する物品(研磨用、整形用又は切断用のホイール、 ヘッド、ディスク及びポイントを含み、フレイム付きのものを除くものとし、しん、柄	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%

六八・一四	ソケット、軸その他これらに類する物品（材料を問わない。）を有するかどうかを問わない。 （及びこれらのセグメントその他の完成部分品で、天然石（凝結したものであるかどうかを問わない。）製、凝結した天然若しくは人造の研摩材料製又は陶磁製のもの）	七・一%	七・一%	六・六%	六・二%	五・七%
六八・一〇	一 ダイヤモンドカッティングホイール	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一一	二 ダイヤモンドグラインディングホイール	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・一二	三 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一三	（一） 人造研摩材料製のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・一〇	手とぎ用砥石その他これに類する物品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・〇六	その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六八・〇七	（二） その他のもの	三・七%	三・七%	三・五%	三・四%	三・二%
六八・〇八	手とぎ用砥石その他これに類する物品	一・〇・六%	一・〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
六八・〇九	その他のもの	一・〇・六%	一・〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
六八・一〇	一 研摩紙	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一一	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一二	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離したパーミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹した鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品（第六八・一二号、第六八・一三号又は第六九類に該当するものを除く。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一三	アスファルト製品、石油アスファルト製品、コールドタルピッチ製品その他これらに類する製品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一四	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品（植物性繊維、木材繊維、わら、かんなくず、木くず又ははくくずをセメント、プラスチックその他の鉱物性結合材で凝結したものに限る。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一五	プラスチック製品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六八・一六	セメント製品（スラグセメント製品を含む。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・一七	石をセメントで凝結したものの製品を含むものとし、補強してあるかどうかを問わない。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・一八	石綿セメント製品、セルローズファイバーセメント製品その他これらに類する製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・一九	石綿（加工したものに限る。）及び石綿の板、ひも、織物、衣類、ジョイントその他の製品（補強してあるかどうかを問わないものとし、第六八・一四号に該当するものを除く。）並びに石綿をもととした混合物、石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物及びこれらの製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・二〇	石綿の糸、ひも、なわ及び織物	五・九%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・二一	その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
六八・二二	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に適する摩擦材料（セグメント、ディスク、ワッシャー、ストリップ、板、ロールその他これらに類する物品で、石綿その他の鉱	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五六〇

六八・一五	物性材料又は纖維素をもととしたものに限るものとし、織物その他の材料に結合してあるかどうかを問わない。） 自動車の部分品 その他のもの	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%	五・八%
六九・〇一	雲母(加工したものに限る。)及び雲母製品(マイカナイト、マイカフォリウムその他紙又は織物にはく離雲母を接着したものを含む。)	二%	二%	二%	二%	一・九%
六九・〇二	断熱れんが、断熱ブロック、断熱タイルその他の断熱製品(けいそう土その他これに類するけい酸質の土で製造したものに限る。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六九・〇三	耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用耐火製品(第六九・〇一号に該当するものを除く。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六九・〇四	粘土質耐火れんが及びけい石質耐火れんが その他のもの	三・七%	三・七%	三・五%	三・四%	三・二%
六九・〇五	その他の耐火製品(例えば、レトルト、るつば、マッフル、ノズル、プラグ、サポート、管、シース及び棒。第六九・〇一号に該当するものを除く。)	一〇・六%	一〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
六九・〇六	建設用れんが(床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品を含む。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六九・〇七	かわら、煙突用品その他の建設用品(建築用裝飾品を含む。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六九・〇八	管、導管及びとい(アングル、ベンドその他これらに類する継手を含む。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六九・〇九	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施してないものに限る。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
六九・一〇	舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
六九・一一	モザイクタイル	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
六九・一二	理化学用又は工業用の物品及び農業用のおけ、かめその他これらに類する容器並びに通常輸送用又は包装用に供するつば、ジャーその他これらに類する製品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六九・一三	一 理化学用又は工業用の物品のうち	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
六九・一四	二 触媒の製造に使用される触媒担体以外のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇一	三 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇二	台所用流し、洗面台、ビデ、便器、浴槽その他これらに類する衛生用備付品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇三	磁器(バリアン磁器その他のうわぐすりを施してない磁器を含むものとし、食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇四	その他の陶磁器(食卓用品その他通常家庭用、化粧用又は衛生用に供するものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇五	小像その他の裝飾品及び装身具並びに調度品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇六	その他の製品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七〇・〇七	ガラスの塊(光学ガラスの塊を除く。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
七〇・〇八	一 塊	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
七〇・〇九	エナメルガラスのもの	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七〇・一〇	その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
七〇・一一	ガラスの球、棒及び管(加工してないものに限るものとし、光学ガラスのものを除く。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%

七〇・〇四	二 その他のもの 板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法又はロール法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限るものとし、模様付けしてあるかどうかを問わない。） 一 型模様付き板ガラス （一）厚さが二・五ミリメートル以下のもの （二）その他のもの 金属の線又は網を入れたもの その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
七〇・〇五	二 その他のもの 板ガラス（色きせのものを含むものとし、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のもので、加工してないものに限る。） 一 無色平面のもの （一）厚さが二・五ミリメートル以下のもの （二）厚さが二・五ミリメートルを超え、四ミリメートル以下のもの （三）厚さが四ミリメートルを超えるもの 二 その他のもの みがき板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、更に加工したものを除く。） 無色のもの（厚さが四ミリメートル以下のものに限るものとし、金属の線又は網を入れたものを除く。） その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
七〇・〇六	二 その他のもの みがき板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造した正方形又は長方形のものに限るものとし、更に加工したものを除く。） 無色のもの（厚さが四ミリメートル以下のものに限るものとし、金属の線又は網を入れたものを除く。） その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
七〇・〇七	板ガラス（色きせのもの及び金属の線又は網を入れたものを含む、鋳込み法、ロール法、引上げ法又は吹上げ法により製造したもので、正方形及び長方形以外の形状に切つたもの、曲げたもの又は縁加工、彫刻その他の加工をしたものに限るものとし、表面をみがいてあるかどうかを問わない。）並びに絶縁用複層ガラス及びステンドグラスその他これに類するガラス 完全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。） ガラス製のびん、ジャー、つば、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。） 一 石英ガラス製のもの 二 その他のもの	九・五%	九・五%	八・四%	七・九%	七・四%
七〇・〇八	完全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。） ガラス製のびん、ジャー、つば、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。） 一 石英ガラス製のもの 二 その他のもの	八・七%	八・七%	八・一%	七・四%	六・八%
七〇・一〇	完全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。） ガラス製のびん、ジャー、つば、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。） 一 石英ガラス製のもの 二 その他のもの	九・二%	九・二%	八・七%	八・三%	七・九%
七〇・一一	完全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。） ガラス製のびん、ジャー、つば、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。） 一 石英ガラス製のもの 二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七〇・一二	完全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。） ガラス製のびん、ジャー、つば、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用又は包装用に供するものに限る。）及びガラス製の栓その他これに類する物品 ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品（電球、電子管その他これらに類する物品に用いるものに限る。） 一 石英ガラス製のもの 二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

七〇・一三	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第七〇・一九号に該当するものを除く。）のうち ガラスセラミックス製のものと及びその製造の用に供するもの以外のもの コップ類（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。） その他のもの ガラスセラミックス製のコップ類（貴金属又はこれをめつきた金属を用いたものを除く。）	七・五%	一〇・八%	七・五%	一〇・八%	七・二%	六・九%	六・六%
七〇・一四	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。）のうち 電気照明器具（フィラメント電球用のものを除く。以外のも 時計用ガラスその他これに類するガラス（サンングラス用のものを含み、曲面のもの、曲げ たものその他これらに類する形状のものに限るものとし、視力矯正レンズ用のものを除 く。）並びにこれらの製造に用いる球面ガラス及びそのセグメント 眼鏡用のガラス その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%
七〇・一五	ガラス製のれんが、タイル、スラブ、舗装用ブロックその他通常建築用に供するプレス製 品及び成型製品並びにブロック、スラブ、板、パネルその他これらに類する形状の多泡ガ ラス 理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかどうかを問わない。）及びガラス 製のアンブル 一 石英ガラス製のもの 理化学用のガラス製品 衛生用のガラス製品 二 その他のもの 理化学用のガラス製品 衛生用のガラス製品 一 板状のもの 二 その他のもの ガラス繊維（ガラスウールを含む。）ガラス繊維の糸及び繊維並びにこれらの製品 一 ガラス繊維の繊維 幅が三〇・四八センチメートル以下のもの 二 その他のもの その他のガラス製品 貴石及び半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%
七〇・一六	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%
七〇・一七	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%
七〇・一八	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%
七〇・二〇	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%
七〇・二二	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%
七二・〇二	七・五%	七・五%	七・二%	七・二%	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%

又ハ糸通ししたものを除くとともに、格付してない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)					
二 その他のもの					
(一) 機械用又は工業用に供するために形作つたもの					
A ダイヤモンドのもの(伸線用にあなわけ加工をしたものに限る。)	四・五%	四・五%	三・八%	三%	二・三%
B その他のもの	一・五%	一・五%	一・三%	一%	〇・八%
ダイヤモンドのもの	一・九%	一・九%	一・九%	一・八%	一・八%
その他のもの					
(二) その他のもの					
ダイヤモンドのもの	三・六%	三・六%	三・四%	三・三%	三・一%
その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
合成又は再生の貴石及び半貴石(カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けし又は糸通ししたものを除くとともに、格付してない貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)					
一 機械用又は工業用に供するために形作つたもの	二%	二%	二%	二%	一・九%
二 その他のものうち					
合成のダイヤモンドのもの以外のもの	一三・九%	一三・九%	一二・八%	一一・八%	一〇・七%
銀(金又は白金をめつきた銀を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。)					
一塊、片、粒、粉、棒、形材、板及び帯のうち					
銀(合金を除く。)の粉	二・三%	二・三%	二・三%	二・二%	二・二%
二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
銀を張つた金属(加工してないもの及び一次製品に限る。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
金(白金をめつきた金を含むものとし、加工してないもの及び一次製品に限る。)	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
二 その他のもの					
金を張つた単金属及び銀(加工してないもの及び一次製品に限る。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
白金及び白金族のその他の金属(加工してないもの及び一次製品に限る。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
二 その他のものうち					
練(白金族の金属(他の金属との合金を除く。)のものに限る。以外のもの					
白金又は白金族のその他の金属を張つた単金属及び貴金属(加工してないもの及び一次製品に限る。)					
身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。)のうち					
金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺裝飾用の鎖を除く。)					
細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限るものとし、第七一・一二号に該当する物品を除く。)のうち					
銀製又は白金族の金属製のものと及び銀又は白金族の金属を用いたものと並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないもの(ナイフ、かみそり、はさみその他)					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

七三・一四	他の刃物並びにスプーン、ほうき及びブラシを除く。 その他の製品(貴金屬製又は貴金屬を張つた金屬製のものに限る。)	一 理化学用又は工業用のもの 二 その他のもののうち	一七・一%	一七・一%	一五・六%	一四・一%	一二・六%
七二・一五	金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。) 銀製又は白金族の金屬製のもの及び銀又は白金族の金屬を用いたもの 真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	一 理化学用又は工業用のもの 二 鉄及びスピリゲル(なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。)	一七・五% 一七・一%	一七・五% 一七・一%	一六・三% 一五・六%	一五% 一四・一%	一三・八% 一二・六%
七三・〇一	鉄鉄及びスピリゲル(なまこ形のもの、ブロック、ランプその他これらに類する形状のものに限る。)	一 鉄鉄 二 スピリゲル	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七三・〇二	フェロアロイ 一 フェロシリコン 五 その他のもの フェロタンングステン及びフェロモリブデン その他のもの	一 フェロシリコン 二 スピリゲル 三 フェロアロイ 四 フェロシリコン 五 その他のもの フェロタンングステン及びフェロモリブデン その他のもの	三・九% 三・九% 三・九% 三・九% 三・九%	三・九% 三・九% 三・九% 三・九% 三・九%	三・九% 三・九% 三・九% 三・九% 三・九%	三・九% 三・九% 三・九% 三・九% 三・九%	三・八% 三・八% 三・八% 三・八% 三・八%
七三・〇四	鉄鋼のショット及びグリット(選別したものであるかどうかを問わない。)並びに鉄鋼のワイヤペレット	鉄鋼のショット及びグリット(選別したものであるかどうかを問わない。)並びに鉄鋼のワイヤペレット	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七三・〇五	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼 一 鉄の含有量が全重量の九〇%に満たないものうち 二 その他のものうち	鉄鋼の粉及び海綿鉄鋼 一 鉄の含有量が全重量の九〇%に満たないものうち 二 その他のものうち	三・九% 三・九%	三・九% 三・九%	三・九% 三・九%	三・九% 三・九%	三・八% 三・八%
七三・〇六	ニッケルの含有量が全重量の五%以上で五%に満たないもの以外のもの ニッケルの含有量が全重量の一%以上で五%に満たないもの以外のもの パドルバー及びパドルパイピング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形状のもの	ニッケルの含有量が全重量の五%以上で五%に満たないもの以外のもの ニッケルの含有量が全重量の一%以上で五%に満たないもの以外のもの パドルバー及びパドルパイピング並びに鉄鋼のインゴット、ブロック、ランプその他これらに類する形状のもの	三・九% 三・九% 三・九%	三・九% 三・九% 三・九%	三・九% 三・九% 三・九%	三・九% 三・九% 三・九%	三・八% 三・八% 三・八%
七三・〇七	鉄鋼のブルーム、ピレット、スラブ及びシートバー(チンプレートバーを含む。)並びに鉄鋼の荒鍛造品 一 荒鍛造品 二 その他のもの	鉄鋼のブルーム、ピレット、スラブ及びシートバー(チンプレートバーを含む。)並びに鉄鋼の荒鍛造品 一 荒鍛造品 二 その他のもの	四・八% 四・八% 四・八%	四・八% 四・八% 四・八%	四・七% 四・七% 四・七%	四・七% 四・七% 四・七%	四・六% 四・六% 四・六%
七三・〇八	鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限る。)	鉄鋼のコイル(再圧延用のものに限る。)	四・八%	四・八%	四・七%	四・七%	四・六%
七三・〇九	鉄鋼のユニバーサルプレート	鉄鋼のユニバーサルプレート	五%	五%	五%	五%	四・九%
七三・一〇	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。)及び中空マイニングドリル鋼 一 棒	鉄鋼の棒(線材を含むものとし、熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。)及び中空マイニングドリル鋼 一 棒	五%	五%	五%	五%	四・九%

七三・一	(一) クラッドのものと及びめつきしたもの その他のもの A 冷間成形又は冷間仕上げをしたもの B その他のもの 二 線材(巻いたものに限る。) (一) クラッドのものと及びめつきしたもの (二) その他のもの 三 中空マイニングドリル鋼 形鋼(熱間圧延、鍛造、押出し、冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限る。及び鋼矢板(鋼矢板にあつては、あなをあけてあるか、又は組み合わせてあるかどうかを問わない。)) 一 形鋼 二 鋼矢板	五・七%	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・一二	鉄鋼の帯(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。) 一 クラッドのものと及びめつきしたもの (一) クラッドのもの (二) すずをめつきしたもの (三) 亜鉛をめつきしたもの (四) その他のもの 二 その他のもの (一) 巻いたもの (二) その他のもの	五・七%	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・一三	鉄鋼の板(熱間圧延又は冷間圧延をしたものに限る。) 一 クラッドのものと及びめつきしたもの (一) クラッドのもの (二) すずをめつきしたもの (三) 亜鉛をめつきしたもの (四) その他のもの 二 その他のもの (一) 厚さが三ミリメートルに満たないもの (二) 厚さが三ミリメートル以上で、六ミリメートルに満たないもの (三) 厚さが六ミリメートル以上のもの	五・七%	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・一四	鉄鋼の線(塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。) 一 クラッドのものと及びめつきしたもの 二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・一五	合金鋼及び高炭素鋼(第七三・〇六号から第七三・一四号までに掲げる物品の形状のものに限る。) 一 合金鋼	五・七%	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五六六

七三・一六	(一) 高炭素鋼(一)に掲げるものを除く。)	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
七三・一七	二 高炭素鋼(一)に掲げるものを除く。)	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
七三・一八	鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングピース、転轍棒、齒形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ベッドプレート及びタイ並びに軌条の接続又は取付けに専ら用いるその他の鉄鋼製の材料(鉄道線路の建設材料に限る。)	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
七三・一九	一 軌条	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二〇	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二一	鑄鉄管	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二二	鉄鋼の管及び素管(鑄鉄管及び水力発電用高圧導水鋼管を除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二三	一 合金鋼(この類の注1(d)に定めるものをいう。のもの)	八・八%	八・八%	八・四%	八・一%	七・七%
七三・二四	二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二五	水力発電用高圧導水鋼管(補強してあるかどうかを問わない。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二六	鉄鋼製のジョイント、エルボ、ユニオン、フランジその他の管用継手	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二七	鑄鉄製又は可鍛鑄鉄製のもの	六%	六%	五・九%	五・九%	五・三%
七三・二八	その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二九	構造物及びその部分品(例えば、家屋、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根組み、とびら、窓わく、よろい戸、手すり及び柱。鉄鋼製のものに限る。並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、帯、棒、形材、管その他の材料)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三〇	無水式ピストン型ガスホルダーの部分品	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七三・三一	その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三二	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器(圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除くとともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七三・三三	無水式ピストン型ガスホルダー	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三四	その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三五	ドラム、かん、箱その他これらに類する容器(通常輸送用又は包装用に供するもので、鉄鋼の板で製造したものに限る。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三六	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

七三・二五	より線、ケーブル、ロープ、組みひも、スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二六	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかどうかを問わない。）及び緩くよつた二重線で覆われたもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二七	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限る。）及び鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・二九	鉄鋼製の鎖及び鎖部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三〇	鉄鋼製のいかり及びいかり部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三一	鉄鋼製のくぎ、びより、またぐき、波形くぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう（鋼以外の材料で製造した頭部を有するものを含む。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三二	鉄鋼製のボルト及びナット（ボルトエンド及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。）ねじ（スクリューフック及びスクリューリングを含む。）リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金（ばね座金を含む。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
七三・三三	鉄鋼製の手縫針（ししゅう用のものを含む。）じゅうたん用手針、手縫針、ボドキン、クロセ手針その他これらに類する物品及びししゅう用あなけ手針	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七三・三四	鉄鋼製のピン（ハットピンその他の装飾用のもの及び画びようを除く。）ヘアピン、カーリグリップその他これらに類する物品	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
七三・三五	鉄鋼製のばね及びばね板	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三六	二 その他のもの ストーブ（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）レンジ、調理用加熱器、炉、ガスこんろ、バーナーを有するさら温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三七	ボイラー（第八四・〇一号のボイラーを除く。）及びラジエーター（セントラルヒーティング用のものに限るものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（冷風又は調節した空気を供給することが出来るものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・三八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
七三・四〇	一 ウール及びびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品 二 その他のもの その他の鉄鋼製品 エンドレスコンベアベルト（巻いた未完成のコンベアベルトで両端にリベットあなを有するものを含む。）	七・五% 五・七% 五・七%	七・五% 五・七% 五・七%	七・二% 五・六% 五・六%	六・九% 五・五% 五・五%	六・六% 五・三% 五・三%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五六八

七四・〇二	その他のもの マスターアロイ 一 ペリリウム銅のもの 二 その他のもの 銅の棒、形材及び線 一 棒及び形材	六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
七四・〇三	銅(合金を除く。)のもの (一) 銅又は青銅のもの (二) 黄銅又は青銅のもの (三) その他のもの A ペリリウム銅合金の棒 B その他のもの ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの 二線 (一) 銅(合金を除く。)のもの (二) 黄銅又は青銅のもの (三) その他のもの A ペリリウム銅合金のもの B その他のもの ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	一〇・八% 一〇・八% 一〇・八% 一四・一% 一〇・八% 九% 一〇・八% 一〇・八% 一〇・八% 一四・一% 一〇・八% 九% 一〇・八% 一〇・八% 一〇・八% 一四・一% 一〇・八% 九%	一〇・八% 一〇・八% 一〇・八% 一四・一% 一〇・八% 九% 一〇・八% 一〇・八% 一〇・八% 一四・一% 一〇・八% 九% 一〇・八% 一〇・八% 一〇・八% 一四・一% 一〇・八% 九%	一〇・二% 一〇・二% 一〇・二% 一三・一% 一〇・二% 八・四% 一〇・二% 一〇・二% 一〇・二% 一三・一% 一〇・二% 八・四% 一〇・二% 一〇・二% 一〇・二% 一三・一% 一〇・二% 八・四%	九・六% 九・六% 九・六% 一二・一% 九・六% 七・九% 九・六% 九・六% 九・六% 一二・一% 九・六% 七・九% 九・六% 九・六% 九・六% 一二・一% 九・六% 七・九%	九% 九% 九% 一一・一% 九% 七・四% 九% 九% 九% 一一・一% 九% 七・四% 九% 九% 九% 一一・一% 九% 七・四%
七四・〇四	銅の板及び帯 一 銅(合金を除く。)のもの 二 黄銅又は青銅のもの 三 その他のもの (一) ペリリウム銅合金のもの (二) その他のもの ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	一〇・六% 一〇・五% 一三・五% 一〇・八% 九%	一〇・六% 一〇・五% 一三・五% 一〇・八% 九%	九・九% 九・八% 一二・三% 八・四% 一〇・二%	九・三% 九% 一一% 七・九% 七・六%	八・六% 八・三% 九・八% 七・四% 九%
七四・〇五	銅のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。) 一 ペリリウム銅合金のもの 二 その他のもの 銅(合金を除く。)のもの 銅合金のもの 銅の粉及びフレーク	一三・五% 一〇・五% 一〇・六% 一〇・八%	一三・五% 一〇・五% 一〇・六% 一〇・八%	一二・三% 九・八% 九・九% 一〇・二%	一一% 九% 九・三% 九・六%	九・八% 八・三% 八・六% 九%
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%

七四・〇七	銅の管、素管及び中空棒 一 銅(合金を除く。)のもの 二 黄銅又は青銅のもの 三 その他のもの (一) ベリリウム銅合金のもの (二) その他のもの ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるもの その他のもの	一〇・六%	一〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
七四・〇八	銅製のジョイント、エルボー、ソケット、フランジその他の管用継手	一〇・六%	一〇・六%	九・九%	九・三%	八・六%
七四・一〇	より線、ケーブル、ロープ、組みひもその他これらに類する物品(銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものを除く。)	一一・一%	一一・一%	一〇・六%	一〇・一%	九・六%
七四・一一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、銅の線を用いて製造したものに限る。)	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	一 エキスパンデッドメタル 二 その他のもの (一) 機械用のもの(エンドレスのものに限る。) (二) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
七四・一五	銅製のくぎ、びよう、またぐき、かぎくき、かすがい、飾りくき、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	及びスクリュースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(スクリューフック及びスクリーニングを含む。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	その他これらに類する物品並びに銅製の座金(はね座金を含む。)	一四・五%	一四・五%	一三・八%	一三%	一二・三%
	一 くぎ、びよう、またぐき、かぎくき、かすがい、飾りくき、スパイク及び画びよう	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	(一) 貴金属をめつたもの (二) その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
七四・一六	銅製のばね	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
七四・一七	銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供するものに限るものとし、電気式のものを除く。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
七四・一八	通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(銅製のものに限る。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	一 貴金属をめつたもの 二 その他のもの	一三・九%	一三・九%	一二・八%	一一・八%	一〇・七%
七四・一九	その他の銅製品 一 貯蔵タンクその他これに類する容器(圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除くとともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。)	七・三%	七・三%	六・九%	六・六%	六・二%
		七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

七五・〇一	二 その他のもの (一) 貴金屬をめつきたもの 鎖及び鎖部分品 その他のもの (二) その他のもの その他のもの エンドレス帯(フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。) その他のもの ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊(電気めつき用の陽極を除く。及びくず) 一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物 (一) 粗製の酸化ニッケル(銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。) 二 塊 (一) ニッケル合金のものうち ニッケルの含有量が全重量の五〇%以上のもの又はコバルトの含有量が全重量の一〇%に満たないもの 三 くず (一) ニッケル(合金を除く。)のもの ニッケルの棒、形材及び線 一 棒及び形材 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの 二 線 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの (二) ニッケル合金のもの ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク 一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク (一) ニッケル(合金を除く。)のもの B その他のものうち 粉末冶金に使用されるもの及び溶接用フラックスの製造に使用されるもの以外のもの (二) ニッケル合金のもの (一) ニッケル(合金を除く。)のもの	一四・一% 一四・五% 五・七% 七・五% 一一・六% 一二% 九・五% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・二% 八・四% 九・六% 七・九% 七・四% 九%
七五・〇二	一四・一% 一四・五% 五・七% 七・五% 一一・六% 一二% 九・五% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・二% 八・四% 九・六% 七・九% 七・四% 九%	一四・一% 一四・五% 五・七% 七・五% 一一・六% 一二% 九・五% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・八% 九% 一〇・二% 八・四% 九・六% 七・九% 七・四% 九%
七五・〇三	一三・一% 一三・八% 五・六% 七・二% 一〇・八% 一一・五% 九・一% 一〇・二% 八・四% 九・六% 七・九% 一〇・二% 八・八% 八・八% 八・二% 七・七% 九%	一二・一% 一三% 五・五% 六・九% 一〇・一% 一一% 八・六% 九・六% 七・九% 九・六% 七・九% 一〇・一% 一一% 八・六% 九・六% 七・九% 七・四% 九%

五七〇

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

七七・〇四	マグネシウムの棒、形材、線、板、帯、はく、粉、フレーク、管、素管及び中空棒並びに大きさをそろえたマグネシウムの削りくず その他のもの ペリリウム及びその製品 一 塊及び粉 塊 粉 二 くず 三 その他のもの 鉛の塊(銀を含有するものを含む。)及びくず 一 塊	一〇・八% 一二・五%	一〇・八% 一二・五%	一〇・二% 一一・七%	九・六% 一〇・九%	一〇・一% 九%
七八・〇一	(一) 鉛合金のもの A アンチモンを含有するもの B その他のもの 二 鉛の棒、形材及び線 鉛の板及び帯 一 鉛(合金を除く。)のもの 二 鉛合金のもの 鉛のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク 一 はく 二 粉及びフレーク 鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジ、S形バンドその他の管用継手 一 管、素管及び中空棒 二 管用継手	八・八%(その率が一キログラムにつき六円二五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 五・四%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三・八% 七・五% 一四・一% 一四・一%	八・八%(その率が一キログラムにつき六円二五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 五・四%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三・八% 七・五% 一四・一% 一四・一%	八・四%(その率が一キログラムにつき六円一五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 五・三%(その率が一キログラムにつき六円四四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三・七% 七・二% 一三・一% 一三・一%	八・一%(その率が一キログラムにつき六円一五銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 五・二%(その率が一キログラムにつき六円四四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三・六% 六・九% 一一・一% 一一・一%	七・七%(その率が一キログラムにつき六円三〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 五・〇%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率) 三・五% 六・六% 一一・一% 一一・一%
七八・〇二	二 鉛の棒、形材及び線 鉛の板及び帯	五・四%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	五・四%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三・七%	三・六%	三・五%
七八・〇三	二 鉛の棒、形材及び線 鉛の板及び帯	五・四%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	五・四%(その率が一キログラムにつき六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	三・七%	三・六%	三・五%
七八・〇四	鉛のはく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一・七キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク 一 はく 二 粉及びフレーク 鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジ、S形バンドその他の管用継手 一 管、素管及び中空棒 二 管用継手	八・八% 八・八% 一四・一% 一四・一%	八・八% 八・八% 一四・一% 一四・一%	八・四% 八・四% 一三・一% 一三・一%	八・一% 八・一% 一一・一% 一一・一%	七・七% 七・七% 一一・一% 一一・一%
七八・〇五	鉛の管、素管及び中空棒並びに鉛製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジ、S形バンドその他の管用継手 一 管、素管及び中空棒 二 管用継手	一四・一% 一四・一% 一〇・八% 一〇・八%	一四・一% 一四・一% 一〇・八% 一〇・八%	一三・一% 一三・一% 一〇・二% 一〇・二%	一二・一% 一二・一% 九・六% 九・六%	一一・一% 一一・一% 九% 九%

七九・〇六	その他の鉛製品	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
七九・〇一	亜鉛の塊及びくず					
	一塊					
	(一) 亜鉛合金のもの					
	A アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの	一キログラムにつき七円九五銭	一キログラムにつき七円九五銭	一キログラムにつき七円九三銭	一キログラムにつき七円九〇銭	一キログラムにつき七円八八銭
	B その他のもの	一キログラムにつき七円八〇銭	一キログラムにつき七円八〇銭	一キログラムにつき七円七〇銭	一キログラムにつき七円六〇銭	一キログラムにつき七円五〇銭
七九・〇二	二 ぐす	二%	二%	二%	二%	一・九%
	亜鉛の棒、形材及び線					
	一 棒及び形材	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 線	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
七九・〇三	亜鉛の板、帯、はく、粉及びフレーク					
	一 はく(浮出し模様を付けたもの、切ったもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメートル以下のものに限る。)、粉及びフレーク	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
七九・〇四	亜鉛の管、素管及び中空棒並びに亜鉛製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジその他の管用継手	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	一 管、素管及び中空棒	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	二 管用継手	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
七九・〇六	その他の亜鉛製品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 とい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
八〇・〇一	一塊					
	(一) すず合金のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
	すずの棒、形材及び線	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	すずの板及び帯	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
八〇・〇二	すずのはく(浮出し模様を付けたもの、切ったもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの重量(補強材の重量を除く。)が一平方メートルにつき一キログラム以下のものに限る。)、粉及びフレーク	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八〇・〇三	すずの管、素管及び中空棒並びにすず製のジョイント、エルボ、ソケット、フランジその他の管用継手	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八〇・〇四	その他のすず製品	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
八〇・〇六	タングステン(ウォルフラム)及びその製品					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八二・〇二	一 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%	三・八%
	二 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	三 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	四 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	五 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
八一・〇三	一 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	三 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	四 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	五 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
八一・〇四	一 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	三 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	四 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	五 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
八二・〇二	一 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	三 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	四 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	五 塊、粉及びフレイク	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%

八二・〇三	一 ハックソーブレード(厚さが〇・六八ミリメートル以上のものに限る。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八二・〇四	二 機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八二・〇五	三 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	手工具(ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザー、ブリキばさみ、ボルトクリッパーその他これらに類する物品並びにせん孔ポンチ、パイプカッター、スパナ、レンチ及びやすりに限るものとし、タップ用レンチを除く。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)、トーチランプ、金敷き並びに機械用以外の万力及びクランプ、可搬式かじ	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	炉並びにフレーム付きのグライディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	手工具用、動力駆動式手持工具用又は機械用の互換性工具(伸線用ダイス、金属押出し用	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	ダイス及びさく岩用ビットを含むものとし、プレス、型打ち、きりもみ、ねじ切り、中ぐ	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	り、ブローチング、ミリング、切断、切削、ドレッシング、ほぞあなあけ、ねじの締付け	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	その他の作業に用いるものに限る。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリーナータップ	六・六%	六・六%	六・三%	六%	五・七%
	二 ミリングカッター及びギヤカッター	六・八%	六・八%	六・六%	六・四%	六・一%
	ギヤカッター	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	三 その他のもの	六・九%	六・九%	六・七%	六・五%	六・三%
	(一) 超硬工具(金属炭化物を焼結した物品を用いたものに限る。)及びダイヤモンド工	六・九%	六・九%	六・七%	六・五%	六・三%
	具	六・九%	六・九%	六・七%	六・五%	六・三%
	ダイヤモンド工具	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	その他のもの	六・六%	六・六%	六・三%	六%	五・七%
	機械用刃工具	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(二) その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	器具用又は機械用のナイフ及び刃	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	ツールチップ及びツールチップ用の板、棒その他これらに類する物品(タンクステン、モ	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	リブデン、バナジウムその他の金属の炭化物を焼結したもので、支持物に取り付けてない	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	ものに限る。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	コーヒー粉砕器、肉ひき器、果汁搾り器その他の器具(家庭において飲食物の調理に用い	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	るもので、機構を有し、かつ、一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	ナイフ(のこ歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものと	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	し、第八二・〇六号に該当するものを除く。)及びその刃	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 ナイフ	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(一) 貴金属をめつきた金属、そうげ又はべつこうを用いたもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	(二) その他のもの	六・八%	六・八%	六・六%	六・四%	六・一%
	二 ナイフの刃	六・六%	六・六%	六・二%	五・九%	五・六%

八二・一一	かみそり及びその刃(刃の半製品で带状のものを含む)。 一 安全かみそり(刃入りのセットを含む)。 三 その他のもの 電気かみそりの刃及び頭部並びにかみそり及びその刃 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八二・一二	はさみ(デラースシャーを含む)及びその刃 その他の刃物(例えば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具(つめやすりを含む)。 一 貴金属をめつぎした金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八二・一三	はさみ(デラースシャーを含む)及びその刃 その他の刃物(例えば、剪定ばさみ、バリカン、肉切り用クリーパー及びペーパーナイフ)並びにマニキュア用又はカイロパディ用のセット及び用具(つめやすりを含む)。 一 貴金属をめつぎした金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八二・一四	刃物(ペーパーナイフその他これに類する物品を除く)。 その他のもの スプーン、フォーク、フィッシュイーター、バターナイフ、ひしやくその他これらに類する食卓用具及び台所用具 一 貴金属をめつぎした金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%
八二・一五	卑金属製の柄(第八二・〇九号、第八二・一三号又は第八二・一四号に該当する物品に用いるものに限る)。 一 貴金属をめつぎした金属、そうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 錠(かぎを用いるもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る)、フレイム(ハンドバッグ、トランクその他これらに類する物品に用いるもので、錠と一体のものに限る)並びにこれらのかぎ及び部分品(卑金属製のものに限る)。 一 貴金属をめつぎしたもの 二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%
八三・〇一	卑金属製の取付具(ドアクロージャーを含むものとし、家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、小箱その他これらに類する物品に使用するのに適するものに限る)及び帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具 一 貴金属をめつぎしたもの 二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%
八三・〇二	自動車(第八七・〇九号又は第八七・一一号に該当する車両を除く)又はトラトラ(第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る)の部分品 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%
八三・〇三	金庫、金庫室、その内装材及びとり並びにキャッシュボックスその他これに類する物品(卑金属製のものに限る)。	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%
八三・〇四	卑金属製の書類整理箱、書たな、分類箱、書類入れその他これらに類する事務用具(第九	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・一%

八三・〇五	四・〇三号に該当する家具を除く。 卑金属製の書類とじ込み用金具、書類ばさみ、クリップ、ステープル、インデックスタグその他これらに類する事務用品	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八三・〇六	卑金属製の小像その他の室内装飾品並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八三・〇七	一 貴金属をめつきたもの 二 その他のもの ランプその他の照明器具及びその部分品(卑金属製のものに限るものとし、第八五類(第八五・二二号を除く。)に該当するスイッチ、ランプホルダー、車両用ランプ、電池ランプ、発電ランプその他の物品を除く。)	一四・五%	一四・五%	一三・八%	一三・九%	一二・三%
八三・〇八	卑金属製のフレキシブルチューブ	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八三・〇九	一 鉄鋼製のもの 二 その他のもの 卑金属製の留金、留金付きフレイム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品(衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。)並びに卑金属製の管リベット及びふたまたりベット並びに卑金属製のピース及びスパングル	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八三・一〇	一 貴金属をめつきたもののうち ビーズ及びスパングル	七・一%	七・一%	六・六%	六・二%	五・七%
八三・一一	二 その他のもの ベル及びゴング(電気式のものを除く。)並びにこれらの部分品(卑金属製のものに限る。)	一七・五%	一七・五%	一六・三%	一五・九%	一三・八%
八三・一二	卑金属製の栓、王冠、ボットルキャップ、キャブシユール、たる栓用カバー、シール、箱用のコーナープロテクターその他これらに類する包装用附属品	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
八三・一三	王冠	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八三・一四	その他のもの 卑金属製のサインプレート、ネームプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八三・一五	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、電極その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に用いるもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。)並びに卑金属粉を凝結して製造した金属吹付け用の線及び棒	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八四・〇一	鉄鋼製の溶接棒(フラックスを用いたものに限る。) その他のもの 蒸気発生ボイラー(低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。)及び過熱水ボイラー 一 ボイラー 蒸気の発生量が毎時一、三〇〇トン以上のもの その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
		六%	六%	五・九%	五・九%	五・九%
		一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八四・〇二	二 ボイラーの部分品 エコノマイザー、過熱器、スートブローア、ガス回収器その他これらに類する第八四・〇一 一のボイラー用の附屬機器及び蒸氣原動機用の復水器 蒸氣原動機用の復水器 その他のもの	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
八四・〇三	發生炉ガス発生機及び水性ガス発生機並びに湿式アセチレンガス発生機その他これに類するガス発生機(清浄機を有するものであるかどうかを問わない。)	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	八・六%
八四・〇五	蒸氣原動機(ボイラー付きのものであるかどうかを問わない。)	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
	一 蒸氣タービン及びその部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(一) 蒸氣タービン 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力。以下この号において同じ。)が二五、〇〇〇キロワットに満たないもの 出力が二五、〇〇〇キロワット以上で四〇〇、〇〇〇キロワットに満たないもの その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(二) 部分品	七・九%	七・八%	七・七%	七・六%	七・五%
	二 その他のもの	九%	八・六%	八・一%	七・六%	七・一%
八四・〇六	内燃機関(ピストン式のものに限る。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 内燃機関	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	(一) 自動車用のもの	五・三%	五・三%	四・九%	四・五%	四・一%
	(二) 航空機用のもの	八・九%	八・四%	七・八%	七・三%	六・七%
	(三) アウトボードモーター	五・九%	五・八%	五・六%	五・五%	五・四%
	(四) その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 内燃機関の部分品	八・九%	八・四%	七・八%	七・三%	六・七%
	航空機用のもの	五・三%	五・三%	四・九%	四・五%	四・一%
	その他のもの	八・九%	八・四%	七・八%	七・三%	六・七%
八四・〇七	ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体原動機	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 ウォータータービン及びその部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(一) ウォータータービン	九%	八・六%	八・一%	七・六%	七・一%
	(二) 部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・〇八	その他の原動機	八・九%	八・四%	七・八%	七・三%	六・七%
	一 原動機	八・九%	八・四%	七・八%	七・三%	六・七%
	(一) 航空機用のもの	七・六%	七・二%	六・八%	六・四%	七・七%
	(二) その他のものうち ガスタービン及び船舶用のハイドロジェットエンジン(一分間につき八〇トン以上吐出することができるものに限る。)以外のもの ガスタービン(船舶用のものを除く。)	七・六%	七・二%	六・八%	六・四%	七・七%

八四・〇九 八四・一〇	二 原動機の部分品				
	(一) 航空機用のもの (二) その他のものうち 船舶用のガスタービン又はハイドロジェットエンジンの部分品以外のもの 機械駆動式のローローラー 液体ポンプ（原動機付きのものを含むものとし、計器付きのものであるかどうかを問わない。）及びバケット式、チェーン式、スクリーニ式、バンド式その他これらに類する構造の液体エレベーター 一 液体ポンプ及びその部分品 (一) 揮発油の計量販売用のポンプ（積算液量計及び電動装置を自蔵するものに限る。） (二) 液体ポンプ（一）に掲げるものを除く。 燃料又は潤滑油の給油用のポンプ（給油所において使用する型式のもので、計量器付きのもの及び計量器が取り付けられるように設計されているものに限る。） その他のもの 軸流ポンプ ギヤポンプ、ベーンポンプ及びスクリーニポンプ（油圧ポンプを除く。） その他のもの (三) 部分品 二 液体エレベーター及びその部分品 気体ポンプ、真空ポンプ及び気体圧縮機（原動機付きのもの及びガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を含む。）並びにファン、送風機その他これらに類する機械 一 ポンプ (一) 真空ポンプ (二) その他のもの 二 気体圧縮機 往復式のもので重量が一、〇〇〇キログラム以下のもの（ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機を除く。） その他のもの 三 ファン、送風機その他これらに類する機械 ディーゼル機関用排気タービン過給機 その他のもの 四 一から三までに掲げる機器の部分品 ガスタービン用のフリーピストン式圧縮機のもの その他のもの エアコンディショナー（動力駆動式のファン並びに空気の温度及び湿度を変化させる機構を自蔵するものに限る。）				
八四・一二					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八四・一三	一 自動車用のもののうち エアコンディショナー 二 その他のもののうち エアコンディショナー(コンプレッサ式のものに限るものとし、ウインドウ型のものを除く。)	三・八%	三・八%	三・六%	三・五%	三・四%
八四・一四	炉用バーナー(液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。及びメカニカルストーカー、機械式火格子、灰排出機その他これらに類する機械)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・一五	一 バーナー及びその部分品 二 その他のもの 炉(工業用又は理化学用のものに限るものとし、転炉及び電気炉を除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・一六	冷凍機(冷凍機を有する機械)	三・七%	三・七%	三・五%	三・四%	三・二%
八四・一八	一 又は二に掲げる機械の部分品 つや出しロール機その他これに類するロール機(金属加工機械、金属圧延機及びガラス加工機械を除く。及びこれらのロール 遠心分離機並びに液体用又は気体用のろ過機及び清浄機(ろ過用漏斗、ミルクストレーナーその他これらに類するものを除く。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八四・一九	一 遠心分離機及びその部分品 二 その他のもの 清浄用又は乾燥用の機械(びんその他の容器に用いるものに限る。)、充てん用、封口用、封止用、キャブシユール取付け用又はラベルはり付け用の機械(びん、かん、箱、袋その他の容器に用いるものに限る。)、その他の包装機械、飲料用炭酸ガス注入機及びさら洗機	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・二〇	一 オートマチックラッピングマシン及びその部分品 二 その他のもの 重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く。及び分銅	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八四・二二	噴射用、散布用又は噴霧用の機器(手で操作するものであるかどうかを問わないものとし、液体用又は粉末用のものに限る。及び消火器(消火剤を充てんしてあるかどうかを問わない。))並びにスプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付機その他これに類する機器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・二三	物上げ用、荷扱用、積込用又は積卸用の機械並びにテルハ及びコンベア(例えば、リフト、ホイスト、ウインチ、クレーン、トランスポートークレーン、ジャッキ、プーリータックル、ベルトコンベア及びテルフェリック。第八四・二三号に該当するものを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 クレーン、コンベア及びこれらの部分品 二 その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

八四・二三	メカニカルショベル、コイルカッター、エキスカベーター、スクレーパー、レベラー、ブルドーザーその他の掘削用、ならし用、突固め用、せん孔用又は採掘用の機械（自走式であるかどうかを問わないものとし、土壌用、鉱石用その他鉱物用のものに限る。）、除雪機（除雪用アタッチメントを含むものとし、自走式のものを除く。）及びくい打ち機				
	一 コイルカッター及びその部分品				
	シユネルホーベル式のコイルカッター	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	その他のコイルカッター	五・七%	五・七%	五・六%	五・三%
	シユネルホーベル式のコイルカッターの部分品	三・八%	三・八%	三・七%	三・五%
	その他のコイルカッターの部分品	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
	二 エキスカベーター、しゅんせつ機及びこれらの部分品				
	エキスカベーターの部分品	五・四%	五・四%	五・一%	四・五%
	しゅんせつ機	五・七%	五・七%	五・六%	五・三%
	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
	三 その他のもの				
	くい打ち機、除雪機、ブルドーザー、アングルドーザー及びグレーダー（自走式のものであるかどうかを問わない。）並びにこれら以外の機械で自走式でないもの	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
	自走式のスクレーパー	五・七%	五・七%	五・六%	五・三%
	その他のもの	五・四%	五・四%	五・一%	四・五%
八四・二四	ブラウ、ハロウ、カルチベーター、播種機、肥料散布機その他農業用又は園芸用の機械（土壌整理用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
八四・二六	酪農機械（搾乳機を含む。）	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
八四・二七	プレス、破砕機その他の機械（ぶどう酒、りんご酒又は果汁の製造その他これらに類する用途に供するものに限る。）	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
八四・二八	その他の農業用、園芸用、家さんの飼育用又は養蜂用の機械、発芽用機器（機械装置又は加熱装置を有するものに限る。）並びに家さん用のふ卵器及び育すう器	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
八四・二九	パン用穀物の製粉用機械及び穀物又は乾燥した豆の加工に使用するその他の機械（農場用のものを除く。）	五・七%	五・七%	五・六%	五・三%
八四・三〇	食品工業用の機械（ベーカリー製品、菓子、ココア製品若しくはマカロニ、ラビオリその他これらに類する穀物食品の製造用又は肉、魚、果実若しくは野菜の調製用のもの（ミンシング機及びスライシング機を含む。）及び砂糖製造用又は醸造用のものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）	五・九%	五・九%	五・八%	五・七%
八四・三一	繊維素パルプ、紙又は板紙の製造用又は仕上用の機械				
	一 ストックメーカー、パルプレファイナー及びこれらの部分品	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
	抄紙機	五・七%	五・七%	五・六%	五・三%
	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%
八四・三三	紙又は板紙の切断機及びその他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械	五・六%	五・六%	五・三%	四・九%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八四・三四	活字鑄造用又は植字用の機器及びその附属品、印刷用のブロック、プレート、シリンドーの調製又は加工に使用する機械(第八四・四五号、第八四・四六号又は第八四・四七号に該当するものを除く)、活字、紙型、母型、印刷用のブロック、プレート及びシリンドー並びに製版用に平削りし、砂目にし、研摩し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドー及びリソグラフフィックスストーン	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・三五	二 活字、紙型、母型並びにブロック、プレート及びシリンドー(製版用に調製したものを含む) 三 その他のもの 印刷機(他の号に該当するものを除く)及び印刷用補助機械 一 印刷機及びその部分品のうち 自動二色刷り凸版枚葉印刷機(シリンドーの一回転で二色刷りを行うものに限る。) 自動単色凸版枚葉印刷機 その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。) 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。) 人造纖維用紡糸機 その他のもの 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機を含む。) 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品 一 メリヤス針 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造機械及び型を含む。) 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・三六	自動単色凸版枚葉印刷機 その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。) 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。) 人造纖維用紡糸機 その他のもの 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機を含む。) 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品 一 メリヤス針 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造機械及び型を含む。) 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・三七	自動単色凸版枚葉印刷機 その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。) 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。) 人造纖維用紡糸機 その他のもの 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機を含む。) 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品 一 メリヤス針 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造機械及び型を含む。) 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・三八	自動単色凸版枚葉印刷機 その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。) 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。) 人造纖維用紡糸機 その他のもの 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機を含む。) 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品 一 メリヤス針 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造機械及び型を含む。) 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・三九	自動単色凸版枚葉印刷機 その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。) 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。) 人造纖維用紡糸機 その他のもの 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機を含む。) 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品 一 メリヤス針 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造機械及び型を含む。) 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・四〇	自動単色凸版枚葉印刷機 その他のもの(自動平版枚葉印刷機を除く。) 人造纖維用紡糸機、紡績準備機械、紡績機械、ねん糸機、合糸機、合ねん糸機及びかせ機(横糸巻機を含む。) 人造纖維用紡糸機 その他のもの 織機、メリヤス機及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組みひも又は網の製造機械並びにこれらに使用する糸を調整する機械(整経機及び整経のり付け機を含む。) 一 織機 二 メリヤス機 三 その他のもの ドビー機、ジャカード機、自動停止機、シャットル交換機その他第八四・三七号の機械の補助機械並びにスピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、ノズル、シャットル、ヘルド、ヘルドリフター、メリヤス針その他この号の機械又は第八四・三六号若しくは第八四・三七号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品 一 メリヤス針 二 その他のもの フェルト又は成形フェルトの製造機械及び仕上機械(フェルト帽子の製造機械及び型を含む。) 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械(洗たく機及びドライクリーニング機を含むものとし、紡織用繊維の糸、織物類又は製品に用いるものに限る。)、織物類の折りたたみ用、巻取用又は切断用の機械、リノリウムその他の床用敷物の製造機械(織物類その他の材料にベーストを被覆するものに限る。)、印刷機(織物類、革、壁紙、包装紙、リノリウムその他の材料に同一の模様若しくは文字を繰り返して印刷するもの又は地	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

五八三

八四・四一	色を印刷するものに限る。並びにこれに使用するブロック、プレート及びロールで彫刻又はエッチングをしたもの								
	一 清浄用、乾燥用、漂白用、染色用、仕上用又は塗装用の機械及びその部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%			
	(一) 電気洗たく機及びその部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%			
	二 その他のもの								
	ミシン、ミシン用に特に作つた家具及びミシン針								
	一 ミシン(その頭部を含む。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%			
	(一) 通常家庭用に供するもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%			
	(二) その他のもののうち								
	単針直線縫いミシン	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%			
	二 ミシン針	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%			
	三 ミシンの部分品並びにミシン用に特に作つた家具及びその部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%			
八四・四三	転炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機(冶金用又は金属鑄造用に供するものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%			
	一 鑄造機及びその部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%			
	二 その他のもの								
八四・四四	金属圧延機及びそのロール	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%			
	一 金属圧延機	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%			
	二 金属圧延機の部分品								
	(一) ロール	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%			
	(二) その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%			
八四・四五	金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)								
	一 工作機械								
	(一) 数値制御式のもの								
	多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを除く。)、平面研削盤(研削することが出来る長さが三、〇〇〇ミリメートルを超えるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く。)、ねじ研削盤及び平歯車形削盤(ビニオン工具型のもので加工することが出来る直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することが出来る直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。)	六・九%	六・九%	六・七%	六・五%	六・三%			
	ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとし、ならい操作をカム式機構により行うものを除く。)	六・四%	六・四%	六・三%	五・六%	五・二%			
	平歯車研削盤	六・六%	六・六%	六・三%	六・六%	五・七%			
	その他のもの	七・六%	七・三%	六・九%	六・五%	六・一%			
	旋盤								
	フライス盤、歯車仕上機械、ボール盤並びに電気浸食その他の電氣的又は電								

五八四

ホーニング盤（円筒形の内面の加工用のものに限る。）及びブローチ盤
リーマ盤

[illegible]

八四・四六	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械（第八四・四九号に該当するものを除く。）	四・七%	四・七%	四・五%	四・三%	四%
八四・四八	第八四・四五号から第八四・四七号までに該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（加工物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械に用いる物品を含む。）並びに手工具又は手工具に用いるツールホルダー	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・四九	手持工具（ニューマチックツール及び電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・五〇	一 ニューマチックツール及びその部分品 二 その他のもの 溶接用、ろう付け用、切断用又は表面熱処理用の機器（ガスを用いて処理するものに限る。） 数値制御式の機器 その他のもの	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
八四・五一	タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチェックライター 一 タイプライター 電動式タイプライター その他のもの 二 チェックライター	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械 一 電子式デジタル計算機械 計算機本体 磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機 その他のもの 二 その他のもの （一）金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電気的に接	九・八%	九・一%	八・四%	七・七%	七%
		一四・七%	一四・七%	一四・六%	一四・四%	一四・三%
		一七%	一六・六%	一六・一%	一五・七%	一五・二%

五八六

八四・五三	自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）、及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）				
	一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械				
八四・五四	中央処理装置				
	磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）、及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機				
八四・五五	二 その他のもの				
	自動データ処理機械及びこれを構成する機器				
八四・五五	せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械及びその補助機械				
	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなわけ機及びとじ機）				
八四・五五	第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カパー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）のうち				
	せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読取り及びせん孔を行う機構を自蔵するものに限る。）、照合機、翻訳機その他のせん孔カード式統計機械のもの				
八四・五五	その他のもの（電子式計算機械、電子式自動データ処理機械及びこれらを構成する機器				

八四・五六	並びに金銭登録機（第八四・五二号の二の（一）に掲げるものに限る。）のものを除く。） 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機及び混合機（固形、粉状又は ペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに造塊 機、型込機及び成形機（粉状又はペースト状の固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメ ント、プラスチックその他の鉱物性材料の処理に用いるものに限る。）並びに鋳物用砂型の成 形機	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・五七	ガラス又はその製品の製造機械（冷間加工用のものを除く。）及びフィラメント電球、放電 燈、電子管その他これらに類する物品のチューブ又はバルブの組立機械	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・五八	切手、たばこ、チョコレート、食料品その他の物品の自動販売機（遊戯用のものを除く。） 機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除 く。）	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八四・五九	一 プレス、モールドイングマシン、ニードリングマシン、押出機及びこれらの部分品 二 より線機、絶縁テープ巻付機その他これらに類する網又は絶縁電線の製造機械及び これらの部分品 三 貯蔵タンクその他これに類する容器（機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有す るものに限る。）及びこれらの部分品 四 鉄鋼製の無水式ピストン型ガスホルダー及びその鉄鋼製部分品 五 アジテーター（動力駆動式ののものに限る。）及びその部分品 六 原子炉及びその部分品 七 原子炉用核燃料要素及びその集合体 八 その他の機械類及びその部分品 九 その他の機械類のうち （一） ドロマイト投射機、自動コイル巻機、密閉式連続マーガリン製造機及びベレッ ト飼料製造機並びにニューマチックマシン 船舶用のかじ取り機 重合タンク その他のもの（たばこ工業用の機械類を除く。） （二） 機械類の部分品 金属鑄造用の鑄型（インゴット用のものを除く。）及び鑄型わく並びに金属炭化物、ガラ ス、ゴム、人造プラスチック又はセラミックペースト、コンクリート、セメントその他の 鉱物性材料のモールドイングに使用する型 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、か ん胴、タンクその他これらに類する物品に用いるものに限る。） 伝動軸、クランク、ベアリングハウジング、ブレーンベアリング並びに歯車及び歯車伝動	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・六〇		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・六一		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・六三		五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

八四・六四	機(摩擦車及びギヤボックスその他の変速機を含む。)、はずみ車、プーリー、プーリーブロック、クラッチ並びに軸継手 一 無段変速機及びその部分品 二 その他のもののうち 船舶用の減速機(原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるとするものに限り。及びその部分品以外のもの) ガasketその他これに類するジョイント(石綿、フェルト、板紙その他の材料を交えた金属板製のもの及び金属はくを積層したもの並びに機械、管その他これらに類する物品に使用するために材質の異なるものをセッティングし又は取りそろえて、小袋入りその他これに類する包装にしたものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八四・六五	機械類(電気機器を含む。の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品及びこの類の他の号に該当するものを除く。))のうち 船舶用のプロペラ(羽根の長さがその幅の最大寸法の五倍を超えるものに限る。及びこれに附属する可変ピッチ装置並びにこれらの部分品以外のもの) 発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機器及びインダクター	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八五・〇一	一 発電機 出力(クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあつては、合計出力。以下この号において同じ。)が四〇〇、〇〇〇キロワット以上のもの 出力が四〇〇、〇〇〇キロワットに満たないもので、原動機(蒸気タービンを除く。)と結合したもの その他のもの 二 電動機 (一) 重量が五〇〇キログラム以下のもの (二) その他のもの 三 トランスフォーマー (一) 容量が二〇〇キロボルトアンペアに満たないもの (二) その他のもの 四 整流機器 (一) シリコン整流機器 五 その他の機器 六 一から五までに掲げる機器の部分品 電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド	七・九%	七・八%	七・七%	七・六%	七・五%
八五・〇二	電磁石、永久磁石及び永久磁石用の特殊材料の製品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプ、万力その他これらに類する加工物保持具並びに電磁式のクラッチ、カップリング、ブレーキ及びリフティングヘッド	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八五・〇三	一次電池	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・〇四	蓄電池	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%

八五・〇五	手持工具(電動装置を自蔵するものに限る。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八五・〇六	家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)					
	一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
	(二) その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
八五・〇八	内燃機関の始動用又は点火用の電気機器(磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む)並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器					
	一 発電機、電動機及びこれらの部分品	五・九%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%
	(二) 部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 点火プラグ	五・三%	五・三%	四・九%	四・五%	四・一%
	自動車用のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・〇九	電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー、除霜機及び除霧機(自転車用又は自動車用のものに限る。)					
	一 自動車用のもの(第八七・〇九号又は第八七・一一号に掲げる車両に用いるものを除く。)	五・三%	五・三%	四・九%	四・五%	四・一%
	二 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・一〇	携帯用の電池ランプ及び発電ランプ(第八五・〇九号に該当するものを除く。)	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八五・一一	電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器(工業用又は理化学用のものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	数値制御式の溶接機器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	三 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	数値制御式の機器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・一二	電気式の瞬間湯沸かし器、貯蔵式湯沸かし器、浸せき式液体加熱器、土壌加熱器及びスベースヒーター並びに電気式のヘアドライヤー、ヘアカーラー、カール用こてその他の調髪用機器並びに電気アイロン、家庭用電熱器及び電熱用抵抗体(カーボン製の抵抗体を除く。)	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・四%
八五・一三	有線電話用又は有線電信用の機器(搬送通信機器を含む。)のうち 搬送通信機器及び電子式交換機以外のもの 有線通信機器及び無線通信機器に原則として共通に用いる部分品並びに有線電話機器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八五・一四	有線通信機器の専用の部分品及び有線電信機器	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八五・一五	電子式交換機	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
	マイクホン及びそのスタンド並びに拡声器及び可聴周波増幅器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器(録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む)並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器					
	三 レーダーのうち					
	航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。)	九・一%	八・八%	八・四%	八%	七・六%
	その他のもの(船舶用のものを除く。)	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	四 その他の機器					
	航空機用のもの(機上で用いるものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。)	一一・四%	一〇・四%	九・三%	八・三%	七・二%
	その他のもの	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%	五・四%
	五 一から四までに掲げる機器の部分品	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・一六	鉄道、道路又は内陸水路の交通管制用の電気式機器及びこれに類する港湾用又は空港用の電気式機器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・一七	電気式のベル、サイレン、表示盤、盗難警報器、火災警報器その他の信号機器(第八五・〇九号又は第八五・一六号に該当するものを除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・一八	固定式又は可変式の蓄電器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・一九	スイッチ、継電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホルダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器(ポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く)並びに印刷回路、配電盤及び制御盤	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 配電盤及び制御盤					
	二 その他のもの	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八五・二〇	フィラメント電球及び放電燈(赤外線電球及び紫外線電球を含む)並びにアーク燈	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
	一 フィラメント電球	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八五・二一	熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用映像管及び水銀アーク整流管を含む)、光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 熱電子管					
	二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオード	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	ゲルマニウムダイオード、シリコンダイオード、ゲルマニウムトランジスター、シリコントランジスター及びシリコン整流素子	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

八五・二二	電氣機器(独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。)	九・一%	八・八%	八・四%	八%	七・六%
八五・二三	信号発生器	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・二三	その他のもの	五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
八五・二四	電氣絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品(エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。)	九・二%	八・九%	八・六%	八・四%	八・一%
八五・二五	炭素ブラシ、アーク燈用炭素棒、電池用炭素棒、炭素電極その他の電氣用炭素製品	九・二%	八・九%	八・六%	八・四%	八・一%
八五・二六	がい子(がい管を含むものとし、材質を問わない。)	九・二%	八・九%	八・六%	八・四%	八・一%
八五・二七	電氣機器の電氣絶縁用物品(絶縁材料製のものに限るものとし、取付け用に少量の金属を鑄込んだものを含む、第八五・二五号に該当するがい子を除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八五・二八	電線用導管及びその継手(単金属製のもので、絶縁材料を内張りしたものに限る。)	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
八六・〇一	電氣機器その他の機械類の電氣式部分品(この類の他の号に該当するものを除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八六・〇二	鉄道用電氣機関車(蓄電池又は外部電源により走行するものに限る。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇三	その他の鉄道用機関車及び炭水車	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇四	鉄道用の客車、貨車、軌道検査車その他の車両(自走式のものに限る。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇五	鉄道用の客車及び手荷物車並びに鉄道用の病院車、囚人車、検査車、郵便車その他の特殊用途車	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇六	鉄道用の工作車、起重機車その他の作業車	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇七	鉄道用の貨車	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇八	コンテナ(一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備されてあるものに限る。のうち)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・〇九	解体用のもの以外のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・一〇	鉄道用の機関車又は車両の部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八六・一一	道路走行車両、鉄道車両その他の車両、船舶又は航空機の交通管制用の信号機その他の機械式機器(電氣駆動式のものを除く。)、鉄道線路用装備品及びこれらの部分品	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八七・〇一	トラクター(動力取出し機構、ウインチ又はブリーを有するものを含むものとし、第八七・〇七号に該当するものを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	一 車輪式のもののうち					

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

八七・〇四	原動機付きのシャシ(第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)	七・四%	七・四%	七・一%	六・九%	六・六%
八七・〇五	車体(運転室を含むものとし、第八七・〇一号、第八七・〇二号又は第八七・〇三号に該当する自動車に用いるものに限る。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八七・〇六	無限軌道式トラクター(蒸氣機関式のものを除く。用のもの 一 シャシ 二 その他のもの 無限軌道式トラクター(蒸氣機関式のものを除く。用のもの その他のもの 無限軌道式トラクターの部分品 車輪式トラクターの部分品 その他のもの フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッドルキャリアーその他の作業トラック(工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。)、及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品 部分品 その他のもの 自転車(配達用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。) 身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するかどうかを問わない。) 部分品及び付属品(第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。) 一 病人用又は身体障害者用の車両(機械式駆動機構を有するものを除く。のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
八七・〇七	その他のもの	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
八七・一〇	その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
八七・一一	その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・三%
八七・一二	その他のもの	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%

八七・一三 八七・一四	二 その他のもの 乳母車及びその部分品 その他の車両(トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。)及びその部分品 トレーラー(第八七・〇一号又は第八七・〇二号に該当する自動車に用いるものに限る。)及びその部分品 その他のもの 気球及び飛行船 飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート 一 飛行機(ヘリコプターを除く。) (一) 四基以上の原動機を有するもの (二) その他のもの 二 ヘリコプター 三 滑空機 四 その他のもの	七・二% 三・八%	七・二% 三・八%	六・八% 三・七%	六・四% 三・六%	三・五% 六%
八八・〇一 八八・〇二	飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート 一 飛行機(ヘリコプターを除く。) (一) 四基以上の原動機を有するもの (二) その他のもの 二 ヘリコプター 三 滑空機 四 その他のもの	五・九% 五・六% 一〇・八%	五・九% 五・六% 一〇・八%	五・九% 五・三% 一〇・二%	五・九% 五・一% 九・六%	五・八% 四・九% 九%
八八・〇三	部分品(第八八・〇一号又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。) 飛行機又は滑空機の部分品(飛行機用プロペラ並びにヘリコプター用の回転翼及び回転翼のブレードを除く。) その他のもの 落下さん並びにその部分品及び付属品 カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。) 二 その他のものうち 総トン数が一〇〇トンに満たないもの(軍艦を除く。) コフダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板 眼鏡用のガラス製レンズ その他のもの レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。) 一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ その他のもの 二 その他のもの 眼鏡の柄及びわく並びにこれらの部分品	八・九% 九・二% 一四・一% 一〇・八%	八・四% 八・九% 一四・一% 一〇・八%	七・八% 八・六% 一三・一% 一〇・二%	七・三% 八・四% 一二・一% 九・六%	六・七% 八・一% 一一・一% 九%
八八・〇四 八八・〇五 八八・〇一	その他のもの 落下さん並びにその部分品及び付属品 カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。) 二 その他のものうち 総トン数が一〇〇トンに満たないもの(軍艦を除く。) コフダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板 眼鏡用のガラス製レンズ その他のもの レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。) 一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ その他のもの 二 その他のもの 眼鏡の柄及びわく並びにこれらの部分品	八・九% 九・二% 一四・一% 一〇・八%	八・四% 八・九% 一四・一% 一〇・八%	七・八% 八・六% 一三・一% 一〇・二%	七・三% 八・四% 一二・一% 九・六%	六・七% 八・一% 一一・一% 九%
八八・〇二	その他のもの 落下さん並びにその部分品及び付属品 カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。) 二 その他のものうち 総トン数が一〇〇トンに満たないもの(軍艦を除く。) コフダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板 眼鏡用のガラス製レンズ その他のもの レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。) 一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ その他のもの 二 その他のもの 眼鏡の柄及びわく並びにこれらの部分品	八・九% 九・二% 一四・一% 一〇・八%	八・四% 八・九% 一四・一% 一〇・八%	七・八% 八・六% 一三・一% 一〇・二%	七・三% 八・四% 一二・一% 九・六%	六・七% 八・一% 一一・一% 九%
九〇・〇三	その他のもの 落下さん並びにその部分品及び付属品 カタパルトその他これに類する航空機射出機、航空用地上訓練機及びこれらの部分品 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。) 二 その他のものうち 総トン数が一〇〇トンに満たないもの(軍艦を除く。) コフダム、浮き桟橋、ブイ、水路浮標その他船舶以外の浮き構造物 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(材料を問わないものとし、柄又はわくを取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。及び偏光材料製の板 眼鏡用のガラス製レンズ その他のもの レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。) 一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの 顕微鏡用のもの及び写真機用又は映画撮影機用のレンズ その他のもの 二 その他のもの 眼鏡の柄及びわく並びにこれらの部分品	八・九% 九・二% 一四・一% 一〇・八%	八・四% 八・九% 一四・一% 一〇・八%	七・八% 八・六% 一三・一% 一〇・二%	七・三% 八・四% 一二・一% 九・六%	六・七% 八・一% 一一・一% 九%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

九〇・〇四	二 その他のもの 金属製、セルロイド製又は合成樹脂製のフレーム以外のフレーム その他のもの 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属又はべつこうを用いたもの 屈折式の雙眼鏡及び双眼鏡(ブリズム式であるかどうかを問わない。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
九〇・〇五	二 その他のもの 反射望遠鏡、子午儀、赤道儀その他天体観測用の機器及びこれらの台その他の取付具(電波観測用のものを除く。)	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九〇・〇六	写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・二〇号の放電燈を除く。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・〇七	一 写真機(暗箱を含む。) (一) 顕微鏡又は航空機用のもの (二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの (三) その他のもの 二 写真機の部分品及び附属品 三 写真用のせん光電球 四 その他のもの	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・〇八	映画用の撮影機、映写機、録音機及び音声再生機(これらを組み合わせたものを含む。) 一 撮影機、映写機並びにこれらの部分品及び附属品 (一) 使用フィルム(幅が二〇ミリメートル以下のもの)のうち 映写機以外のもの	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%	五・八%
九〇・一〇	写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器(この類の他の号に該当するものを除く。)、感光式複写機(光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。)、感光式複写機及び映写用スクリーン 二 その他のものうち 感光式複写機又は感光式複写機の部分品及び附属品 顕微鏡及び回折機器(電子式又は陽子式のものに限る。)	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%	五・八%
九〇・一一	回折機器 その他のもの	三・七%	三・七%	三・五%	三・四%	三・二%
九〇・一二	光学顕微鏡(写真撮影用又は投影用の装置を有するかどうかを問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・一三	光学機器(サーチライト及びスポットライト以外の照明器具並びにこの類の他の号に該当するものを除く。及びレーザー(レーザーダイオードを除く。))	五・七%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%
九〇・一四	土地測量機器(写真測量用のものを含む。)、水路測量機器、航行用計測機器、氣象観測機器、水理計測機器、地球物理学用機器、針盤及び測距儀 氣象観測機器、水理計測機器及び地球物理学用機器(理化学用のものに限る。))並びに針盤並びにこれらの部分品及び附属品並びに高度計 測距儀並びにその部分品及び附属品	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
		七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	四・九%

九〇・一五	その他のもの はかり(感量が五〇ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅が附属しているかどうかを問わない。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・四%	五・三%
九〇・一六	製図機器(パンタグラフその他の写図機器を含む。)、けがき用具及び計算尺、計算盤その他の計算用具並びにマイクローメーター、キャリパー、ゲージ、ものさし、巻尺、釣合試験機その他の類の他の号に該当しない測定用又は試験用の機器並びに輪かく投影機	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・一七	一 製図機器、けがき用具、計算用具並びにこれらの部分品及び附属品 二 その他のもの (一) 輪かく投影機 (二) その他のもの 医療用又は獣医療用の機器(電気式のものを含む。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・一八	医療用(外科用及び歯科用を除く。)(電気機器(単に電動機で作動する機器を除く。)、歯科用の機器及び外科用の針、鉗子、ナイフ、手のこぎり、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品 その他のもの 機械療法用機器、マッサージ用機器及び心理学的適性検査用機器並びに人工呼吸器、オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器その他これらに類する治療用機器及び呼吸用機器(ガスマスクその他これに類するマスクを含む。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
九〇・二〇	エックス線又は放射性物質の放射線を用いる機器(写真用又は医療用のものを含む。))並びにエックス線発生機、エックス線管、エックス線用のスクリーン、高電圧発生機及び制御盤並びにエックス線検査用又はエックス線処置用の机、いすその他これらに類する物品 一 放射性物質の放射線を用いる機器並びにその部分品及び附属品 二 その他のもの 医療用のもの その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
九〇・二二	教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・二三	硬度試験機、抗張力試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他これらに類する材料試験機(金属、木材、紡織用繊維、紙、プラスチックその他の工業材料用のものに限る。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・二四	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、バイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計(これらを組み合わせたものを含むものとし、記録装置を有するかどうかを問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九〇・二五	圧力計、液面計、流量計、熱流量計、通風自動調整機その他の機器(液体又は気体の流量、深さ、圧力その他の変量の測定用、検査用又は自動調整用のものに限る。))及びサーモスタットその他の温度自動調整機器(第九〇・一四号に該当するものを除く。)	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
	偏光計、屈折計、分光計、ガス分析器その他の物理分析用又は化学分析用の機器及び粘度計、ポロシメーター、膨脹計、表面張力計その他これらに類する測定用又は検査用の機器並びに光度計(露出計を含む。)、熱量計その他熱、光又は音の測定用又は検査用の機器及	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五九六

九〇・二六	九〇・二七	九〇・二八	九〇・二九	九一・〇一	九一・〇二	九一・〇三	九一・〇四	九一・〇五	九一・〇六
びミクロトーム	気体、液体又は電気の積算用計器及びその検定用計器 速度計及び回転速度計(磁気式のものを含むものとし、第九〇・一四号に該当するものを除く)並びに積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩度計その他これらに類する積算用計器及びストロボスコープ	電気式機器(測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。)	一 この類の注5(a)に定めるもの 二 この類の注5(b)に定めるもの 三 この類の注5(c)に定めるもの 四 この類の注5(d)に定めるもの 部分品及び付属品(第九〇・二三号、第九〇・二四号、第九〇・二六号、第九〇・二七号又は第九〇・二八号に該当する物品に原則として専ら使用するものに限る。)	懐中時計、腕時計その他の携帯時計(ストップウォッチを含む。)	一 課税価格が一個につき六、〇〇〇円以下のも 二 その他のもの 時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。)	一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 電気時計 その他のもの 二 その他のもの 電気時計 その他のもの 計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。)	電気時計 その他のもの 一 電気時計 二 クロノメーター 三 その他のもの 四 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 五 その他のもの	時間の測定用、記録用又は指示用の機器(時計用ムーブメント(セコンダリームーブメントを含む)又は同期電動機を有するものに限る。)	タイムスイッチ(時計用ムーブメント(セコンダリームーブメントを含む)又は同期電動機
五・六%	五・六%	五・六%	五・七%	五・七%	五・九%	七・二%	七・二%	八・九%	七・二%
五・六%	五・六%	五・六%	五・七%	五・七%	五・九%	七・二%	七・二%	八・九%	七・二%
五・三%	五・三%	五・三%	五・六%	五・六%	五・八%	七・一%	七・一%	八・四%	六・八%
五・一%	五・一%	五・一%	五・五%	五・五%	五・七%	六・四%	六・四%	七・八%	六・四%
四・九%	四・九%	四・九%	五・三%	五・三%	五・六%	六・五%	六・五%	七・三%	六%

九一・〇七	を有するものに限る。 ウォッチムーブメント（ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。）	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
九一・〇八	その他の時計用ムーブメント（組み立てたものに限る。）	五・九%	五・九%	五・八%	五・七%	五・六%
九一・〇九	携帯時計の側及びその部分品 一 金製又は白金族の金属製のもの 二 その他のもの	八・九%	八・九%	八・三%	七・七%	七・一%
九一・一〇	時計のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に用いるもの並びにこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの	一三・六%	一三・六%	一二・三%	一一・一%	九・九%
九一・一一	その他の時計部分品 一 貴石及び半貴石（受石、あな石その他これらに類する物品として形作つたものに限る。） 二 ぜんまいばね（幅が三ミリメートルに満たないものに限る。） 三 ウォッチムーブメントセット（部分品の一部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。）及びウォッチムーブメント用の地板 四 その他のもの ピアノ（自動ピアノにあつては、鍵盤があるかどうかを問わない。）及びハーブシコードその他の鍵盤のある弦楽器並びにハーブ（エオリアンハーブを除く。） ピアノ その他のもの その他の弦楽器 パイプオルガン及びリードオルガン（ハーモニウムその他これに類する楽器を含む。） パイプオルガン リードオルガン アコーディオン、コンサーチナその他これらに類する楽器及びハーモニカ アコーディオン及びハーモニカ その他のもの 太鼓、木琴、シンバル、カスタネットその他の打楽器 電磁式、静電式、電子式その他これらに類する電気式のピアノ、オルガン、アコーディオンその他の楽器 電気式のピアノ及びオルガン その他のもの オーケストリオン、パーバリアオルガン、オルゴール、ミュージカルソーその他の楽器 （この類の他の号に該当するものを除く。）並びに機械式鳴き鳥、おとり笛その他これに類	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
		九・三%	九・三%	九%	八・六%	八・三%
		二%	二%	二%	二%	一・九%
		三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
		八・九%	八・九%	八・五%	八%	七・四%
		七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
		七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
		五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
		七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
		五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
		五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%
		七・一%	七・一%	六・六%	六・二%	五・七%
		五・四%	五・四%	五・一%	四・八%	四・五%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

五九八

九二・一〇	する物品及びホイッスル、呼子その他の信号用の笛 楽器(オルゴールその他これに類するものを除く。) その他のもの					五・六%	五・六%	五・六%	五・六%	五・六%
	楽器の部分品及び附属品(せん孔したミュージックロール及びオルゴールのムーブメントを含む。)並びにメトロノーム、音さ及び調子笛 蓄音機、ディクテータリングマシンその他の録音機又は音声再生機(レコードプレーヤー及びテーブデッキを含むものとし、サウンドヘッドを有するかどうかを問わない。)並びにテレビジョンの映像及び音声の記録機又は再生機					五・六%	五・六%	五・六%	五・六%	五・六%
	二 その他のもの					五・六%	五・六%	五・六%	五・六%	五・六%
	蓄音機用レコードその他の録音物及びこれに類する記録した物品、レコード製造用の原盤並びに調製したレコードブランク、機械式録音用フィルム及び録音用その他これに類する記録用のテープ、線、ストリップその他の物品					五・六%	五・六%	五・六%	五・六%	五・六%
	一 蓄音機用レコード					五・六%	五・六%	五・六%	五・六%	五・六%
九二・一一	(一) フォノシートその他これに類するもの (二) その他のもの					七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	A 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートル以下のもの					七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	B 回転数が一分間につき四〇回以下のもので、直径が二〇センチメートルを超えるもの					七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	C 回転数が一分間につき四〇回を超え、五〇回以下のもの					七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	D 回転数が一分間につき五〇回を超えるもの					七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
九二・一二	二 蓄音機用レコード製造用の原盤(録音盤を含む。)					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	三 その他のもの					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(一) 記録したもの					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	(二) その他のもの					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	録音機用のテープ					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九二・一三	その他の部分品及び附属品(第九二・一一号に該当する機器に用いるものに限る。)					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 蓄音機用又はレコードプレーヤー用のもの					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 その他のもの					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	その他の火器(信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。)					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 猟銃					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九三・〇四	二 信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	一 信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
	二 信号用けん銃、空包用けん銃、索発射銃その他これらに類するものを含む。					五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%

九三・〇五	二 その他のもの	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九三・〇六	その他の武器(空気銃、スプリング銃その他これらに類する銃を含む。)	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九三・〇七	武器の部分品(銃身のブランクを含むものとし、携帯武器の部分品を除く。)	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九四・〇一	軍用のもの以外のもの	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九四・〇二	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、誘導弾、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに銃砲弾及びその部分品(カートリッジワッドを含む。)	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九四・〇三	並びに銃砲弾用に調製した鉛弾のうち	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九四・〇四	狩猟用又はスポーツ用の銃弾及び鉛弾並びにこれらの部分品	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
九四・〇五	いすその他の腰掛け(寝台に兼用することができるものであるかどうかを問わないものとし、第九四・〇二号に該当するものを除く。)	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	及びその部分品	一五%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	一 革張りのもの	七・四%	七・四%	五・九%	六・七%	六・四%
	二 とう製のもの	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%	五・八%
	三 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	手術台、機構付きの病院用ベッドその他の医療用又は獣医用の備付品、歯科用のいすその他これに類するいすで上下し、回転し又は傾斜するための機構を有するもの及びこれらの部分品	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	その他の家具及びその部分品	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)	七・四%	七・四%	七・一%	六・九%	六・六%
	二 とう製のもの	五・九%	五・九%	五・九%	五・九%	五・八%
	三 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	木製又は卑金属製のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
九四・〇四	寝具及びこれに類する物品(例えば、マットレス、ふとん、羽根ふとん、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及び膨脹させ、フォーム状にし又はスポンジ状にしたゴム又は人造プラスチックで作つたものに限るものとし、被覆してあるかどうかを問わない。)	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	並びにマットレスサポート	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
九四・〇五	一 寝具及びこれに類する物品	一〇・四%	一〇・四%	九・六%	八・九%	八・一%
	二 マットレスサポート	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
	かめの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご(凝結したものを含む。)	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品	一〇・八%	一〇・八%	一〇・二%	九・六%	九%
	一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(べつこう、ぞうげ又はさんごのものに限る。)	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	二 その他のもの	一三・九%	一三・九%	一二・一%	一一・一%	一〇・七%
	(一) べつこう、ぞうげ又はさんごのもの	一三・九%	一三・九%	一二・一%	一一・一%	一〇・七%
	べつこう又はさんごのもの	一三・九%	一三・九%	一二・一%	一一・一%	一〇・七%
	ぞうげのもの	一三・九%	一三・九%	一二・一%	一一・一%	一〇・七%
	(二) 真珠光沢を有する貝殻のもの	一三・九%	一三・九%	一二・一%	一一・一%	一〇・七%

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

九五・〇八	植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、モデリングペースト又はコーパル、ロジンその他の天然のガム若しくは樹脂で作つたものに限り）並びに他の号に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化してないゼラチンの加工品（第三五・〇三号に該当するものを除く。）及び製品	七・三%	七・三%	六・九%	六・六%	六・二%
	一 ゼラチンカプセル	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
九六・〇一	はうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）並びにその他のはうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）並びにはうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイージー（ローラー・スクイージーを除く。）及びモップ	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	一 はうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）	三・九%	三・九%	三・九%	三・九%	三・八%
	二 その他のはうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	(一) 貴金属をめつた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	(二) その他のもの	五・七%	五・七%	五・六%	五・五%	五・三%
九六・〇五	三 はうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品	三・八%	三・八%	三・七%	三・六%	三・五%
	化粧用のパフ及びパッド（材料を問わない。）	一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
	一 貴金属をめつた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	二 その他のもの	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%
九六・〇六	手ふるい（材料を問わない。）	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%
九七・〇一	幼児用の自転車、三輪車及び足踏み式自動車並びに人形用の乳母車その他これらに類する車	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%
九七・〇二	人形	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%
九七・〇三	娯楽用の模型及びその他のがん具	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
	紡織用繊維の織物製、卑金属製又は人造プラスチック製の模型及びがん具	七・一%	七・一%	六・六%	六・一%	五・六%
	その他のもの	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
九七・〇四	テーブルゲーム用具その他の室内用又は遊戯場用の遊戯用具（ビリヤードテーブル、ピンテーブル及び卓球用具を含む。）	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%
	一 卓球用具並びにその部分品及び附属品	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%
	二 トランプその他のテーブルゲーム用具並びにその部分品及び附属品	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

[illegible]

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

九八・〇五	二 その他のもの 鉛筆、鉛筆用のしん、石筆、クレヨン、パステル、図画用木炭、筆記用又は図画用のチョーク並びにテラースチック及びビリヤードチョーク	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九八・〇六	一 鉛筆 二 鉛筆用のしん 三 その他のもの 石盤、黒板その他これらに類する物品(筆記用又は図画用に適するものに限るものとし、わくを有するかどうかを問わない。)	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
九八・〇七	日付印、封かん用スタンプ、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品(ラベルに印捺又は浮出しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式のコンボジションスティック及びこれを有する手動式の印刷用セット	七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六%
九八・〇八	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)及びインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九八・〇九	一 リボン 二 インキパッド 封ろう(びん用の封ろうを含むものとし、棒状、ケーク状その他これらに類する形状のものに限る。)及びゼラチンをもととして製造した複写用ペースト(紙又は織物類の支持物を有するかどうかを問わない。)	五・六%	五・六%	五・三%	五・一%	四・九%
九八・一〇	一 封ろう 二 複写用ペースト メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
九八・一一	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 銀若しくは白金族の金属、貴石又は半貴石を用いたもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。) 銀又は白金族の金属を張り又はめつきた金属を用いたもの その他のもの 二 その他のものうち 部分品 喫煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の喫煙用パイプの部分品(粗く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホルダー、シガレットホルダー及びこれらの部分品 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 銀若しくは白金族の金属、貴石又は半貴石を用いたもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。) 銀又は白金族の金属を張り又はめつきた金属を用いたもの	一二・一%	一一・六%	一一・二%	一〇・八%	一〇・三%
		一四・三%	一三・五%	一二・八%	一二・二%	一一・三%
		一一・九%	一一・三%	一〇・六%	一〇・〇%	九・四%
		一四・二%	一三・三%	一二・五%	一一・六%	一〇・八%
		七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
		一四・二%	一四・二%	一三・二%	一二・三%	一一・四%
		一七・三%	一七・三%	一五・九%	一四・五%	一三・一%
		一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%

九八・一二	二 その他のもののうち 木製の喫煙用パイプ、シガーホルダー及びシガレットホルダー以外のもの くし、ヘアスライドその他これらに類する物品
九八・一四	一 貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 香水用その他化粧用の噴霧器及びその頭部 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞう げ又はべつこうを用いたもの 二 その他のもの 魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内部容 器を除く。) マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他店頭装飾用の作動する展示用品
九八・一五	
九八・一六	

七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
一四・一%	一四・一%	一三・一%	一二・一%	一一・一%
七・五%	七・五%	七・二%	六・九%	六・六%
七・二%	七・二%	六・八%	六・四%	六・六%

別表第一の三を削り、別表第一の四を別表第一の三とする。

別表第二の表以外の部分中「第八条の二」の下に「第八条の三」を加える。

別表第二〇八・〇一号中「(2) 毎年

一〇月一日から翌年三月一日までに輸入されるもの」を「四・五%」を

「一〇月一日から翌年三月一日までに輸入されるもの」を「三・五%」を

「三・五%」を「四・五%」に改める。

別表第二〇九・〇二号中「一七・五%」を「一四・五%」に改める。

別表第二二二・〇五号中「こえる」を「超える」に、「一リットルにつき八〇円」を「一リットルにつき六〇円」に改める。

(関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三第三項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税定率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考4の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定 関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日

二 第一条中関税定率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定(第六条から第八条まで、第九条第一項)を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項に改める部分に限る。」千九百七十九年四月十二日ジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定

第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

(関税定率法及び関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の関税定率法(以下この条において「旧定率法」という。)第二十一条第四項の規定によりされた異議の申出で、この法律の施行の際現に係属しているものは、当該異議の申出がされた日に第二条の規定による改正前の関税法第八十九条第一項の規定によりされた異議申立てとみなす。

2 旧定率法第二十一条第五項の決定の通知について税関長に対してされた異議申立てで、この法律の施行の際現に係属しているものについては、この法律の施行の日に大蔵大臣に対して第一条の規定による改正後の関税定率法(以下この条において「新定率法」という。)第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなし、第二条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新関税法」という。)第九十一条の規定を適用する。この場合において、税関長は、速やかに、当該異議申立書を大蔵大臣に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しな

ればならない。

3 旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係る不服申立てで、この法律の施行後にされるもの(新関税法第八十九条第二項の期間内にされるものに限る。)については、新関税法第八十九条の異議申立てを経ずに、直ちに大蔵大臣に対して審査請求をすることができ。

4 第二項の規定は、前項に規定する不服申立てで、この法律の施行後に税関長に対する異議申立てとしてされたもの(新関税法第八十九条第二項の期間内にされたものに限る。)について準用する。この場合において、第二項中「この法律の施行の日」とあるのは、「当該異議申立てがされた日」と読み替えるものとする。

5 旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係る審査請求で、この法律の施行の際現に係属しているもの及びこの法律の施行後にされるもの(新関税法第九十条の期間内(第三項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の期間内)にされるものに限る。)については、新定率法第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、新関税法第九十一条の規定を適用する。

6 この法律の施行前にされた旧定率法第二十一条第三項の通知については、新関税法第九十三

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案 所得稅法の一部を改正する法律案

六〇四

条の規定は、適用しない。

(罰則に対する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「讓受を」を「讓受け」に、「同条第一項を」を「同項に」、「関稅定率法第四条」を「関稅定率法第四条から第四条の八まで」に改め、同条第二項中「関稅定率法第四条」を「関稅定率法第四条から第四条の八まで」に改める。

(酒稅法の一部改正)

第五条 酒稅法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第四条(課稅價格)」を「第四条から第四条の八まで(課稅價格の計算方法)」に改める。

(石油稅法の一部改正)

から第四条の八まで」に改める。

(物品稅法の一部改正)

第七条 物品稅法(昭和二十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第四条(課稅價格)」を「第四条から第四条の八まで(課稅價格の計算方法)」に改める。

(大藏省設置法の一部改正)

第八条 大藏省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の表関稅不服審査会の項を次のように改める。

第二十五條の二を削る。

所得稅法の一部を改正する法律案

所得稅法の一部を改正する法律

所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 課稅所得の範圍(第七條—第十條)」を「第三章 課稅所得の範圍及び少額貯蓄等利用者カードの交付(第十一條—第十四條)」に改める。

第二章 課稅所得の範圍(第七條—第十條) 第一節 少額貯蓄等利用者カードの交付(第十一條—第十四條)

第二條第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 少額貯蓄等利用者カード 第十一條の三第一項(少額貯蓄等利用者カードの交付等)に規定する証券をいう。

第一編第三章の章名を次のように改める。

第三章 課稅所得の範圍及び少額貯蓄等利用者カードの交付

第一編第三章中第七條の前に次の節名を付する。

第一節 課稅所得の範圍

第九條第一項第一号中「郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第十條第一項(貯金總額の制限)の郵便貯金又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(郵便貯金の利子所得の非課稅)

第九條の二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第十條第一項(貯金總額の制限)の郵便貯金(前条第一項第二号に該当するものを除く。以下この条において「郵便貯金」という。)の利子については、所得稅を課さない。

2 郵便貯金の預入をする者は、政令で定めるところにより、その預入をする際、その郵便貯金の受入れの取扱をする郵便局(簡易郵便局を含む。)に、その者の少額貯蓄等利用者カードを提示して氏名又は名称及び少額貯蓄等利用者カードの交付番号を告知し、その郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に当該交付番号の記載を受けなければならない。

3 郵便貯金のうち、その郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に少額貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を受けていないものその他政令で定めるものの利子については、第一項の規定は、適用しない。

4 郵便貯金の受入れをする者は、郵便貯金のうちその郵便貯金に係る通帳又は貯金証書に少額貯蓄等利用者カードの交付番号の記載を受けていないものについて、その利子の支払をした場合には、政令で定めるところにより、当該利子の額その他必要な事項を稅務署長に通知しなければならない。

第十條第一項中「前条第一項第一号又は第二号」を「第九條第一項第一号若しくは第二号(非課稅所得)又は前条第一項に改め、「受けようとする旨」の下に「及びその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号」を加え、「を經由して提出した第三項に規定する非課稅貯蓄申告書」を「の長の第三項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者カード」に、「第四項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、」を「第四項の規定による変更後の最高限度額の確認を受けた場合には、その確認を受けた日以後においては、その」に、「こえないを超えない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 個人は、少額貯蓄等利用者カードに記載した次項各号に掲げる事項につき同項の規定による確認を受けた金融機關の營業所等に対してのみ非課稅貯蓄申込書を提出することができるとし、その提出に当たつては、当該金融機關の營業所等の長にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示しなければならないものとする。

第十條第三項中「次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「非課稅貯蓄申告書」という。)を、」を「最初に、」とし、「しようにする」を「する」に改め、次に掲げる事項を記載した少額貯蓄等利用者カードをその預入等をするに、」を經由し、最初にその預入等をする日までに、その個人の住所地の所轄稅務署長に提出した」を「の長に提

示して、その記載した事項につき当該金融機関の営業所等の長の確認を受けた」に改め、同項第一号中「及び所在地」を削り、同項第四号を削り、同条第四項から第七項までを次のように改める。

4 前項の規定による金融機関の営業所等の長の確認を受けた個人が、その確認を受けた同項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による変更後の最高限度額の確認を受けている場合には、その変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その個人は、変更後の最高限度額を記載した少額貯蓄等利用者カードをその金融機関の営業所等の長に提示して、その確認を受けるものとする。

5 金融機関の営業所等の長は、少額貯蓄等利用者カードに記載された事項につき前二項の規定による確認をした場合には、その少額貯蓄等利用者カードの交付番号及びその確認をした事項その他の大蔵省令で定める事項を記載した書類を、その確認をした日の属する月の翌末日までに当該金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該書類が当該税務署長に提出されなかつたとき（当該書類が提出されなかつたことにつき、当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合を除く。）は、第一項の規定の適用については、前二項の規定による確認は、なかつたものとみなす。

6 少額貯蓄等利用者カードの提示を受けて第三項又は第四項の規定による確認を求められた金融機関の営業所等の長は、次に掲げる場合には、これらの規定による確認をすることができない。

一 既に少額貯蓄等利用者カードに記載された

第三項各号に掲げる事項につき同項の規定による確認をした個人から重ねて同項の規定による確認を求められた場合（政令で定める場合を除く。）

二 既に少額貯蓄等利用者カードに記載されている第三項の規定による確認を受けた同項第三号に掲げる最高限度額（既に第四項の規定による変更後の最高限度額の確認を受けている場合には、その変更後の最高限度額）と新たに第三項又は第四項の規定による確認を求められた第三項第三号に掲げる最高限度額（第四項の規定による確認にあつては、変更後の最高限度額）との合計額が三百万円を超えることとなるものについてこれらの規定による確認を求められた場合

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、非課税貯蓄申込書の提出、第三項及び第四項の規定による確認に関する事項並びに第一項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一編第三章に次の一節を加える。

第二節 少額貯蓄等利用者カードの交付

（趣旨等）
第十一条の二 国は、郵便貯金及び少額預金の利子所得等の非課税の制度の公正な運営と利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、第九条の二第一項（郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する郵便貯金の預入をしようとする者又は第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）の規定の適用を受けようとする

者の申請に基づき、これらの者がこれらの規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードを交付するものとする。

2 少額貯蓄等利用者カード及びその記載事項については、少額貯蓄等利用者カードの交付を受けた者が自己のために用いる場合を除き、国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない。

（少額貯蓄等利用者カードの交付等）

第十一条の三 第九条の二第一項（郵便貯金の利子所得の非課税）に規定する郵便貯金の預入をしようとする者又は第十条第一項（少額預金の利子所得等の非課税）に規定する預貯金、合同運用信託若しくは有価証券の預入、信託若しくは購入をしようとする者は、国に対し、これらの規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードの交付を求めることができる。

2 少額貯蓄等利用者カードの交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他必要な事項を記載した交付申請書に住民票の写しその他の大蔵省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならない。

3 国税庁長官は、前項の交付申請書の提出があつた場合には、その者に対し、政令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び交付番号その他必要な事項を記載した少額貯蓄等利用者カードを、遅滞なく交付しなければならない。

4 少額貯蓄等利用者カードの様式は、大蔵省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、少額貯蓄等利用者カードの再交付を受けようとする場合及び第三項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合における手続に関する事項その他第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「第二百二十四条（無記名公社債の利子等の受領者の告知）及びこれに係る」を「第二百二十四条第二項及び第三項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）並びにこれに係る」に改める。

第二十八条第三項第一号中「十分の四」を「十分の四十」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の三十」に改め、同項第三号中「十分の二」を「十分の二十」に改め、同項第四号中「六百万円を超え」を「六百万円を超え千万円以下である」に、「十分の一」を「百分の十」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える場合 二百五万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

第二百二十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等第百九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第百二十条第三項第三号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち大蔵省令で定めるものについては、大蔵省令で定める記載に

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

よることができる。

第二百四十四条第一項第四号中「集金人」の下に、「電力量計の検針人」を加える。

第二百五条第二号中「若しくは集金人」を、「集金人若しくは電力量計の検針人」に改める。

第二百二十四条の見出しを「(利子、配当、償還金等の受領者の告知)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「大蔵省令」を「政令」に改め、「この場合において」の下に、「当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとし」を加え、「確認しなければならない」を「当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する利子等又は配当等(普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。)につき支払を受ける者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては大蔵省令で定める場所とし、少額貯蓄等利用者カードを提示する者にあつてはその者の少額貯

蓄等利用者カードの交付番号とする。以下この項において同じ。)を、その利子等又は配当等の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)に告知しなければならない。この場合において、

当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする。

第二百二十四条に次の二項を加える。

4 国内において割引債の償還(買入消却を含む。以下この項において同じ。)によりその償還金(買入消却が行われる場合にあつては、その買入れの対価。以下この項において同じ。)の支払を受ける者は、政令で定めるところにより、その償還金の受領に関する告知書を、その償還を受ける際、その償還金の支払の取扱者(買入消却が行われる場合にあつては、その割引債の発行者)に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の少額貯蓄等利用者カードを提示し又は法人の登記簿の抄本その他の書類を提出しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該少額貯蓄等利用者カード又は法人の登記簿の抄本その他の書類により確認しなければならないものとする。

5 前項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものをいい、同項に規定する買入消却とは、買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

第二百二十四条の次に次の一条を加える。
(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)
第二百二十四条の二 国内において、譲渡性預金(譲渡禁止の特約のない預貯金で政令で定めるものをいう。)の譲渡をし又は譲受けをした者は、大蔵省令で定めるところにより、その譲渡又は譲受けに関する告知書を、その譲渡又は譲受けをした日の属する月の翌月末日までに当該譲渡性預金を受け入れている金融機関の営業所又は事務所に提出しなければならない。この場合において、当該金融機関の営業所又は事務所の長は、大蔵省令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を確認しなければならない。

第二百二十八条の見出し中「(配当所得)」を「(配当所得等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)に規定する譲渡性預金の受入れをする者は、同条に規定する譲渡又は譲受けに関する告知書を受理した場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該譲渡性預金の譲渡又は譲受けに関する調書を、当該告知書を受理した日の属する月の翌月末日までに、税務署長に提出しなければならない。
第二百四十二条各号列記以外の部分中「第三号」を「第四号」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第五号から同条第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中第二百二十四条第一項(無

記名公社債の利子等の受領者の告知)を「第二百二十四条第一項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定する告知をする者の少額貯蓄等利用者カード又は同項に規定する書類(以下この号において「少額貯蓄等利用者カード等」という。)以外の少額貯蓄等利用者カード等を提示し、又は提出して不正に同項の規定による告知をした者、同条第二項又は第四項に、「同項」を「これらの規定」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「支払をした者」の下に「並びに第二百二十四条の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)に規定する告知書に偽りの記載をして同条に規定する金融機関の営業所又は事務所に提出した者」を加え、同号を同条第五号とする。

第二百四十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 所得税を免れる目的で、郵便貯金の預入をする者の少額貯蓄等利用者カード以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に第九条の二第二項(郵便貯金の利子所得の非課税)の規定による告知をした者又は少額預金の預入等をする者の少額貯蓄等利用者カード以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に第十條第三項若しくは第四項(少額預金の利子所得等の非課税)の規定による確認を受けた者

第二百四十三条中「関する事務」の下に「又は少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事務」を加え、「その事務」を「これらの事務」に改める。
附則第二十五条第三項を削る。

(四)

別表第四(一)から(三)までを除く。(を次のように改める。

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
377,000	380,000	33,400	29,050	24,850	20,980	17,230	13,840	10,540	7,640	
380,000	383,000	33,840	29,490	25,230	21,370	17,560	14,180	10,820	7,920	
383,000	386,000	34,270	29,920	25,620	21,750	17,900	14,510	11,130	8,210	
386,000	389,000	34,700	30,350	26,000	22,130	18,270	14,850	11,470	8,500	
389,000	392,000	35,150	30,780	26,430	22,520	18,650	15,190	11,800	8,790	
392,000	395,000	35,660	31,210	26,860	22,900	19,030	15,520	12,140	9,080	
395,000	398,000	36,160	31,650	27,300	23,290	19,420	15,860	12,470	9,360	
398,000	401,000	36,670	32,080	27,730	23,670	19,800	16,190	12,810	9,650	
401,000	404,000	37,170	32,510	28,160	24,050	20,190	16,530	13,150	9,940	
404,000	407,000	37,670	32,940	28,590	24,440	20,570	16,870	13,480	10,230	
407,000	410,000	38,180	33,370	29,020	24,820	20,950	17,200	13,820	10,520	
410,000	413,000	38,680	33,810	29,460	25,210	21,340	17,540	14,150	10,800	
413,000	416,000	39,190	34,240	29,890	25,590	21,720	17,870	14,490	11,110	
416,000	419,000	39,690	34,670	30,320	25,970	22,110	18,240	14,830	11,440	
419,000	422,000	40,190	35,120	30,750	26,400	22,490	18,620	15,160	11,780	
422,000	425,000	40,700	35,620	31,180	26,830	22,870	19,010	15,500	12,110	
425,000	428,000	41,200	36,130	31,620	27,270	23,260	19,390	15,830	12,450	
428,000	431,000	41,710	36,630	32,050	27,700	23,640	19,780	16,170	12,790	
431,000	434,000	42,210	37,130	32,480	28,130	24,030	20,160	16,510	13,120	
434,000	437,000	42,710	37,640	32,910	28,560	24,410	20,540	16,840	13,460	
437,000	440,000	43,220	38,140	33,340	28,990	24,790	20,930	17,180	13,790	
440,000	443,000	43,720	38,650	33,780	29,430	25,180	21,310	17,510	14,130	
443,000	446,000	44,230	39,150	34,210	29,860	25,560	21,700	17,850	14,470	
446,000	449,000	44,730	39,650	34,640	30,290	25,950	22,080	18,210	14,800	
449,000	452,000	45,230	40,160	35,080	30,720	26,370	22,460	18,600	15,140	153,400円
153,400円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち450,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額										
452,000	455,000	45,740	40,660	35,590	31,150	26,800	22,850	18,980	15,470	
455,000	458,000	46,240	41,170	36,090	31,590	27,240	23,230	19,360	15,810	
458,000	461,000	46,750	41,670	36,600	32,020	27,670	23,620	19,750	16,150	
461,000	464,000	47,250	42,170	37,100	32,450	28,100	24,000	20,130	16,480	
464,000	467,000	47,750	42,680	37,600	32,880	28,530	24,380	20,520	16,820	
467,000	470,000	48,260	43,180	38,110	33,310	28,960	24,770	20,900	17,150	
470,000	473,000	48,760	43,690	38,610	33,750	29,400	25,150	21,280	17,490	
473,000	476,000	49,270	44,190	39,120	34,180	29,830	25,540	21,670	17,830	
476,000	479,000	49,770	44,690	39,620	34,610	30,260	25,920	22,050	18,190	
479,000	482,000	50,270	45,200	40,120	35,050	30,690	26,340	22,440	18,570	
482,000	485,000	50,780	45,700	40,630	35,550	31,120	26,770	22,820	18,950	
485,000	488,000	51,280	46,210	41,130	36,060	31,560	27,210	23,200	19,340	
488,000	491,000	51,790	46,710	41,640	36,560	31,990	27,640	23,590	19,720	
491,000	494,000	52,290	47,210	42,140	37,060	32,420	28,070	23,970	20,110	
494,000	497,000	52,840	47,720	42,640	37,570	32,850	28,500	24,360	20,490	
497,000	500,000	53,410	48,220	43,150	38,070	33,280	28,930	24,740	20,870	
500,000円		53,700	48,470	43,400	38,320	33,500	29,150	24,930	21,070	183,400円
500,000円を超え 590,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								183,400円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
590,000円		円 73,500	円 68,270	円 63,200	円 58,120	円 53,300	円 48,950	円 44,730	円 40,870	
590,000円を超え 680,000円に満た ない金額		590,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 590,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円		円 96,000	円 90,770	円 85,700	円 80,620	円 75,800	円 71,450	円 67,230	円 63,370	
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円		円 120,300	円 115,070	円 110,000	円 104,920	円 100,100	円 95,750	円 91,530	円 87,670	
770,000円を超え 830,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 138,900	円 133,670	円 128,600	円 123,520	円 118,700	円 114,350	円 110,130	円 106,270	
830,000円を超え 860,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額								
860,000円		円 148,800	円 143,570	円 138,500	円 133,420	円 128,600	円 124,250	円 120,030	円 116,170	
860,000円を超え 1,040,000円に満た ない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の37%に相当する金額を加算した金額								
1,040,000円		円 215,400	円 210,170	円 205,100	円 200,020	円 195,200	円 190,850	円 186,630	円 182,770	
1,040,000円を超え 1,210,000円に満た ない金額		1,040,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,040,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額								
1,210,000円		円 283,400	円 278,170	円 273,100	円 268,020	円 263,200	円 258,850	円 254,630	円 250,770	
1,210,000円を超え 1,480,000円に満た ない金額		1,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,210,000円を超える金額の44%に相当する金額を加算した金額								
1,480,000円		円 402,200	円 396,970	円 391,900	円 386,820	円 382,000	円 377,650	円 373,430	円 369,570	
1,480,000円を超え 1,920,000円に満た ない金額		1,480,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,480,000円を超える金額の48%に相当する金額を加算した金額								

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

六〇八

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,920,000円		円 613,400	円 608,170	円 603,100	円 598,020	円 593,200	円 588,850	円 584,630	円 580,770	
1,920,000円を超え 2,790,000円に満たない金額		1,920,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,920,000円を超える金額の53%に相当する金額を加算した金額								
2,790,000円		円 1,074,500	円 1,069,270	円 1,064,200	円 1,059,120	円 1,054,300	円 1,049,950	円 1,045,730	円 1,041,870	
2,790,000円を超え 3,670,000円に満たない金額		2,790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,790,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額								
3,670,000円		円 1,576,100	円 1,570,870	円 1,565,800	円 1,560,720	円 1,555,900	円 1,551,550	円 1,547,330	円 1,543,470	
3,670,000円を超え る金額		3,670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,670,000円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える る1人ごとに2,900円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に依り、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額）が、その求める税額である。

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80	249	
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90	258	
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100	266	
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105	274	
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115	283	
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120	291	
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130	300	
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140	308	
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145	317	
11,500	11,600	960	820	690	565	455	345	245	155	326	
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160	336	
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170	346	
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180	355	
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190	365	
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200	374	
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210	384	
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220	394	
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225	403	
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235	413	
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245	422	
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255	432	
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265	442	
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275	451	
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285	461	
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295	470	
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305	480	
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315	490	
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325	499	
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335	510	
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345	521	
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350	533	
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360	544	
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375	555	
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385	566	
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395	577	
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405	589	
14,200	14,300	1,380	1,210	1,055	910	780	650	530	420	600	
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430	611	
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440	622	
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450	633	
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465	645	
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475	656	
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485	667	
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	678	
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505	689	
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520	701	
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530	712	
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540	723	
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550	734	
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565	745	

別表第五(一)及び(二)を除く。を次のように改める。

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	した金額	円
15,600	15,700	1,615	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575		757
15,700	15,800	1,630	1,460	1,290	1,130	985	840	715	585		768
15,800	15,900	1,645	1,475	1,310	1,145	1,000	855	725	595		779
15,900	16,000	1,665	1,495	1,325	1,155	1,010	865	740	610		790
16,000	16,100	1,680	1,510	1,340	1,170	1,025	880	750	620		801
16,100	16,200	1,695	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635		813
16,200	16,300	1,715	1,545	1,375	1,205	1,055	910	775	650		824
16,300	16,400	1,730	1,560	1,390	1,225	1,070	925	790	660		837
16,400	16,500	1,745	1,580	1,410	1,240	1,085	940	800	675		850
16,500	16,600	1,765	1,595	1,425	1,255	1,100	955	815	685		862
16,600	16,700	1,785	1,610	1,440	1,275	1,115	970	830	700		875
16,700円		1,795	1,620	1,450	1,280	1,120	975	835	705	6,150円	888
16,700円を超え 19,500円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								6,150円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	888円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額
19,500円		円	円	円	円	円	円	円	円		円
		2,410	2,235	2,065	1,895	1,735	1,590	1,450	1,320		1,224
19,500円を超え 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,224円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額
22,500円		円	円	円	円	円	円	円	円		円
		3,160	2,985	2,815	2,645	2,485	2,340	2,200	2,070		1,644
22,500円を超え 25,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,644円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
25,500円		円	円	円	円	円	円	円	円		円
		3,970	3,795	3,625	3,455	3,295	3,150	3,010	2,880		2,184
25,500円を超え 27,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,184円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
27,500円		円 4,590	円 4,415	円 4,245	円 4,075	円 3,915	円 3,770	円 3,630	円 3,500		
27,500 円を超え 28,500円に満たない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額									
28,500円		円 4,920	円 4,745	円 4,575	円 4,405	円 4,245	円 4,100	円 3,960	円 3,830		円 2,814
28,500 円を超え 34,500円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の37%に相当する金額を加算した金額									2,814円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
34,500円		円 7,140	円 6,965	円 6,795	円 6,625	円 6,465	円 6,320	円 6,180	円 6,050		円 4,254
34,500 円を超え 40,500円に満たない金額		34,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち34,500円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額									4,254円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち34,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
40,500円		円 9,540	円 9,365	円 9,195	円 9,025	円 8,865	円 8,720	円 8,580	円 8,450		円 5,874
40,500 円を超え 49,000円に満たない金額		40,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の44%に相当する金額を加算した金額									5,874円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち40,500円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額
49,000円		円 13,280	円 13,105	円 12,935	円 12,765	円 12,605	円 12,460	円 12,320	円 12,190		
49,000 円を超え 64,000円に満たない金額		49,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち49,000円を超える金額の48%に相当する金額を加算した金額									
64,000円		円 20,480	円 20,305	円 20,135	円 19,965	円 19,805	円 19,660	円 19,520	円 19,390		
64,000 円を超え 93,000円に満たない金額		64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の53%に相当する金額を加算した金額									

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額	
93,000円		円 35,850	円 35,675	円 35,505	円 35,335	円 35,175	円 35,030	円 34,890	円 34,760			
93,000 円 を 超 え 122,500 円 に 満 た ない金額		93,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち93,000円を超える金額の57%に相当する金額を加算した金額										
122,500円		円 52,665	円 52,490	円 52,320	円 52,150	円 51,990	円 51,845	円 51,705	円 51,575			
122,500 円 を 超 え る金額		122,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち122,500円を超える金額の62%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに95円を控除した金額											従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されてい る場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 等の数に応 じ、扶養親 族等1人ご とに95円を、 上の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わる場所に記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わる場所に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(第百八十六条関係)

賞 金 乗 き	の に べ る 率	甲															
		扶				養				親				族			
		0		1		2		3									
		前 月 の 社 会 保 険 料 控															
		以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0	%	49	千円未満		67	千円未満		93	千円未満		120	千円未満					
2		49	52		67	72		93	103		120	132					
4		52	56		72	80		103	114		132	147					
6		56	60		80	141		114	172		147	189					
8		60	65		141	203		172	218		189	232					
10		65	231		203	246		218	268		232	293					
12		231	282		246	305		268	329		293	353					
14		282	342		305	360		329	376		353	392					
16		342	381		360	398		376	414		392	431					
18		381	427		398	442		414	458		431	475					
20		427	469		442	486		458	504		475	527					
22		469	514		486	536		504	557		527	579					
24		514	567		536	589		557	607		579	626					
26		567	613		589	631		607	648		626	666					
28		613	649		631	667		648	686		666	704					
30		649	691		667	709		686	728		704	748					
32		691	764		709	783		728	803		748	822					
35		764	859		783	880		803	901		822	922					
38		859	981		880	1,003		901	1,025		922	1,047					
41		981	1,128		1,003	1,150		1,025	1,171		1,047	1,193					
44		1,128	1,370		1,150	1,390		1,171	1,410		1,193	1,431					
47		1,370	1,600		1,390	1,621		1,410	1,642		1,431	1,663					
50		1,600	2,376		1,621	2,397		1,642	2,419		1,663	2,441					
55		2,376	3,181		2,397	3,203		2,419	3,225		2,441	3,247					
60		3,181	4,793		3,203	4,816		3,225	4,838		3,247	4,861					
65		4,793千円以上			4,816千円以上			4,838千円以上			4,861千円以上						

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料」欄の該当する行を求め、

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する場合において、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる場所に記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合

与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による(含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている

除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第二条第一項第十五号の次に一号を加える改正規定、第一編第三章の章名の改正規定、同章中第七條の前に節名を付する改正規定及び同章に一節を加える改正規定並びに附則第五條の規定 昭和五十五年十月一日

二 第九条第一項第一号の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第十条、第十四条第一項及び第二百二十四条の改正規定、第二百四十二條の改正規定(支払をした者)の下に「並びに第二百二十四條の二(譲渡性預金の譲渡等に関する告知)」に規定する告知書に偽りの記載をして同条に規定する金融機関の営業所又は事務所に提出した者」を加える部分を除く。並びに第二百四十三條の改正規定並びに附則第三條、第四條及び第八條の規定 昭和五十八年一月一日

三 附則第二十五條第三項を削る改正規定及び附則第七條第三項の規定 昭和五十六年一月一日

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(郵便貯金の利子所得の非課税に関する経過措置)

第三条 新法第九条の二(郵便貯金の利子所得の非課税)の規定は、昭和五十九年一月一日以後に預入する同条第一項に規定する郵便貯金について適用する。

2 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入され

た郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第十条第一項貯金総額の制限)の郵便貯金については、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第九条第一項第一号(非課税所得)の規定は、なおその効力を有する。

3 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に預入される新法第九条の二第一項に規定する郵便貯金については、前項に定めるもののほか、その預入の際、同条第二項の規定による告知をし、同項に規定する交付番号の同項の規定による記載を受けることができる。

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第十条(少額預金の利子所得等の非課税)の規定は、昭和五十九年一月一日以後に預入、信託又は購入(以下この条において「預入等」という。)をする新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

2 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入等された旧法第十条第一項(少額預金の利子所得等の非課税)に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券については、同条の規定は、昭和五十九年十二月三十一日までに限り、なおその効力を有する。

3 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に預入等される新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券(以下この条において「預貯金等」という。)については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の規定のほか、新法第十条の規定の適用を受けることができる。

4 前項の規定により新法第十条の規定の適用を受ける預貯金等の預入等をする者が、当該預貯金等の受入れをする金融機関の営業所等を経由して第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項に規定する非課税貯蓄申告書(以下この条において「非

課税貯蓄申告書」という。)を提出しているときは、その者は、当該非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(既に同条第四項の規定による申告書を提出している場合には、その変更後の最高限度額。以下この条において同じ。)を少額貯蓄等利用者カードに記載して、新法第十条第三項に定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長の確認を受けたときは、当該確認を受けた日の前日において当該金融機関の営業所等に預入等をする旧法第十条(第二項)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすものに限る。は、当該確認があつた日において新法第十条の規定による要件を満たす預入等がされたものとして同条の規定を適用する。この場合において、当該非課税貯蓄申告書は、同日においてその効力を失うものとする。

5 昭和五十八年十二月三十一日以前に預入等された預貯金等と同日において第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすもの(以下次項までにおいて「旧預貯金等」という。)を有する者が、当該旧預貯金等につき支払を受ける利子又は収益の分配を当該旧預貯金等の受入れをする金融機関の営業所等に預入等(政令で定めるものに限る。)をするときは、当該預入等をする預貯金等については、第一項の規定にかかわらず、昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に限り、同条第一項及び第七項の規定の例によることができる。

6 旧預貯金等(前項の規定によりその例によることができることとされる旧法第十条第一項の規定の適用を受ける預貯金等を含む。以下この項において同じ。)を有する者が、昭和五十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、当該旧預貯金等を受け入れている金融機関の営業所等の長に、当該金融機関の営業所等を経由して提出している非課税貯蓄申告書に記載された同条第三号に掲げる最高限度額を少額貯蓄等利用者カードに記載して、新法第十条第三項に定めるところにより、当該金融機関の営業所等の長の確認を受けたときは、当該確認を受けた日の前日において当該金融機関の営業所等に預入等をする旧法第十条(第二項)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条に規定する要件を満たすものに限る。は、当該確認があつた日において新法第十条の規定による要件を満たす預入等がされたものとして同条の規定を適用する。この場合において、当該非課税貯蓄申告書は、同日においてその効力を失うものとする。

7 昭和五十八年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その者の少額貯蓄等利用者カードを提示して金融機関の営業所等の長の確認を受けた若しくは第四項の規定による確認を受けようとする者又は第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項若しくは第四項の規定による申告書を提出する者は、その確認を受けようとする新法第十条第三項第三号に掲げる最高限度額(同条第四項の規定による確認を受けている場合には、その変更後の最高限度額)又は当該申告書に記載した最高限度額と、その者が既に同条第三項若しくは第四項の規定による確認を受けている最高限度額又は既に提出した非課税貯蓄申告書に記載した最高限度額との合計額が三百万円を超えるときは、同条第三項若しくは第四項の規定による確認を求め、又は第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条第三項若しくは第四項の規定による申告書を提出することはできないものとする。

8 前五項に定めるもののほか、第二項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧法第十條の規定の適用を受ける預貯金等に係る新法第十條の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(少額貯蓄等利用者カードの交付等に関する経過措置)

第五條 新法第十一條の三(少額貯蓄等利用者カードの交付等)の規定は、昭和五十八年一月一日以後に同條第一項に規定する少額貯蓄等利用者カードの交付の申請及び当該申請に係る交付について適用する。

2 前項に定めるもののほか、昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同項の少額貯蓄等利用者カードの交付に關する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(還付等を受けるための申告に關する経過措置)

第六條 新法第二百二十二條第一項後段(還付等を受けるための申告)の規定は、昭和五十五年分以後の所得税に係る同項の規定による申告書について適用し、昭和五十四年分以前の所得税に係る当該申告書については、なお従前の例による。

(給与所得等に係る源泉徴収に關する経過措置)

第七條 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三條第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等について適用し、施行日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

2 新法第二百四條第一項第四号及び第二百五條第二号(報酬、料金等に係る源泉徴収等)の規定は、昭和五十五年五月一日以後に支払うべき同項第四号に掲げる報酬又は料金について適用し、同日前に支払うべき当該報酬又は料金につ

いては、なお従前の例による。

3 居住者が昭和五十五年十二月三十一日以前に支払を受けるべき旧法附則第二十五條第三項(給与等とみなす年金に係る源泉徴収に關する経過措置)に規定する年金については、なお従前の例による。

(利子、配当、償還金等の受領者の告知に關する経過措置)

第八條 新法第二百二十四條第一項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)の規定は、同項に規定する利子等又は配当等で昭和五十九年一月一日以後に支払の確定するものについて適用する。

2 新法第二百二十四條第二項及び第三項の規定は、昭和五十九年一月一日以後に支払を受ける同條第二項に規定する利子、配当又は収益の分配について適用し、同日前に支払を受けた当該利子、配当又は収益の分配については、旧法第二百二十四條(無記名公社債の利子等の受領者の告知)の規定の例による。

3 新法第二百二十四條第四項の規定は、昭和五十九年一月一日以後に発行される同項に規定する割引債の償還金(買入消却が行われる場合にあつては、その買入の対価)について適用する。

(譲渡性預金の譲渡等の告知に關する経過措置)

第九條 新法第二百二十四條の二(譲渡性預金の譲渡等の告知)の規定は、昭和五十五年五月一日以後に行われる譲渡又は譲受けについて適用する。

2 新法第二百二十八條第二項(譲渡性預金の譲渡等に関する調査)の規定は、昭和五十五年五月一日以後に同項に規定する告知書を受理した場合について適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八條の五」を「第二十八條の四」に、「第三十七條の四」を「第三十七條の五」に、「第三十七條の五」を「第三十七條の六」に、「第四十一條の五」を「第四十一條の六」に、「合併の場合の清算所得等」を「現物出資の場合」に、「第六十八條の二」を「第六十八條」に改め、「及び財産税法」を削り、「第九十四條」を「第九十五條」に改める。

第一條中「財産税」を削り、「及び印紙税」を「印紙税及び通行税」に改め、「財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)」を削り、「印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)」の下に「通行税法(昭和五十五年法律第四十三号)」を加える。

第三條第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき当該利子所得で政令で定めるものについては、百分の三十」を削り、同條第二項中「(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき当該利子所得で政令で定めるものについては、百分の三十)」を削る。

第三條の二第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に、「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、同條第二項中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改める。

第三條の三第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十八年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第四條第一項中「この条」を「この項」に、「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「次の各号」を「次に」に改め、同

条に次の七項を加える。

3 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この項において「販売機関の営業所等」という。)において、昭和五十八年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に発行される国債及び地方債で政令で定めるもの(以下この項において「公債」という。)を同日までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨及びその者の少額貯蓄等利用者カードの交付番号その他必要な事項を記載した書類(以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。)を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて(その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一 その公債につき政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けていること。

二 その公債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の公債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等の長の第五項において準用する所得税法第十條第三項の規定による確認を受けた少額貯蓄等利用者カードに記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第五項において準用する同條第四項の規定による変更後の最高限度額の確認を受けた場合には、その確認を受けた日以後においては、その変更後の最高限度額)を超えないこと。

4 前項に規定する少額貯蓄等利用者カードとは、所得税法第十一條の三(第七項において準

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

用する場合を含む。の規定により交付を受けた少額貯蓄等利用者カードをいう。

5 所得税法第十条第二項から第七項までの規定は、第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

6 所得税法第十一条の規定により少額貯蓄等利用者カードの交付を受けている者を除き、昭和五十八年一月一日以後に購入する第三項に規定する公債につき同項の規定の適用を受けようとする者は、国に対し、同項の規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードの交付を求めることができる。

7 所得税法第一編第三章第二節の規定は、前項の少額貯蓄等利用者カードの交付について準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

8 前項において準用する所得税法第十一条の三の規定により交付を受けた少額貯蓄等利用者カードは、同条の規定により交付を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

9 第一項に規定する特別非課税貯蓄申告書の少額貯蓄等利用者カードへの移行に伴う措置及び昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における少額貯蓄等利用者カードの交付に関する事項については、所得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)附則第四条及び第五条の規定の例に準じて政令で定める。

第四条の二第一項各号列記以外の部分中「以下の項を」以下この条に改め、同項第一号中「次項において準用する所得税法第十条第三項の」を「第三項に規定する」に、「同条第四項を」を「第四項に改め、同項第二号中「前号」を「第三項に、同号に規定する」を「同項第三号に掲げる」に改め、同項第三号及び第四号中「第一号」を「第三項に、同号に規定する」を「同項第三号に掲げる」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 財産形成非課税貯蓄申告書は、次項に規定する財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することが出来る。

第四條の二第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「財産形成非課税貯蓄申告書」という。)に、勤務先の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付し、これを勤務先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成貯蓄の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等及び勤務先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金 合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。)に係る最高限度額

四 既に他の金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該他の金融機関の営業所等との名称及び当該申告書に記載した前号の最高限度額(次項の規定による申告書の提出した場合に、変更後の最高限度額)

4 財産形成非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更

後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

5 前二項の場合において、財産形成非課税貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 財産形成非課税貯蓄申告書は、政令で定める場合を除き、既に提出した当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等を経由して提出することができないものとし、第三項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円(郵便貯金にあつては、郵便貯金法昭和二十二年法律第四十四号)第十条第二項の規定により超えてはならないこととされている金額)を超えることとなる場合には、勤務先は、これを受理することができない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税貯蓄申告書及び財産形成非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第八條の二第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日まで)に改め、(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものにつ

いては、百分の三十)」を削り、同条第二項中「(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十)」を削る。

第八條の三第一項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものにつ

いては、百分の三十)」を削り、同条第二項中「(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の三十)」を削る。

第八條の五第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十八年十二月三十一日」に、「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、同条第二項中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改める。

第九條を削る。

第八條の六中「昭和五十五年分」を「昭和五十八年分」に改め、第二章第一節の二中同条を第九條とする。

第十條第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同表の第二号から第四号までの規定中「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第五号中「未利用エネルギーの有効利用の促進又は」を削り、「又は著しく」を著しくは著しくに、「減価償却資産のうち」を「減価償却資産又は石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産のうち」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第六号中「四分

の「一」を「百分の十三」に改め、同表の第七号中「五分の一」を「百分の十五」に改め、同表の第八号中「十分の一」を「百分の八」に改め、同表第二項中「翌年以後二年間の各年における」を「翌年分の一」に改め、「(その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)」を削る。

第十二条を削る。

第十二条の二第二項中「前二条」を「前条」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を

三 特定不況地域中小企業対策臨時措置
法(昭和五十三年法律第六号)第二条
第三項に規定する特定不況地域のうち
政令で定める地区

製造の事業
機械及び装置並
びに工場の建
物及びその附
属設備
百分の二十五(建
物及びその附
属設備については、百
分の十三)

第十二条の二第二項中「第十二条の二第一項本文」を「第十二条第一項本文」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条の三第一項中「前三条」を「第十一条又は前条に」、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同条第二項中「前三条」を「第十一条若しくは前条」に、「四分の一」を「百分の二十五」に改め、同条第三項中「第十二条の三第一項本文」を「第十二条の二第一項本文」に改め、同条を第十二条の二とする。

第十二条の四第一項中「第十一条から前条まで」を「前三条」に改め、同条第二項中「第十二条の四第一項本文」を「第十二条の三第一項本文」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十三条第一項中「四分の一」を「百分の二十」に、「三分の一」を「百分の二十七」に改め、同条第二項中「翌年以後二年間の各年における」を「翌年分の一」に、「当該翌年以後二年間の各年のうち」を「その年の翌年において」に、「受ける年について」は、「当該年」を「受ける場合には、当該翌年」に改

「又は」に改め、「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を削り、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第二号中「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「三分の一」を「百分の二十」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同表を同表の第五号とし、同表の第三号中「四分の一」を「百分の二十」に、「六分の一」を「百分の十」に改め、同表を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

め、「(その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)」を削る。

第十三条の二第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「五分の一」を「百分の三十二」に改め、同項第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、同条第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十三条の二第一項」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「次条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、「同項本文」とあるのは「第十三条第一項本文」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「百分の二十」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百七十五」に改め、同条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「所得税法の施行

地において」を削り、「第十二条の二若しくは第十二条の四」を「第十二条若しくは第十二条の三」に、「百分の百四十」を「百分の百二十」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「第十二条の四」を「第十二条の三」に、「百分の百四十」を「百分の百三十二」に改める。

第十六条第一項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十六」に改める。

第十七条中「五分の三」を「百分の六十八」に改める。

第十八条第一項中「法人に対し」の下に「昭和六十年三月三十一日までに」を加える。

第二十条第一項中「千分の十七」を「千分の十三・六」に、「千分の二十三」を「千分の十八・四」に改める。

第二十條の二第二項の表の第二号中「百分の〇・五」を「百分の〇・二五」に改める。

第二十條の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に、「十万分の四」を「十万分の二」に改める。

第二十條の四第一項中「昭和五十五年」を「昭和五十七年」に改める。

第二十九條の見出し中「住宅等の譲渡を受け又はは」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「給与所得者等」を「所得税法第二十八條第一項に規定する給与等又は同法第三十條第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その支払者(以下この条において「使用者」という。)の法人税法第二十五條に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの(以下この条において「給与所得者等」という。))に改め、「住宅等」の下に「(土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で所得税法の施行地にあるものをいう。以下この条において同じ。)」を加え、「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九條の三の見出し中「恩給」を「恩給及び給与等とみなす年金」に改め、同条中「支払を受ける恩給(一時恩給を除く。以下「恩給」という。))」を「恩給(一時恩給を除く。以下「恩給」という。))又は所得税法第二十九條各号に掲げる年金の支払を受ける場合において」に改め、「当該恩給の額」の下に「又は当該年金の額を加え、場合によっては、所得税法第八十三條第一項を」ときは、当該恩給又は当該年金については、同法第八十三條第一項に改め、同条に次の三項を加える。

2 その年の前年において前項に規定する恩給又は年金の支払者を経由して所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書を含む。以下この条において同じ。)を提出している居住者がある場合に、当該支払者を経由して同法第九十四條第

昭和五十五年三月三十一日 参議院会議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

一項の規定による申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき同項第二号から第七号までに掲げる事項がその年の前年に提出した同条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項と異動がないときは、当該居住者は、当該支払者が政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けている場合に限る。大蔵省令で定めるところにより、これらの事項の記載に代え、当該異動がない旨を記載した同条第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 前項の規定は、居住者が所得税法第九十五条第一項の規定による申告書を提出する場合について準用する。

4 第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定により異動がない旨を記載した所得税法第九十五条第一項の規定による申告書又は同法第九十五条第一項の規定による申告書の提出があつた場合には、これらの申告書については、その年の前年において提出された同法第九十五条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は同法第九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された事項と同一の記載があつたものとみなす。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」及び「昭和五十年分の所得税については、百分の二十の税率を乗じて計算した金額」を削り、同項第一号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同項第二号中「二千万円」を「八千万円」に、「四百万円」を「八百万円」に、「四分の三」を「四分の二」に改め、同項第三号中「(租税特別措置法第三十一条第一項第三号ロ(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する課税長期譲渡所得金額のうち八千万円以下の部分の金額については、二分の一)に、うち二千万円」を「うち四千万円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超え八千万円以下である場合 次に掲げる金額の合計額

イ 八百万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一条の二第二項各号列記以外の部分中「同項第一号又は第二号」を「同項各号」に改め、同項第二号イ中「二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額(以下この号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。)が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合、当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額」を「八千万円以下である場合、前号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに掲げる金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が八千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一(租税特別措置法第三十一条の二第二項第二号イ(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)に規定する一般課税長期譲渡所得金額のうち八千万円を超える部分の金額については、四分の三)」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円

を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

第三十一条の二第二項第四号イ中「千平方メートル」の下に「(開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)を加え、同項第六号中「第四項」を「次号及び第四項」に、「五十戸」を「二十五戸」に、「三十以上のものであること」を「十五以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであること」に改め、同項に次の一号を加える。

七 住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人又は法人に対する土地等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等)で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定(仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。)がされたものに限る。)の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日(同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日)から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ 住宅にあつては、その建設される住宅の床面積及びその住宅の用に供される土地等の面積が政令で定める要件を満たすものであること。
ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、前号ロに規定する政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 住宅又は中高層の耐火共同住宅が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められること。

第三十一条の二第三項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第四項中「同項第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、「第六号まで」を「第七号まで」に改め、同条第六項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十一条の三第三項第一項中「昭和五十四年分及び昭和五十五年分」を「昭和五十四年から昭和五十六年までの各年分」に、「第三十一条第一項第一号中「二千万円」とあるのを「四千万円」と、第三十一条第一項各号の規定にかかわらず、同項第一号中「二千万円」とあるのを「四千万円」と、「四百万円」を「超え八千万円以下である」とあるのを「超える」と、「八百万円」を「がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた」を「がないものとした」に、「二千万円を超え」を「四千万円を超え」に改め、「ものとし、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十六年分の所得税については、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十五年分の所得税の例による」を削る。

第三十二条第一項中「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」を削る。
第三十三条第一項第三号中「(昭和二十九年法律第九十九号)を削り、同法第七十四條第四項」を「大都市地域住宅地供給促進法第七十四條第四項」に、「同法第九十條第二項」を「大都市地域住宅地供給促進法第九十條第二項」に改め、同項第八号中「(昭和二十五年法律第二百一十一号)を削り、同条第三項第一号中「第二十七條の三」を「第三十七條の五」に改める。
第三十三条の六第二項中「第十二條の四」を「第十二條の三」に改める。
第三十四条の二第二項第三号中「昭和五十五年

十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に、「及び第三十七条の四」を「第三十七条の四及び第三十七条の五」に、「以下第三十七条の四」を「以下第三十七条の五」に改め、同条第三項及び第四項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項中「第十二条の四」を「第十二条の三」に改める。

第三十七条の五第二項中「租税特別措置法第三十七条の五第一項第一号」を「租税特別措置法第三十七条の六第一項第一号」に改め、第二章第四節第九款中同条を第三十七条の六とする。

第三十七条の四中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に、「取得した資産の価額と交換譲渡資産」を「交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産）に」、「（以下この条において「交換差金」という。）」をいう。以下次条までにおいて同じ。」に改め、第二章第四節第八款中同条の次に次の一条を加える。

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の五 個人が、その有する資産で第三十七条第一項の表の第十一号の上欄に掲げる既成市街地等内にある土地等、建物又は構築物（以下この条において「譲渡資産」という。）の譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで若しくは

第三十七条の規定の適用を受けるもの又は贈与、交換若しくは出資によるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日（属する年の十二月三十一日まで）に、当該譲渡をした土地等又は建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に建築された地上階敷四以上の中高層の耐火共同住宅（主として住宅の用に供される建築物で政令で定めるものをいい、当該建築物の敷地の用に供されている土地等を含む。）の全部又は一部の取得（建設を含むものとし、贈与又は交換によるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下この条において「買換資産」という。）を当該個人の事業の用若しくは居住の用（当該個人の親族の居住の用を含む。）に供したとき（当該期間内にこれらの用に供しなかつたときを除く。）又はこれらの用に供する見込みであるときは、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあっては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2 第三十七条第四項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第四項	第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から昭和六十年十二月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの
第三十七条の五第一項の規定は、同項に規定する譲渡資産	

第三十七条第五項	第一項中	前項に規定する政令で 当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産 当該買換資産 当該譲渡資産 同じ。）に当該各号の下欄に掲げる資産 資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に 買換資産を当該個人の第三十七条の五第一項に規定する事業の用又は居住の用に 同項中	政令で 当該翌年中に同項に規定する買換資産（以下第三十七条の三までにおいて「買換資産」という。） 当該買換資産 同じ。）に当該買換資産
第三十七条第六項及び第七項	第一項	第三十七条の五第一項（同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定） 第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産 第三十七条の五第一項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第六項 第三十三条第七項
第三十七条第八項	第六項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第六項	
第三十七条第九項	同条第七項	第三十三条第七項	
第三十七条の二第一項	前条第一項	第三十七条の五第一項 当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に 第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項の規定により第三十七条の五第一項	
第三十七条の二第二項	前条第四項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項 同条第二項において準用する第三十七条第四項	
第三十七条の二第三項	同条第四項	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項 同条第二項において準用する第三十七条第四項	
第三十七条の二第四項	前条第四項に規定する	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項 同条第二項において準用する第三十七条第四項	
第三十七条の二第五項	事業の用	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項 同条第二項において準用する第三十七条第四項	
第三十七条の二第六項	事業の用又は居住の用に	第三十七条の五第二項において準用する第三十七条第四項 同条第二項において準用する第三十七条第四項	

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

第三十七條の三 第一項	第三十七條第一項	第三十七條の五第二項
同条第三項及び第四項において準用する場合	同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條の二第一項
前条第一項		
第三十七條の三 第二項	第三十七條第一項	第三十七條の五第一項

3 個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの(以下この項において「交換譲渡資産」という。)と買換資産に該当する資産(以下この項において「交換取得資産」という。)との交換(政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合(交換差金を取付し、又は支払った場合を含む。又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取付した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」という。))における第一項並びに前項の規定により読み替えて準用する第三十七條第四項から第八項まで、第三十七條の二及び第三十七條の三の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の取得をしたものとみなす。

第四十條の二中「個人が」の下に、「昭和五十七年十二月三十一日までに」を加える。

第四十一條第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に、「政令で定めるものの新築」を「政令で定めるもの(以下

第四十一條の二第二項中「受けようとする旨」の下に、「その年の合計所得金額の見積額を加え、同条第二項中「提出しなければならない」の下に「ものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超えるときは提出することができないものとする」を加える。

第四十一條の三第一項及び第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「次に」を「住宅の用に供する家屋又はその敷地の取得を目的とするものうち、次に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 三年以上の期間(以下次条までにおいて「積立期間」という。)にわたつて定期に積立て等をするものであること。

第四十一條の三第三項第三号を同項第六号とし、同項第二号中「相当する金額」の下に「(当該金額が積立期間中に積立て等をした金額の二・五倍(積立て等をした金額を貸付金の返済又は賦払に充てるものである場合には、三・五倍)に相当する金額を超える場合には、当該二・五倍に相当する金額以上の金額)」を加え、同号イ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ロ中「金融機関から第一項第四号に掲げる要件を満たす」を「金融機関(第二十九條第二項に規定する政令で定める者を含む。以下この号において同じ。))から」に改め、同号ハ及び同号ニ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ホ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号ヘ中「第一項第四号に掲げる要件を満たす」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 前号の貸付金の返済又は賦払の期間が十年以上であり、かつ、その利率(賦払の方法によるものについては、政令で定めるところにより計算した割合)が政令で定める率以下であること。

五 取得する家屋の床面積及びその敷地の面積が政令で定める面積であること。

第四十一條の三第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 積立期間中に積立て等をした金額(当該金額に係る利子その他政令で定めるものを含む。)は、住宅の用に供する家屋若しくはその敷地の取得のための対価の一部(以下この条において「頭金」という。)に充てられるか、又は当該取得後において、契約により定められた預入期間(据置期間を含む。)若しくは信託期間が満了し、若しくは償還期限が到来する場合に、当該満了若しくは到来の時に、次号の貸付金の返済又は賦払に充てられるものであること。

第四十一條の三第三項に次の一号を加え、同項を同条第一項とする。

七 その他政令で定める要件

第四十一條の三第四項の前に次の二項を加える。

2 この款において「旧住宅貯蓄契約」、「旧財形住宅貯蓄契約」及び「旧長期財形住宅貯蓄契約」とは、居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに締結した租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号、第四十一條の六第一項において「昭和五十五年改正法」という。)による改正前の租税特別措置法第四十一條の三第一項、第三項及び第四項に規定する住宅貯蓄契約、財形住宅貯蓄契約及び長期財形住宅貯蓄契約をいう。

3 この款において「住宅貯蓄契約」とは、財形住宅貯蓄契約及び旧住宅貯蓄契約をいう。

第四十一條の三第五項中「財形住宅貯蓄契約以外」を「財形住宅貯蓄契約(旧財形住宅貯蓄契約を含む。以下この項において同じ。))以外」に改める。

第四十一條の四第一項中「昭和四十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に締結した住宅貯蓄契約を、旧住宅貯蓄契約又は昭和五十六年一月一日から昭和五十七年十二月三十一日までの間に締結した財形住宅貯蓄契約」に改

め、「長期財形住宅貯蓄契約」の下に「(旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「年分の所得税法第九十一条第一項」を「年分(その年分の所得税に係る所得税法第二十一条第三十号のその年の合計所得金額(以下第四十一条の七までにおいて「合計所得金額」という。)が八百万円以下である年分に限るものとし、第四十一条第一項又は第四十一条第二項の規定による控除を受ける年分を除く。の同法第九十二条第一項に改め、同項第一号中「当該住宅貯蓄契約を」を「当該旧住宅貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約を」に改め、同項第二号中「当該住宅貯蓄契約を」を「当該旧住宅貯蓄契約又は財形住宅貯蓄契約を」に改め、「(旧財形住宅貯蓄契約を含む。)」を加える。

第四十一条の五第一項中「受けようとする旨」の下に「その年の合計所得金額の見積額を加え、「添付」を「添付」に改め、同条第二項中「提出しなければならない」の下に「ものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超える場合その他政令で定める場合には提出することができないものとする」を加える。

第四十一条の六第一項中「(財形住宅貯蓄契約)」の下に「(旧財形住宅貯蓄契約を含む。)」を加え、「第四十一条の三第三項第二号」を「第四十一条の三第三項第三号」に改め、「履行につき」の下に「財形住宅貯蓄契約にあつては第四十一条の三第一項各号に掲げる要件又は同条第四項に規定する要件に、旧住宅貯蓄契約にあつては昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第五十一条(長期財形住宅貯蓄契約)の下に「(旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。)」を加え、「同項」を「第四十一条の三第四項」に、「同条第三項各号」を「長期財形住宅貯蓄契約にあつては同条第一項各号に掲げる要件を、旧長期財形住宅貯蓄契約にあつては昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第四十一条の三第三項各号」に、「長期財形住宅貯蓄契約以外の財形住宅貯蓄契約」を「長期財形住宅貯蓄契約(旧長期財形住宅貯蓄契約を含む。)以外の財形住宅貯蓄契約を含む。)」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者がその年の合計所得金額が八百万円を超えたため住宅貯蓄控除を受けなかったこととなつた場合における前項の規定の適用については、その者に係る同項の住宅貯蓄年末調整控除額はなかつたものとする。

第四十一条の七第二項中「居住者」の下に「又は住宅貯蓄年末調整控除額の控除を受けた居住者でその年の合計所得金額が八百万円を超えたため住宅貯蓄控除を受けなかったこととなつた者を、住宅貯蓄控除の額」の下に「又はその年分の所得税額から住宅貯蓄控除を受けなかったこととなつた旨を、当該住宅貯蓄控除」の下に「又は当該控除を受けなかったこととなつた住宅貯蓄年末調整控除額」を加える。

第四十一条の八第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第二項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改め、「(昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までの間に発行されたものについては、百分の十二。以下この条において同じ。)」を削り、同条第二項、第三項、第五項及び第六項中「昭和五十二年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年十二月三十一日まで」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十五中「昭和五十五年十二月三十一日」を「昭和六十年十二月三十一日」に改め、第二章第六節中同条の次に次の一条を加える。

(少額公債の利子の非課税に係る罰則)

第四十一条の十六 所得税を免れる目的で、少額公債の購入をする者の少額貯蓄等利用者カード(第四条第四項に規定する少額貯蓄等利用者カードをいう。)以外の少額貯蓄等利用者カードを提示して不正に同条第五項において準用する所得税法第十條第三項又は第四項の規定による確認を受けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 前項に規定する人格のない社団等について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

4 第二項に規定する人格のない社団等は、法人とみなして、同項の規定を適用する。

第四十二条の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項中「次条から」を「次条、第四十五条から」に改める。

「減価償却資産のうち」を「減価償却資産又は石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械その他の減価償却資産のうち」に、「四分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第六号中「四分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第七号中「五分の一」を「百分の十五」に改め、同表の第八号中「六分の一」を「百分の十三」に改め、同表の第九号中「商店街振興組合連合会」の下に「環境衛生同業組合(出資組合であるものに限る。若しくは環境衛生同業小組合)を、「認定を受けた高度化事業計画」の下に「若しくは環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画」を加え、「十分の一」を「百分の八」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十五条第一項中「前二条又はこれらの規定」を「第四十三条又は同条の規定」に改め、同項の表の第一号中「過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区」を「又は」に改め、「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を削り、「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「四分の一」を「百分の二十」に、「八分の一」を「百分の十」に改め、同表の第四号中「三分の一」を「百分の二十七」に、「五分の一」を「百分の十六」に改め、同表の第五号とし、同表の第三号中「四分の一」を「百分の二十」に、「六分の一」を「百分の十四」に改め、同表を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

三 特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二条第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区	製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	百分の二十五(建物及びその附属設備については、百分の十三)
---	-------	-------------------------	-------------------------------

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

六二四

第四十五条の二第二項中「前三条」を「第四十三
条若しくは前条」に、「六分の一」を「百分の十四」
に改め、同条第三項中「前三条」を「第四十三
条」に、「四分の一」を「百分の二十五」に改める。
第四十五条の三第一項中「第四十三条から前条
まで」を「第四十三条、第四十五条若しくは前条」
に改める。

第四十五条の四第一項中「第四十三条から」を
「第四十三条、第四十五条から」に、「五分の二」を
「百分の三十二」に改め、同項第三号中「昭和五十
五年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一
日」に改める。

第四十六条第一項中「第四十三条から」を「第四
十三条、第四十五条から」に、「四分の一」を「百分
の二十」に、「三分の一」を「百分の二十七」に改め
る。

第四十七条第一項中「百分の百」を「百分の五十」
に、「百分の百五十」を「百分の七十五」に改め、同
条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和
五十七年三月三十一日」に改め、「法人税法の施
行地において」を削り、「百分の四十」を「百分の二
十」に改める。

第四十八条第一項中「五分の二」を「百分の三十
二」(同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設について
は、百分の四十)に改め、同項の表の第二号及び
第三号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五
十七年三月三十一日」に改め、同表の第四号を削
る。

第四十九条第一項中「第四十三条から」を「第四
十三条若しくは第四十五条から」に改め、同条第
二項中「百分の二十」を「百分の十六」に改める。
第五十条第一項中「第四十三条から第四十五
条まで」を「第四十三条若しくは第四十五条」に、「四
分の一」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「三
分の一」を「百分の二十七」に改める。

第五十一条第一項中「三分の一」を「百分の二十
七」に、「五分の一」を「百分の十六」に、「十分の一」
を「百分の八」に改め、同条第二項中「第四十

三条から」を「第四十三条、第四十五条から」に改
める。

第五十一条の二第二項中「第四十三条から」を
「第四十三条若しくは第四十五条から」に改める。
第五十二条第一項中「法人に対し」の下に「昭和
六十年三月三十一日まで」を加える。

第五十二条の二第二項中「第四十三条から」を
「第四十三条又は第四十五条から」に改め、同条第
二項中「三年」を「一年」に、「第四十三条から」を「第
四十三条又は第四十五条から」に改め、「第四十四
条又は」を削り、「以下この条」を「次項」に、「当該
不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事
業年度の直前の事業年度まで」を「当該事業年度
前」に改め、同条第三項中「第四十三条から」を「第
四十三条又は第四十五条から」に改める。

第五十二条の三第一項中「第四十三条から」を
「第四十三条又は第四十五条から」に改め、同条第
二項中「三年」を「一年」に改め、同条第三項中「第
四十四条又は」を削る。

第五十二条の四「五分の三」を「百分の六十八」
に改める。

第五十四条第一項中「十億円」を「五億円」に、「千
分の八・二」を「千分の六・六」に、「千分の十七」を
「千分の十三・六」に、「千分の十一・二」を「千分
の九」に、「千分の二十三」を「千分の十八・四」に
改め、同条第六項中「第一項に規定する」を「第一
項の規定の適用を受けた」に改める。

第五十五条第一項中「昭和五十五年三月三十一
日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改め、「特定
海外工事契約の相手方である特定法人その他これ
に準ずるものとして政令で定める特定法人の当該
株式等で当該契約に係る長期工事につき次項の規
定により海外投資等損失準備金を積み立てている
事業年度において取得したものを除く」を削り、
「第一号又は第二号」を「第一号から第四号まで」
に、「第三項第九号ハ」を「次項第十一号ハ」に、「同
表の第一号の上欄」を「同表の第一号又は第三号の
上欄」に、「同表の第二号の上欄」を「同表の第二号

又は第四号の上欄」に改め、同項の表の第一号中
「第四号から第七号まで」を「第三号又は第六号か
ら第九号まで」に、「百分の十五」を「百分の十二」
に改め、同表の第二号中「第五号又は第七号」を
「第四号、第七号又は第九号」に、「百分の十五」を
「百分の十二」に改め、同表の第七号を同表の第九
号に改める。

三 特定海外経済協力事業法人(第六号から第九
号まで)に掲げる法人に該当するものを除く。
四 特定海外経済協力投資法人(第七号又は第九
号に掲げる法人に該当するものを除く。)

第五十五条第二項を削り、同条第三項各号列記
以外の部分中「前二項」を「前項」に改め、同項第十
五号を削り、同項第十四号イ中「第一項の表の第
一号」を「前項の表の第一号又は第三号」に、「同
号」を「同表の第一号又は第三号」に改め、同号ロ
中「第一項の表の第二号」を「前項の表の第二号又
は第四号」に、「同号」を「同表の第二号又は第四
号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十
三号中「第一項」を「前項」に、「第四号」を「第六号」
に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号
中「第四号」を「第六号」に、「第一項」を「前項」に、
「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十四号
とし、同項第十一号中「第一項」を「前項」に、「第
三号」を「第五号」に改め、同号を同項第十三号と
し、同項第十号中「第十三号」を「第十五号」に、
「第一項に規定する」を「前項に規定する」に改め、
同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第一項」
を「前項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項
第八号中「第五号」を「第七号」に、「第四号」を「第
六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七
号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九
号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改
め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第
七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第
三号中「第十号及び第十三号」を「第十二号及び第
十五号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同

号とし、同表の第六号を同表の第八号とし、同表
第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を同表
の第七号とし、同表の第四号中「第六号」を「第八
号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第
三号を同表の第五号とし、同表の第二号の次に次
の二号を加える。

三 特定海外経済協力事業法人(第六号から第九 号まで)に掲げる法人に該当するものを除く。 四 特定海外経済協力投資法人(第七号又は第九 号に掲げる法人に該当するものを除く。)	三 特定海外経済協力事業法人(第六号から第九 号まで)に掲げる法人に該当するものを除く。 四 特定海外経済協力投資法人(第七号又は第九 号に掲げる法人に該当するものを除く。)
三 特定海外経済協力事業法人(第六号から第九 号まで)に掲げる法人に該当するものを除く。 四 特定海外経済協力投資法人(第七号又は第九 号に掲げる法人に該当するものを除く。)	三 特定海外経済協力事業法人(第六号から第九 号まで)に掲げる法人に該当するものを除く。 四 特定海外経済協力投資法人(第七号又は第九 号に掲げる法人に該当するものを除く。)

号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号
を加え、同項を同条第二項とする。

三 特定海外経済協力事業法人 第一号の特定
海外事業法人のうち、現に行っている事業が
日本国と当該特定海外事業法人の本店又は主
たる事務所の所在する国との間の経済協力の
推進に著しく寄与する事業に限られているも
のとして政令で定めるものをいう。

四 特定海外経済協力投資法人 第二号の特定
投資法人のうち、現に行っている事業が主と
して前号の特定海外経済協力事業法人(この
号に該当する他の法人を含む)に対する出資
又は長期の資金の貸付けの事業であるものと
して政令で定めるものをいう。

第五十五条第四項中「又は第二項」及び「又は特
定海外工事」を削り、同項を同条第三項とし、同
条第五項各号列記以外の部分中「又は第二項」を
削り、「第八号」を「第七号」に改め、同項第一号中
「第三項第十一号」を「第二項第十三号」に改め、同
項第二号中「第三項第十四号イ」を「第二項第十六
号イ」に改め、「第一号」の下に「若しくは第三号」
を、「第二号」の下に「若しくは第四号」を加え、同
項第三号イ中「第四号又は第五号」を「第六号又は
第七号」に、「百分の六十一・五」を「百分の七十」
に改め、同号ロ中「第六号又は第七号」を「第八号
又は第九号」に、「百分の八十五」を「百分の八十

二 地上権又は賃借権の設定（これらの権利の移転を含む。） 千分の八

三 所有権の移転 千分の十六

第八十二条第三項を削る。

第八十三條及び第八十四條を次のように改める。

第八十三條及び第八十四條 削除

第九十條の三第一項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第九十條の六第一項及び第九十條の七第一項中「昭和五十五年四月三十日」を「昭和五十八年四月三十日」に改める。

本則に次の一條を加える。

(離島航空路線の旅客運賃に係る通行税の税率の軽減)

第九十五條 離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃に係る通行税の税率は、通行税法第二條の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 前項に規定する離島航空路線とは、航空法第二條第十七項に規定する定期航空運送事業に係る路線(これに準ずるものを含む)のうち、離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二條第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の地域内の地点と当該離島の地域外の地点との間を結ぶもので政令で定めるものをいう。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四十一條の十五)を「第四十一條の十六」に改める部分に限る。、第四條に七項を加える改正規定及び第二章第六節に一條を加える改正規定 昭和五十八年一月一日

二 第二十九條、第二十九條の三及び第四十一條から第四十一條の七までの改正規定並びに附則第十一條から第十四條までの規定 昭和五十六年一月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二條 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十五年分以後の所得税については適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三條 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三條第一項又は第三條の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置)

第四條 新法第四條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条において「預入等」という。)をする同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用し、施行日前に預入等をされた旧法第四條の二第一項に規定する財産形成貯蓄については、なお従前の例による。

2 旧法第四條の二第一項に規定する勤労者が、施行日前に預入等をした同項に規定する財産形成貯蓄で新法の施行の際同条に規定する要件を満たすものを有する場合に、当該財産形成貯蓄については、その者が施行日において新法第四條の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

(配当所得に関する経過措置)

第五條 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八條の二第一項、第八條の三第一項及び第八條の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(特定の森林組合の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第六條 旧法第九條の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)

第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける旧法第九條に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めるもの(以下「施行日」という。)昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十五條第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「森林組合(清算中のものを除く。)」とあるのは「森林組合(清算中のものを除く。)」のうち租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第一号。以下「昭和五十五年改正法」という。)附則第六條第二項に規定する政令で定めるもの、と「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第四條第二項」とあるのは「森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七條 新法第十一條第一項の表の第一号から第七号までの規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第一号から第七号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十一條第一項の表の第八号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度

化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十一條第一項の表の第八号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第十二條から第十三條の二まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十二條第一項中「前条」とあるのは「前条又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第一号。以下「昭和五十五年改正法」という。)附則第七條第三項」と、新法第十二條の二第一項中「又は前条」とあるのは「前条又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、同条第二項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十二條の三第一項中「前三條」とあるのは「前三條又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十三條第一項中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは「第十四條から第十六條まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十三條の二第一項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは「次条から第十六條まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十六條第一項中「第十二條の三まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」とあるのは「第十二條の三まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第十六條の二第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで又は昭和五十五年改正法附則第七條第三項」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十六條まで」とあるのは「第十六條まで並びに昭和五十五年改正法附則

「区分」し、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額にその年において事業を営んでいた期間内のうち昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数（以下この項において「その年の月数」という。）で除して計算した金額の千分の十七に相当する金額と当該

取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十三・六に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の二十三に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十八・四に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数とする。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第九条 個人の昭和五十五年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八(次項第三号)とあるのは「昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)

第十条 旧法第二十八条の五第一項に規定する認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた同項に規定する純損失の金額については、なお従前の例による。

(給与所得者等が住宅等の譲渡を受けた場合の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 旧法第二十九条第一項に規定する給与所得者等が、昭和五十五年十二月三十一日まで、同項に規定する使用者の所有する同項に規定する住宅等を使用人である地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益にについては、なお従前の例による。

(恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得の源泉徴収の特例に関する経過措置)

第十二条 居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第二十九条の三に規定する恩給に係る所得税法第八十三条第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに同法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十一条第一項並びに新法第四十一条の二第一項及び第二項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十六年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同項分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十五年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同項分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 居住者が、昭和五十四年分又は昭和五十五年分の所得税について旧法第四十一条第一項又は旧法第四十一条の二第一項及び第二項の規定の適用を受ける場合におけるその者の昭和五十六年分又は昭和五十七年分の所得税については、旧法第四十一条第一項中「所得税の額」とあるのは「うち、その年分の所得税に係るその年の所得税法第二十一条第三十号の合計所得金額(次条において「合計所得金額」という。)が八百

万円以下である年分については、その年分の所得税の額」と、旧法第四十一条の二第一項中「受けようとする旨」とあるのは「受けようとする旨、その年の合計所得金額の見積額」と、同条第二項中「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない」とし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が八百万円を超えるときは提出することができないものとする」として、旧法第四十一条第一項並びに旧法第四十一条の二第一項及び第二項の規定の例による。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十四条 昭和五十五年十二月三十一日までに締結した旧法第四十一条の三第一項に規定する住宅貯蓄契約に係る同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第十五条 昭和五十五年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の三に規定する割引債に係る所得税については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十六条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十七条 新法第四十三条第一項の表の第一号から第八号までの規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第八号まで

に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化事業計画又は振興計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する認定を受けた高度化事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四、第四十五条から第四十六条まで、第四十九条から第五十一条の二まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「若しくは第五十一条の二」とあるのは、「第五十一条の二若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五条第一項中「又は同条の規定」とあるのは「若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項又はこれらの規定」と、新法第四十五条の二第一項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、同条第三項中「若しくは第一項」とあるのは、「第一項若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五条の三第一項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十五条の四第一項及び第四十六条第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは昭和五十五年改正法附則第十七条第三項」と、新法第四十九条第一項中「若しくは第四十五条」と、新法第四十九条

条の三まで」とあるのは、第四十五條から第四十五條の三まで若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第五十條第一項中「若しくは第四十五條」とあるのは、「第四十五條若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第五十一條第二項中「若しくは第四十五條から第四十九條まで」とあるのは、「第四十七條から第四十九條まで」とあるのは、「第四十七條から第四十九條まで若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第五十一條第二項中「若しくは第四十五條から前条まで」とあるのは、「第四十五條から前条まで若しくは昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三中「又は第四十五條から第五十一條まで」とあるのは、「第四十五條から第五十一條まで又は昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、「第四十五條の四から第四十九條まで」とあるのは、「第四十五條の四から第四十九條まで又は昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」と、新法第六十四條第六項(新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、新法第六十五條の七第七項(新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。)、及び新法第六十七條の四第六項中「及び第四十七條から第五十一條まで」とあるのは、「第四十七條から第五十一條まで及び昭和五十五年改正法附則第十七條第三項」とする。

5

新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五條第一項の表の第四号又は第五号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第四号中

「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第五号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

6 新法第四十五條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五條の二第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7

新法第四十五條の四第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小企業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十五條の四第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小企業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年二月二十八日までの間に新法第四十五條の四第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小企業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の三十二」とあるのは、「五分の二」とする。

8

新法第四十六條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧

法第四十六條第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

9

新法第四十七條の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

10

新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する特定備蓄施設等(次項に定める資産を除く。)については、なお従前の例による。

11

旧法第四十八條第一項の表の第四号に掲げる法人が施行日前に自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条第二号の規定による免許を受けた同法第二条第三項に規定する一般自動車ターミナルにつき施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に同法第六條第二項に規定する認可を受けた場合における当該認可に係る工事の施行により取得又は建設をする旧法第四十八條第一項の表の第四号に掲げる資産については、なお従前の例による。

12

新法第四十九條第二項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第四十九條第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

13

新法第五十條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得(改良を含む。)又は建設をする同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十條第一項に規定する構築物については、なお従前の例による。

14 新法第五十條第二項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧法第五十條第二項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

15

新法第五十一條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定組合が新法第五十六條の二第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一條第一項に規定する特定組合が旧法第五十六條の二第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

16

新法第五十二條の二第二項の規定は、施行日以後に開始する各事業年度において生ずる同項に規定する特別償却限度額に係る不足額について適用し、施行日前に開始した各事業年度において生じた旧法第五十二條の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において生ずる新法第五十二條の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「二年」とする。

17

新法第五十二條の三第二項の規定は、施行日以後に開始する各事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合について適用し、施行日前に開始した各事業年度において旧法第五十二條の三第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たなかった場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において新法第五十二條の三第一項の規定によ

(法人の準備金に関する経過措置)

終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・二（当該事業年度終了の時に於いて資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項において「中小法人」という。）については、千分の十七

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

当該事業年度終了の時間において資本の金額又は出資金額が五億円を超え、かつ、十億円以下である法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧法第五十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十五年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

前項の規定により積み立てられた旧法第五十四條第一項の中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

4 新法第五十五条及び第五十六条の規定は、法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等並びに施行日前に締結した旧法第五十五条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げの場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

6 新法第五十六条の四第一項の規定は、施行

新法第五十六條の五第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められるる工事に係る発電設備支出金額（同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六條の五第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

新法第五十六條の六第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額（同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六條の大第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9 新法第五十六條の七第一項に規定する法人で、施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六條の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六條の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十三万六千円」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除）
第十九条 新法第五十八条の規定は、法人の施行以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税について

は、おな従前の例による。この場合において

法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八（次項第三号）」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。）に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

（合併の場合の課税の特例に関する経過措置）
第二十条 旧法第六十六条第一項第一号の森林組合で施行日前に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求めたものが、当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條第一項第二号に規定する中小漁業者が施行日前に漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第五條第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条第一項第三号に規定する法人
で施行日前に同号に規定する認定を受けたもの
が合併をする場合における法人税については、
なお従前の例による。

るものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定より同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六条及び第六十六条の二の

定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六条第一項第一号中「森林組合」とあるのは「森林組合のうち昭和五十五年改正法附則第二十條第四項に規定する政令で定めるもの」と、「森林組合合併助成法第四條第二項」とあるのは「森林組合合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該」とする。

5 旧法第六十六條第一項第二号に規定する中小漁業者で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に漁業再建整備特別措置法第五條第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、同号中「昭和五十五年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者(昭和五十五年改正法附則第二十條第五項に規定する政令で定めるものに限る。)」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」として、旧法第六十六條の規定の例による。

6 旧法第六十六條第一項第三号に規定する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けて合併する場合における法人税については、同号中「卸売の業務を行う法人で、」とあるのは「卸売の業務を行う法人で、昭和五十五年改正法附則第二十條第六項に規定する政令で定めるもののうち」と、「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「同法」とあるのは「卸売市場法」として、同条の規定の例による。

7 第四項の規定の適用がある場合における新法第六十一條及び第六十三條の規定の適用については、新法第六十一條第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度(当該法人が昭和五十五年改正法附則第二十條第四項の規定によりなおその効

力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、新法第六十三條第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併(昭和五十五年改正法附則第二十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」により」とする。

8 第五項又は第六項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併(昭和五十五年改正法附則第二十條第五項又は第六項の規定の適用を受けるものを除く。)」により」とする。

(現物出資した場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十一條 旧法第六十六條の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條の三第二号に規定する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従つて現物出資する場合には、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(昭和五十五年改正法附則第二十一條第三項に規定する

政令で定めるものに限る。)」と、「同法第四條第一項」とあるのは「中小企業近代化促進法第四條第一項」として、同条の規定の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第四項中「第六十六條の三」とあるのは、「第六十六條の三(昭和五十五年改正法附則第二十一條第三項を含む。)」とする。

(認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)

第二十二條 旧法第六十八條の二各号に掲げる法人の当該各号に掲げる各事業年度において生じた同条に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

(相続税の特例に関する経過措置)

第二十三條 新法第七十條の七の規定は、施行日以後にする相続税法(昭和五十五年法律第七十三號)第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十條の七第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上で十分の五未満であるものがある場合には、税務署長は、施行日以後に納期限が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初の期間に納期限(施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。)までに政令で定めるところによりされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同条第一項の規定に準じて当該分納税額を変更することができ

る。

3 前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新法第七十條の七第四項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。

4 施行日前に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得した旧法第七十一條第一項に規定する国債、地方債若しくは社債(以下この項において「借換国債等」という。)に係る相続税又は施行日において借換国債等を有する者から相続若しくは遺贈により取得した当該借換国債等に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十四條 旧法第七十五條の二に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日前に新築し、又は取得した同条に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第七十六條に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する交換により取得する同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條に規定する交換により取得した同条に規定する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税につ

いて適用し、施行日前に旧法第七十七条の三に規定する法人が買入れ又は借受けをした同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得するこれらの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらの規定に規定する農用地等又は準農地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八条に規定す

る交換により取得した林野の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十二」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号）次号において「昭和五十二年改正法」というの施行の日から施行日の前日までの間に取得した土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日まで の期間	千分の九
二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十二年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日まで の期間	千分の六
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が施行日前に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日から昭和五十七年三月三十一日まで の期間	千分の九
四 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号）次号において「昭和五十四年改正法」というの施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日から昭和五十六年三月三十一日まで の期間	千分の九
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十四年改正法の施行の前日に取得した土地	施行日から昭和五十六年三月三十一日まで の期間	千分の六

8 新法第七十八条の四第三項第二号の規定は、林業信用基金が施行日以後に同号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の四第三項第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受けた当該登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法第八十一条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を受ける森林組合が、合併をする場合における当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十一条の二第二項に規定する認定を受けた森林組合が、合併をした場合における当該合併により取得した不動産についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十二条第一項に規定する会社が施行日前に行つた資本の増加又は施行日前に取得した同項第二号に規定する土地若しくは家屋に関する同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十四条に規定する会社が施行日前に行つた同条に規定する資本の増加についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（通行政の特例に関する経過措置）
第二十五条 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、

施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一條第一項の表以外の部分中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項の表中「昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度」「百分の三十」及び「百分の十二」を削る。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五條第十四項を第十五項とし、第六項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十五号）による改正後の租税特別措置法（以下この項、附則第十四條第六項及び第十八條第六項において「昭和五十五年新法」という。）第十二條から第十二條の三までの規定の適用については、昭和五十五年新法第十二條第一項中「前条」とあるのは、「前条（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号）第十二條の二及び第十三條の三において「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第二項を含む。」と、昭和五十五年新法第十二條の二第一項及び第二項中「第十一條」とあるのは、「第十一條（昭和五十四年改正法附則第五條第二項を含む。）」と、昭和

昭和五十五年三月三十一日 参議院會議録第八号(その二) 租税特別措置法の一部を改正する法律案

六三四

和五十五年新法第十二条の第三項中「前三条」とあるのは「第十一(昭和五十五年改正法附則第五項第二項を含む)、第十二条及び第十三条の二」とする。

附則第十四条第十五項を第十六項とし、第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第四十二条の四、第四十五条及び第四十五条の二の規定の適用については、昭和五十五年新法第四十二条の四第一項中「(次条)とあるのは(次条(租税特別措置法及び国庫収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一号、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項、第六十一条第一項及び第六十三条第一項、第四十四号において昭和五十二年改正法という。))附則第十四条第二項を含む。))と、昭和五十五年新法第四十五条第一項及び第四十五条の二第一項中「第四十三」とあるのは「第四十三(昭和五十二年改正法附則第十四条第二項を含む。))とする。

附則第十八条に次の一項を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、昭和五十五年新法第六十一条第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度(当該法人が昭和五十二年改正法附則第十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十二年改正法第一一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項第六号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度に該当する事業年度を除く。))と、昭和五十五年新法第六十三条第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併(昭和五十二年改正法附則第十八条第四項の規定の適用を受けるものを除く。))により」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

うに改正する。

附則第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項、附則第十六条第三項及び第二十条第四項において「昭和五十五年新法」という。第十二条から第十二条の三までの規定の適用については、昭和五十五年新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号、第十二条の二及び第十二条の三において昭和五十四年改正法という。))附則第六条第一項を含む。))と、昭和五十五年新法第十二条の二第一項及び第二項中「第十一」とあるのは「第十一(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))と、昭和五十五年新法第十二条の三第一項中「前三条」とあるのは「第十一(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))、第十二条及び第十二条の二」とする。

附則第十六条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第四十二条の四、第四十五条及び第四十五条の二の規定の適用については、昭和五十五年新法第四十二条の四第一項中「(次条)とあるのは(次条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項及び第三項並びに第六十三条第一項、第四号において「昭和五十四年改正法」という。))附則第十六条第一項を含む。))と、昭和五十五年新法第四十五条第一項並びに第四十五条の二第一項及び第三項中「第四十三」とあるのは「第四十三(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。))とする。

附則第二十條に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第六十三条の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは、「合併(昭和五十四年改正法附則第二十條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。))により」とする。

(租税特別措置法及び国庫収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 附則第二十七条の規定による改正後の租税特別措置法及び国庫収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(以下この条において「改正後の昭和五十二年改正法」という。))附則第五項第六項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合に適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十二年改正法附則第十四条第六項の規定は、法人が施行日以後に同条第二項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合に適用し、法人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の昭和五十二年改正法附則第十八条第六項の規定は、法人が施行日以後に同条第四項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 附則第二十八条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(以下この条において「改正後の昭和五十四年改正法」という。))附則第六条第三項の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合に適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。第四項において同じ。)をした改正後の昭和五十四年改正法附則第六条第四項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

た場合については、なお従前の例による。

3 改正後の昭和五十四年改正法附則第十六条第三項の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合に適用し、法人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に取得等をした改正後の昭和五十四年改正法附則第十六条第四項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十条第四項の規定は、法人が施行日以後に同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同条第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第三十一条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「法人税又は」を削る。

(卸売市場法の一部改正)

第三十二条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「租税特別措置法」の下に「(昭和五十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条第二項とする。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第三十三条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「租税特別措置法第五十五条第三項第一号」を「租税特別措置法第五十五条第二項第一号」に改める。

第二十一條第一項中「第六十六條」を削る。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正)

第三十四条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

(定価一部
九九〇円)
発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三三 四二六
107